

平成18年第5回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	20	水	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情		行財政改革対策調査特別委員会 （議会制度活性化小委員会）	
	21	木	休 会			
	22	金	休 会			
	23	土	休 会			
	24	日	休 会			
	25	月	本会議 ・一般質問			
	26	火	本会議 ・一般質問		豪雨災害対策調査特別委員会	
	27	水	本会議 ・一括質疑 常任委員会			
	28	木	常任委員会（建設経済）		家畜市場再編対策調査特別委員会	
	29	金	休 会			
	30	土	休 会			
10.	1	日	休 会			
	2	月	休 会			
	3	火	休 会			
	4	水	議会運営委員会		議会全員協議会 議会広報特別委員会	
	5	木	休 会		建設経済常任委員会 （所管事務調査） 家畜市場再編対策調査特別委員会	
	6	金	本会議（最終日） ・常任委員会委員長報告 ・議案審議 ・継続審査・調査 ・閉 会			

平成18年第5回さつま町定例会審議結果

開会 平成18年 9月20日

閉会 平成18年10月 6日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案99	専決処分の承認を求めることについて（平成18年度さつま町一般会計補正予算（第4号））	18.09.20	18.09.20	承認	
100	さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について	〃	18.10.06	原案可決	文教
101	さつま町国民健康保険条例の一部改正について	〃	18.09.20	〃	
102	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	18.10.06	〃	建設
103	さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について	〃	〃	〃	総務
104	平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	〃	〃	〃	3 常任
105	平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	文教
106	平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	文教
107	平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	建設
108	平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	建設
109	土地改良事業の施行について	〃	〃	可決	建設
110	川薩地区介護保険組合の解散について	〃	〃	〃	文教
111	川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について	〃	〃	〃	〃
112	平成18年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	18.10.06	〃	原案可決	
113	平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について	〃			予算
114	平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃			〃
115	平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃			〃

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
陳情 5	全天候型ゲートボール場建設について	18. 09. 20	18. 10. 06	不 採 択	文 教
7	「非核・平和都市宣言」について	〃	18. 10. 06	採 択	総 務
9	泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書	〃			建 設
	閉会中の継続審査・調査について			決 定	

平成18年第5回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月20日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第99号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度さつま町一般会計補正予算（第4号））	5
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第101号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	9
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第100号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について	1 1
（提案説明）	
議案第102号 さつま町水道事業条例の一部改正について	1 1
（提案説明）	
議案第103号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について	1 1
（提案説明）	
議案第104号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	1 1
（提案説明）	
議案第105号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 1
（提案説明）	
議案第106号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 1
（提案説明）	
議案第107号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）	1 1
（提案説明）	
議案第108号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	1 1
（提案説明）	
議案第109号 土地改良事業の施行について	1 1
（提案説明）	
議案第110号 川薩地区介護保険組合の解散について	1 1
（提案説明）	

議案第 1 1 1 号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について	1 1
(提案説明)	
陳情について	1 4
散 会	1 4

○ 9 月 2 5 日 (第 2 日)

一般質問表	1 5
会議を開催した年月日及び場所	1 7
出欠席議員氏名	1 7
出席事務局職員	1 7
出席説明員氏名	1 7
本日の会議に付した事件	1 8
開 議	1 9
一 般 質 問	1 9
日高 政勝議員	1 9
豪雨災害について	
柏木 幸平議員	3 1
豪雨災害について	
宮之脇金次郎議員	4 0
実質公債費比率について	
団塊世代の U・I ターン対策について	
中尾 正男議員	4 6
防災対策と被災者の支援策について	
職員採用について	
川口 憲男議員	5 5
防災システムの見直しについて	
高嶺実樹雄議員	6 5
災害対策本部のあり方について	
延 会	7 4

○ 9 月 2 6 日 (第 3 日)

一般質問表	7 5
会議を開催した年月日及び場所	7 8
出欠席議員氏名	7 8
出席事務局職員	7 8
出席説明員氏名	7 8
本日の会議に付した事件	7 9
開 議	8 0
一 般 質 問	8 0
市来 修議員	8 0
豪雨災害で被害を被った商工業者への支援について	
平田 昇議員	8 6

本町の再興を願って質す	
米丸 文武議員	9 6
豪雨災害復旧について	
岩元 涼一議員	1 0 1
少子化、定住対策について	
平八重光輝議員	1 1 0
飲酒運転の防止について	
諸行事の今後の開催について	
麥田 博稔議員	1 1 6
総合事務所の再編について	
警察の再編について	
交通対策について	
観光行政について	
散 会	1 2 9

○9月27日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	1 3 1
出欠席議員氏名	1 3 1
出席事務局職員	1 3 1
出席説明員氏名	1 3 1
本日の会議に付した事件	1 3 2
議案付託表	1 3 3
開 議	1 3 5
議案第100号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について	1 3 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第102号 さつま町水道事業条例の一部改正について	1 3 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第103号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について	1 3 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第104号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	1 3 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第105号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 3 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第106号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 3 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第107号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）	1 3 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第108号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	1 3 5
（一括質疑・委員会付託）	
議案第109号 土地改良事業の施行について	1 3 5
（一括質疑・委員会付託）	

議案第 1 1 0 号 川薩地区介護保険組合の解散について	1 3 5
(一括質疑・委員会付託)	
議案第 1 1 1 号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について	1 3 5
(一括質疑・委員会付託)	
散 会	1 5 1

○ 1 0 月 6 日 (第 5 日)

会議を開催した年月日及び場所	1 5 3
出欠席議員氏名	1 5 3
出席事務局職員	1 5 3
出席説明員氏名	1 5 3
本日の会議に付した事件	1 5 4
開 議	1 5 5
議案第 1 0 0 号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 0 2 号 さつま町水道事業条例の一部改正について	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 0 3 号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 0 4 号 平成 1 8 年度さつま町一般会計補正予算 (第 5 号)	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 0 5 号 平成 1 8 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 0 6 号 平成 1 8 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 0 7 号 平成 1 8 年度さつま町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 0 8 号 平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 0 9 号 土地改良事業の施行について	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 1 0 号 川薩地区介護保険組合の解散について	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 1 1 号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について	1 5 5
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 1 2 号 平成 1 8 年度さつま町一般会計補正予算 (第 6 号)	1 6 1
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第 1 1 3 号 平成 1 7 年度さつま町歳入歳出決算の認定について	1 6 8
(提案説明・質疑・委員会付託)	
議案第 1 1 4 号 平成 1 7 年度さつま町水道事業会計決算の認定について	1 6 8
(提案説明・質疑・委員会付託)	

議案第 115 号 平成 17 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について ……	168
(提案説明・質疑・委員会付託)	
陳情第 5 号 全天候型ゲートボール場建設について ……	173
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第 7 号 非核・平和都市宣言について ……	175
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
閉会中の継続審査・調査について ……	176
(決定)	
閉 会 ……	176

平成18年第5回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成18年9月20日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 氣 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	永 田 清 信 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	日當瀬 修 二 君
鶴田総合支所長	長 福 節 治 君	水道課 長	楠木園 建 雄 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君	建設課 長	前 囿 義 広 君
福祉課 長	福 永 城 君	耕地林業課長	脇黒丸 猛 君
健康増進課長	中 村 政 己 君	環境課 長	桑 園 憲 一 君
消 防 長	田 上 泉 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
税 務 課 長	下 市 真 義 君		
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 99 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号））
- 第 6 議案第 101 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 7 議案第 100 号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について
- 第 8 議案第 102 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 9 議案第 103 号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について
- 第 10 議案第 104 号 平成 18 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 11 議案第 105 号 平成 18 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 12 議案第 106 号 平成 18 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 13 議案第 107 号 平成 18 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 14 議案第 108 号 平成 18 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 15 議案第 109 号 土地改良事業の施行について
- 第 16 議案第 110 号 川薩地区介護保険組合の解散について
- 第 17 議案第 111 号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について
- 第 18 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

皆さんおはようございます。ただいまから平成18年第5回さつま町議会定例会を開会します。
教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、肥後紀康議員及び9番、平八重光輝議員を指名します。

△日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月6日までの17日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月6日までの17日間に決定しました。

△日程第3 「諸般の報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては印刷してお配りしてあります。御了承願います。
次に、監査委員から定期監査並びに月例出納検査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 「行政報告」

○議長（濱田 等議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところでございますが、今回の豪雨災害関係についての要望活動並びに被災地区住民説明会について、補足して御説明を申し上げたいと思

います。

7月22日の豪雨災害後、これまで関係機関・団体に対し、川内川整備促進期成会等による合同の要望や町単独による要望を行ってきたところであります。この中でも、特に9月4日、5日及び15日の要望活動について、御説明を申し上げますが、今回の町単独による要望は、町執行部7名及び議会6名並びに住民代表2名の15名で行ってきたところであります。

まず、4日に九州地方整備局の河川部長以下8名の幹部に対し、激甚災害の指定、河川激特事業の採択、川内川水系の抜本的改修、洪水期間中の防災ダムとしての特化、防災対策に係る体制の整備及びダムへのアクセス道路の復旧などの要望を行ったところであります。意見交換の中では、川内川の改修関係については、最大限の努力をするとの回答を得たところであります。

翌5日には、地元選出国會議員の宮路先生、野村先生及び加治屋先生にも、大臣への要望は御同行いただきながら、経済産業省の資源エネルギー庁次官及び電力・ガス部長に、内閣府関係では、杓掛大臣、嘉数副大臣、同事務次官及び政策統括官に、財務省関係では、事務次官、主計局長及び同官房長官に、国土交通省関係では、北側大臣、河川局長及び次長に対し、先の要望内容について強く要望いたしたところであります。

この中でも、資源エネルギー庁では、「洪水期間中の防災ダムとしての特化」について関係法規の改正と所要の整備をお願いしたところでありまして、また内閣府、財務省及び国土交通省では、早期の激甚災害指定、激特事業の採択及び川内川の抜本的改修など、特に強くお願いしたところであります。

さらには、参議院災害対策特別委員会の傍聴の機会を得ることができ、加治屋先生をはじめとした委員の質問に対し、豪雨災害後の早期復旧、復興対策などに積極的に取り組んでいきたいとの答弁もありました。

今回の要望後、御承知のとおり、今月9月8日には、「激甚災害の指定」について閣議決定がなされたところであり、激特事業の採択についても来月初めごろには決定される見通しであるとの回答を得ているところであります。

次に、9月15日の電源開発株式会社西日本支店南九州電力所への要望についてであります。

これについては、鶴田ダムの洪水期間中の防災ダムとしての特化について要望したもので、治水機能の強化を図る観点から、少なくとも河川改修工事等が実施され、住民生活の安全が確保されるまでの期間においては、防災ダムとして、特化してもらいたいというものであります。

当所としては、上部へ報告はしていくが、国策としての部分もあるということで、明言は避けられたところであります。

次に、9月2日、12日及び13日に開催いたしました被災地区の住民説明会についてであります。

この説明会は、今回の豪雨災害で浸水被害を受けた虎居・屋地地区、柏原地区、湯田及び山崎・二渡地区の4カ所で開催したもので、川内川河川事務所長及び鶴田ダム管理所長から、今回の災害に関して説明を受けながら、地区住民の意見をお聴きいたしたものであります。

この中では、いずれの会場からも「今回の災害はダム放流が原因である」とか「ダムの洪水調節に対する不満」や「昭和47年の水害以来、一向に進んでいない川内川の抜本的な改修の遅れ」「避難誘導に対する情報伝達のあり方」など、厳しい御意見もいただいたところでありまして、今後、復興作業を進める中でも、これらは大きな課題としてとらえているところであります。

今後、復興作業を進める中では、随時、住民の方々の御意見を聴きながら、御理解と御協力を得る必要がございますので、今後も必要に応じ、このような説明会を実施していく必要があると考えております。

これまでの要望で一通り要望活動を終えたところでありますが、これからもハード面での要望に加え、生活再建支援制度や商工業者及び農業者への支援制度のソフト面での問題点などについても、さらに関係機関に対し要望していく考えであります。

以上、今までの要望活動等について簡単に御報告申し上げましたが、被災地区にあっては、徐々にではありますが、家屋の復旧等も進んでおります。しかしながら、まだまだ時間も費用もかかるものと思っており、被災住民の方々の心労も絶えないものと思っております。一日でも早く、被災された住民の不安と生活安全の確保が図られるように、引き続き関係機関に強く要請しながら、今後の復旧・復興作業を進めていく所存でありますので、改めて議員各位の絶大なる御協力をお願いするものであります。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第５ 「議案第９９号 専決処分の承認を求めることについて（平成１８年度さつま町一般会計補正予算（第４号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第５「議案第９９号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第９９号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、平成１８年７月、鹿児島県北部豪雨災害によりまして、平成１８年度さつま町一般会計予算の災害救助費等に要する経費の補正に急施を要したものであります。地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したので、同条第３項の規定により議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂清一君）

「専決第６号 平成１８年度さつま町一般会計補正予算（第４号）」について、内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第９９号については、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

御異議なしと認めます。したがって、議案第９９号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第９９号について、質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

10ページ、3款1項2目老人福祉費、先ほどの説明で、湯田の福祉施設というんですか、あれの泉源の復興という話があったんですが、私も先般お聞きしたんですけれども、もう災害があってから2カ月なんです。いぬまき荘も指定管理者に移行しまして、いわば営業努力というんですか、それを非常にされてます。これで、温泉が出ないということで、キャンセルもあったし、それから予約が入っても、温泉が出ないんですけどちゅうと、結局、それではまた次の機会にといつて、相当苦慮されてます。できるだけ早くこういう専決ができるんだから、もう2カ月になりますので、してほしかったと。

それから、先般、ほのぼの苑にもちょっと行ったんですけれども、あそこも今、温泉がないから、自分でお湯を沸かしてされてるんです。水を沸かして。それで、経費を聞きますと、月10万円ぐらい要ると。もう2カ月ですから、20万円です。民間委託、あそこは移譲ですけども、その前は税金でしますけど、個人に売ったり、温泉があるということで、立志とか立翔会も受けたと。高齢者の方も、やはりお湯を沸かしたのと、温泉では全然違うので、できるだけ早く復興をとというようなことを言われてるんですけれども、いつごろのメドになるのか。その辺の見込みをお知らせ願いたいというふうに思います。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

ただいまの御質問でございますが、町老人福祉センターいぬまき荘の泉源施設がこのたびの豪雨災害によりまして水没いたしまして、取水ポンプ等が故障いたしまして、いぬまき荘の温泉サービス、それから養護老人ホームへの分湯を停止している状況でございます。

施設につきましては、行ってみまして、若干びっくりしたんですが、47年の湯田の流出の災害時の当時のままの施設の位置にございまして、その後、湯田の温泉街がかさ上げになってるんですが、ですので、その施設は、福田荘の前にありまして、あの道路の位置から約4メートルぐらい地下のほうに旧の泉源施設を設置してありまして、それらが全部水没したということです。

それで、湧水等も相当多くございまして、すべてが道路位置ぐらいまで冠水していたものが、水がなかなか引かなくて、確認ができなかったということが若干遅れた理由でございます。

その後、業者のほうにお願いしまして、見ていただきまして、修繕等の見積もり等いただきまして、今回こうして専決ということで行っているわけなんですけども、現在、水道課のほうとの連携をとりながら、できるだけ早急に復旧するように対処したいというふうにして進めているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

財政課長に伺いますけれども、災害救助費の中の一般財源持ち出しが300万円程度あるんですが、災害救助費については、私の勘違いだったか、国県の100分の1支出ではないかと思っておりますが、ここあたりのところについて、説明をしていただきたいと思います。

○福祉課長（福永 城君）

一般財源につきましては、避難所の給食センターの光熱水費をこの国庫支出金のほうでみてありません。

それと、あと役務費の通信運搬費30万8,000円、それからクリーニング料の53万9,000円をみてございません。

それと、避難所の炊き出しにつきましては、1日一人1,010円ということになっておりますので、これに外れる分については一般財源でみてあるところです。

それから、生活必需品についても、基準がございますので、９００万円をみて、あと８７万円は一般財源でみているところであります。

以上です。

○中尾 正男議員

基準外の分については了解いたしますが、「みてございません」という発言が、表現があったんですが、これは当然みれないのか、そのところ、確認しておきたいと思います。

○福祉課長（福永 城君）

一般財源で処理をするということで、対象外になっているものでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。米丸議員。

○米丸 文武議員

１１ページの３款民生費の中で、災害救助費の補正８，４６０万円の中で、先ほどの説明が、工事請負費の中の被災住宅応急修理工事が半壊等の修理というようなことで６，７４７万円計上されておるわけでございますが、これの件数、対象になった分の件数がどれぐらいあったものかどうか。それから、これに対して、県のほうからどれぐらいの補助というんですか、助成があったものか、それをお知らせいただきたいと思います。

○福祉課長（福永 城君）

被災住宅の応急修理の工事費の６，７４７万円でございますが、これにつきましては、半壊世帯の１３０戸分を計上しているところでございます。まだ、県のほうからは、一応、いま建設課の協力をいただきながら、修理等しているところでございますが、まだ収入については、まだ何も申請をしているところではございません。収入につきましては。半壊で１３０戸の分を計上しているところです。

○米丸 文武議員

申請をしていないというようなことでございますが、災害は、７月２６日の新聞でも県のほうでは、こういうようなものに対しても救済をなさいと。申請なさいというようなことが出てきておるわけで、これに対してどれぐらいの県のほうから、じゃあこれを全部県がみてくれるのかどうか、町がまた一部なりとも負担せないかんのか。そこ辺のところを、しっかり示してもらわれないかんとやないかなあというふうに思うんですが。

○福祉課長（福永 城君）

被災住宅の応急修理工事につきましては全額、国県の補助金で賄えるということです。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

専決でそれぞれ大きな予算を出してあるわけでございますけれども、職員の時間外手当も多額に組んであるわけでございますけれども、それぞれ県内外から多くのボランティアの皆さん方も加勢をもらったわけでございますけれども、職員に対するこういう時間外手当の、今回の支払い基準ちゅうのの中身を教えてくださいたいと思っております。

それと、もう１点は、１２ページの環境衛生費の中での消毒器借上料でございますけれども、それぞれ議員の中で、自分の機械等も出しながら、ボランティアで頑張ったわけでございますけれども、この借上料の関係が、消毒の関係、どういう形の中でこういう２２万５，０００円を組んであるのか。ここあたりの説明をお願い申し上げます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

時間外につきましては、ごみ処理施設の土日の出勤を除きましては、災害関係では、100名の補助事業の中で対応をしているところでございます。その他、一般の職員につきましては、この専決処分の予算書には入っておりません。9月の一般会計補正予算の中でお願いをするということにしております。

○環境課長（桑園 憲一君）

12ページの環境衛生費の使用料及び賃借料の22万5,000円、消毒器の借上料なんですが、これにつきましては、議員の皆さんあるいは役場の職員の機械等もお借りして、消毒をさせていただきます。大変お世話になったところです。

この中には、また業者のほうからも借り上げた機械等がございますので、そういう分も含めまして、一応借上料をここに計上したところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

10款5項4目公民館等の管理費ということで、虎居地区公民館の備品購入が上がってるんですが、先般、台風が来たときに、工芸センターをというようなことになっているんですが、それで、先の洪水では、大変な被害を受けたんですけれども、やはり虎居地区の方が早急にしてやらないと、台風のときに工芸センターまでというのは、非常に大変だと思うんです。ただ二重に金を使うという意見もありますけれども、やはりできるだけ住民生活を安定させるためには、あそこで今まで過去何年もよかったわけですから、せないかと。

それから、工芸センターまで避難させるのに、どのようにされているのか。ちなみに私たちの公民館では、放送をして、行けない方は公民館長に連絡をしてくれと。自分たちで役員が手分けして避難所まで連れて行きますからというようなこともしてるんですけれども、そのような対策はどのようにとられてるのか、お伺いしておきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

虎居地区の皆さんには、臨時的な措置ということで、大変恐縮しているところなんですが、公民館が復旧すれば、その災害の状態によっては、虎居地区公民館にまた避難所としてお願いをしたいと思っております。

ただ、今の現状では、ひとり暮らしでありますとか、体の不自由な方々の移動につきましては、消防長と協議をしながら、消防団の方に協力をいただいて、その避難所に移動させていただくということで対応しております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「議案第99号 専決処分を求めることについて」を採決します。

お諮りします。ただいまの「議案第99号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第99号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認されました。

△日程第6 「議案第101号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」

○議長（濱田 等議員）

日程第6「議案第101号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第101号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

これは、医療保険制度改革及び税制改革に係る国民健康保険制度の見直しによりまして、一定以上の所得者について一部負担金率を引き上げるとともに、出産育児一時金の支給額を引き上げようとするものであります。

内容につきましては、健康増進課長に説明させますのでよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○健康増進課長（中村 政己君）

議案集の101の1ページをお開きいただきたいと思います。「議案第101号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第101号については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第101号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第101号について質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

6条関係についてお伺いします。30万円を35万円になるんですけれども、国の政策が子育て支援というようなことで、いろいろ変わってくるんですが、前の児童手当なんかについても、後で交付税措置をすとか言って、いろいろ未就学児までだったのが小学校3年生までとかなってきてます。この財源についてどのようになっていくのか、30万円を35万円にして、その会計の中で賄わないかんのか、国が交付税である程度みてる、そういう何かの措置があるのか、わかってればお知らせ願いたいと思います。

○健康増進課長（中村 政己君）

交付税措置はございません。ただ、補助制度はございますので。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○**麥田 博稔議員**

補助制度があるということですがけれども、大体150名から170名ぐらいです、年間。町内で子供が生まれるのは、5万円上がったときに、750万円ぐらいですか。増えるんですが、そのうちの幾らぐらいが補助で出てくるのか、わかってたらお知らせを願いたいんですがけれども。持ち出しが丸々ならなければいいんですがけれども、やはりそうなってくると、災害とかあって、来年度また国保の税率を上げないかんのじゃないかなというような、そのへんの心配があるものですから、お聞きしてるんですがけれども、わかっとならばお知らせ、わかってなきゃ、後でも結構です。

○**健康増進課長（中村 政己君）**

今、資料を持ちあわせておりませんので、後で説明させていただきたいと思います。

○**議長（濱田 等議員）**

よろしいですか。ほかにありませんか。健康増進課長。

○**健康増進課長（中村 政己君）**

制度的には、3分の2につきましては、一般会計のほうからの助成がございます。それで、国保のほうでは、20人分を年間予算でみているというところがございますので、先ほどの150何人というのは、すべて町内全部を含めた人数でございますので、それは社保も入っておりますので、国保としては20人程度ということでございます。

○**議長（濱田 等議員）**

よろしいですか。麥田議員。

○**麥田 博稔議員**

今、3分の2ぐらい一般会計から繰り出しとなっておりますけれども、後でまた一般質問もありますけれども、実質公債費比率に繰出金も入れてということになってますので、これはもう国の政策で決まって仕方がないことですが、やはり相対的に一般会計からの繰出金というの、水道事業にしてもすべてだと思んですが、やはり今後、政策的に考えていかなければならない問題が多々あると思いますので、これは町長にお願いしておきたいんですが、その辺を十分配慮して、今度の場合はもう全然仕方がないんですが、財政運営についてはお願いをしておきたいというふうに思います。

○**議長（濱田 等議員）**

ほかにありませんか。平八重議員。

○**平八重光輝議員**

単純な質問で申しわけないんですが、出産で1件というのはどういう中身なのか、1出産と理解するのか。あるいは子供が一人というふうに理解するのか。出産で1件という言葉が適当かどうかもちっと私は疑問なんですけれども。お尋ねいたします。

○**健康増進課長（中村 政己君）**

1件当たりとなっておりますけれども、双子の場合は、これが2件扱いということで、そういうことになります。だから、1子、2子、三つ子の場合は3件扱いということになります。

○**議長（濱田 等議員）**

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（濱田 等議員）**

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから「議案第１０１号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」を採決します。

お諮りします。ただいまの「議案第１０１号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第１０１号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第７ 「議案第１００号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」、日程第８ 「議案第１０２号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第９ 「議案第１０３号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について」、日程第１０ 「議案第１０４号 平成１８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」、日程第１１ 「議案第１０５号 平成１８年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」、日程第１２ 「議案第１０６号 平成１８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」、日程第１３ 「議案第１０７号 平成１８年度さつま町水道事業会計補正予算（第１号）」、日程第１４ 「議案第１０８号 平成１８年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第１号）」、日程第１５「議案第１０９号 土地改良事業の施行について」、日程第１６ 「議案第１１０号 川薩地区介護保険組合の解散について」、日程第１７ 「議案第１１１号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」

○議長（濱田 等議員）

日程第７「議案第１００号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」から、日程第１７「議案第１１１号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」まで、以上の議案１１件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

それでは、まず「議案第１００号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」であります。

これは、さつま町立永野保育所を平成１９年３月末日をもって廃止しようとするため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第１０２号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

これは、公民会合併に伴い、給水区域の公民会の名称が変更されたことに伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第１０３号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について」であります。

消防組織法の一部改正に伴い、さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第１０４号 平成１８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」についてであります。

今回の補正は、平成１８年７月、鹿児島県北部豪雨災害による災害救助費に要する経費及び農地・農業用施設災害復旧費、道路橋梁河川災害復旧費、林道施設災害復旧費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３２億３,５１４万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１７９億５,７１０万８,０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第１０５号 平成１８年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」についてであります。

これは、保険給付費及び共同事業拠出金に要する経費を補正するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億１９０万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０億９０２万６,０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第１０６号 平成１８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」についてであります。

これは、前年度介護保険給付費の精算に伴い、所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８,０７６万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２５億１,５０８万９,０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第１０７号 平成１８年度さつま町水道事業会計補正予算（第１号）」についてであります。

これは、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の経費を補正しようとするものであります。

収益的収入において、８３３万１,０００円減額し、収益的収入の総額を１億５,４２８万２,０００円に、収益的支出において８０万１,０００円追加し、収益的支出の総額を１億５,５７２万２,０００円に、資本的収入において３１９万２,０００円追加し、資本的収入の総額を５３９万３,０００円に、資本的支出において９２９万円を追加し、資本的支出の総額を４,３８７万８,０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第１０８号 平成１８年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第１号）」についてであります。

これにつきましても、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の経費を補正しようとするものであります。

収益的収入において８２９万１,０００円追加し、収益的収入の総額を３億７７万７,０００円に、収益的支出において４６９万５,０００円追加し、収益的支出の総額を２億８,９６８万４,０００円に、資本的収入において５２万円追加し、資本的収入の総額を４,８３１万９,０００円に、資本的支出において３７４万円を追加し、資本的支出の総額を１億７,５１２万７,０００円にしようとするものであります。

次に、「議案第１０９号 土地改良事業の施行について」であります。

これは、元気な地域づくり交付金による基盤整備促進事業で、久富木地区の農道整備事業を施行しようとするため提案するものであります。

次に、「議案第１１０号 川薩地区介護保険組合の解散について」であります。

これは、地方自治法第２８８条の規定により、平成１９年３月３１日をもって川薩地区介護保険組合を解散しようとするため、同法第２９０条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第１１１号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」であります。

これは、地方自治法第２８９条の規定により、川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分を薩摩川内市と協議の上定めることについて、同法第２９０条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第１１件の内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○福祉課長（福永 城君）

議案集の１００の１ページをお願いいたします。「議案第１００号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園建雄君）

議案集の１０２ページでございます。「議案第１０２号 さつま町水道事業条例の一部改正について」を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（田上 泉君）

続きまして、「議案第１０３号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について」説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第１０４号 平成１８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」について、その内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね１０時５０分とします。

休憩 午前１０時３７分

再開 午前１０時４８分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。健康増進課長。

○健康増進課長（中村 政己君）

「議案第１０５号 平成１８年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

続きまして、「議案第１０６号 平成１８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園建雄君）

「議案第１０７号 平成１８年度さつま町水道事業会計補正予算（第１号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園建雄君）

続きまして、「議案第１０８号 平成１８年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第１号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

水道課長に申し上げますが、もう少し簡単に、説明を簡単にするようにひとつ考えていただきたいと思います。耕地林業課長。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第１０９号 土地改良事業の施行について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

「議案第１１０号 川薩地区介護保険組合の解散について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

「議案第１１１号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま議題となっております各議案に対する一括質疑は、９月２７日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第１８ 「陳情について」

○議長（濱田 等議員）

日程第１８「陳情について」であります。

本日まで受理した陳情については、お手元にお配りした文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

９月２５日は午前９時３０分から本会議を開き、一般質問を行います。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会時刻 午前１１時２５分

平成 18 年 第 5 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 18 年 9 月 25 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(17) 日 高 政 勝	1 豪雨災害について (1) 今回の豪雨災害を踏まえての災害対策本部としての反省と、教訓とすべき事項は何か ア 情報収集と伝達のあり方、デジタル化への見通しについて イ 自主防災組織化と活動の促進策について ウ 地域防災計画の見直しについて (2) 災害復旧と今後の行財政運営について ア 総合振興計画、過疎計画の見直しについて イ 今後の財政運営の見通しについて (3) 農林業、公共土木、文教施設の復旧スケジュール並びに商店街復興の支援策について
2	(13) 柏 木 幸 平	1 豪雨災害について (1) これまでの要望活動と成果は (2) 被災地区住民説明会での被災者の声をどのように受け止め、今後の計画に生かすか (3) 川内川河改修とともに虎居地区の都市計画を、町としてどのように考えているか
3	(12) 宮之脇金次郎	1 実質公債費比率について (1) 自治体の財政健全度を示す新しい指標として総務省が本年度導入した「実質公債費比率」が、本町は非常に高い数値である。これをどのように受け止め、今後どのように対処していくのか考えを伺う 2 団塊世代の U・I ターン対策について (1) 全国的に農村地域の人口減が急速に進んでいる。我が町でも目に見えてその現象があらわれているが、一つの手段として、セカンドライフを田舎暮らしでと考える団塊世代の U・I ターン対策の考えはないか伺う

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
4	(23) 中尾 正男	1 防災対策と被災者の支援策について (1) 今回の豪雨災害により、警報及び情報提供の不備が明らかになった。宮之城地区における防災無線の戸別受信機の設置が必要ではないか (2) 農地・農業用施設、住宅等の災害復旧事業対象外の災害について、機材借上料補助等の支援策は考えないか 2 職員採用について (1) 合併後初の職員採用が予定されているが、町財政は逼迫しており、先日発表された実質公債費比率は速報値ながら20.2^{パーセント}で、離島を除けば最も高い比率である。災害で税収の伸びも望めず、今後も職員の削減をしなければならない中での採用について、考えを伺う
5	(25) 川口 憲男	1 防災システムの見直しについて (1) 県北部豪雨災害では、人的被害が一人で、結果的には最小限に止められたが、未曾有の雨水とはいえ防災情報が万全だったとは考えられない。情報伝達方法の改善が必要と考えるが、特に次の2点について、町長の考えを伺う ア 今回の避難命令情報が、住民にどう伝わったか検証すべきではないか イ 住民の防災意識向上のための方策を考えるべきではないか
	(1) 高嶺実樹雄	1 災害対策本部のあり方について (1) 本町の災害対策にあつては、対策本部、避難所の設置など、早い段階で対応がなされている。100年に一度といわれる予期できぬ大災害であったが、今回の災害対策について次の点について伺う ア 災害対策についての反省点は イ 課題は ウ 今後、本部等設置のあり方、また対応のあり方は エ 消防団出動に対する反省と今後の対応は

平成18年第5回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成18年9月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	永 田 清 信 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	日當瀬 修 二 君
鶴田総合支所長	長 福 節 治 君	建設課長	前 園 義 広 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君	耕地林業課長	脇黒丸 猛 君
企画広報課長	中 村 慎 一 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
定住促進室長	北 原 美 義 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
福祉課長	福 永 城 君		
消 防 長	田 上 泉 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
行政管理室長	日 高 昭 治 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

皆さんおはようございます。ただいまから平成18年第5回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1 「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、17番、日高議員の発言を許します。日高議員。

〔日高 政勝議員登壇〕

○日高 政勝議員

まずもって、本年7月の北部豪雨により不幸にして尊い人命を亡くされた方の御冥福をお祈りしますとともに、被災された多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。また、執行部におかれましては、7月豪雨災害対策に引き続いての台風13号対策、誠に御苦労に存じます。

7月の梅雨前線末期の豪雨は、いまだかつてない総雨量を記録し、商店街、住宅、公共施設、農地・農業用施設、林地などに甚大な被害を及ぼし、その被害総額も83億円を越す膨大な額となっております。私自身もことしは地域の役員を仰せつかっていることもあり、異常な大雨に危機的な状況を感じて、危険地域の住民の皆さんに公民館への避難を呼びかけ、自宅付近一帯が土石流危険地域にあることから、家族で一晩避難をいたしましたけれども、このような経験は今までなかったことであり、改めて近年の異常気象によるスポット的な集中豪雨の怖さを痛感した次第であります。

今回の水害の大きさは、昭和47年7月、湯田・川原地区で住家126棟、147世帯が流出した災害以来のことで、記録的な豪雨と言いながら国等に河川改修の要望を毎年続けてきたにもかかわらず、その実現に至らなかったことや、ダムの緊急放流に対する町民の根強い不信、不満があることを随所で聞かされてきております。

執行部におかれましては、今回の大雨情報をいち早くキャッチをして、災害警戒本部を設置し、警戒体制をしかれ、その後の雨量状況によって災害対策本部へ切りかえられて、昼夜それこそ不眠不休の中で気象対策を講じられてきたことに対して敬意を表するところでありますが、今回の未曾有の豪雨災害を踏まえて、災害対策本部としていろいろと反省すべきこともあったかと思慮いたします。

そして、この災害から教訓を学び取る努力をして、将来このような悲惨な災害を繰り返さないようにしていくということが行政に与えられた最大の、しかも緊急的課題であろうと考えます。そこで、今後としての反省点、今後の教訓とすべき事項をどのようにとらえておられるか披瀝いただきたいと思います。

そして、私から特に次の諸点についてお尋ねいたします。

まず、情報収集と伝達のあり方、デジタル化への見通しについてであります。

災害は、迅速・的確な情報収集と迅速・的確な情報伝達を行って、被害を最小限に食い止めるというのが鉄則であります。関係機関からの情報収集とその情報分析、予測はどうであったのか。関係機関からの情報収集とその情報分析・予測はどうであったのか。また、ダム放流に対する浸水地域の発生状況がどうなるかの事前認識はどの程度お持ちであったのか。ダム放流量に

対しての浸水地域の発生状況がどうなるか、この辺の事前認識はどうお持ちであったのかということでもあります。そして、住民への適時適切なわかりやすい確実性を持った情報伝達がどのようになされたのか、その辺の実情をお聞きしたいというのが1点。

本部としては、情報機器からの情報とともに刻々と変わる現場の実態をも迅速・的確に把握しながら、次なる対策、手段をどう打つかが何より大事なことでありますが、各現場の体制はどのようにしかれ、連絡は滞りなくなされたのか、その辺の実態がどうであったかというのが2点。

また、住民への連絡手段としての防災無線の戸別受信機は、宮之城地域においてはまだ全戸に行き渡っていない段階ですが、以前、近い将来デジタル化への取り組みについての説明がありました。今回の災害を契機に、住民の安全を最優先に考えて具体的検討に入るべきと思いますが、今後の見通しをどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、自主防災組織化と活動の促進策についてであります。

今回のような大災害が発生をし、その被害が広域にわたり、しかも激甚という悪条件が重なったような場合は、自衛隊の災害派遣の要請もなされましたけれども、町の対応だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい事態も考えられます。

したがって、一面においてはあらゆる災害対策において、地域においても隣保協同の中で、住民一人一人が自らの生命や財産を守るという日ごろからの防災意識を持って災害に備え、被害を最小限に食いとめていくという自主防災組織の組織化を全地域に早急に促進するとともに、その活動の充実を図る育成強化が大切ではないかと考えますが、これについての見解と町としての今後の取り組みについて、考えを質します。

次に、地域防災計画の見直しについてであります。安心と安全のまちづくりを一層推進するため、地域防災計画及び災害危険箇所を表示した防災マップ、川内川洪水ハザードマップについては、作成作業中、あるいは策定済みであったと思いますが、今回の災害の現実を実際に体験され、災害対策が必ずしもマニュアルどおりにはいかない面が多々あったのではないかと推察いたします。

各担当の対策での問題点、対策部間での連携など、どう把握され、どのようなところに視点を置いて今後見直しをされる考えか、また川内川洪水ハザードマップについても、今回の浸水状況からいたしまして、河川改修が完成するまでの間は見直しをする必要があるのではないかと思います。考えをお尋ねします。

次は、2番目の災害復旧と今後の行財政運営についてであります。

まず、総合振興計画、過疎地域自立促進計画の見直しについてであります。

「人々が織りなす元気で快適な活力あるまち」を将来像に、10年後の平成27年度を目標年次とした町総合振興計画が策定され、その前期5カ年計画の基本計画が本年度から始まりました。そして、過疎地域自立促進計画の後期計画も2年次に入っております。厳しい財政事情の中で、住民生活にとって真に必要な事務事業を厳選しながら策定されたところでありますが、このような中に、今回予期しない甚大な災害が発生いたしました。

幸いに災害復旧に対しては、激甚災害の本激指定が決定し、補助率のかさ上げが実施されると思いますが、それ以外に町単独の一般持ち出しも多額になり、町の財政運営に与える影響も大きなものがあると推測いたします。したがって、総合振興計画、過疎地域自立促進計画に掲げられている既存の事務事業の先延ばし、中止など見直しの必要はないのか、どのように対処していく考えかお伺いをいたします。

次に、今後の財政運営の見通しについてであります。

合併後の財政状況をみますと、三位一体改革等の影響で地方交付税が大幅に減少したことによ

り、標準的におおむね75割とされる経常収支比率が、平成16年度101.8割、17年度100.4割ということで、新しい行政需要に弾力的に対応できない極めて硬直した状況にあります。

また、今回、総務省が新たに導入した財政健全度を示す指標、収入に対する借金返済額の比率を示す実質公債費比率も20.2割、これはこれまでの衛生処理組合と消防組合の分が加わったためだと思いますが、県内本土では町で一番高い比率となっております。

このような厳しい状況にさらに追い打ちをかけるように今回の大災害が発生したことに伴い、臨時の大きな支出とともに、一方では災害の減免措置による税収減、また来年度税収への影響も当然予想されるところであります。加えて、来年度からの新型地方交付税の動向いかんも地方財政に与える影響は余談を許さない状況と考えられます。

このようなことから、今後の行財政運営がどうなっていくのか大変深刻に受けとめ、危惧をいたしているものであります。今回の災害発生に対する支援や復旧、復興対策は、町民生活上先延ばしのできない緊急性を要し、他の事務事業に優先して取り組まなければならない最大の政治課題であると考えます。それだけに、先ほど申し上げた総合振興計画、過疎地域自立促進計画の見直しと、さらなる行政改革推進のピッチを上げる必要を感じますが、町長とされては今後の行財政運営への見通しをどのようにとらえ、この非常事態とも言える危機をどう乗り切っていくお考えであるか、その具体策と決意のほどをお示しいただきたいと思います。

次は、農林業、公共土木、文教施設の復旧スケジュール並びに商店街復興の支援策についてであります。

豪雨災害による道路、河川、公園、緑地及び公営住宅の被害が308カ所、農地・農業施設で1,205カ所、治山林道で110カ所、教育施設6カ所というかなりの被害箇所数であります。被害規模によっては、補助災害の適用を受けて復旧に取り組まれると思いますが、既に予算措置がされたものと今回の補正予算に計上されたものの総額は、34億6,100万円余りであります。通常事務プラス災害復旧事務で膨大な事務量と思慮いたします。

すでに発注済みの測量設計等もあるかと思いますが、現在の事務の進捗状況と今後の国の査定状況、おおむねの工事の着手、年度内までに完成するのか、その完成時期など、復旧スケジュールをそれぞれの部門ごとについてお尋ねいたします。

なお、災害箇所においては住民生活に支障が出ないように指令前着工、査定前施工も承認を受ける必要のある箇所はないのか、あわせて伺いをします。

同じく、今回、さつま町の中心市街地である虎居地区と川原地区、そして山崎地区と二渡地区の商店街が壊滅的な被害を受けました。これまで歴史的にも地域住民の日常の買い回り品等の調達と町民の利便性や本地域経済の担い手として、その役割を大いに発揮してまいりましたが、今回の災害は、町民や町にとってもいろんな意味で大打撃、大損失であります。このまま店舗がだんだんと少なくなっていくことは、町の中核となる顔がなくなることで、町の衰退やイメージダウンにつながり、将来の活気あるまちづくりにも大きく影響する極めて憂慮すべきことであります。

したがって、河川改修の線引きなど、今後の具体的計画が示されるよう引き続き全力を挙げて取り組む必要がありますが、当面それまでの間、商店経営者が復興に向けて意欲と希望を持って維持継続できる手だて、支援策を行政として早急に講じるべきと考えます。

先ほど申し上げましたとおり、財政事情は厳しい状況にはありますが、既存の事務事業を見直す中で、当面必要なものについては手を差し伸べる選択と集中化に努めると、そういう時期ではないかと思います。いま頑張って復興していただければ、将来的にはまた税収につながることで

あります。具体的支援策の考え方をお伺いします。

また、商工会あたりとはどのような話し合いを現在持たれているのか、あわせてお伺いをいたしまして、私の第1回目の質問をこれで終わります。

〔日高 政勝議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま日高政勝議員のほうから豪雨災害についてを中心に、大変大きな観点で多岐にわたる質問をいただきました。通告の内容で、読める範囲で回答を準備しておりますので、まずもってそれに基づいてお答えしたいと思います。

まず、災害対策本部としての反省と教訓ということであります。

災害対策本部としましては、全体的な事項についてまとめをしつつあります。今回の豪雨は、川内川流域全体で記録的な豪雨であり、また5日間での総雨量が年間雨量の半分近い雨量であったため、河川の水位が短時間に上昇し、加えて長時間水位が上昇したということであったため、甚大な被害をもたらしたと思っております。

反省と教訓ということですが、特に今回の豪雨は過去に例のないことであったため、ダム放流に関心が集中し過ぎて、支流の増水にいまひとつ注意が足りなかったこと、届かなかったこと、急激な増水を想定できなかったことでもあります。これらの自然変異状況に早く気づくことによって、数々の指示及び対策がもう少し早目にできたのではないかと思っております。

そして、アとしての情報収集のあり方という問題であります。地区ごとの状況変化を即座に把握するために、定点観測による機器やライブカメラの設置が必要であると思ったところであります。災害対策本部がリアルタイムに状況を把握し、早目の判断と住民への情報伝達が必要だと考えております。

また、関係機関の情報網と連携し、情報を一元化しながら対策に生かすことが重要であると思っております。伝達のあり方については、防災無線、公民会放送に加え、今回特に弱点とされた情報伝達については、広報車による人家近くでの放送、消防や町職員による戸別訪問などが考えられ、さらに今後の検討課題としてまいりたいと思っております。

デジタル化への見直しにつきましては、当面、事業費等の財政的な裏づけが困難なことから、現防災無線を当面活用することとなります。現在の無線施設の耐用年数及び国の補助制度の状況、また今後公民会の無線化など、長期的な展望の中でデジタル化の検討を行ってまいりたいと考えております。

イにあります自主防災組織化と活動の促進策ということにつきましては、「自らの安全は自らが守る」という認識のもとで、地域、職場、家庭などにおいてお互いが協力し、互助の意識を持って行動することが重要であります。本町での組織率は約60％で、県内では平均よりも高い組織率ですが、組織の育成強化は今後さらに必要であると考えております。

ウの地域防災計画の問題につきましては、今回の豪雨災害を踏まえ、避難誘導體制、災害対策本部の配備、被災後の対策などについて、町の防災会議に諮問の上、見直しを行いたいと考えております。

それから、2番目の災害復旧と今後の行財政運営についてという中での総合振興計画、過疎計画の見直しについてという御質問ですが、総合振興計画の実施計画につきましては、基本計画に定めた各施策を展開するため、具体的な事業を示し、おおむね3年間を計画期間として毎年度見直すこととしております。本年度は、重点施策を柱として行財政計画など、各種計画との整合性を図りながら、実施計画の策定に取り組んでおりましたが、7月の豪雨災害を踏まえ、復

興事業や財政面など勘案しながら、実施計画を策定していく必要があると考えております。

今回の災害の早期復興を最重要課題として認識しておりますので、これを最優先としながら、総合振興計画及び過疎計画につきましては、必要な部分の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の災害復旧と今後の財政運営において、この財政の見通しの問題であります。

今回の豪雨災害では、町内一円に甚大な被害を被りました。特に、住家が全半壊した川内川流域の地域では、自然の猛威をまざまざと見せつけられた状況で、河川改修の必要性を改めて認識したところであります。直接的な公共施設等の災害復旧につきましては、国の助成を受けながら進めるため、その作業中ではありますが、被害の大きさから補助事業であると言えども町の負担も相当額に上ることを危惧しておりました。

しかし、激甚災害の指定を受けたことで、町の負担も若干は削減されることになりそうで、このことにつきましては、一緒に激甚災害の指定に向けた要望活動に執行部と一体となって御尽力いただきました議会の皆様にも改めてお礼を申し上げたいと思います。

災害復旧の直接的、ポイント的な復旧事業は、そうしたことである程度緩和されますが、今回の災害復旧を広い視野で見つめ直しますと、河川改修の問題やその実施に伴います周辺地域の整備の問題、また災害関連事業など、今後課題や負担を残すものが多く、改修や復旧に要する期間や財政への影響につきましては、予測が困難な状況にあります。

加えまして、いま進められております三位一体の改革をはじめとする一連の改革等の影響で、町の一般財源も縮小し、財政状況は硬直化していることなどから、今後なすべき事業のことを考えますと、極めて厳しい状況であると言わざるを得ないと感じております。

こうした状況の中ではありますが、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりのために、復旧事業を中心に置きながらも、多くの財政需要のバランスや選択を行いながら、また町の財政的な健全性にも十分配慮しながら、今後のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

3点目の農林業、公共土木、文教施設の復旧スケジュール並びに商店街復興の支援策についてであります。

まず、農林業関係の災害復旧であります。6月並びに7月の豪雨により農地・農業用施設で、件数で1,410件、被害額で21億1,000万円、林道災害で32件、2億3,200万円と甚大な被害を受けたところであります。このようなことから、災害復旧事業費が多額に上がっていることから、早急な復旧ができるよう事業費配分を国、県へ要望いたしているところであります。

農地・農業用施設災害であります。現在、用水路やビニールハウス、道路等、水稻や農作物に影響のある施設につきましては、応急工事を実施しながら、現在まで24件の早急な対応を行っているところであります。それ以外の災害復旧につきましては、今週から12月11日までの週まで査定を受けながら、随時、工事発注する計画となっております。

また、林道災害につきましては、8月23日3件、残りを10月に査定を受ける予定であり、査定が終わり次第、随時、工事発注する計画であります。耕地災害、林道災害、いずれも今年度いっぱい復旧工事を完了する予定で事務を進めているところであります。

次に、公共土木災害の発生状況ですが、町道、河川、橋梁で計257件、被害報告額24億3,000万円です。路面流出や崩土により、通行不能となった路線6路線において応急工事を実施いたしました。災害査定が8月21日の週から11月13日の週の間で4回計画されております。査定が済んだ地区については、随時、発注し、年度内完成を目指しますが、規模の大きい地区については一部工事が来年度までかかると思われます。

また、町道平江線、鶴田ダムの下流、右岸側であります、これは国土交通省と合併工事になるため、平成20年3月までの完成予定となっております。

文教施設の復旧スケジュールにつきましては、文教施設の被害については、薩摩中学校敷地の法面崩壊、虎居地区公民館の床上浸水による全損、薩摩総合運動公園の法面崩壊が主なもので、その復旧スケジュールについては、専決あるいは今回の補正で測量設計、工事費等を計上し、それぞれ年度内の早い時期に復旧工事を完了させたいと考えております。

次に、商店街復興の支援策についてであります。今回の豪雨は、本町に甚大な被害をもたらしました。特に、虎居地区におきましては浸水戸数が530戸に上り、その中でも虎居地区商店街は壊滅的な打撃を受けました。商店街における災害復旧については、他の公共災害とは異なり、助成制度がありません。本町におきましては、町独自で災害復旧のために融資を受けた方に利子の一部を助成しております。今回の大規模な被害に対し、県に要望した結果、「鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助金交付要綱」が制定される予定であります。

この内容は、限度額1,500万円、償還期間5年以内の融資に対し、利子の助成を行おうとするものであります。融資額200万円以下は年1.8割、200万円を超え600万円以下は年1.35割、600万円を超え1,500万円以下は年0.9割を助成しようとする制度であります。これに加え、本町独自の利子助成金を受けられますと、償還期間が5年でありますと借入額1,500万円までは実質無利子となるなど、非常に有利な助成制度となる予定であります。

施設の復旧等に係る助成制度がない中、この融資制度が商店の皆様の復興にわずかではあります但役立つものと期待しております。また、商店街の復興策については、今後大変重要な課題となっております。そのためには、今後、国において河川改修事業の計画書が示されると思いますが、この河川改修事業と一体となり、こういった対策を講じられるのか慎重に検討していきたいと思っております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○日高 政勝議員

豪雨災害から2カ月を経過いたしまして、当時の緊迫した災害対策から、いま冷静な中で当時を振り返り、反省すべきは反省し、課題とすべきところはその解決に向けて取り組んでいくという教訓を学び取る姿勢が今後の災害対策上、大変重要なことであると思っているわけでございます。

本部としましては、過去に例のない雨であったし、またダムの放流に目が向いて支流の関係、いわゆる下流の関係についてはおろそかになったというようなこともあったようでございますが、特に私が質問をした中以外に、やっぱこういうことの質問をしたこの事項だけが一つの反省の事項になってるのかですね。具体的にいま町長から申されましたけれども、こういうことが反省として上げられたと、課題とすべきはこうだったというのが全くほかにはないのか、その辺をまたお伺いしたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

町長も申されましたが、事務的に私どもが本部として特に反省すべきことは、どこまで水位が上がるかというのが予測できなかったことであります。それからまた、浸水現場の状況がリアルタイムで把握できなかったこと。それから、土曜日、日曜日でありましたために、国道、県道等の交通誘導に町の職員、それから消防団員を出動させなければならなかったこと。それから、4番目に避難勧告、避難指示等を住民がどのように認識されたかというのが確認できなかったこと。それから、特に5番目ですが、虎居地区の浸水におきましては、予想以上に流れが速くて、その人命救助に支障をきたしたということで、2次災害の恐れがあったことであります。浸水だ

けかと思っておりましたら、救助の舟が近寄れないということがありました。

それから、6番目には避難勧告の発令及び自主避難、それから避難準備情報の配信のタイミングですね。住民の皆さんにどういうタイミングでということ、もう少し早くできなかったかということで反省材料であります。それから、7番目であります、災害時の要援護者の把握、災害弱者の把握というのがありまして、避難誘導のあり方、何回も避難をしてくださいと言いましたけれども、大丈夫だということで避難をされずに、最終的にはもう首まで水が来る段階まで避難されずに、最後に避難されたというようなこともありました。

そのようなことを踏まえて、大きく本部としても反省するということで、計画等の見直しをしなければいけないと。そしてまた、住民の皆さんと一体となったその避難のあり方というのをまた検討していかなければならないというふうに考えております。

○日高 政勝議員

ただいまの課長のほうからいろいろと反省点がありましたけれども、これらについては、一つ一つの検討をこれから加えていただいて、役場全体の中で共通認識として、今後、細部にわたり検討をしていただきたい。よろしくお願いいたしますと思います。

情報収集と伝達のあり方でございますが、やっぱりこの住民にいかに迅速・的確に情報を伝えるか、その初動体制が被害を最小限に食い止めるということで、それが生命線だというふうに考えております。関係機関から河川事務所なり、ダム管理事務所からもそれぞれ情報が入っておるわけですから、その辺をしっかりと分析をしながら、また、それを的確に住民に伝えていくということが大事じゃなかと思っておるところでございます。

それから、ダム放流量に対してのこの浸水地域の発生状況の事前認識ですが、21日の夜10時半にダムのファックスが、通知がっております。22日午前零時ごろ1,100トン、午前3時ごろ1,270トン、22日午後1時ごろ2,220トン、こういったファックスの通知が入っておりますけれども、この情報が入った時点で、1,100トンの放流でこの虎居地域の一部が、浸水が始まるということ。

それから、昭和47年当時2,260トン放流で温泉街等が流出したわけでございますが、そういったことについての事前認識というのは、その時点では、ファックスを受けた時点ではどのように認識をされていたのか、お尋ねしたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ダムのほうから連絡が来るたびに町長、それから助役に報告をいたしまして、まずこの事前認識の件であります、町内3カ所、一番早く浸水する地点が山崎の新川のところ、それから虎居の西手のところ、それから湯田の下流部のところがありますが、それはもう事前に町三役、それから建設、それから防災担当が事前に調査をしておりまして、そういうところは避難所を前日の時点から設置をして、避難してくださいという呼びかけをしていました。

そのようなことで、事前にはその3カ所が最重要な水没箇所ということで認識はしていたところでした。

○日高 政勝議員

このただいまの件につきましては、それぞれ認識があった上で、上司とも連携をとりながら、この住民への伝達を行ったということのようでございます。ダム放流量に対しての浸水意識の発生状況の事前調査についてはそういうことでございますが、やはり住民への適切な、適時適切なこのわかりやすい確実性を持った情報伝達、この問題については先ほども反省の事項として上げられたわけですが、やっぱりこの避難勧告などの避難情報に限らず、一般にはこの情報というのは発信者と受信者の間でその情報の意図というのが伝わって、それが活かされてこそこの伝達と

言えますけれども、なかなかそこにはまだ十分でない。

ほかの地域においても豪雨災害に共通して指摘されることは、この避難勧告等の遅れとその伝達が不十分であったという情報の問題が指摘されております。そして、先ほどもございましたとおり、高齢者をはじめとするその避難困窮者に対する支援対策というのがございますが、特に今回はその昼間の時間帯でありましたが、これがもし夜間に、しかも停電の中で発生したらどういう状況になったか、想像に余るところがございます。昨今の異常気象の中でいつ、どのような事態が発生するかわからない状況下にありまして、これまでの想定外というのを想定内に入れていくことが求められておりますけれども、こういったことについて、今後、十分検討する必要がありますけれども、どのようにお考えであるかお尋ねしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今回のこの浸水の発生が昼間であったということが、結果的に非常に幸いしたところでありますが、いま御指摘のように、夜であったらと思った場合には、本当に恐ろしい結果が出たんじゃないかと思うところであります。そういう点におきまして、今後のその救助体制、あるいはまたこういう災害時における伝達のあり方ということについては、また、このダムのほうからの連絡、あるいはまた川内川の河川事務所からの連絡というのはございますけれども、まだやっぱり思い違い、あるいはまた十分にそれぞれの取り組みに対する思うところが違うところもあったりして、今回、反省点が幾つかあったというふうに思っております。

そういう点で、そこらを全体的に検討しながら、的確な情報の把握、そして伝達ということができるように、この問題についてはよく検証しながら、今後に生かさなきゃいけないというふうに思っているところであります。

○日高 政勝議員

先ほど現場の体制についてお尋ねしましたが、お答えがないようでございますけれども、実情がどうであったかですね、現場のそれぞれ先ほど総務課長から申されたとおり、浸水地域箇所とか数カ所にあるわけでございますが、そういうところでどういう現場の体制をしいて、連絡体制がどうであったのか、その辺をまたお伺いしたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

災害対策本部としましては、職員、それと消防団、消防署のほうに現場に出向いていただきまして、その情報の、災害の状況を逐次本部に入れていただきました。ただ、職員を出した段階では、現場の報告もあわせて、増水が激しかったということで、救助のほうに手がとられて、あとのその何と言いますか情報連絡ももちろんしていただきましたけれども、そのようなことで現場のほうは非常にもう急激な増水で、人命救助を優先せざるを得なかったというのが現状でございます。

○日高 政勝議員

確かに現場の職員、あるいは消防団員の皆さんについては、今ありましたとおり、とにかくやっぱり生命が第一でございますので、それに優先されることはもう当然あると思います。とにかく本部におかれましては現場との緊密な連携をしっかりととっていくということが次の対策を講じる一つの手だてになるわけですから、その辺はまた臨機応変に体制を整えていただきたいと思いますところなんです。

それから、デジタル化への取り組みについての見通しについては、当面はその防災無線でいくんだというようなことでございます。本町の場合はまだ有線放送につながんだところがあるわけでございますが、その辺の改善の見通しというのは、デジタル化については長期的な展望でということでございますけれども、その辺の見通しはどういうふうに対処する考えであるか、お聞

かせいいただきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

デジタル化への対応につきましては、先ほど町長の答弁で述べられましたが、経費が町全域をしますと10億円ぐらいかかるということで、非常に多額の経費がかかりますので、当面は今の無線を活用し、そして、状況に応じて将来はということで検討していきたいというふうに考えております。

○日高 政勝議員

ただいまの回答は、先ほどいただいたとおりでございまして、私がお尋ねするのは、そうであれば、当面、今その無線じゃなくて有線であつないであるところの解消策、改善策はどう対応されていくのかということでございます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

本年度から公民会無線の助成を制度化して、戸別の無線機、町の無線機の受信と、それから、特に宮之城地域については、町の防災無線が各戸別にありませんので、町の無線機を受信するもの、それから公民会放送を受信する施設ということでやりましたが、電波法の改正等によりまして、いま有線放送でキャッチ、公民会長がキャッチして、それを戸別の有線放送につなぐという制度がストレートにできるような改正になる見込みでございます。

それらを活用しながら、公民会無線放送と、それを活用して伝達をしていくということで、全体的なデジタル化への対応につきましては、先ほど言いましたようなことで、経費が多額に上るということですから、現在のところはできません。将来の検討課題ということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○日高 政勝議員

デジタル化につきましては、確かにその多額の経費を要して今の財政状況からすると非常にこう困難性もあるかと思いますが、考えようによっては、町民の安心・安全を確保するということは、町政上やっぱり最も基礎をなす仕事であると思っております。やはり、この土台的なもので、それが確立した後にいろんな町政上のいろんな政策課題というのがあって、それに取り組んだというのが本来のあるべき姿じゃないかと思いますが、今の時期なら補助事業等も比較的容易に採択の見通しがつくのではないかと思いますし、先ほど申し上げましたとおり、ほかの事業との調整もしながら、やればできないこともないと思いますが、執行部の考えとしては、当面は現在の防災無線でいくというようなことでございますから、先ほど申されました無線化のほうと、できる範囲で努力をしていただきたいと思っております。

それから、自主防災組織の組織化の問題であります。災害に対してよく言われる住民と地域コミュニティ、そして、行政が自助、共助、公助の枠組みで相互に補完し合いながら、並列的に災害に向かい合う社会を築くことで、相互的な地域防災力の底上げにもつながるんだというようなことでございますから、とにかくこういう自主防災組織の組織がまだできていない地域については、積極的やっぱこの辺の組織化について啓発をしていただくなり、そしてまた、できているところもあわせて、いかに活動を展開して地域の皆さん方が一緒になって安全を守っていくかということが大事ですので、ただつくることだけが目的じゃないはずですから、その辺のところまで強力に進めていただくようお願いしたいと思います。

それから、地域防災計画の見直しについてであります。川内川のハザードマップについても各家庭にそれぞれお配りになっておりますけれども、今回の洪水によって、さらに見直しをしなければならないと思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○町長（井上 章三君）

ことしの5月に全戸に防災マップを配布したところでありますが、その中にこういう洪水の場合の浸水の予想というのも含めて、幾らか色塗りをしてございます。ただ、地図全体が非常にこの全体でこう書いてあるために地域ごとにはわかりにくいという形にもなっておりますし、今回のハザードマップで予想した雨量よりもはるかに大きな雨量が今回やってきたということもありまして、そこらを見直ししながら、もう少しわかりやすいものを検討して出す必要があるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

○日高 政勝議員

地域防災計画の見直しについてはそれぞれ諮問をしながら、今後、見直しをしていくというようなことでございましたので了解いたしますけれども、この防災計画をやっぱりつくって、それを、実効性を高めていくと、そういうことにつきましては、やはり防災担当の課、あるいはその対策部長だけに限らず、やはりこの全庁的な災害時の課題に、全職員が問題意識を持って関与をして、主体的に参加していくことが大事じゃないかと思っております。

危機管理体制の充実につながることでありますので、今後も引き続きやっぱり努力を期待いたしているところでございます。

次に、災害復旧と今後の行財政運営についてでございますけれども、総合振興計画、過疎計画の見直しについては、今後そういったことで進めていくというようなことでございました。この中でも行財政の見通しの関係でございますが、非常に厳しい状況、非常事態とも言える危機ということで、具体策を、決意をお伺いしたいところでございますけれども、町長も深刻に受けとめられているようでございまして、取り組みに対する決意をこう感じたところでございますが、今回の5号補正の起債の現在高というのが242億円、町民一人当たりになりますと95万7,000円、1世帯当たり236万円の借金になりますけれども、実質公債費比率については、本年度から従来の許可制度から協議制度に移行をしておるところでございますが、これまでの公債費比率とか起債制限比率にかかわって、新しく起債制限等を行う制度になったわけですが、今回は上水道などの公営企業に対する元利償還金の繰出金とか、一般会計からの繰り出しですね、そういうこととか、あるいは一部事務組合に対する公債費、いわゆる衛生処理組合なり、あるいは消防組合ですか、そういったところの起債の関係についても、もう一緒に算定をするということになったはずで、恐らく2.2割に膨れ上がったんじゃないかと思っておりますけれども、やはりいま国が一般会計だけでなく、いろんな会計について連結をして、この指標を見るんだということになっておるようですから、今後この公債費負担適正化計画を自主的に策定するということになろうかと思いますが、この計画の策定に当たって何年度に何割まで持っていく計画であるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

また、特別交付税の申請事務もいま現在取りかかっていらっしゃるんじゃないかと思っておりますけれども、今回の災害発生に伴う特別財政需要については、やっぱりつぶさにこう拾い上げをしていただきまして、インパクトのある要求をしていただき、特段の大幅増額に最大限の努力をしていただきたいと思いますところでございます。

特別の財政需要額を今の時点でどの程度把握をされているのか、数字を押さえておられたらあわせてお伺いをいたします。

○財政課長（二階堂清一君）

今ありました実質公債費比率の関係と特別交付税の関係であります。確かに実質公債費比率が20割を超すという状況でありまして、県内本土の中では一番高いという状況になっております。幾つか原因がありまして、その内容はいつかまたお話ししなければいけないというふうに考えておりますが、1回上がってしまいますとなかなか下がる比率ではないわけでありまして。特に、

標準財政規模が拡大しない本町においては、それが遅くなっていくような気配であります。

ですから、私たちがやっておりますのは、18年度から7年間、あるいは7年間かけましてこれを適正化計画ということで18億円以下に抑えようという計画を今つくったところでありますが、それをしましても18年度につきましては、こんな災害があったもんですから、ちょっと起債を適正化にすることはできないわけであります。

そうしますと19年、20年、21年、ここあたりで何とか適正化していきたいというふうに考えておりますが、それでも26年、27年あたりで18億円におさまるような試算となっております。ですから、今後は有利な起債ということもありましょうが、やっぱり身の丈に合った起債の借り入れをしていくと、もうこれしか相互抑制しかもう残す手段はないというふうに考えております。

それから、特別交付税であります。先週の金曜日の日に検収が終わったわけですが、現在のところ特別財政需要というものを10億4,000万円ぐらいというふうに考えております。

○日高 政勝議員

特別交付税の増額を期待いたしておりますけれども、10億円ぐらいというようなことのようにございます。今後の努力に期待をいたします。

次は、農林業、公共土木、文教施設の復旧スケジュール、商店街の支援策についてであります。先ほど町長から、それぞれ年度内までに完成を目指して努力をしたいというようなことでございます。査定もおいおい進んでいるようでございますので、とにかく年度内に早く終わらして、安定した住民生活になるように努力をいただきたいと思っております。

ところで、今回、予算計上されている補助率というのが、公共土木施設で0.667、農地50億円、農業施設65億円ということでございますが、激甚災害の指定によって、どの程度補助率がかさ上げになるのか、今わかっている範囲で、あればお教えいただきたいと思っております。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

農地・農業用施設の補助率の関係でございますが、昨年度も激甚災害を受けまして262件災害があったわけですが、その中で農地が確か93.7億円だったと思います。それから施設が98.7億円ということで、今回の激甚災害の指定がされれば90億円を超える補助率になると思います。

以上でございます。

○建設課長（前園 義広君）

土木の公共災害につきましては、現在3分の2ということで予算を計上しておりますが、ここにつきまして激甚になりましても、財政力指数とかいろんな条件がございます。はっきりとまだどれぐらいというのはわかっておりませんが、この率よりはもう大分上がってくるというふうに思っているところでございます。

○日高 政勝議員

今後そういう補助率のかさ上げによって、現在計上されております地方債についても財源組み替えが行われて、幾らかはまた一般財源の減収もあるかと思っておりますので、できるだけそういう補助率の増嵩の事務についても努力をいただきたいと思っております。

それから、最後の商店街振興の具体策、支援策ですが、いま県の中小企業のそういった資金の利子補給について考えているというようなことでございます。こういった町単でも何らかの支援策がとれば、やはり希望を持ってこれからも商店の経営に向かわれると思っておりますので、町からも財政の厳しい折ではございますけれども努力をいただきたいと思っております。

商工会とはもう十分連携をされているかと思いますが、ほかに商工会のほうからもっとこういうところに支援が欲しいとか、そういうところは全くなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

今回の災害におきまして、商店街が壊滅的な形になりましたけれども、商工会といたしましても即対策本部を設置いたしまして、そしていろいろ検討がなされて、町のほうにも具体的な形が上がってまいりましたのが、商工業者に対する支援制度が利子補給制度しかない、何か創出していただけないかという形で、特に商店街の場合は機器等が大きな被害を受けていると。例えば、冷蔵庫とかショーケースとか、平均で大体850万円程度の1戸当たりの商店。一番多い人で1億7,000万円とかそういう状況でございますけれども、これにつきましていろいろ検討いたしましたけれども、財政厳しい中で町独自で実施するということはなかなか難しいだろうということをお答えいたしているところでございます。

そういうことで今、商工会といたしましても新しいプロジェクトといたしまして、特に虎居を中心にした形での被災後の復興に向けたどういったまちづくりをしていくかということでもう立ち上がって、いま第1回目の勉強会が終わったところでございまして、本年中には商工会としても新たな方向を出していきたいという形、それにつきましては町と一緒にしながら方向を出すと。

ただ、基本になりますのは、住民の方々の協力、相互理解というのが大前提でございますので、そこら辺を一緒になりながら取り組んでいるところでございます。

以上です。

○日高 政勝議員

今までその町の単独でこういう小売店、小売業ですかね、そういう店舗に対しては町の補助金を出しおったんですけれども、それについては今後どのような取り扱いをされるのかですね、店舗改造とかそういう補助金ですが。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

合併と同時にしまして、新しく制定いたしました中小小売店舗の改造事業というのを40億という形で計上して、本年まで2年目を迎えているわけでございますけれども、今回の災害によりましてどうしようかということで、早急に被災後に検討委員会、審査会を開いたところでございます。その結果といたしましては、今までの制度自体は小売店舗中心でございました。ただし、今回の被災者を見ますと約210件の商工業者というのは製造業からサービス業全部入っております。

そういうことで、店舗だけという形にはいかないだろうと、小売店舗という形ではいかないだろうと、そうしたときにすべてを対象とするとすると、例えば40億で限度額200万円という形でいきますと即4億円とかという形で一般財源厳しい、半分にしても2億円だという形を考えたときに、今回におきまして災害時点においてひとつこの制度は一応廃止して、そして新しい形での支援策というのを検討しようかということで、財政当局とも話をしながら方向づけをしてる。

ただ、今後においては、いま個々の個店におきましても自力でひとつ再開業、あるいは融資に向けて再開業に取り組んでいらっしゃると思いますので、そういう面でこれからまた、なかなか財政的には厳しいわけでございますけれども、まちづくりという形での取り組みをしていくということで、いま取り組んでるところでございます。

以上です。

○日高 政勝議員

今回の豪雨で被災をされました多くの皆様の心情を察しますと、一日も早く心安まる日々にな

りますことと、日常の生活に戻られることを祈念し、また復興に当たっては、執行部、議会一丸となってその実現に邁進することを確認しながら、私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

次は、13番、柏木議員の発言を許します。柏木議員。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

まず、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。そして、被災者の方々を勇気づけていただいた県内外からの個人・団体、たくさんのボランティア作業をしていただいた皆様、またボランティアの域を超えた迅速で献身的に土砂や瓦れき、災害廃棄物の除去・搬出等など、災害の応急対策をしていただいた建設業の皆様、それに自分の家屋も被災に遭った方もおられたのに、人命救助と災害復旧に向けて頑張っていたいただいた町消防団員、町職員の方々、また人命救助と地域の安全を守っていただいた自衛隊・警察の皆様、被災地の公民館長をはじめ、公民会長、また協力をしていただいた公民会の皆様、援助物資・義援金をいただいた全国の皆様、本当にたくさんの方々の心温まる御支援をいただき、町民として心より感謝申し上げます。

今回の災害問題については、議会の豪雨災害対策調査特別委員会において調査すべきかもしれませんが、これまでの特別委員会では対外的な調査や陳情が主になり、緊急質問後、町長の災害に対する施政を確認できなかったため、また町民の皆様にも現段階での町長の施政を知っていただくためにも質問をいたすものであります。日高議員の質問と重複するところがあると思いますが、重複するところの答弁は簡単をお願いしたいと思います。

それでは本題に入ります。

まず、これまでの要望活動と成果についてお尋ねいたします。

9月20日の開会日に、災害について町長の行政報告があったわけですが、災害のあった7月22、23日以後、政府調査団、大臣、衆議院、参議院、各政党、県知事など、災害調査をいただいた折に、また、これまでに数々の陳情を町長はされてこられました。

行政報告において、これまでの要望で、一通りの要望活動を終えたところであり、これからも支援制度の問題について、さらに関係機関に対し要望していく考えであるとのことでしたが、9月20日、安倍自民党新総裁が決まり、明日26日招集の臨時国会の衆議院、参議院においての本会議において、新首相が指名された後、新内閣が発足をいたします。組閣はどうなるのかわかりませんが、これまでの災害にかかわられた大臣もかわると思いますし、新内閣に対し今後の要望活動も引き続き必要かと思いますが、これまでの要望活動において、どのような成果があったものかお伺いいたします。

次に、被災者の声を今後の計画にどのように生かすかという質問であります。さつま町はこれまでに4会場において災害に伴う住民説明会が行われ、また被災者の会もそれぞれ立ち上がったところですが、被災者側からは鶴田ダム管理所に対して、予備放流など、ダム操作規則の問題、防災ダム特化の問題、サイレンや電光掲示板による避難情報の周知問題などで、ダム側は操作に間違いはなかったと言われるが、被災者側は説明を受けても納得されていないし、不信や不満が募るばかりのようです。納得されるまで何回も説明に来ますとのことですが、何回説明されても平行線と同じと感じました。

また、川内川工事事務所に対しては、国が川内川の河川改修を怠って改修が進展しなかったのも河川の氾濫につながったということで、これも国の責任ではないかということでした。現在、被災者の方は、一瞬にして財産を失われ、この水害の被害額と今後の生活をどう補償してくれるのかという気持ちでおられますが、今の段階ではどうにもできないいら立ちがあらわれ、その気持

ちが私たちにも伝わってきます。

また、さつま町に対しては、日ごろの情報機能が発揮されなかったことや避難情報の伝達、避難場所や避難方法などに不満がありました。今回の災害に伴う住民説明会において、町としてはどのように受けとめ、今後の計画に生かされるのかお伺いいたします。

3番目に、川内川河川改修とともに虎居地区の都市計画を町としてどのように考えているかという質問に入ります。流域の住民は、これまで大雨のたびに河川氾濫におびえる状況であります。防災ダムへの特化と抜本的な河川改修が行われないと近年のうちに今回以上の災害が起きると思うと安心して今の場所に住めない気持ちは、被災に遭わなかった私たちも同じであります。

今回のような災害が幾度も発生しないような抜本的対策を早急にしていただき、雨の日も安心して寝られるようにしてほしいのが被災地の願いであります。今後、激特事業が本決まりになりますと移転問題や代替地、あるいは仮住まいなど、地域住民の理解と協力が必要となり、行政との信頼関係が重要になってまいります。それには事前の説明会を開催し、町長自ら情報提供を細かくしながら地域住民に説明しなければならないと思いますが、今後の河川改修については現段階の情報ではどのように進展されようとしているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいまの柏木幸平議員の質問に対してお答えしたいと思います。

まず、豪雨災害について、これまでいろいろと要望活動をしてきたけれども、その成果はどうであったかということであります。これまでの要望活動については、災害発生直後から政府関係調査団等たくさんお見えいただきました。現地調査された関係の調査団、出向いた要望活動については町長報告に記載されております。主要な部分は、町長報告で御報告申し上げたとおりであります。重なる部分は割愛して御答弁を申し上げます。

災害直後、7月24日には北側国土交通大臣、伊藤知事を筆頭に多数来町されておられます。その都度災害の状況と被災者約650世帯、1,500名の窮状を説明し、今後の対応について要望してまいりました。また、川内川河川改修促進期成会、広域市町村圏協議会、かごしま川西薩地域振興協議会等の広域での要望や県知事と合同での国への河川改修の要望も実施しております。

8月30日の県土木部、県議会への要望、9月4日の九州地方整備局、9月5日の国土交通省、内閣府、財務省、資源エネルギー庁、9月15日の電源開発株式会社と、それぞれ議会議員、地元の住民代表を伴っての要望活動を行ってきたところであり、実情を理解していただいていると思うところであります。

成果ということにつきましては、国の関係においては、まず普通交付税の繰り上げ交付について、9月交付分の一部、3割程度を8月に交付していただいております。9月5日開催された参議院災害対策特別委員会においても委員派遣報告、加治屋先生をはじめとする質疑、また政府関係の答弁などがあったわけではありますが、私どもの実情をよく理解していただいていると感じた次第であります。

最重点要請事項として掲げておりました激甚災害の指定は、9月8日の閣議で決定されておりますが、河川激甚災害対策特別緊急事業については、いましばらく時間がかかるというお話であります。

災害の原因究明の関係では、川内川河川事務所、鶴田ダム管理所が出席されて、被災地での説

明会を町内4カ所で実施してきたところであります。鶴田ダムへのアクセス道路、町道平江線の復旧事業については、国のほうで崖の法面復旧事業とあわせて合併施工されることになっております。被災者支援関係では、適用条件の緩和・制度拡充について、住宅の応急修理制度が当初半壊家屋を対象としておりましたが、全壊家屋も対象になりました。また、1カ月の期間延長がなされております。

県との関係で申しますと、被災者生活再建支援法で対象とならない床上以上の世帯と小規模事業者に対して、市町村と共同で4億円の新たな基金制度が創設され、20万円ずつの支援金支給が実現しました。これは町村会の発議に基づき、関係方面の同意を得て実現に至ったものであります。また、農政関係では、既存の救済制度が当てはまらないハウス等の園芸産地復旧対策について、補正予算でお願いしております18年度中2分の1補助による支援、さらには中小企業者に対する制度資金に対する利子補助等について応じていただいたところであります。

要望事項については、最初17項目を掲げ、単独要望以降においては最重点要請事項として8項目、特別要請事項として11項目を掲げて要望してまいりました。被災者支援の関係については、被災者からの要請もありまして、今後さらに要望の必要な部分もあります。引き続き要請を行うよう準備をしてるところであります。

それから、被災地区住民説明会での声をどのように受けとめ、今後の計画に生かそうとしてるかということでございます。被災地区での住民説明会は、虎居・柏原・湯田・山崎の4カ所で開催いたしました。被災住民延べ約450人の出席をいただいたところであります。説明会の中での特出すべき御意見としては、「鶴田ダムの洪水調節を、予備放流をしてもっと早目の対応はできないか」「降雨予測の精度を高め、事前に早目の対応ができるようにしてほしい」「ダム操作について梅雨・台風時期など防災ダム、治水対策に特化してもらえないか」これはダム操作規則の見直しとか電力事業者との協議の問題が入ってくるわけであります。

それから、「昭和47年災害から河川改修の進展が見られていないではないか」ということ。また、「放流量とあわせ洪水シミュレーションはできなかったか」。また、「防災無線や放流サイレンなどの防災情報が聞こえなかった」ということ。「避難勧告・避難指示が遅かったのではないか」等々がございました。

被災者の御意見は、どれも核心を突いた切実な御意見であり、痛々しい気持ちでお聞きし、受けとめた次第であります。これらの声の解決・改善に向けて、我が町の改善・努力はもとよりであります。県の関係部局をはじめ、国の機関であるダム管理所、河川事務所、さらに上部機関の国土交通省、財務省、内閣府、経済産業省などに積極的な要望活動を行いながら、被災者の一日も早い元どおりの生活、さらに被災地の復旧・復興に向け精いっぱい努力をしてきたところであります。

我が町としても正確な情報収集とその精度を高め、避難勧告や指示の時期を的確に、そして確実に情報を送れるよう努力してまいりたいと思っております。また、防災計画につきましても部門ごと及び全体的な検証を行い、今回の豪雨災害を教訓に防災計画の見直しを行うなど、改善を図りたいと考えております。

次に、虎居地区の都市計画についてであります。これは、今後、河川激特災害対策特別緊急事業、いわゆる河川激特の採択による河川改修事業の進捗と大きく関連することになりますが、災害に強いまちづくりのためには面的整備が一体的に実施されることが望ましいものと考えております。

しかしながら、現在はまだ河川改修の法線も未定であり、計画を言える段階ではありません。当然、町の財政事情、あるいは実質公債費比率等も十分考慮しなければならないことでもありま

すので、関連事業の進捗を見極めつつ、慎重な検討が必要であり、地元や地権者等の御意見も伺いながら、計画の検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開は、おおむね１０時５５分とします。

休憩 午前１０時４５分

再開 午前１０時５５分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○柏木 幸平議員

これまでの陳情でいろいろな成果もあったと、いま町長のほうからあったわけですが、今後においてもやはりまだ確定していないものでも引き続き要望を希望するものでありますが、今後、国、県の災害関係で決まっていらないもので期待できるもの、そういうものがあるものか、そしてまた、まだ実現していないこれまでの要望等で、今後どのように要望活動されていくものかお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

今までの要望活動の中で一番大きく要望してきたのは、まずは激甚災害の指定、それから激特事業の採択ということでありましたが、激甚災害のほうは決定をいただきまして、あと激特という事業を期待しているところであります。この激特という事業が、いま前向きに検討されているというふうに伺っておりまして、最終的に財務省のほうでどこまでの予算がこれにつくかということ踏まえ、災害が川内川の上流から下流まで非常に広範囲になっており、災害被災地点も多いということ、また出水の米ノ津川のこともありますので、その予算をどういうふうに割り振りするかというそういう中で、この具体的な施行箇所、内容が決定してくるというふうに思っておりますが、我が町は被災の程度が大きかっただけに最優先されるものというふうに期待をしているところであります。

それで、そういう方面に関しては、今までの要望活動、あるいはまたいろんな災害調査の中で大方前向きな理解をしていただいているというふうに思っております。ただ、被災者の生活再建支援の、支援法との関係の中で、まだなかなか弾力的な運用がうまくいかないところが多々出てきておりますので、そういうことを含め法的な整備という点でもっと検討していただきたいという問題に関しては、いま整理をしながらさらに要望をしていく必要があると、こういうふうに思っているところであります。

○柏木 幸平議員

激特の期待もあるということではありますが、本当にこの人的、今回、人的な被害が一人ということでお気の毒なことであったわけですが、昼間ということで難を逃れた被災地区が多かったわけですね。それで、やはり夜間のときであれば、本当に人的被害がどれだけあったらという懸念を持っております。これが幸いだったのか、そこあたりわかりませんが、本当にそういう地域でもありますので、引き続きこの件に関しては要望を強くしていただきたいと思います。

次に、９月１５日に電源開発株式会社西日本支店南九州電力所に要望に行かれ、鶴田ダムの洪水期間中は防災ダムとしての特化について要望されたとき、「当所としては上部へ報告をしてい

くが、国策としての部分もある」ということで明言は避けられたということでありましたが、防災ダムとしての特化については、電源開発株式会社の本社や資源エネルギー庁への再度の陳情活動も必要かと思いますが、この点については、町長はどのようにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

電源開発の南九州電力所に要望に行った際に、まず南九州電力所のほうに来ていただければ結構だということでありましたから行ったわけですが、その後、大阪のほうにあります本社のほうに行く必要性はということもそのときに必要があれば我々としては行きたい気持ちだということも言ったんですが、本社のほうにまで来ていただく必要はありませんと、ここで十分にその趣旨は伺いまして、そして電源開発だけで決定できる内容でないために、これは国のほうとの調整の問題で結論は出るということであるので来ていただいても同じ回答しかできませんということでありましたから、電発のほうへは一応もうこれで本町としての気持ちを伝えたということにしております。

また、資源エネルギー庁のほうへの要望という件に関しましては、先般の上京の折に資源エネルギー庁のほうもその要職の方に直接お会いして伝えてございますので、これで一応我々の意向というのは伝わったのかなというふうに思っております、今後の推移を見守りたいと思っております。

○柏木 幸平議員

やはり、今回のダム操作に関しては、電源開発が一番のこのかかわりがあると思っております。ですから、ここの支店だけじゃなくて、来なくても十分通じてるということでもありますけど、こちらからの、町からの誠意を見して、本社、また資源エネルギー庁への再度のお願いに行くべきかと思うんですが、そこあたりはどのようにお考えですか。

○町長（井上 章三君）

先ほど申しましたように、一通りその気持ちは伝えてございますので、もう少し今後の様子を見ながら、また必要に応じて検討するということにしたいと思っております。

○柏木 幸平議員

やはり、ここは一番大事なところだと思うんです。それで、住民の方々からもダムの水位を下げて防災ダムに、特化にということでありまして、この電源開発並びに資源エネルギー庁がかぎを握ってるということでもありますので、ここらあたりについては本当に再度訪問して、住民からの強い要望があるんだということをお願いすべきだと思うんです。そこあたりを何とか町長も気持ちを酌み取っていただいて、誠意を持って再度行かなければならないと思うんですよ。それで、そこあたりまた今後の、検討していただいて、再度の要望活動に頑張ってもらいたいと思います。

次に、国や県の全面的な支援がないと今のさつま町には先ほども出ております実質公債費比率が20.2割ということで、地方債に関しても県の許可をもらわなければならないという状況ですが、本当に厳しい町の財政負担の中で、今後また被災地や被災住民の生活においていろいろな問題が出てまいります。その都度の解決できるもの、あるいは今後、陳情活動をしながら期間を要するもの等いろいろな状況が考えられますので、今後においても町長の政治的人脈や自分自らの行動をもって、国や県に要望活動をしてほしいんですが、先ほどの電源開発、エネルギー庁のことにしまして、そういう要望活動をしてほしい気持ちであります。

井上町長、継続して意欲的に災害復興に、政治生命をかけて尽力するという緊急質問のときもあったんですが、災害より2カ月が過ぎて今の心境をお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

最初に、先ほどの質問の問題、電発や資源エネルギー庁への再度の陳情活動という問題であり

ますが、これは今後、防災ダムに特化できるかどうかという問題は、電発とか資源エネルギー庁の問題というよりも、ひとえに国交省のほうの防災に対する取り組みの考えが優先されるということでもありますので、その国交省のほうの今後の判断というものが一番中心になると、そういう点では、国交省のほうはそこも含めていま検討してるということでもありますから、もう少しその推移を見守っていいんではないかと思っているわけでもあります。

それから、災害から2カ月が過ぎた今の心境ということではありますが、我が町が今回直面したこの災害と、大きな事態をどう乗り越えるかと、これは、我が町の将来にとって非常に大きな試練であると思っております。それとともに、また3町が一つになって新しい町をつくっていくということで総合振興計画を立てたわけでもありますから、その全体的な振興計画の推進という問題と、この災害からの復旧、復興という問題と、そしてそこには財政事情というのが絶えず絡んでくるということでありまして、そういう中で、我が町のかじ取りをどうしていくかと、これは非常に難しい判断、そして厳しいところを乗り越えていかなきゃいけないという事態であると思っております。

それに加えて、国のほうのこの地方に対する今後の新型交付税の問題であったり、地方に対する姿勢というのがどういうふうに展開していくかということが、また町のあり方に対して非常に影響も与えてくるということで、非常に我が町としてはまさに大きな試練の中に立っているということでもあります。ここのところを全体的な大局的な視野と、そしてまた、それぞれの抱えてる課題を精いっぱい事情を把握しながら、ぎりぎりの努力をするということにおいて、これは私としては精いっぱいの挑戦をする、精いっぱいの努力をするということで、これを乗り越えなきゃいけないという気持ちには、もう全く変わりがないわけでもあります。

住民の皆さんの期待に応え、そして全職員、それからまた議会の皆さん、あるいはまた関係各機関と本当に一緒になって、ここのところをどういう道を通してどういうふうに乗り越えていくか、進んでいくかということに対して、私は全力を挙げなきゃいけないと思ってるところでございます。

○柏木 幸平議員

今、町長の今の心境ということでお伺いしたわけですが、今回の豪雨災害について伊藤知事は、県議会の9月定例会において「被災地の住民生活の再建や事業者の事業再開、公共土木施設などの復旧に向けて、引き続き全力を挙げて取り組む」と意欲を見せられました。また、「住民への避難勧告や避難指示のあり方、生活再建支援策など、ソフト面への対策を一層充実させる必要がある」と指摘されております。先ほど日高議員の質問でもあったわけですが、自分たちの住む地域の危険度を知って、いざというときに備え、避難ルートなども確認するために、防災マップというのがあったわけですが、自治体によっては水害の影響を受けそうな地域を示した地図「洪水ハザードマップ」をつくっているところもあります。

マップは、洪水時に予想される浸水の深さを色分けして示したり、冠水しないと見込まれる道路を使った避難ルートを掲載したりしています。地域住民や川内川工事事務所、鶴田ダム管理所など、関係機関も一緒になり、地域別の「洪水ハザードマップ」ができたらと考えます。

しかし、せっかく作られたマップも住民が見なかったり、利用しないと役に立ちませんので、マップを元にして現地での地域住民の防災訓練も必要かと思えます。「洪水ハザードマップ」と現地での地域住民の防災訓練について、今後考えておられるのかお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

伊藤知事のコメントの中でも、この被災に遭った問題に対して全面的な協力の姿勢というのを示していただいているということに対して、大変ありがたく思っているわけでございます。現在、

今回の災害に対する県の支援の姿勢、あるいはまた国の支援の姿勢というのは精いっぱい努力をしたいという気持ちを持っていたという、これが非常にありがたいわけでありまして、これを最大限に引き出すという努力をするというのが我々のまた努めであり、そしてまた、それを生かすには住民の皆さんの理解と協力が何といても必要になってくるというふうに思っているわけであります。

このハザードマップの件でございますが、先ほどもございましたけれども、ことしの5月に配布をいたしました防災マップというこれは、この各旧町ごとにマップを作っておりますけれども、これで見ると、今回の災害というものに対する対応という点では非常にあいまいといえますか、大まかになっておりますので、もう少し地域ごとにわかりやすい、そういうハザードマップを作って、そして、御指摘のように今後、時期を見て防災訓練と、この地震に対する防災訓練というのはやったことがあります、この水害に対する対応ということについての訓練というのもまた時期を見てやる必要があると。

そういう中で、今回のような緊急事態に対応できるような、この災害対策本部もそうですけれども、また住民の皆さんとしても速やかな対応ができるようなそういう体制というのをつくっていくと、こういう必要があると思っております。

○柏木 幸平議員

やはり今後、自主避難という面からも防災訓練が必要かと思っておりますので、進めてほしいと思います。

今回の説明会の中でも一番質問が多かった鶴田ダムのことですが、私は鶴田ダムの管理開始より40年が経った現時点で、当時の建設計画・設計では考えられなかった災害時の問題や堆積土砂、水質の問題、さらにダム操作規則においても30年以上見直しされていないことなどを考えると、今後の鶴田ダムについて、防災の観点から今回の災害について専門家に調査をしていただき、河川改修が完了するまでダム管理も含めどのような防災対策をしなければならないかを検討する必要があると思えます。

このままでは、それと先ほど1回目の質問で言いましたが、川内川の河川改修を怠って改修が進展しなかったのも河川の氾濫につながったということで、これらも国の責任であるから、ここらあたりは補償問題等も住民の方は考えておられますので、そこあたり等も関連として、町長は今回の鶴田ダムの放流問題、そして河川改修問題に関して、町で専門家に調査を依頼し、今後の防災の検討をすべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

今回のこの鶴田ダムの管理のあり方、そして今後のその防災に対する対策という点においては、今まで河川改修もなかなか進まなかったとか、いろんなことがありましたけれども、今回は鶴田ダム管理所の問題、あるいはその河川改修の問題も含めて、国交省としては真剣に専門的な協議、検討を行っていただいと。だれよりも真剣にそこらの痕跡を調査しながら、そういういま努力をしていただいとというふうに思っております。

そういう点で、その内容を見守りたいと思っておりますが、また一方でこういう災害時において九大の専門家の先生であつたり、何人かそういう河川の研究家、あるいはその災害の専門的な関係の方々もおみえになったりということもあり、NPOのほうでもそういう先生方と一緒に、やっぱりこの側面から研究をしたり、今後の復興を見守ってこうという動きもございます。

そういう点で、今は町として独自に専門家の調査ということをお願いしようというふうには考えておりませんが、国のそのような、いま最大限に前向きに努力をしていただいとという感触を

得ておりますので、その専門的な検討の結果というものの、それはまた随時、もう少ししたら報告もあったり、その報告の内容を見ながら、我々としてはもっと専門的な方々ですから、それに対して注文もつけたり、いろいろと追求もしたりというふうにして、その中で十分なやりとりをして、そして一番いい形で、できる限りの形でこの復旧、復興を進めていただくように努力をしたいと、そのことが必要ではないかというふうに思っているところであります。

○柏木 幸平議員

国や県もそれぞれ調査をし、今後の計画は立てられると思うんですが、それは国や県の立場の調査であって、被災を受けたさつま町側の訴えをするためには、今後の被災地の対策や要望に生かせる調査をしなければ意味がないと思うんですが、町長は町独自の調査はしないという考えであります。それで被災者は本当に納得をすると思いませんか。

やはり、町側の被災地、町が一番この現状をわかっているわけですから、それを専門家に依頼して、今回の豪雨災害で被害が出たのはどこに原因があったり、その欠陥があったりしたものか、町としてのその調査が必要と、私は強く思っているわけです。住民の方もそうだと思います。ですから、今後これをずっと置いておくと、いつまでもくすぶった状態で被災者の方々もこの不信不満が募るばかりであると思います。

ですから、ぜひここあたりはこの調査に関しては、やはり私たちにわからないところがあるわけですから、専門家に依頼して被災者の皆さんも納得できるような説明が必要かと、私は思うんですが、再度町長にお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

専門家の調査ということでございますけれども、今回の災害の実態、実情をどう把握しながらどう対策をとっていくかということにおいて、どういう観点の専門家、そしてどういう検討をしてもらう必要があるのかということもあると思いますけれども、国の専門家、国の機関というのはそれこそいろんな方面で全くの専門家、ダムに対しても河川に対しても、そしていろんなまた学者も入れて検討をしておられるということでもありますから、それ以上のどういう方面の検討をどうするべきかということについては、また皆さんからもお聞かせもいただきたいと思います。単にその調査を入れるといってもなかなかこれは非常にいろんな観点もありますし、簡単にはいかない、一人、二人で簡単に読めるようなものでもないと思いますので、そこらをどうするべきか、その必要性がどうなのかということについては、もう少し内部でも検討する必要があると思っております。

ただ、総合的な検討を今していただいているという、それを見ながら我々としても現実を見てるわけですから、それに対して、その結果に対してまた気づくところ、あるいは言えることに対しては精いっぱいそこでやりとりをしなきゃいけないと、こういうふうに思っているところです。

○柏木 幸平議員

やはり、ここは一番大事なところだと思うんですけど、住民の人たちがダム管理所や工事事務所の説明を何回聞かれても、私は先ほど言いましたように平行線を行ってるだけで納得はできないと思うんですよ。だから、今後の復興に関して、そこあたりの住民側の感情を考えて、町独自でしたほうが、調査したほうがいいと思うんです。それで、そういう学者的な専門家の人たちは現地を、見られるのか見られないのかわかりませんが、やはり現地のここの現状を見ていただいて、そしてそのダム放流の経過とか、河川工事やこれまで行われた場所も被災に遭ったりしておるわけですから、そこあたりの国の責任等も今後追求をする調査にも当てはまると思うんですよ。

ですから、住民側に立ったその町の、独自としての調査は必要かと思うんです。ですから、そこあたりを今後被災住民の気持ちを考えて、災害復旧をするための資料として私は必要と思うん

ですが、再度町長にお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

いま議員のほうから言われました、例えば説明会を何度やっても平行線だと、私は、これは違うと思うんです。あの説明会は、私はいろんなところの内容を聞いておりましたが、やはり聞いてみて、まだ理解が進んでないなと思うところもありますし、それからまたこちらの言っていることを国の側もまだ言わんとするところをしっかりと受けとめ切れてないんじゃないかなと思うところもあったり、お互いそういう点でまだ1回目の質問会、説明会の中で十分でない部分があったんではないかと思っております。

それで、お互いまたそこは勉強しながら、そしてまた説明会をやる。同じことをただ繰り返すというのではなくて、お互い勉強し、あるいは反省もしながらまたそこで検討をさらに進めていくということで、やっぱりそこには理解ということ、そしてまたどういうふうにそこで一致点を見出して改修、あるいは復興につなげていくかということを見出すという前提で努力をしていかないと、もうこの状態ではとても平行線で話はできないぞという不信感から出発した場合には、私は、これはいかんというふうに思っています。

ですから、もっと理解はできる、もっと話は詰めていけるという前提の中で、もっと努力をするべきではないかと、こういうふうに基本的に考えておりますので、それがどうしても、いやこのままじゃ難しいなと思う点があれば、そこところは専門的にもっと検討してもらふ必要性というのが出てくるかもしれませんけれども、今の段階においてはまだまだお互い冷静になって、そして、よくそこんところはお互いの話を聞き、そして努力をすると、これが必要だろうと思っております。

○柏木 幸平議員

やはり、その町長が言われるのは、言葉上ののしか聞こえないわけですが、実際、被災者と現場事務所との話し合いだけでは、どうしてもこう平行線をたどる気持ちはあると思うんですよ。ですから、そこに第三者を入れて判断してほしいという、判断書を出してほしいということでありまして、この件に関してはまた、もう時間もありませんので、特別委員会のほうでしていきたいと思います。

次に、平成10年より旧宮之城町の中心市街地活性化対策事業として、川内川の河川改修、国道の拡幅改良、区画整理事業を絡めての一体的な取り組みで計画を進めてきましたが、国や県の厳しい財政運営や旧町の財政確保などが困難で、平成16年に断念した経緯があります。

現在、虎居地区の商店街においては、空き店舗が解体されたり、営業を再開したいが資金面や次の災害を考えなければ踏み切れない方、また事業主が高齢で後継者がいなかったり、資金を捻ぎ込むには余りにもリスクが多くなるなどの理由で廃業に追い込まれた店舗も多いところです。

そのような中で、以前の店舗の復旧までには至っていませんが、何とか営業再開された方、また現在改装中の店舗など、少しずつではありますが、活気を取り戻そうとしております。

しかし、営業を再開された方もゼロからの出発で、住家の改築や家財など生活用品の購入とともに、店舗改装費、備品、消耗品、商品代、運転資金など膨大な額に上がり、今回は人生最後の決断で営業を再開したが、次に災害が来たらもう再起はできないと言われております。また、店舗の災害については適用する制度はなく、先ほど利子補給等はありませんでしたが、商工業者の自立復旧には限界があり、財政面など行政の公的支援の拡充が必要であります。

そのようなことで、虎居商店街の再生における市街地活性化について、河川激特事業が決まったら河川改修とともにまちづくりができないかということでもあります。先ほどの町長の答弁では、現段階の財政事情等もあり、ということではありましたが、8月22、23日の各新聞に「まちづ

くり三法」の一つである改正中心市街地活性化法の施行にあわした対策の記事が掲載されていましたが、南日本新聞によると独立行政法人の中小企業基盤整備機構が市街地活性化に取り組む地元関係者らに情報提供をする中心市街地活性化協議会支援センターを8月22日付で設置すると書いてありました。改正法は、大型商業施設の郊外進出で寂れた商店街を再生するため、意欲的で成果の見込める地域の取り組みを重点的に財政支援するとありますが、このような支援制度や災害復旧における総合的な計画は、今後、国や県の支援ができないものか伺います。

○町長（井上 章三君）

虎居地区の商店の被災ということに対しては、住家の被災もそうですけれども、商店の被災に対しても本当に心の痛い状況であります。この問題をどういうふうにも復旧、復興につなげていけるのかということについては、公的な支援という点で今のところなかなか厳しい問題がございます。いま言われましたこのまちづくり三法の改正中心市街地活性化法の施行にあわせた問題と、例えばこの問題が我が町の直面しているここにどこまで適用できるんだろうかということの情報を入れたり、検討というのは、一方で進めているところであります。国交省の整備局の都市計画の専門官のほうとも、またそういうような勉強会もしようということでも話もしているところであります。

ただ、それがどこまでそういうものを活用してやれるのか、そこにおいて国や県の精いっぱい努力をしてもらいたいということは、ずっともう言い続けておりまして、町としては残念ながら財政的な基盤が弱いので、町としてはなかなか大きな事がやり切れないと、しかし国や県の支援の中でできる限りの復興をしたいんだということについては、お話をしながら勉強会をしようと、研究をしようということになっております。

そういう点で、まだちょっと激特の発表、あるいはそれによる河川の法線がどのあたりからどうなるのか、計画がどうなるのかということも踏まえて、また町としてどういうことが可能なかということにおいては、よくよく検討をしてみなければなりませんし、町としてそれにどこまで対応できるのかということにおいては、財政的には非常に厳しいものもあるだけに、真剣に、そして慎重に取り組んでみなきゃいけないと、こう思っております。そういう点で国や県の制度を精いっぱい活用するということを前提として今お願いをしている。また勉強会もしようということをお願ひいたします。

○議長（濱田 等議員）

柏木議員、持ち時間が5分を切りましたので、ひとつ制限時間に終えるようにお願いします。

○柏木 幸平議員

もう今度ですね、この機会逃したら虎居の商店街の再建は始まらないだろうと思っています。確かに財政事情もわかりますし、なんですが、今後、国や県の支援をたくさんいただくようなそういう政策を引き出して、町の負担が少ないようなできるだけそういう形で今後検討していただきたいと思います。

最後に、今回災害に遭われた方は、突然の、突然に生活が一変したわけです。本当にこのままでは生涯を終われない。終わりたくない。そういう気持ちであります。被災者の立場に立った復興に取り組んでいただくように、町長に要請いたしまして、当然ながら私たち議会も災害復興に頑張る意欲でありますので、御理解いただきまして質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、12番、宮之協議員の発言を許します。宮之協議員。

〔宮之協金次郎議員登壇〕

○宮之協金次郎議員

先に通告しました2点の質問をいたします。

まず、1点目の実質公債費比率についてであります。この件につきましては、先ほど日高議員のところで若干触れられましたので、重複する点もあるかと思いますが、再度答弁を求めます。

8月末に県内の各市町村の実質公債費比率が公表されましたが、これによりますと本町は非常に高い数値であります。18％以上は地方債の発行に都道府県の許可が必要になりますが、それに該当する市町村が県内で15市町村であり、そのうち離島が12自治団体で、県本土ではわずか3自治体、そして1市2町の中で本町は最高の20.2％であります。この数値を町長はどう受けとめ、どのように考えられたか、そして今後どのように対処していくのか伺います。

2点目に団塊世代のU・Iターン対策についてであります。

少子化による人口減が急速に進んでいる。このような状況で少子化が進んでいくと思うと、今後の本町の先々が不安になりますが、少子化対策もこれといった秘策もなく、このままずるずる行きそうな気配であります。また、何らかの少子化対策がとられたとしても、何年先、何十年先に人口がどの程度増えるのか、また安定してくるのか検討もつかないのが事実であります。

人口が減少することは言うまでもなく、町が寂れていくことにつながります。ここ数年のうちに何らかの対策はできないものか考えているところでございますが、全国で700万人、退職金推定50兆円超とされる団塊の世代を少しでも取り込むことができれば、地域の振興につながると思いますが、団塊世代を対象としたU・Iターン対策に取り組む考えはないか伺います。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

宮之脇議員の質問にお答えしたいと思います。

第1点目の実質公債費比率の問題であります。本町は、非常に高い数値になっておりますが、これをどのように受けとめ、今後どのように対処していくのか考え伺うということであります。将来にわたり財政の健全性を示す、あらゆる指標として、従来、公債費比率、起債許可制限比率などが用いられておりましたが、一般会計を中心とした標準財政規模に占める公債費の割合というだけでは、町の健全性は確保できないということで、本年度から一般会計が支弁する特別会計等の公債費分も加えたものとして実質公債費比率が導入され、そして起債の制限が行われることになってきたわけであります。

この指標が18％以上の自治体は、起債の借り入れに際し県の許可が必要になるということであるとともに、7年以内に18％以内に抑えるための公債費負担適正化計画を策定しなければなりません。さらに25％以上になると単独事業の地方債が認められなくなり、起債制限団体になってしまうということでもあります。

本町がこのような高い数値に陥った要因としては、地震災害復旧事業の財源を多額の地方債に求めたこと、あるいは地方債を借りやすい状況の中で地域の活性化を図るため、多額の起債事業を実施したことがあります。さらにまた、今回の合併に伴いまして、一部事務組合の公債費についても3町で支弁せざるを得ない状況になったということが高騰した要因の一つになっております。

旧3町とも有利な起債を借りることに努力をしてきたわけでございますけれども、今回の指標が示しますように、有利な起債であっても身の丈に合った運用をしないと財政悪化を招くということになります。財政課のほうで、現在、公債費負担適正化計画の策定を急いでおりますが、災害復旧や復興、振興計画との関係で、一層厳しい財政運営が問われることとなります。

ここ数年間は災害復旧事業債を含め、地方債発行額を一定枠におさめ、総量抑制を図り、早期

の回復を目指していかなければならないのではないかというのが財政の面からの判断であります。

それから、団塊世代のU・Iターン対策の考えはないかということでございます。日本の高度成長時代を支えてこられた団塊の世代と呼ばれる方々が、この2～3年で一斉に定年を迎えようとしています。これら団塊の世代と呼ばれる方々の退職を機に、第2の人生を本町に定住していただけたとしたら、人口減少対策の一つとして、これは大きな力になるのではないかと期待をするところであります。

これらの方々の定住の条件としては、宅地、就労、余暇の活用等の提供が必要と考えておりますことから、住宅団地をはじめとする宅地情報、遊休農地等も視野に入れた就農情報、退職前のすぐれた技術や経験を活用できる雇用情報、第2の人生をゆっくりと穏やかに過ごすことのできる健康・交流・体験・イベント情報等を関係する所管課が連携して整理しながら、広報さつまやホームページを活用して情報提供をしていきたいと考えております。

また、具体的な情報の提供策としては、関東・東海・近畿等の大都市圏に組織されております旧町単位の出郷者会の開催にあわせ、さつま町の魅力を広報し、住宅団地等の情報の提供を行っていききたいと考えております。

さらに、これらの会員の中で団塊の世代と言われる方々に対して、町内の住宅団地等の情報をダイレクトメール等により提供することもやりたいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○宮之脇金次郎議員

豪雨災害の復旧事業等の重大な課題を抱えている中ですが、その中でまた公債費比率の新たな大きな課題が表面化していきっているわけですが、この数値は2003年度から2005年度の3年間の平均数値となっていると思いますが、ことしの10月の決算の時点でどの程度の起債率になるのか、その数値がわからなければこの今のパーセントと同じであるのか、それともちょっと変わるのか、そこら辺を聞いておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この内容については、専門課であります財政課長に答弁させたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

実質公債費比率の関係であります。この比率は3カ年平均をとって一つの指標としたものであります。ですから、新聞記事としてはそういうことになっておりますが、17年度の決算統計の結果でいきますと、うちの数字は単年度では20.5％というふうになっております。

○宮之脇金次郎議員

今の説明では、ちょっと新聞紙上の分よりも高いというような説明でございますが、先ほど財政課長のほうから話もありましたようになかなか難しい問題であると思います。

次の質問に移りたいと思いますが、実質公債費比率、自治体の税収に地方交付税を加えた標準的な収入に対する借金返済額の割合ということで、豪雨災害等の免税や売上減少等も考えられ、歳入も相当減ってくると思いますし、また、災害対策関係の歳出も今から膨らんでくると思います。地方交付税も減収していく中で、どのような立て直しを図っていく考えか、町長に伺います。

○町長（井上 章三君）

立て直しをどう図っていくかと、いろいろありますが、まだ十分整理がついておりませんので、これは大きな課題であります。実質公債費比率という見方の中で、今後、協議を進めるんだということでもありますから、これに対する対策というのは災害復旧、復興ということ、大きな課題が出てきただけに、これは容易ではないと思っておりますが、みんなで英知を集めて、いろいろな対策を、そして、自主財源をどういうふうに確保する方策があるのか、それに向かつては精いつ

ばいの努力をしないと、申されましたように今のところはもう災害で、また税収も低下する状況にありますだけに、この問題に対しては、また関係者を集めて総合的な対策、検討をしなきゃいけないと思ってるところです。

○宮之脇金次郎議員

十分な検討をお願いしたいと思いますが、次に、この歳入が減ると歳出も今まで以上に減らさなければいけないと思います。そこで、これは歳出抑制となると職員、あるいは町民の方にも十分な理解を求めなければなかなかやっていけないんじゃないかと思いますが、その職員の方、町民の方々への理解の求め方ですか、そういうのを十分にわかってもらうために何とか手を打たなければいけないと、そうでないところでただ議員と役職の方々と検討してもなかなか始まらないと思っております。

そういう町民の方々への理解、あるいは職員の方々への理解、そういう考え方をどうして伝えて対策を打っていくか、考えていらっしゃいましたら伺います。

○町長（井上 章三君）

合併後、住民説明会を各地域をずっと回りながら行いつつ、行革に対する理解というものをつとやっていった経緯がございます。行政改革大綱をつくり、そしてまた振興計画をまとめていく段階でそういうような作業を行いました。今回、非常に厳しい判断、そして対応が求められるということでありまして、それだけに内容が見えてきた段階においては、また特にそういう関係する地域の方々に対してはしっかりとした説明会、そしてまた御理解を求めながら進めていかなきゃいけないということでありまして、やっぱりそういう点においてはお互いに理想と現実は大分乖離がある中でそのところを説明もし、理解もお願いするという努力をしなければいけないだろうと思っております。

○宮之脇金次郎議員

非常にこの災害という大きな問題を抱えておりまして、特にこういう税収、歳入についてはなかなか難しい状況でありますし、極端に言って町長のほうを締めるわけにはいかないわけですが、我々いま話がありましたように町民一体となってそこら辺を理解してもらうという考え方をすべての町民にわかってもらうということは、私は一番大事じゃないかと、そういうふうに思っておりますので、いま言われましたようにこの件についても、重大な問題ですので、各地区を回って説明会とかそういうような計画を組んで、どんどんこう納得のいく説明をして、財政の立て直しを図ってもらいたいと、そういうふうに思っております。

それから、先ほども答弁でありましたけど2006年度から原則7年間に18歳未満になるように公債費負担適正化計画を年内に策定して、県に提出しなければならないというわけですが、そうすると今の総合振興計画や行財政改革などの絡みも出てくるとは思いますけど、提出用の青写真がある程度できているのか、そこら辺がわかってたら、現在の状況を伺いたいと思います。

○財政課長（二階堂清一君）

実質公債費比率が18歳を超えた場合は、原則7年間で適正化計画を立てるということになっております。私たちもこれに基づいて1回目の試算はしてみたわけですが、やっぱり18年度の場合は災害が来ておりますし、それなりの借入れをしなければいけませんので、この立て直しの期間からちょっと外しまして、19年からということになりますと、仮に19年から、こういったことは短期間で完成させることが一番望ましいことでありまして、19年から3年間ぐらいを重点的にやる年度ということにして、借入額を15億円程度におさめていけば26年度、25年度あたりから18歳台に乗るものというふうに考えております。

ですから、やっぱり今回の場合は大規模な災害も控えておりますので、まず復興とか復旧の基

盤をするためには、まず財政基盤をしっかりしたものにしなければ、こういった物事はうまくいかないというふうに考えておりますので、来年度からそういった事業計画を実施していきたいと思っております。

○宮之脇金次郎議員

いま説明をもらいましたが、その財政基盤をしっかりしたものをということですが、その財政基盤のポイントというところはどこに置いてあるんですか。

○財政課長（二階堂清一君）

やっぱり財政指標が示しますように、第一にはこの実質公債費比率であります。次が、経常収支比率ですとかいろいろ比率があるわけですが、とにかく財政が弾力性を持たないと各種事務事業はいかないということでもありますので、とにかく弾力性を持たすと、そのためには時間が要る仕事なんです、経常収支比率も100を超えておりますし、1年に1回動く指数ですので、大変な時間が要るわけですけども、やれるところから、こういった実質公債費比率は、借入れを少なくすれば必ず下がっていく指数ですので、こういったところから手がけていきたいというふうに思っております。

○宮之脇金次郎議員

努力をお願いしたいと思います。公債費比率が25%以上になると単独事業の地方債は一部認められなくなり、起債制限団体となります。徹底してムダな歳出をなくし、また町が繁栄するような手だてを考え、間違ってもそうしたことにならないように、そして町長は合併して良かったというまちづくりをいつも言われておりますので、町民はそれを期待しておりますので、それに背くことなくしっかりと立て直しを図り、一層の努力をしてもらえることと確信して、この件については終わります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時04分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

宮之脇議員。

○宮之脇金次郎議員

先ほどの起債比率について質問を終わりますと言いましたが、1点だけ漏れておりましたので、再度質問をさせていただきます。これは簡単な問題です。

災害で起債が大分増えると思うんですが、この今回の災害起債で25%を超えるようなことはないんですか。

○財政課長（二階堂清一君）

確かに今回の5号補正まで含めると、起債借入予定額は29億円という莫大な数字に上がりますが、これから激甚とかそういった補助率増嵩が見込めると大分下がってくるというふうに見込んでおります。しかし、それでも20億円は超すのではないかという気がいたしております。ですけど、早急に25%は達しないとは思いますが、やっぱり後年度負担というものを考えたときに、やっぱり19年度以降は起債を極力抑えていかなければいけないというふうに考え

ております。

○宮之脇金次郎議員

その現段階、結局、災害起債の段階で、25年は超えないということですね。

○財政課長（二階堂清一君）

そういうことであります。

○宮之脇金次郎議員

2点目であります、U・Iターン者対策ということで先ほど町長のほうから説明がありましたが、日本全国あちこちの自治体がそれぞれのカラーで何か世代の呼び込みの対策に取り組んでいるということを町長も十分御存じだと思いますけれども、本町もいろいろな特権がありますから、本町のカラーを十分生かしたキャッチフレーズですか、そういうものをつくって呼び込みに打ち込みたいというような考えはないのか伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この団塊の世代に対しては、やはり御指摘のようにいろんな地方団体、あるいはまた国自体も、国や県においてもそういう団塊の世代の行方というのに対して関心を持っておられるところでありまして、どのような動きになるのかなと、またそれをできれば引っ張りたいというような動きがいろんなところであるところでございます。

私たちも折を見てそういう都会にいる仲間の人たちと語ったりするわけですが、やはり生活をそれぞれ抱え、あるいはもう家もそこに建てたりしている、あるいは子供が近くにいたりとかというような状況の中で、しかし田舎暮らしということ、あるいは故郷に対する思いというものもまたそれなりに持っているという中で、どのような動きになるかということに対しては、いろんな形態が考えられるところであります。

我が町としては、やはりたくさんの人材を輩出しているわけでありまして、そういう方々に帰ってきていただけるとすれば、それにこしたことはないわけでありますので、いま言われましたように本町なりのカラーを出してと、そういう働きかけをするということは、できる限りやってみたいというふうに思いますし、定住促進室というのをつくったその目的の一環にも該当するというふうに思っておりますので、また今後とも努力をさせていただきたいと思います。

○宮之脇金次郎議員

本町は至るところに温泉ありですね、ホテルの飛び交う町だったんですが、今度の豪雨災害で今後どういう形になるかわからないですけど、あるいはまた竹とかいろんな特産物がありますから、そういうものを十分にこうキャッチフレーズとして呼び込んでもらいたいと思います。

一気に多くの人たちを迎えるというのは難しいと思いますし、まず一人、二人ずつ呼び込んでもらって、それが自然に類が類を呼ぶで、多くなっていくということは一つのやり方じゃないかと思います。一気にこう大勢を見込んでやってもなかなかその結果というものはあらわれんのかなと思いますし、そうした方々が二、三入ってくる中で、そうした対策の中にその入り込んでくださった方々を交えて、そういう対策をとるという一つの方法もあるんじゃないかと思いますし、そこら辺もまた検討していただきたいと、そういうふうに思っております。

それから、最近あちこちに空き家なども目立ってきておるわけですが、そこらあたりの家主さんと相談をしてのIターン対策とか、そういうものはできないものか、そこら辺は考えていないのかお伺いします。

○町長（井上 章三君）

空き家を活用したということはどうなのかということでございます。この空き家対策ということについては、以前、旧町においてもある程度調査をした時期もあったと思うわけですが、新町

になってはまだ十分な調査はされていないというふうに思っております。そういう点で、一度そういう調査をもうちょっとやりながら、そういうものを生かすセカンドハウスとしてそういうものを活用するという、そういう方法はどうかということとは検討に値することであると思っております。

○宮之脇金次郎議員

現段階で、このＩターン・Ｕターンに関係なくして、こっちに新しく都会から県外から居住された住民の方は何名ぐらいいらっしゃるかわかってないですか。

○定住促進室長（北原 美義君）

団塊の世代の方々が転入されているという具体的な数字については、まだ把握をいたしておりません。

○宮之脇金次郎議員

団塊の世代じゃなくして、ほかの方でも他県からこっちに居住されている方とか、そういう方々はわからないですか。

○定住促進室長（北原 美義君）

よそからこちらのほうにＩターンなりで来られた方につきましては、数名は知っておりますが、具体的な数字については把握をしていないところでございます。

○宮之脇金次郎議員

Ｕターン者については、団塊世代の方々のリストなりつくって、さつま町の方々のリストがわかったら、リストなりつくってそれを、その方々に直接そういう呼びかけるという手もあるんじゃないかと思います。どこどこ鶴田会とか、どこどこ会というところに我々が参加しても、会に出てこられる方がごくわずかで数名ですよ、そういう方々に座談の中で話はしてもなかなかそうつながっていかないと思うんですよ。

だから、そういうふうなリストでもつくって、極力こう呼び込むような、親しにも年をとられたで戻ってこんかとかですね、そういう形の軽い気持ちの中のやり方もあるんじゃないかというふうに思っております。そこらあたりを今後また検討していただきたいと思います。

それから、国土交通省も２地域居住ということで支援に乗り出したということで、この前ちょっと新聞に掲載してありましたけれども、やはりそういうことでも国も動き出しておりますし、そういうものを十分今後も活用する必要があるんじゃないかと思いますんで、そこら辺も十分頭の中に入れて取り組んでいただきたいと、そういうふうに思っているところであります。

それから、Ｉターンについてはさっき話なんですけど、Ｕターンについては、もうやはり田舎に戻ってこんかというようなその気持ち、田舎の良さは十分そのＵターン者の方はわかっていると思いますし、そのＵターン者の中からまたＩターン者への呼びかけですか、そこらあたりも十分に必要になってくると思いますんで、そこらあたりの検討をお願いしておきたいと思います。

これで私の質問は終わりますが、今は豪雨災害被害者への心使いが一番であると思っております。その救援対策に十二分に力を発揮されて、重大な問題が少しでも早く解決するように努力をしてもらいたいと、そして、私が質問いたしましたことも今後の町の繁栄に必要不可欠であることを受けとめていただき、十分な検討を要請して終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、２３番、中尾議員の発言を許します。中尾議員。

〔中尾 正男議員登壇〕

○中尾 正男議員

先に通告しました2件につき質問をいたします。

まず、今回の豪雨災害で被災された方々に対しまして、心からのお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものであります。

1点目の防災無線と被災者の支援策についてであります。防災無線につきましては、日高議員の質問と重複する点もありますが、防災対策については防災無線に限っての質問でありますので細部にわたって質したいと思いますので、答弁を求めます。

旧宮之城地区で防災無線の戸別受信機が全戸に設置されておらず、警報等の情報伝達が十分に機能せず、住民から不満と不安の声が多く聞かれました。災害を繰り返した地域でもあり、防災無線の戸別受信機の全戸設置を急ぐべきと思うが、考えを伺います。

次に、農地・農用施設、宅地等の災害復旧事業対象外の災害について、特に農地等の小災害件数は、私きのういただいた資料によりますと270件程度以上もあり、とのことで、これらに対する支援策も大事であると思いますが、これらに対する支援策について伺います。

2点目の職員採用について伺います。

合併後初の職員採用が予定されていますが、町財政が逼迫しており、先ほどからありますように実質公債費比率は、離島を除けば県内で最も高い比率であり、また16年に引き続き17年の決算でも経常経費の占める割合は100％を超えるとのことで危機的状況にあります。行政改革の定員適正化計画によると425名の職員を10年間で125名削減し、300名体制を目指す前半の段階での新規採用についての町長の考え方を伺います。

以上、1回目の質問とします。

〔中尾 正男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

中尾議員の質問の1点目にまずお答えしたいと思います。

防災行政無線の問題であります。防災行政無線設備は、旧町単位でそれぞれ平成6年度から平成9年度まで整備を図っており、合併に伴い周波数が違うアナログ式の三つの施設をそのまま新町に継承し、運用してるところであります。

宮之城区域における戸別受信機については、地区公民会長をはじめ消防団員、役場職員、がけ下や浸水する恐れのある地区の住民を対象に、全世帯の約11％の世帯に設置してるところであります。

現在の防災情報の伝達については、公民会長宅に設置してある戸別受信機から有線放送を介して情報を伝達しているほか、屋外に設置してあるスピーカーから周知している状況であります。御指摘の旧宮之城地区における戸別受信機の全戸設置ですが、国においては現在利用しているアナログ式の無線設備については、できる限り早い時期にデジタル方式の設備に移行するよう指導がなされており、本町の施設についても現在運用している施設の耐用年数等も考慮すると近い将来にはデジタル化に向けて設備全体の更新を計画しなければならないと考えております。

また、全世帯戸別受信機を設置するには多額の費用を要し、アナログ方式の施設整備に対する補助金など、財政支援について期待できない現状の中では困難ではないかと考えております。

今後においては、本年度から取り組んでいる公民会の無線放送施設の設置状況等総合的に考慮した上でデジタル化への更新時期にあわせ、全戸設置も検討するということで考えてるところでございます。

それから、農地・農業用施設、宅地等の災害復旧事業対象外の災害についての支援策を問う質問でございます。農地・農業用施設災害復旧の公共災害の対象にならない40万円以下の災害復

旧につきましては、まだ件数ははっきりと把握はしておりませんが、約270件程度あるものと思われます。この小災害につきましては、受益者からの申請があれば重機借上げや原材料等について予算の範囲内で補助金を交付してるところであり、今回の9月補正まで合わせ990万円の予算を計上してるところであります。

また、宅地の一部が流出したり、崩土等の災害を受けた場合については、個人の財産であることから、公共災害の対象には該当しないところではありますが、住宅へ土砂が流入した場合の崩土除去につきましては、一定の要件、70歳以上という一定の要件がありますが、10万円を限度として町単独の補助制度がございます。

さらに、裏山が土砂崩壊したり、危険な場合等には補助要件を満たしておれば治山事業及び急傾斜地崩壊対策事業等により、裏山の復旧を実施しているところであります。

このようなことから、宅地の流出による災害復旧につきましては、現在のところ補助制度はなく、小災害につきましても個人で復旧していただくということになってまいります。

それから、2点目の職員採用の問題についてであります。行政改革大綱に基づき策定した定員適正化計画では、17年度当初425人の職員数を10年間で125人、29.4％削減するという厳しい目標数値を定め、これの達成のために早期退職勧奨の促進を図るとともに、採用面では退職者の4分の1程度に抑制するというようにいたしております。

この数値目標に関しては、17年度から5年間の職員削減率を国が「集中改革プラン」の中で公表しておりますが、さつま町は15.3％で、県内一の削減率を目指しているということになっております。職員の削減については、合併年度の16年度は採用ゼロに対し退職は14人ありました。17年度も採用はゼロとし退職者は16人となっております。

18年度は、地域包括支援制度に対応するため、保健師を一人採用しましたが、2年間の新規採用の抑制により、総数は計画数値以上の削減となっております。19年度の採用については、これまで採用を控えていたことによる年齢構造のひずみにも配慮しながら、定員適正化計画数値に沿った形で採用したいと考えております。

議員が御指摘の財政危機に直面する中、今回未曾有の豪雨災害が発生し、これに対し9月8日に国の激甚災害の指定を受け、町としても災害復旧に向けた体制づくりと事業遂行に全力を挙げて取り組み、一日も早い被災者の皆様の復興のために最大限の支援と努力を傾注してまいりたいと考えております。

このようなことから、今後、災害による財政への影響等も踏まえつつ、定員適正化計画達成を目標に継続的に退職勧奨に取り組み、最小限の採用枠で新陳代謝を図りながら、職員人件費を抑制してまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○中尾 正男議員

まず、防災行政無線の設置の件から伺いますけれども、費用の点から全戸配付は非常に厳しいというような答弁でございます。先ほど日高議員の答弁の中にも、デジタル化を目指して、今後できる年度まで待つてやるということですが、やはり被災を受けられた地域住民の説明会等で、本当にこの情報の伝達というのは、災害上の生命線であり、一番住民が欲しい情報がわからん、伝わらないとどう対処していいかわからないわけであって、これをこのままやはり、その財政を理由としていつ再建ができて導入ができるかわからないときまで放っておくというのは、やはり無策に過ぎると思います。

昨年度始まった有線放送の無線化の中で、できるところから対応していくと言われますけれども、例えば虎居地区あたりの中でこの分については、地元負担はあるわけです。そういうところ

が、地元負担を抱えながらそういう事業を導入していける力というか、そういうものが残っているのか大きな課題だと思うんですが、そこあたりの課題について町長はどのように考えておられるのか、まず伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

各公民会における無線設備の設置ということは、この被災地区だけじゃなくて町内のいろんな地域から要望が出ているわけでございます。これに関しましては、過疎債もきくということでもありますから、そういうものを導入しながら、できるだけ優先順位をまた検討しながら、必要性の高いところから進めていくということで取り組みたいというふうにしてるところでございます。

○中尾 正男議員

現在の無線が、旧宮之城町では設置率が11％ということで非常に低いわけですが、旧3町の中それぞれ防災無線が災害に対して非常に重要な役割を持つということで、非常に厳しい財政の中設置をしてきたわけですね。旧宮之城町で、過去にも大きな災害を起こしながら、この地域だけでも、そういう地域だけでも全戸配付をしてこなかった。このことはやはり大きな禍根を残したんじゃないかと思っております。それぞれの旧鶴田、薩摩においても財政規模に応じて多額の出費をやってきたわけでありまして、そこあたりを経験が生かされなかったわけですから、今回のアナログのその設置に対してもそういうことを踏まえながら災害に対しては、生命、財産を守るものでありますから、その財政的な理由でどうしても導入できないというのは、納得のいかないところであります。

そこで、今のこの無線を、あと何年使えるかわからないということでもありますけれども、やはり今回、大きな災害を受けた地域、そしてまたこれから大きな雨が降ったり、自然災害が予想されるようなところについては、今のこの無線設備を生かして、全部で幾らになるかちょっと計算はしておりませんが、戸別受信機の設置が必要ではないのかということを思うんですが、どうでしょうか。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

旧宮之城の関係で戸別受信機の問題が御指摘でございます。御指摘のとおりでございますが、非常に財政的な問題を理由に全戸配置ができなかったというのは、これはもう事実でございます。今回も災害でもそういう被災地の部分につきましても配慮しなければならなかったということについては十分反省すべきというようなふう考えております。

ただ、今後の課題といたしまして、現在のその防災行政無線の戸別受信機の問題でございますが、1基が大体4万から5万円ということでございます。当時、起債枠の中で、起債を目いっぱい借り入れいたしまして、それぞれ危険箇所、特に当時は地震災害等も予想されましたことから、いわゆるがけ下、がけ上等については、重点的に配置いたしましたところがございますし、また、これまで川内川の沿線でも浸水が早い段階で発生いたしますような地域については、それぞれ戸別には配置をいたしているところでございます。

全体的なそういう沿線の配置というのがなされておらず、今後どうするかという問題もあるわけですが、これらについてはどうしても町で設置をいたしますいわゆるその経費的な問題を含めて、ダムや放流等の問題、あるいは支流河川のそういう情報の伝達の問題、総合的にそういう情報伝達のあり方ということについては、今後さらにまた国、県とも十分な協議が必要であろうというようなふう考えているところでございます。

要するにその結果論だけを事前に情報として流すことがいいのかどうか、いわゆるその情報のリアルタイムなその情報を提供するというにつきましては、やはりその国、県とのリンクというのは非常に重要な問題でございますが、単にただその放送だけを行えばいいという問題では

ないんだろーというふうなふうに考えておりますので、そこら辺を含めてまた十分協議をさしていただきたいというように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の災害というのは、情報が事前に伝われば十分な対応ができたんじゃないかろうかということが言われておりますが、そういう面、どうしても確認ができませんでしたので、総務課長のほうからも午前中答弁がございましたように消防団、職員、それぞれ派遣をいたしまして、そういう浸水の早い段階での呼びかけというのは行ったところでございますが、結果的にこういう結果が出ておりますので、そこら辺を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

○中尾 正男議員

虎居との地元説明会等で、私も行って話を伺ったんですが、やはり今回みたいな外がどしゃ降りの中で、戸外の放送施設、これの限界というものがはっきりと見えたと思うんですね。ほとんど放送施設の前にいながら、何にも聞かんかったという声があって、非常に不満を持っておられた。こういうことが、またやはり繰り返されていいのかという思いを強くするわけであります。

そして、町長の答弁の中でも補助事業が見込めないということですが、やはり導入の際に総体の、1回目の導入の際に戸別受信機を含めたら補助事業があったかと思うんですが、この戸別受信機だけの購入ということになると補助対象外になるのでしょうか、そこあたりはどうでしょうか。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

例えば、防災行政無線の戸別受信機につきましては、当時は補助金があったわけですが、現在は全くの単独になるところでございます。

○中尾 正男議員

補助事業は、導入の際に全戸導入しなかったツケがこういうところにも出てきてるのではないかと思うんですが、先ほどからありますように財政上、どうしてもこういう状況の中では難しいと言われます。ただ、デジタル化を進めるに当たってこういうことを参考にしながら、やはりこの金の出し惜しみをして後でまたたくさんのお金を使う、そういうことの繰り返しだけはしないように十分検討をしていただきたいと思います。

ただ、このままではというふうに被災地の今回受けられた方たちは本当にそう思っておられると思います。あの地域でやはり有線放送の無線化ができるところはいいですけども、そういう力の、被災をほとんどの住民が受けられてやっているとところについては、やはり何らかの支援策が必要ではないかと、防災無線の補助規則ですか、ここあたりの見直しも必要になってくるのではないかと思うんですが、本当に皆さん不安を抱えておられるわけですから、そこあたりを今後ちょっと検討していただかんといけないと思うんですが、そういう考えはないのかですね、それについて伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

今回の河川改修に向けての激特を期待してはありますが、とにかく住宅がつかないと、住宅に対しては少なくとも被災を受けないという改修をするんだということが前提に検討がされてるということを聞いておりますので、一日も早いそのような決定がなされて、対応が進んでいくことを期待してはありますが、それまでの間に今回のようなことがないだろうかという懸念を言われているわけでありまして、デジタル化までの間においてこのアナログの機器を導入する工面というのがないものかと、できないものかということについては、内部的にももう少し検討をしながら、また努力のできるところは努力をしてみたいということで、現段階ではお答えにさせていただきます。

○中尾 正男議員

現段階では精いっぱいの答弁ではなかろうかと思うんですが、本当にその地域の人たちは不安を持っておられます。特に、虎居、そこ川原、下湯田ですね、災害の、大雨のたびに浸水をする、常襲地帯であります。こういうところに対してやはり何らかの支援策を検討の余地があると言われましたので、真剣に真摯にとらえて、何とかその設置ができるような形を模索していただきたいということを要請しておきたいと思います。

それから、小規模災害についてであります。件数的には、まだ幾らあるかわからないということで、大体私がいただいた資料と同じ270件程度ということで、補正予算で1,000万程度の予算も組んでいただいたようであります。これにつきましては、5万円以上40万円となっているわけで、ここあたりがどういう対応になってくるのか、あるいはもうその5万円以下の災害については切り捨てという今の補助要項ではそういうことでもあります。

そうした場合に、やはり申請をした場合、5万円上がったら補助があると、5万円なかったらもらえないということで、ほとんどの者が5万円以上になる可能性も出てくるわけでありまして、ここあたり正確に、要項でありますから今回の災害につきましては、小さなものまでもすべて網羅しながらやっていく方法は考えられないのか、その点について質しておきたいと思います。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

いま現在、小災害につきましては、公共災害にのらない分につきましては、議員指摘のとおり5万円以上40万円以下でございます。40万円以下というのが公共災害になるものですから、40万円未満ということで定めているわけですが、これにつきましては賃金から、人夫の関係から、それから原材料、それから重機借上げまで含めましての小災害でございますので、当然、賃金も自分で出られた分につきましても換算してもらえれば、それで出ますので、5万円以下の災害というのは本当微々たる災害だと思います。それで、最低限5万円ということで定めているところでございまして、その中で、近くに1カ所じゃなくても2カ所であっても150メートル以内ということで、公共災害の場合は定めているわけですが、それ以外のところで受益者が一緒であれば2カ所でもすればもう5万円以上という形になりますので、とにかく5万円以上40万円以下ということで定めている次第であります。

以上です。

○中尾 正男議員

運用の問題で、5万円というのは、最低限の一番小さな災害だという、そういう認識でやっていただければ非常にありがたいわけです。そういう運用をお願いしたいと思います。それから、この対象者についての周知方について伺っておきたいと思うんですが、以前に特別委員会だったか臨時議会のときだったか、この小災害についての対象外について、対象者に返事すべきだと私申し上げたとき、大体連絡が行ってるはずだと、耕地林業課長のほうから答弁があったわけですが、その後聞いてみますと、まだほとんどそういう回答は行ってないようであります。

それから、これについてはどういう方法で、対象者に周知をしていかれるのか、一応伺っておきたいと思います。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

町のほうで調査をしております。今週から災害査定が入る関係で、災害査定を受けてからということで連絡をして行きたいということで、担当のほうも考えているようでございまして、できるだけ40万円以上になるような形で、こちらのほうとしては災害査定を受けて、公共災害でできるような形でしていきたいということで、150メートル以内であれば災害にかかるわけですので、その査定次第によりまして個人のほうには連絡していきたいということで考えています。

ろでございます。

それで、この町単のもし災害ということになりますと50万円以内、今年度から30万円、財政的な問題もございまして30万円以内ということで考えてるわけですが、今回の7月豪雨につきましては50万円に戻したいということも考えてるところでございますけど、ただ公共災害としますと補助率が全然違う関係で、受益者といましては、次の災害も待つてということもいらっしゃいますので、そのようなことも町としては考えながらしているところでございます。

とにかくもう負担が大きく伴えば、もうしないという人もいらっしゃるようでございますので、そこあたりはまたこちらのほうとしてもいろいろ、受益者のほうと、申請者のほうとも協議をしながら進めていきたいということで考えております。

○中尾 正男議員

この災害申請につきましては、個人によりましては、小規模災害につきましては申請をされていない方もいると思うんで、もうどうせこれは災害にかからんと思って、そこあたりの拾い上げも十分にやっていただいて、そして一般財源持ち出しになりますから、300件あったとして10万円としても3,000万円という多額な一般財源が必要になってくるわけで、今年度18年度中できなかった場合は、やはり18年度まで繰越し、繰越事業なり、また単年度で来年度も組むというようなそういうやり方をして、これは徹底してこの災害復旧をやっていただきたいと思うわけですが、町長どうですか。

○町長（井上 章三君）

規模の小さいものに対しては、できるだけもう年内に査定を受けてもらったり検討を進めて、早いうちに解決するということをお願いをしたいと思っておりますし、規模の大きいものに対しては来年度にかかるものもあるんじゃないかと思っておりますので、そういうことで早目の対応をしながら、大きいものに対してはそういうこともあり得るという認識でいるところです。

○中尾 正男議員

町長、私が言ってるのは規模の大きいものでなくて、その補助、復旧事業対象外の小規模災害、やはり300件から、たとえ10万円としても3,000万円、一般財源の大きなこれは持ち出し、全く手持ちですから、だからそこまでできるのかと心配するわけで、だからできなかった場合は、やはり18年度も6月の田植えまでにまた間に合えばいいわけですから、できない分についてはやはり18年度でなくても19年度までもうそういうふうにしてやっていただきたいという要請なんですけど、どうですか。全部できればいいんです。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

これはもう全体的な問題であるかと思います。やはり農地だけでなく、やはり里道とかいろんな問題等があるかと思うんですが、こういう問題等につきましては、一定の交通整理をしなければならぬというようなふうに考えています。ただ、その農地でもどうしても耕作の希望がある方、ない方いろいろあるかと思うんですが、そういう部分も含めてあと精査をしながら、必要な部分についてはまたそういう次年度に繰越しという場合もあるかと思います。

ただ、これまでの例を見ますと、その災害に対する、そういう現に耕作をされてる、稲作されてるそういう方々については、可能な限り現年度で対応すると。ただ、その予算的な制約がございまして、そういう部分については次年度におけるその耕作に対しての影響がない範囲で、その予算の範囲で執行してるという状況でございますので、必要なほ場、特にこのほ場整備等が済んだ部分については、全体的な問題として最近済んだ部分でも大分こう傷んでるところもあるようでございます。

そういう部分については、お互いに共益の部分でできる部分と、できない部分があろうかと思

いますんで、そういう部分も含めながら全体的な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○中尾 正男議員

山間部のほ場整備らは別として、されてないそういう地域の高齢者の所有の田んぼ等につきましては、ほとんどもう米の値段も下がって、ほとんど若い人たちにただ同然みたいな形でもつくっていただいているというようなところがほとんど、現状だろうと思うんです。そうした中で、災害に対してもう自力でなかなか復旧までしてやろうということがもう少なくなってきた、いわゆる田舎のほうの景観も荒れてまいります。そうした中でこういう災害は、全部網羅してやっていただいて、そうすることによって先ほどからありますように一般建設事業債等は当然先送りが出てきます。そういうものも、やはりそういう災害を徹底して災害復旧をなすことによって、町民の理解も得られるんじゃないかと思います。そこあたりを十分酌み取っていただいて、そういう災害復旧についてはもう希望のそういうものについては、小さいものまで全部やるんだと、そういう姿勢を見せていただければ、その一般建設事業の先送り等も町民の間でやはり理解ができてくるんだろうと思うんですが、そこ辺がないと見捨てられたようなこう気分になりますから、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思うんですが、町長の決意を再度伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

お気持ちはよくわかるわけではありますが、山下助役がちょっと申したいということがあるようですから、答弁をさせたいと思います。〔「町長の決意を聞いているんですよ」と発言する者あり〕

○助役（経済）（山下 彦志君）

災害については現年債ということが原則でございますけれども、おっしゃいますように小災害については、中尾議員がおっしゃるようなことで、全体的にということはいいいわけですが、ただいま災害だけのとらえ方じゃなくして、中山間地の直接支払い等の制度もございますので、そういうところでやっぱし集落ごとに、あるいは受益者ごとに公共的なものについては話を進めながら、一財を使わないような方策も必要かと思いますので、そういうことで検討させていただきたいというふうに考えております。

○中尾 正男議員

時間も迫ってまいりますから次のところにいきたいと思うんですが、この何回も申しますように小災害につきましても十分な配慮をしていただいて、特にこの耕地林業課のほうでその申請者に対する通知、そこ辺は漏れがないようにしていただかんと、ちょっと知らなかったということがないように、ぜひ周知方を徹底していただきたいことを要請しておきたいと思います。

2点目の職員採用についてですが、町長は根拠として16年、17年の退職者数が計画より進んでいて、今年度の採用試験を決めたという答弁だったと思うんですが、ちなみに18年度の退職者の予定者数というのか、そこあたりはどうなっているのか伺っておきたいと思います。

○行政管理室長（日高 昭治君）

18年度の退職の予定ということでございますが、先ほど説明の中で、町長の中でもありましたように一応8名ということになっております。この8名につきましては、定年が二人、あと早期退職等が6人ということになります。それと18年度末で後期高齢者医療制度、広域連合の関係ですが、これは定数外になるということで、一人減になります。

以上です。

○中尾 正男議員

職員の採用、任免、こういうことについては、町長の専管選任事項でありますから、通告分につきましては、町長の考えを伺うというふうに少し遠慮してそういうふうに通告をいたしました。私の本心は、この通告文からもおわかりいただけたと思うんですが、やはり今の財政状況、この災害状況そういうことを考えると、今年度の職員採用は見合わせるべきではないかと、そういうふうに申し上げたいと思っておるわけであります。

ただいま18年度の予定退職者が8名と、室長のほうから報告がありましたけれども、私の持つてる資料、皆さんもそうだと思うんですが、18年度の退職予定者数は15名なんですよね。まだいま半分がクリアできたと、前の分が追ってきてはおりますけど、それにいたしましても計画人数からすると、まだオーバーをしている、そういう状況であると私は持つてる資料からはそう思うわけです。

そして、この災害が起きて非常に苦しい財政の中、人員も幾らおっても本当に部署によっては職員の方で会いませんから、もう忙しいのはわかってます。その中で退職勧奨をするのは非常に忍びない、またそういうこともできない状況の中ではあるわけで、こういう状況であれば即戦力、新規採用より現職の仕事のわかっておっていただける方におっていただいたほうがいいわけで、なかなか計画に達していない退職者層の中で、人数については若干名という、広報の中ではそうなっておりますが、多数の応募者があったというふうに伺っているわけですが、若干名、どの程度の採用を町長は考えておられるのか、伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

若干名という表現でございますから、若干名というのは1～2名から3名以内というようなところだろうと思っております。

○中尾 正男議員

行革の特別委員会の小委員会の報告の中でも、議会の提言としまして、退職者数をみながら、やはり退職者数に満たないときには新規採用についても調整を行うと、そういうことも提言をされてきていた経緯もあるわけです。ただ、30名からの退職者数がある中で、職員構成にひずみが出るという観点からも、その採用だというふうに理解はするわけですが、実際こういう状況の中で、定数がそこそこの定数であればいいわけですが、まだ100名からの職員を削減していく中で、町民からの理解も得られるのか、そこあたりも大きな課題だと思うんですが、この採用について、町長は3年間ぐらい全く職員が、採用がないと職員間の年代間のひずみというものが出てくるんじゃないかという心配をお持ちなのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

やはり職員採用という問題は、余りでこぼこが大きくなってしまっても難しい問題もございます。例えば現在、18年度で50歳以上のメンバーが比率でいうと25％、40歳から49歳の40代というのが30％、30代というのが29％、18から20代というのが16％ということになっておりまして、30代と比べますと18から20代にかけての人たちは約半分、半分以上をちょっと超すぐらいのところでございます。こういうものが今後にどういう影響を与えていくかということもございまして、今回は既にもう採用の段取りをしていることでありますから、多くを採用しようとしているわけではございませんが、必要最小限の、そしてこの定員の適正化計画の数値に沿う範囲内で採用をしたいということで、いま考えてるところでございます。

○中尾 正男議員

町長から適正化計画の範囲内と言われましたけれども、採用は、確かに18年は3名ぐらいというふうになっていますが、退職者数のほうが追いついてきてないわけですから、そこあたりの整合性をどうとっていくのか、財政的なことも、やはり若い人たちに職場を与えるということも

大事なことではあると思うんですが、職員数の過剰な中で、こういう財政状況の中で、職員をまた抱えることに対する理解が得られるのか、そこがところが一番のキーポイントだと思うわけです。そこあたりをクリアしていかないと、やはり批判が出てくるのではないかというふうに思います。その点について、再度町長の採用に向けた要因ですか、そこあたりを確認しておきたいと思います。

○行政管理室長（日高 昭治君）

済みません。町長にということですが、ちょっと補足説明をさせていただきたいと思います。

退職者につきましては、17年度、早期退職勧奨ということで取り組んできましたが、その結果が16名ということで、先ほどあります数字になります。これは計画では10名ということで、6人が、言えば前食い、前倒しのようになって、これが18年度のほうに影響してきております。その関係で、退職者が8名ということになれば定員適正化計画の数値と合うという形の現状になってきております。

以上です。

○町長（井上 章三君）

本町は、合併当初425人ということで、職員数が大きいと、大きくなったということが言われているわけでありますが、この中には一部事務組合を吸収したという形の中で大きくなっているということ、衛生処理組合の関係あるいは消防組合の関係、そして、あるいは給食センターとか、外郭団体が一緒になったことによって大きくなっているという面もございます。それで、相対的にはそういう大きな数の中からだんだんと適正化計画の中で、これを適正化していこうということにしておりますが、やはり実際に働く事務職員の実情ということを見ましたときに、やっぱり若年層の採用というのにも必要な部分があるというふうに認識をしております。そういう点で、範囲内の中で採用を進めながら、全体としては行管の中でまたそういう目標に向かって進めていこうということで取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○中尾 正男議員

こういう財政状況の中で、そしてまた、来年度につきましてはまた特に退職者数を、見込みを、来年度、再来年度ですか、20、20というような大きな見込みもある中で、やはりできれば昨年度みたいに先送りしていけるような状況であれば一番いいわけですが、実質経常収支を引き上げるものの一番大きな要因は人件費だろうと思います。一人当たり経費を含めれば新規採用であっても一人600万円、700万円ぐらいの経費はかかるんじゃないかと思うんですが、そういうことを考えて、今回の採用はもう試験も予定されておりますし、また若い人たちの働く場を提供も必要だと思う。地元にはやはり優秀な企業もあって、また工場等の増設等も予定されておりますから、そういうところにも働きかけをしていただいて、できる限り、いま若干名ということで、最小限の採用、本当は差し控えていただきたいということを申し上げたいわけですが、そういう状況の中で難しければ、そういう判断をしていただくように要請をするよりほかに、これは町長の専任事項ですから、我々がその後については何とも申し上げられませんから、そういうことを要請しながら、ちょっと納得のいかない部分もありますけれども、質問を終わらせていただきます。

○議長（濱田 等議員）

次は、25番、川口議員の発言を許します。川口議員。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

いつも昼のこの時間帯が私の定番になってきましたが、お疲れのところだと思いますけれども、

頑張っていたきたいと思います。

まず先に、先般の豪雨災害で被害を受けられた方にはお見舞い申し上げるとともに、早期の回復、元気が出られるようなことをお願いしたいと思います。また、被害者の一人として、町当局、県、あるいはいろんなところで御支援いただいたり、お見舞いいただきましたことに対して深く御礼を申し上げたいと思います。

それでは、私、先に通告いたしました防災システムの見直しについて質問をいたします。もう3名ほどの方々がこの防災システム情報伝達のことについては質問されております。重複する点があると思います。町長、簡素化にお答えを願いたいと思います。

県北部豪雨災害では人的被害が一人で、結果的には最小限にとめられたとっておりますが、未曾有の雨水とは言え、防災情報が万全だったとは考えられません。情報伝達方法の改善が必要と考えられますが、特に次の2点について町長の考えを伺いたいと思います。

一つ目に、今回の避難命令情報が住民にどう伝わったか検証すべきでないか。二つ目に、住民の防災意識向上のための方策を考えるべきではないかと考えます。その2点について質問いたします。

1回目の質問を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

川口議員の質問にお答えしたいと思います。

第1点の、今回の避難命令情報が住民にどう伝わったか検証すべきではないかという問題でございます。今回の豪雨災害では、過去の記録を上回るような降雨量と急激な河川水位の上昇に伴い、避難勧告、避難指示を発令し、防災行政無線による呼びかけとあわせ、公用車等による職員による周知、また消防団員による周知も行いましたが、結果的に町からの「情報が聞こえなかった」「聞き取りにくかった」などの御意見をいただいております。

今回のような緊急性の高い場合において、これらの情報をどのくらいの方が認識され、またどのように伝わり、どのような対応をされたのか、被災者の方々が落ちついた段階でアンケート調査等を実施して、今後の防災対策に役立てていきたいと思っております。

2点目の、住民の防災意識の向上についてであります。大規模な災害時には道路や通信手段の途絶などにより、防災関係機関による救助活動などは著しく制限されます。このような事態においては、災害による被害拡大の防止及び軽減を図るためには、住民が相互に助け合い、組織的に行動することや、また住民自らが早目に避難するなど、いち早い対応が大切になってきます。

このような住民の防災に対する意識の向上については、町からのお願いや周知・広報のみならず、地震や洪水などを想定した防災訓練を定期的の実施し、多くの方に参加していただくことや、地域の自主防災組織達成率の向上を図り、住民みんなで助け合っていくという気運の向上を図ることが大切であると考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○川口 憲男議員

一つ目の質問の中で、避難命令の情報伝達のことではありますが、落ちつかれた状態で今後やっていくというお答えでしたけれども、町長、先般、豪雨の後、もう地震が3回来ております。けさも来ましたよね。災害は、いろんなそういう災害というのは今後も、台風も来まして、今後また台風も考えられます。そういった上で、災害は待ってくれないんじゃないかと思えます。その意味では、住民が落ちつかれることが条件でしょうけれども、そのほかには町として、先ほど

同僚議員の質問にもありましたように、いろんなところで見直しが必要じゃないかと考えられます。その点を考えまして、早急な私は見直しとか、その検証が必要だと考えます。そこあたりをもう一回町長お答えください。

○町長（井上 章三君）

できるだけ早いほうがいいではないかということでございます。今回の災害対策の中で、それぞれの分野ごとにいろんな情報の収集もやっておりますから、そういうことも踏まえながら、今まだ帰ってきておられない方もあったり、いろいろのところもでございます。早いほうがいいというお気持ちはわかりますので、またできるだけそういう方向で努力はしたいと思います。

○川口 憲男議員

その避難された方々の足跡をたどって、どこに行かれてどうかということも大事だと思うんです。しかし、先ほどの日高議員の質問の中にもありました。総務課長がお答えになりました。まず計画の見直しが必要ということを言われました。それで、水位の予測ができなかったと。そしてその次に、交通対策、職員、それから消防団への対応、ここもうまくいかなかったと。それと、避難指示の受けとめ方、それから災害弱者への対応と、こういうようなのを実際に反省で申し述べられております。これらをもう少し早急に把握し、これらをどういうふうに克服していくかということが私は必要かと思えます。

そうとなれば、先ほど申し上げました、もし先ほどの先般の地震がさつま町神子で震度2でした。これは従来と一緒に6とかそういうところが出たとすれば、今度の災害のいろんなことが生かされなかったというふうになっていくんじゃないかと。そういう意味で、この避難命令のチェック、いろんなことが出ておると思えます。

一つに申し上げれば、町長の答弁は、避難指示はうまく伝わったというような表現をされました。実際、虎居の町に自衛隊が来ましていろんな活動がなされました。それが万全だったかといえ、私は、私が聞いて回る、調査して回るところによれば、それは一部のことであって、確かに川の流れからして全然救助ができなかったという方々がたくさんいらっしゃったということを知ります。屋根から屋根に伝わって川舟に救助されたという方、それから消防団は来たけれども避難指示はなかったと、そういうような点もあります。だから、そういうような点をもう少し早目に、全部を町長がするわけじゃないですから、担当課がいるわけですから、そこあたりを検索し、今後のこういう反省点を早く生かすような方向性ちゅうのは、私はあってほしいと思うんですが、町長はどういうふうにそこあたりを考えられますか。

○町長（井上 章三君）

対策本部でいろいろ取り組んでまいりました。総務課長の見解をちょっと申し述べさしてみたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいま川口議員の御発言のとおり、やはり対策は早く改善したほうがいいということで、私ども内部では、今後の防災対策上の改善、それから検討課題に対する意見ということで、調整班内部の意見をいま聴取しておりまして、まだ100%でないものですからまとめ切っておりませんが、ほぼ8割9割出てきております。

そうした中で、我々本部も含めて、そして消防、それから警察、土木、いろんな分野に寄っていただいて、我々だけの検証だけではなくて、総合的な機関からの御意見とかお伺いしながら、この防災計画、それから避難計画等の見直しをしていくべきだろうと思いますし、またしなければならぬと思っております。

期間につきましては、できるだけ早い時間を設定してやっていくと。ただ、防災計画の見直し

につきましては一定のルールがございますので、関係機関の皆様方に御理解いただきながら、この計画の見直しをしていくというふうに考えております。

○川口 憲男議員

町長、課長の答弁がありましたけれども、もう少しそこあたりも課長などから情報を仕入れて、自分の考えとして、自分の町の町民は自分を守るんだというような意識がないと私は町民からもいろんな不満の声が出てくるのは当たり前じゃないかと思います。その中で、総務課長が一つの中に、防災の関係者の方を呼び集めていろんな意見を聞いてやるということがありました。先ほど、私は日高議員のときもちょっと町の防災会議なるものなのか、町長は諮問会議というような言葉を発せられたと思うんですけども、そういう会をされるということになるんですが、その前に、まず今度の災害で町民がどのような考えを持っているのか、今度の情報伝達がどういうふうに伝わったのか、そこあたりを私は検証してほしいことです。

と言うのが、総務課長の説明にもありましたけれども、水位の予測ができなかったと。この後の2問目の質問の中身と関連するんですけども、この情報検証を早いうちにすることなんですけれども、そうであれば、例えば穴川ですか、それと夜星川、あるいは柳野川、前川、この上流の河川の、国土交通省もおっしゃいましたけど、橋げたのところに水位のメモリをつけていただくと。その中で消防団なりあるいはこの後で言おうかなと思ったんですけど、自主防災組織の運営の中で、今どれぐらいですと、わざわざ職員が走っていたて見らんでもいいわけですから、そこからの情報をどういうふうに伝えたらいいか、やっぱりそういうところも必要じゃないかと私考えます。その中で、町長はもう少しこの防災システムのあり方について、もう少し今後は、物すごく考えていらっしゃるんじゃないかということを感じて質問をしてるんですけども、なかなかそういうところが伝わってこない。一番ソフトな面で一番手早くできる災害救助に対する方向性じゃないかと思います。

再度町長に、この情報面のところで検証はするような話ですけども、もう少し防災無線のあり方とこの情報伝達について考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

この防災無線の問題とか、また今後の情報伝達に対する反省を踏まえて、今後検討している内容というのはほかの議員の質問の中でも既に答えてあります。

ですから、やっぱりどこでどういう情報をキャッチするのか、そこらの情報をキャッチできるシステムというのを、いろんなダムであったり、あるいは川内川の河川事務所の関係であったり、県管理の河川であったりいろんなところがあるわけですが、そこらと連携をしながら、今後、情報をまずキャッチできるそういう体制づくり、連携できる体制づくりというのは検討しなければいけないというふうに思っておりますし、また、それをどういう形で伝えていくかという点において、先ほどから防災無線がほんとはあればいいんですけどもということでもあります。それが整備できない段階においてどうするかということにおいては、人的なまた努力も必要であるということでもありますし、それぞれまた今回担当したそれぞれの各課においてもそういう課題を整理しながら、これからをどうしたらいいかということをもっと整理をしなきゃいけないということになっているわけですので、まだ結論は出ていないわけですので、そういう方向で努力をしよう。そして、この反省を生かすんだということで、いま取り組みつつあるということを御理解いただきたいと思います。

○川口 憲男議員

何かこうキツネにだまかされたような答弁をいただきまして、町長さっきから私申し上げてるんですけども、災害というのはあしたにも来るかもわからんわけです。いつのことかわからな

いけどやるつもりだということじゃなくして、やっぱり町長の気持ちが、これは予算的なところは要らないわけですから、防災システムをつくったり、そういうことをどういうふうに展開していくかとかいうのは要らないと思うんです。

だから、せめて検証した結果をどういうふうにして今後生かすのかを、せめて11月ごろまではやるんだと。それかもう来年の11月ですか、町長の言葉から察すれば。それは何も、防災にも何にもシステムにもならないわけですから、これからやる、検討する、事前に検討するじゃなくして、せめて早い段階、3カ月の段階、あるいはいつごろまでにはこういうのを担当課に指示してやっていくと、そういう意気込みを私は欲しくてこういう質問をしてるんですが、再度お聞きします。

どういう対応、システムのなのは今後やらにやいかんと思うんですけれども、こういう検証した結果をどういうふうに織り込んでいく防災システムをつくれる考えがあるのか。それはまたいつごろまでなのか、そこまでちょっと答弁をいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

検証はすると言っるとるわけであって、時間的にいつまでということを今ここで言えるかというと、今、何カ月までとか、いつまでというふうにまだ設定しててわけではないというわけでありまして。ただ、いろいろとこういう災害対策の中でやらなきゃいけないことはたくさんありますが、その中の一つとして、この問題も早目にやるんだという、そういう気持ちでありますから、それはそれとして受けとめていただきたいと思います。

○川口 憲男議員

失礼しました。次の言葉でまだ町長にいつちゃ、ひとつ厳しく言おうかなと思ってたもんですから、町長の言葉しか出てこんかったんですけれども、ほんと実際のところそれが本音ではないかと思うんですけれども、やっぱり今回災害を受けた被災者の方を考えれば、雨が降れば、あった同じ結果が出るんじゃないかということが出てくるわけです。その中でいけん自分たちの行動をとればいいのか。先ほど中尾議員のほうから出ましたように、防災無線の動き、あるいは屋外のスピーカーですか、ここあたりの対応。実際に雨の日に出て検証されることは、私は必要だと思いますよ。そして見直すべき点は早く見直していく。そこあたりを早く進めるのが私は町長だと思います。そうでないと、皆さん今度の場合は、被災者に限らず町民の方々の意見を聞きますと、何のための防災無線なのかなということも聞かれます。

それともう一つに、町長、町長はいま防災無線、防災無線とおっしゃいましたけど、助役のほうは感心なことに防災行政無線ということを言われました。確かに私は、今の現状ちゅか、最初つくられたときには防災行政無線じゃなかったかと認識してるんですけれども、いろんな面でいま放送を、水曜日と金曜日ですか、土曜日ですか、防災行政無線を使った広報がなされとります。

今回の災害にいたしましても、どこまでが行政報告なのか、ほんとの防災なのか、この色分けと言いますか、例えばサイレンの仕方とか、最初の鐘ですか、ピンポンカンのそれだけで行政なのか。例えば災害の被害時ですから、消防署のサイレンみたいな感じ、あるいはいろんな方法があると思います。例えば放送で、テレビやら、テレビは私よく見るんですけど、テレビの被災時のところは、ただいま緊急放送しますというような特別なアナウンスが流れますよね。今後は防災無線もそういうような、何て言いますか、情報のシステムを変えるべきじゃないかと思います。そういうところも必要かと思うんですけれども、そういう点で、早く検証されて、見直す点は見直すというようなところが私は欲しかったんですけれども。町長、そういう点は町長自体がどういうふうを考えられますか、どういうふうに使っていらっしゃいますか。

○町長（井上 章三君）

町長自体がということですが、一つ一つのことにについて私が全部結論を出してるわけではありませんから、今の問題なんかについては、防災担当のほうを通じながらやっぱり整理して、そして、またそれなりの対策を立てないといけないことだというふうに思います。全部の問題を私が全部結論を出すというような判断をするということになったら、なかなか難しい問題がありますから、そのために各課があり、各担当があるわけですから、全部の答えを私に、あんまり追求しないようにしてもらいたいと思います。

○川口 憲男議員

町長、今の言葉はおかしいですよ。町長、今の言葉はおかしいですよ。何で、全部を掌握するのが町長でしょう。全部の課の中に同じようなシステムを持っていくのに対して、どうこうというような指示を出すのは、私は町長だと思いますよ。その課のめいめいの言葉を全部町長が聞けち、だって一般質問は何でするんですか。町長にしてるわけでしょう。今の言葉はおかしいですよ。私は後でまた追求します。

それから2番目のですね、もう検証の結果についてのその後というのは答えが出てきませんので、町民の方々も十分聞いていらっしゃると思います。私は答えが出てきませんので、ただ検証はすると、時期は言えないが、災害の中の一つで今後していくということでした。これだけは守ってください。

それから、2番目の住民の防災意識の向上のための方策を考えるべきじゃないかということです。確かに私も先般の陳情活動に同行させていただきました。そのときも、どこの所長だったですか、やっぱし今後、防災意識については町民の意識、そこらあたりを高めてやっていかなければダメだと。それと、町内4カ所、河川事務所、それから鶴田ダムの所長と、説明に来られたときも、河川事務所やったですかね、所長もおっしゃられておりました。住民の意識を高めることが大事ですよ。そうしていかなければ後は、というような発言をされたと思っております。

その中で、先ほどいろいろ出てきましたけれども、そういう公民会活動の中の自主防災組織、これなんかを充実させることが、例えば先ほど総務課長が答えになりましたけれども、細部からの情報伝達ちゅうのはですね、そのほうが私は早いと思うんですよ。そして、その自主防災活動をいかに伸ばしていくか、あるいは全町的につくってほしいということもありましたけれども。先般、何か防災システムの発表会があって、東郷の1地区の公民会長がその防災組織について発表されたことがあると思うんですけれども。今回でも一部の地域では公民会長が中心になって避難の誘導、あるいは地域の方々の支援活動ということをされておりましたから、この地域防災活動ですか、これは非常に大事なことだと思います。早急にそういう対応を、どういうことができるかやっていきたいということでした。

再度お伺いしたいと思うんですけれども、町内にも少ないということでしたけれども、これをさらに充実させるためには何が必要か、町長、わかつとつたらお答えいただきたいと思うし、余り担当課に振りたくないんですけれども、できるところでどういう活動してるのか。さつま町内で非常にいい活動をしとって、どういう活動してるということがあって、その模範となるようなところがあるのか、そこあたりを検証されとつたら、町長のほうから報告をいただきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

先ほど、自主防災組織が4月1日現在では59.2％、約60％ということでありましたが、新年度になりましてから10ぐらいの自主防災組織ができまして、現在では69.14％ということで、89の組織がございます。

これらを先ほどからありますように、住民の皆さんがいかにこの情報をキャッチして、そし

てどうして動くかというのは非常に今後の防災上重要な視点となります。そうした中で、この自主防災組織がただでただだけでは機能しませんので、現地の現地訓練というのを、例えば校区単位でありますとか公民会単位でもよろしいですが、今後はそれらを充実しながら、実体験をもとに、関係機関、消防、それから警察など実際機能する団体に寄っていただいて、その実施訓練をしていきたいというふうに考えております。それが重要ではないかなということが一つと。

去年は警察署のほうで、防災の孤立集落、永野でしたか、永野のところで、薬師集落のところで防災訓練をしていただきまして、今回の災害でも、いち早くもう町が避難勧告を出す前に、その公民会が中心となって避難をされたというような実例がございますので、それらはほんとにいい実例でございますので、そうしたことは今後さらに充実しながら、防災対策に生かしていきたいというふうに考えております。

○川口 憲男議員

総務課長にいけば、もう答えがなんなんとしてくるんですけども、こういうようなやはり地域の防災活動の事例が、私も2～3はここに持ってるんですけども、やっぱりそういうことを随時やっていかなきゃいけない。消防団が日ごろ、日々訓練するのと同じように、せめて公民会でも年に2回ぐらいは訓練をしていただくとか、それらのマニュアルを消防署なり、あるいは防災担当のところからつくっていただいて、やっていただくということが非常に大事じゃないかと思っております。

なぜそういうことを申し上げるかと申しますと、やはりリーダーシップをとられる方がその地域におられるかどうかということで、そのリーダー育成も大事じゃないかと思ってるんです。たまたま私の地区の大願寺集落、小路下手集落にはそういう、いま現在の公民会長さんが非常にてきぱきと動いていただきまして、住民の方々が非常に喜びの声を上げていらっしゃる。あの人たちがいなかったら私たちはどうなったんだろうかというようなお声も聞きます。それが死亡者1、あるいはけがをする人員もなかったんじゃないかと考えます。

そういった中で、やはりそういうリーダーシップを育てることも大事ということを痛感してるわけなんですけれども、先般、8月の緊急質問でも町長に私申し上げましたけれども、そのときの公民館長さんの言葉を申し上げました。非常に御苦勞をされまして誘導されました。自主避難ということだったんですけども、やっぱりこういう公民会長さんたちにどこまでそういう権限を与えていったいいのか、それから責任的なところはどうなるのか、やっぱりそこあたりも必要じゃないかと考えます。その方は、もう御存じと思うんですけども、9月の議会の始まる前ですか、とうとう血を吐かれて入院されて、やっと元気になられたちゅう状況です。やっぱりそこあたり、リーダーになられる方というのはそれぐらい責任感を持って、地域のために頑張っているわけですから、やっぱりそういう中での地域防災システム、これはぜひ町長、今後公民館長会、いろんなところがあると思いますので、そこで強く訴えていただきまして、あんまり責任を押しつけるとまた役のなり手もないなどありますけれども、そこあたりはリーダーになられる方の育成も努めて頑張っていかなるような方向性を見出していきたいと思います。

いろいろ私もここに青線を引いたりなんかしてますけれども、もうそれだけ申し上げれば町長わかっていただけたと思いますので、ぜひこの地域防災の組織化ですかね、それとリーダーの育成には力を注いでいただきたいと、それが町の財源もまた手助けする方向性になるかもしれません。

確かにこのときも、苦情を申し上げれば、後でまた消防団のことについて高嶺議員が質問すると思いますけれども、実際、消防団に出動があったのは、4人しか出んなちゅうことですよ。町長、災害に4人しか出んなち。そういう情報がいつてるんです。土のう積みの要請をしました。

22日の11時30分、一人が走ってきて、うんにゃこやしやならんちゅて戻っていくんですよ。それが情報伝達だと思いますか。そこにはやっぱしそういう自主防災組織があったら、その中で対応ができて、そういうのができていくんじゃないかと思いますので、ぜひ肝にちょっとう銘じて、覚えていただきたいと思います。

その中でですね町長、垂水市は去年ですか、いろんな被害を受けまして、何やかやしまして、もうこいじゃいかんと、防災システムナンバーワンのまちづくりを目指すんだということがございましたけれども、町長の考えの中に、就任当時からオンリーワンのまちづくりとか、それからトップセールスというような考え方でありましたけれども、やっぱしこういうようなところでこういう災害を受けたときには、受けてるからには、我が町からは次の災害は出さないシステムとか、そういう気持ちをお持ちなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

我が町から災害を出さないように努力すると。今回のこういう災害の教訓というものを最大限に生かすと、これは私もそうであり、またみんなが自覚し決意しているところでもあると思っています。今までできなかったやはり河川改修という問題がこの機会にしっかりとなされて、そしてこの水害から我が地域、特に住宅が守られるようにという、そういう方向で、いま要望もし、そういう方向でいま検討もしていただいているということでありますから、この機会を逃さないように、しっかりとした対応をしたいという気持ちでいっぱいであります。

○川口 憲男議員

その決意を忘れないように、災害が二度と起こらないようなとをちゅって行政に押しつけてもダメですけども、やっぱし地域一帯となって、住民一体となってそういう地域防災のために動くようなシステムづくりは、行政がやっていかなきゃならない点じゃないかと思いますので、強く要請しておきます。

それで、先ほどから防災マップですか、1メートルぐらいの四方の防災マップ、各家庭に配付されておりますけれども。あれをじっくり見られた方が職員の方にも何人おられるか。まして、議員の方もいらっしゃいますから。正直なところ、私も土石流がどこで発生してどこにあるかということはちょっと頭に、あの点々が多くて青は何やったけね、何やったけねというような点で非常に見にくい点がありまして、機能してないのが現状じゃないかと思います。それをさせないといけないんですけども、もうちょっと住民にわかりやすい防災マップのつくり方とか、いろんなところがあると思います。

その中にあって、同僚議員の質問の中にもありました、我が町でも職員の方々の机の上とかいろんなところには、防災ハンドブックなるものが備えつけてありますね。ところが、各家庭にいきますと、そういうことがないわけです。ここに、鹿児島市の市民防災ハンドブックというのをちょっと手に入れました。各地域によって違うと思います。例えば先ほど話がある虎居にだったら水害です。それから、多分平川の、語弊があるかもしれませんが、山手に行ったら土石流とか、例えばがけ上、がけ下とか、いろんながあると思うんですけども、その対応も、この地域にあったのを作成していかなきゃならないだろうし、先ほど申し上げました自主防災組織の中で、こういうのが生かせないかと考えます。

例えばこれは、いろんなとに分けてしてあります。過去の災害記録、例えば今度のことだと思うんですけども、これにも、今のさつま町の県北部地震のことも載っております。こういうふうにして鹿児島市は絵入りで明記しております。

これは一つの向こうのほうの例だと思うんですけど、そのほかに一番、各家庭とかに必要なところを見ますと、日ごろの備えはどういうのが必要なんですよとか、それから、さっきから出て

おります避難場所は、あなたの一番近い避難場所はどこですよとか、もしも何があったら何してくださいよとか、どこに情報してくださいよと、こういうきめ細かく、あの大きな鹿児島市が全戸数に出しているわけです。町長。

そして、一番最後を見ますと、自分の家庭の防災メモをここに明記していると。だから、各地区をつくるとすれば、先ほど申しましたように、私のところは水害の一番心配なところ、今度は地震に対応するところもあるだろうし、あるいはそういう土石流もあるだろうし、そこに記入できるような方向性でしていただく、それをまた自主防災組織の会合の中のときに、行かれてるところはどういうふうに記入してくださいichゅうようなことを明記されていく。そんなのも必要じゃないかと思います。

それと、町長、国交省に行かれたときに玄関に防災のシステムがあつて、缶詰だったですか、いろんなのをしてあつて、リュックサックがあつたりしてました。あれは福岡ですかね。そういうところがあつたと思うんですけど、こういうような、各家庭にわかるような防災ハンドブックの作成をする考えはないのか、町長、お伺いします。

○町長（井上 章三君）

そういう個別の問題は、それぞれの担当のところで意見を集約しながら、また必要に応じて検討していくということでありますから、私が今その問題をすぐにどうこうというふうに答えるような場ではないと思っています。

○川口 憲男議員

町長、心を冷静にしてお答えください。町長としてこういう市民ハンドブックが作成できたらいいなあちゅう考えだけでいいんじゃないんですか。する考えがあるなしでもいいじゃないですか。私はぜひ必要だと思います。

それと、町長、そんならそれだけ言われますが、今、職員の中のハンドブック、防災、何ですかね、防災マップじゃのしてハンドブックやったですかね、何ですかね、正式名称は。防災マニュアル、それが今度機能されたとお思いですか。どうですか、町長。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

町長がこれを作成するわけではございませんので、私のほうで答えさせていただきます。

今回は確かにいろいろ反省点がございまして、このマニュアルの中でも見直さなければならぬところ、あるいは町民への防災マップにつきましても、やはりその浸水状況というのが今回の水害と大分違っているようでございます。そういう意味で、私どもといたしましては、やはり支流河川を含めて、浸水箇所の把握とか、あるいは降雨の状況、あるいは川内川本流との関係、そういう因果関係というのも当然予防の中ではいろんな検証をしていただいて、そういう報告もいただきたいと。それに基づいてまた、再度またマップ等の作成、あるいはそういう情報等のあり方ということについても反省しながら、今回の災害等を検証を含めてまた見直しを図っていきたいというようなふうに考えております。

ただ、災害が一たん発生をいたしますと、防災計画なりこういうマニュアル、こういうのをなかなか見る時間と言いますか、そういう機会というものもないわけでございます。したがって、事前にやはりそういうのを、少なくとも自分たちの分野、各課がそれぞれ担当いたします分野については、何もない時期にやはり研修なり、あるいは課内でのそういう確認というのが必要でしょうし、また防災組織、それぞれの自治会におきますそういう組織についてもそういう部分が必要ではないかというようなふうに考えています。

いずれにいたしましても、やはり地震災害が発生いたしまして、ことしちょうど10年目になるわけですが、ことしは消防署のほうとも協議をいたしまして、できれば刈上げが終わったころ

に、そういう総合的な防災訓練をしようかということで協議いたしたところでございますが、そういう協議をした後にすぐにこういう災害が発生いたしたところでございます。したがって、そのいろんなマップとかマニュアルとかありましても、初動的にやはり自分たちがどう行動すべきなのかというのはやはり防災機関、あるいはそういう自主防災組織、そういうものが自然発生的に行動できるような対策、体制というのが必要であるというようなふうに考えておりますので、そこら辺を含めてまた検討させていただきたいと思っております。

○消防長（田上 泉君）

先ほど川口議員のほうから、消防団の招集に関して御発言がございました。一部確認をさせていただきたいと思っておりますが、反省を踏まえながら申し上げたいと思っておりますが、10時に消防団員の全員招集を発令いたしております。しかしながら、招集の伝達方法に防災無線が使えない等の理由で、携帯電話でもって各分団長に指示をいたしました。その中で、柏原分団長と連絡がとれなくて、他の幹部の団員のほうに伝達をいたしております。その間、10時38分に柏原分団長から連絡がありまして、先ほどのお話の内容等を含めて、全員で対応していいかということでございましたので、既に10時をもって全員招集は発令するという旨のことを伝えてございます。そのようなことで御確認をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○川口 憲男議員

助役の答弁にありましたように、だからやっぱ防災マニュアルを作ったって、このマップを作ったって、マップじゃなかった、失礼しました。システムのハンドブックを作ったって、そこに置いとったって何も意味せんわけですよ。だから2回3回、ここあたり検証するようなこと、それからリーダーを育てていき、そこあたりで活用の方法とかいろんなことをしていかなきゃ防災のときに役立たないというのは、私も十分そのとおりだと思うんです。

今後、先ほども申し上げますように、災害というのはいつ来るかわからないわけですから、今回の場合でも見直しが必要だったということはあるわけですから、次回のときもそれにそぐわない点が出てくるんですから、見えないところがあると思うんです。そのときは、見直しをしていながら、いい形のハンドブックなりマップを作っていくのが、私は姿じゃないかと思うんです。

そのためには、できることからすぐ動かししていく、その方向をしていく、その姿勢が大事じゃないかと思っております。昼間で死者1ということで、今回のとは最小限に食いとめたことは私なども大きく認めたいと、できたと思っておりますけれども、もしも夜間の場合というふうになれば、またこれは違ってくると思いますので、そこあたりを含めたところの防災マップづくり、あるいは防災ハンドブックづくりをしていただきたいと思いますと思っております。

そこで議長、最後になりますけど、通告はしておりませんけれども、被害者の関係で、答弁もいただきませんので、私の付言ということでちょっと取り入れていただけないかと思っております。

先般来から緊急質問したときでも申し上げましたけど、町長がいろんな会合のところで、「ピンチをチャンスに変える」という言葉を使われております。被災者にすれば、いまだ気持ちが、家もでき上がらない、まだ板の間の生活をしていらっしゃる方もそがつしい中で、そしてまた、復興のあり方、例えば虎居地区がどうなるのか、私たちの地区の堤防がどうなるのかかわからないし、そしてまた支援のあり方もいろんなところでまた激特も決まらない。そういう不安がいっぱいありながらのところで、町長に言わすれば、町にすりゃピンチが今度は激特になってそれがまちづくりに貢献するんだという言葉かもしれませんが、逆に、私たち災害を受けた者からすれば、人の災難を逆手にとって、そして新しいその災害を、それをいろんな激特、激甚にかえて「ピンチをチャンスに変える」という言葉かもしれませんが、先般来、ちょっと済みま

せん、東京に上がったときも、国交省の大臣が町長に申されました。内容は申し上げませんが、もう町長の胸にもあると思うんですけども、町長自らそういう言葉を発してもらっては困るんだというような言葉をされました。私たち被災者から考えれば、ほんとにこれが私たちにとってはピンチじゃないんです。町長、我々にとっては非常に災難であり、これから、1から生活しなきゃならないちゅう方がたくさんいるんです。それをそういう言葉で表現されるちゅうことは非常に心外であり、私自身ばかりじゃございません。私が会ったいろんな方がそのことは強く言っておられました。

それが執行部全員の方々がそういうような考えをお持ちなのか、強く不満を感じると思います。後でまた、いろいろ私自身で検証していきたいと思いますので、言葉の表現、あるいはその相手に与える言葉ということを考えますと、非常に不快と言いますか、不満を感じます。ぜひもう少しいい言葉がありましたら、そちらに変えていただきたい。そのようにお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね3時5分とします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、高嶺議員の発言を許します。高嶺議員。

〔高嶺実樹雄議員登壇〕

○高嶺実樹雄議員

災害対策本部等のあり方について、重複するところもあるかと思いますが、質問いたします。

100年に1度と言われる予期できぬ大災害に遭って、1名の尊い命が奪われ、かけがえのない多くの財産が失われたところです。また、この災害がもしも夜であつたら想像以上の被害が出ていたであろうと考えるところです。被害者の中には、1度ならず2度までも甚大な被害を受けた方々も少なくありません。そのような中で、住民からの要望、住民へのケア、各関係機関への要望、陳情、あるいは被災地の測量、緊急復旧など、復興・復旧に向けて全力で取り組まれているところではありますが、三たびこのような大災害が出ないよう、災害に強いまちづくりへの取り組みというものが急務であります。災害に強いまちづくりを確立するための一つとして、災害対策について質問いたします。

本町の災害対策にあつては、災害対策本部の設置、避難所の設置等広報車での呼びかけなど、早い段階での対応がなされております。また、今回の災害ではボランティアの方々や自主防災の方々には大変な活躍をいただいたところでございます。そこで、次の点について伺います。

今回の災害対策についての反省点と課題は。今後、本部等設置のあり方、またその体制・対応のあり方は。消防団員の出動に対する反省課題と今後の対応は。

以上、質問いたします。

〔高嶺実樹雄議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

高嶺実樹雄議員から、防災対策本部のあり方についてということで幾つかの質問をいただきました。災害対策についての反省点ということが、反省点と課題ということで求められております。反省としては、良かった点もあればまだ足らなかったなあと反省する点もあります。

私は、まず良かったなあとと思う点を最初に述べてみたいと思います。一つは、建設業協会と災害の少し前に、大規模災害時の支援協定というのを結んでおりました。建設業協会などのボランティアの機動力と機械力ということで、この災害後のごみ処理や土砂の片づけなどが非常にてきぱきとできたという点においては、これは本当にありがたいことだったなあと考えております。

また、消防団の協力で、後片づけの後の洗浄までできたこと。それとともに、この建設業協会、それから被災者、警察、消防、土木事務所、そして災害対策本部が合同の現地対策本部を設けて、これが災害後の対応に対して非常に大きく機能をして、スムーズな対応につながったということで、これはいろんなところから評価を受けているところであります。

逃げ遅れた被災者の方が200人を超えたにもかかわらず、厳しい中で犠牲者がこの地域において出なかったと、これは対策本部をはじめ、消防団、自衛隊、その他住民の方々の連携の中で、犠牲者を出ない形で対応できた。これはやはり対応が早かったということもありますし、またいい連携ができて、厳しい中ではありましたが、犠牲者を最小限に抑えたということは良かったなあと考えております。

民間ボランティアの支援が被災者にとって物心ともに非常にありがたかったこと。それから議員も協力していただいた消毒班による防疫対策が迅速に実施でき、悪臭や腐敗、伝染病等が発生しなかったこと。それからごみ対策を町有地に確保でき、ほぼ順調に搬入ができたこと。それから避難所の運営について、長期間ではありましたが、被災者の身になって対応ができたと思えること。もう一つは、総合相談所の設置をいち早く行い、被災者の相談・支援に当たることができたということでもあります。

反省点、足りなかったなあとという問題といたしましては、今回の場合、川内川流域広い範囲で浸水被害が同時に発生し、状況把握が必ずしも的確に行われなかったこと。それから交通確保対策について、道路管理者による現地配備人員が少なく、町職員や消防団が出動して対応に当たらなければならず、救助活動や避難所、現地調査などへの配備が手薄になったということ。それから洪水の水位上昇が急激であったため、避難勧告、避難指示を短い時間で行わなければならなかったこと。次には、避難指示の無線放送、有線放送など伝達手段が破壊されたため、職員・消防団が戸別訪問をして周知・伝達をしなければならない事態となったため、所によっては救助活動が遅れた世帯もあったということ。それから、逃げ遅れた被災者の中には、これ以上水は増水しないだろうという思いもあり、何回も説得してやっと避難に至った人が大勢いたということ。それからダム放流量と支流の雨量の程度とを加味した合計流量により川の水位がどの程度上がるのかの予測が立てられなく、結果、住民に一大事だという表現を早い段階で付け加えられなかったこと。それから本部に情報機関、町民など問い合わせが一度に殺到したため、災害対策と同時に問い合わせの回答に苦勞をしたこと。こういうようなことが反省点として上がっております。

そういう中で、課題としましては、行政としてどこまでできるのかということの検証をしてみなきゃいけない。これは人的な問題、財政的な問題も含めてであります。2番目に、住民の避難・誘導のタイミングをどうするかという、そのタイミングの問題。3番目には、対策本部の発する情報を住民にどれだけ聞いていただき、被害を最小限に抑えるかという問題であります。これはまた公民会の未加入者が聞いていないと言いますか、伝わっていないという問題が含まれております。4番目に、内部的には機構改革等により一部の課、係に負担が生じたので、役割分担の

見直しを行う必要が生じているということでもあります。

今後、本部等の設置のあり方、対応のあり方ということでございますが、災害対策の万全を期するため、降雨情報や被害などの情報収集能力の向上を図り、災害対策本部が迅速かつ的確に判断しやすいデータ収集に努め、より正確な指示、伝達の精度を上げることが必要であると考えております。そういう意味で、ライブカメラあるいはテレメーター、水位計の設置などを必要な箇所に要望もしてきているところであります。それからダムなど現地の情報を目視できるような機器を整備し、現地と本部の間に情報の差がないように努める必要があるという点でも、国のほう、ダムのほうへもまた要望をしているところであります。

それから、緊急災害時には対外的にプレスを行う窓口の設置を行い、町内向け、町外あるいはマスコミ向けなどの的確な対応を図る必要があるというふうに思ったところでございます。

それから、消防団出動に対する反省と今後の対応はという問題であります。消防団につきましては7月21日から31日までの11日間、延べ1,608人の団員に出動をいただきました。この間、河川の警戒や土砂災害警戒をはじめ、避難勧告等の伝達、浸水地域での避難誘導や搬出活動及び行方不明捜索並びに建物火災などに活動していただきました。特に24日以降は、家財・土砂等の搬出、道路や家屋の洗浄作業などの復旧活動に従事していただいたところであり、このような長期間の活動に対し、改めて感謝と敬意を表するものであります。

御質問の出動に対する反省と今後の対応についてということですが、まず反省点として、一つには、消防団の招集時期についてはもう少し余裕を持って早目に招集する必要があること。二つには、災害区域が広範囲であったことから、各分団に対する指揮命令が十分機能しなかったこと、三つには、消防団の無線基地局が消防本部に設置されていないことから、消防本部と各分団との情報伝達手段として携帯電話のみしかなく、情報収集に困難を極めたことなどが問題提起されているところであります。

次に、今後の対策であります。ただいまの反省点を踏まえまして、第1に、消防団の招集については町災害対策本部の設置を待つことなく、災害発生を想定した早目の招集方法に改める必要があること。第2に、消防団活動に万全を期するため、災害の状況に応じて現場指揮本部や前線指揮本部を設置し、団員への明確な活動指示の伝達、安全管理の徹底及び応援体制の確立など現場指揮機能の構築に努める必要があること。三つには、指示命令や活動報告の伝達手段として、消防本部に防災行政無線移動基地局の整備を行う必要があること。

以上の点を含めて、必要な課題について十分検討・検証を行い、改善に努めてまいりたいと考えているところであります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○高嶺実樹雄議員

ただいま答弁をいただきましたけれども、この災害対策にありましては多くの同僚議員からも質問が出てきております。また、今後どうやって復旧・復興に頑張っていくかということが一番、対策をとっていくかということが重要であると考えますので、私のほうからは庁舎内を中心に、ここに重きを置いた質問をしていきたいと思っております。

まず、災害対策にあつては、消防本部との密接な連携というものが必要不可欠であると考えます。有事の際の初動体制というものが重要であると考えますけれども、そういった中であつてどのような連携がとられているのか、まず伺っておきたい。

○総務課長（湯下 吉郎君）

御承知のとおり、合併によりまして消防団の指揮は消防長のほうで行うということでもあります。災害の場合は、必ず消防長もしくは職員が本部のほうに来ていただいて、緊密な連携がとれるよ

うにしているところでございます。

○高嶺実樹雄議員

3月時の定例会一般質問の中で、役場分団への今後について質問したことがございましたけれども、その中で、防災協力員という形で既に取り組んでいる面があるといったような答弁をいただいたわけですが、今回のこの災害において、防災協力員という形でどのような取り組みをなされたのか伺います。

○消防長（田上 泉君）

ただいまの鶴田役場分団の活動について申し上げますが、いま現在、まだ役場分団としての機能活動をいたしておりまして、分団につきましては18年度末までに廃止の方向で検討したいということで、3月議会で町長のほうから答弁がなされておりまして、それ以後の活動の役割としましては、先ほど議員申されたとおりの役割を担った形での協力体制をしていくということでございます。

今回の災害につきましては、22日のピーク時に団員413名が出動をいたしておりまして、当然にこの中に役場分団も含まれております。しかしながら、23日から31日までの主に復旧活動につきましては、役場分団についてはそれぞれの所管事務の災害被害調査等に従事をいたしておりますので、消防団活動という形での活動はいたしていないところでございます。

以上でございます。

○高嶺実樹雄議員

今回の災害で、私の地域での反省点というものを一つ実例として申し上げます。

7月22日午前、一人の被害者の方が役場へ電話されました。庭に亀裂が入っているという内容であったと。役場の方の対応としては、避難してくださいという内容であった。被害者の方は役場の方かあるいは消防団の方なりが来てくれるのを待っておられたそうでございます。そのころ地元消防団の方々は見回りや役場や住民からの要請が来たところに対し、シートや土のうで処理をしたり、道路崩壊の土砂除去等に当たり、午後5時ごろには一通り作業を終えておりました。

7月23日朝、被害者の方の庭は崩れ去り、家屋も一部傾いていた。7月23日午前にも役場に電話されたそうですが、我々に情報が入ったのは7月23日の夕方でありました。連絡を受け駆けつけてみると、家屋も危ない状況になっておりました。そこで初めて、これ以上崩れないよう排水処理やシートによる処理を消防団が行ったと。早い段階で連絡を受けておれば、あるいは防げたのではと思うと残念でなりませんでした。

被害者の方に話を聞きますと、7月22日早朝に庭の先端部分に亀裂が入っていたからすぐ役場へ電話したんだと。処置してくれるのを待っていたんだと。私は、7月23日、午後9時に総合支所へ行きました。支所内では職員が慌ただしく電話対応に追われておりました。その職員の方にもろもろのいきさつを話し対応状況を聞きますと、紙に書いたメモを見せてくれました。その内容は、何月何日、何時何分、どここのだれからどういう要望であり、どこの機関へ連絡しどのような処理を行ったということを詳細に書いてありました。ほかの職員の方のメモも見せてもらいましたが同じことを書いてありました。

7月22日の午前のあのパニックの中で、だれが電話に対応したのかわからない。本庁から転送されたのかもわからない。しかし、我々に連絡があった部分についてはしっかりと対応はしてるけど、被害者の方の切なる思いに対応できなかったことは我々の責任であると深く反省しておられました。

こういった状況下において、住民の安全を考え、的確かつ迅速な対応をされ、また中には1週間ぐらい家にも帰れず、対応に当たられた職員の方々に敬意を表するところではございますけれ

ども、7月22日午前中というのはその対応に追われ、パニック状態であったと考えられますけれども、その中で対応した職員の方も、避難してくださいというのが精いっぱいであったかもしれません。しかし、住民の方は必死な思いで、切なる思いで相談してきておられます。

反省点と課題として、もう一步突っ込んだ対応が欲しかったなあと。縦横の連携、あるいは指導体制というものを強く感じたところでございました。これらの反省点や課題を踏まえて、今回の質問の趣旨であります今後の体制・対応のあり方について質問いたします。

職員の方々はそれぞれの部署において勤務しておられる。しかし、いざ有事の際には、職員総出で対応に追われる。残業はおろか休日出勤までされ尽力されておられる。どんな災害であっても、いざ有事の際に職員に係るウエートというものは非常に大きく、重要なものがあります。

以上のような観点から、庁舎内における体制の重要性というものを考え、3点について質問いたしますが、まず1点目、災害は今回の大水害であったり地震もあります。火災であったり土砂災害もある。先ほども申しましたが、今回の災害がもし夜であったらとか、そういったような起こるであろうさまざまな災害を想定した防災計画づくりというのが必要であると考えます。これは、先ほど来、同僚議員からも防災計画の見直しについて質問がございましたように、災害に強いまちづくり、安心・安全なまちづくりを確立するための基盤であると考えますので、その必要性を訴えるものであります。

2点目、本部は設置されました。避難所も設置した。緊急放送もした。しかし、無線等の設備がないところの対応はどうするのかと、被災地の状況把握と連絡体制は、炊き出し等の要請は、ボランティアの対応はなど、今回の災害での反省点を今後に大きく生かすことが重要であります。先の台風13号においては、いち早く広報車が巡回し、初動態勢はできておると考えますけれども、先にも申しましたように、職員の方に係るウエートというものは重要であるということを踏まえ、それらに対する職員の配置、役割分担の徹底を図っていただきたいということです。

これは、対策においてある程度の配置はできていると考えますけれども、今回の災害において一部の職員の方だけに負担がかからなかったのかと、あるいは協力体制はできていたのか、職員の危機意識管理はできていたのか、職員総出で事に当たれば、即戦力さというものををもって対応できるのではないかとといったような観点から質問するものです。

3点目、今の1、2点の質問を踏まえ、動く体制はあるのに連携がまずかったら何事もうまくいきません。先の北西部地震後においては、各関係機関によって訓練式も行われてきたところではありますけれども、そこでそれらに対する訓練を行っていただきたいということです。

これは、今回みたいに予期できぬ災害時において即戦力さというものを発揮できるのは、明確な役割分担と協力体制、的確な指揮系統ではないか、特に本庁と支所間の連絡体制などです。これの連携、また意識づけを行うことが重要である。そのためには訓練が必要だということです。

この3点について伺います。

○町長（井上 章三君）

災害時における庁舎内における初動態勢、あるいはその連携というような面において、どうだったのかと。十分でなかったまた事例などが、いま出されたわけではありますが、結果として後から反省しながら、やはりいろいろと本庁と総合支所との連携がどこまでどうだったのかというようなことも、やはり不十分な点もあったなあと反省もしておりますし、全体的に、役場内における災害における体制というのは、また検証もし、見直しもしなきゃいけない面があるというふうに思うところであります。

それと、やっぱりそれがよく機能するには訓練が必要ではないかということも最もなことであります。そういうことも含めながら、災害対策本部のあり方ということについては、また検討も

し、見直しもする必要があるというふうに思うところであります。

○総務課長（湯下 吉郎君）

先ほど町長の答弁で、防災計画の見直しが漏れておりましたので、私のほうで補足してまいります。前から議員の質問にもありますように、今回、このように防災計画をつくっておりますが、関係機関に配付しておりますが、これを検証しますと、数々の部門において見直しをしなければいけないというところが出てきておりますし、また、申されましたように、一部の部署にウエートが集中して、なかなか均一でない。

それはもう部署によって、例えば被災者の救援のために必要な部署である福祉課とか、あるいは建設でありますとか、そういうところがほんとにウエートが高くなってくるわけですが、それを均平にするというのはなかなか難しいんでしょうけれども、多くの事柄、火災、風水害、地震ということで、この防災計画には記述してございますので、それらを一つ一つ検証しながら、大きな見直しをしていかなければいけないというふうに考えております。

前も申しましたように、少し時間をいただきながら、この関係部署の各部の改善点、防災対策上の改善点、それから検討課題を今まとめておりますので、時間をいただきながら、早い段階で見直しをしていくというふうに考えております。

○高嶺実樹雄議員

私は、机の上ではいろんなことを言えるわけですが、いざ有事の際に、現場にあって、だれがどんなことを思うのか、その必要性・重要性を考えたときに、この指揮系統とか、職員の方々の動きを見てみますと、非常にかわいそうな面もあります。重圧がかかったり。

そういった職員の方々というのは、日ごろ仕事を持ってそれぞれのその部署についておられますけれども、いざこういった災害が起きたときに、職員の方に係るプレッシャー、ウエートというものは非常に大きなものがあると思うんです。それに合併以来初めてのこういった災害であって、薩摩総合支所、鶴田総合支所、本庁、三つある中で、こういった連携はとれていたのかなあと、あのパニックの中で。だからそういうところの連携なりを、今、また次の、議員の中からも質問がありましたよね、次いつ災害が来るかもわかりませんよねと。そういったところで、シミュレーションなりそういった連携をとることが必要だということです。だからこういったときに、すぐ総合支所なんかとの連携はとれてるのかなあと。だれが対処するのかなあとといったような、やはりそういう的確な体制づくり、指揮系統づくりをつくっていただきたいと私は言ってるんです。再度お答えいただきたい。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

今回の災害を踏まえての本庁と総合支所の連携の関係でございます。

これらについては確かに御指摘のとおり、これが十分連携をしたというふうなことについては、思っておりません。例えば、そういういろんな情報を流しますときに、どうしてもやはり電話等で通報するわけでございますが、やはり総合支所で流す情報というのはそれなりに時間が遅れてまいります。それと、やはり本庁に入りますのは、当然、総合支所管内の部分のいろんな情報等も入るわけでございますが、これはもう相当件数入っております、これらを整理するための時間というのも当然必要になってまいります。ですから、そういう部分を交通整理しながら、今回特に私どもが感じましたのは、とにかく職員自体もパニックに陥ったということでございます。と言いますのは、やはり予想を超えるような水位の上昇と、時間的なそういう短い時間の中でのそういう避難体制、あるいはその後の対策というのが非常に幅広く行わなければならなかったということでございまして、そういう連携と、やはり防災機関とのそういういろんな横の連携と言いますか、そういう指揮命令系統を含めた形でいろんな情報の収集とその連携というのがなか

なかうまくマッチしなかったということで、考えているところでございます。

消防長とも再三にわたって話をするわけでございますが、やはり災害対策本部、あるいはそういう防災関係の機関・団体、そういうものとの連携というのをやはり今後訓練の中で十分生かしながら、そういうリアルタイムなお互いの情報の共有化というのにも必要になってくるでしょうし、またその時々に応じたいろんな対策というのは、水害が直接、水害が発生しなかった地域のそういう消防団の応援体制とか、あるいは職員の配置とか、そういう問題等もまた検討する必要があるんだろうというようなふうに考えております。

今回の場合には、川内川がもちろん氾濫いたしましたし、町内全域で非常に多量の雨が降っておりまして、町内の分団を適当に振り分けるといのがなかなか難しい判断を迫られたというところございまして、そういう部分では今後どういうふうにそれらを生かしていくかということが、そういう訓練を含めて、また消防団あるいは関係機関とも十分連携を図りながら、反省とその実態というのを踏まえて、今後に生かしていきたいというふうに考えております。

○高嶺実樹雄議員

今回の災害みたいに、行政、議会、住民一緒になって力を合わせて頑張っていきたいというわけですが、そういった中であって、やはり庁舎内のこういう体制づくりですよ、体制づくり、災害対策本部がどこにあって、だれだれがこれに当たると。総合支所のだれだれはどこの配置についてるといったような体制づくりというのが議会にもわかっておらなければ、議会も一緒になってやはり取り組むわけですから、そういうのが必要だと思うんです。だから、早急にそういった対応づくりというのをつくっていただきたいと思うわけです。

町長にあっては、やはりトップとして、リーダーシップとして命令を下さなければならない。その辺の連携を、縦横の連携もしっかりとっていただきたいということを訴えるわけですが、どうでしょうか。

○町長（井上 章三君）

災害対策本部のあり方、そして災害になった場合にどのような体制、第1配備、第2配備ということで、だれがどこにどういう形で配置するかということは、基本的にこれははっきりしています。ですから、それに基づいて職員は配置につき、また連絡をとりながら動くということになってるわけでありまして、これはもうマニュアルもできておりますから、議会の皆さんもそれぞれに伝わっているかどうかはわかりませんが、基本的に防災計画の中でそれはできてるわけがあります。

そして、そういう中で災害対策本部として、私もその中に入って状況を判断しながら、またその対応を図るというわけでありまして、今回の場合に、通常取り組んできたそういう体制というものと、先ほどから言っておりますように、非常に範囲が広がったこと、あるいはまた急激に水位が上昇したり、その時間的な余裕が余りなかったというようなことなどの中で、非常に対応が交錯したという面はありましたし、そういうような中での判断というのは非常に難しいものもあったというふうに思っておりますが、これをやっぱり今回、それこそいい反省材料にしないといけないと思ってるところであります。

○高嶺実樹雄議員

ただいまの答弁で、配置図はできています。マニュアルはできているとおっしゃいました。果たしてこれが機能していたのかなあと。だから、そこが反省点、また課題として、ここを注意しなければならないのではないかと訴えているわけですよ。だから、そのマニュアルとしての、できてた配置図としての反省点は何で、これであつたから今後はこうしていくというような確かな答弁をいただきたいわけです。

再度伺います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

御指摘の関係でございます。確かに防災計画はできておりますし、それぞれ担当の、分野別の担当というのを決めておりますが、やはり行政組織そのものをまたことしの4月に変えております。これとの整合性というのが若干とれていない部分もあるかと思えます。そういう部分で、やはり人員がどうしても不足をするところと、ある程度、一定程度余裕、余裕はないわけですが、そういう時間的に職員がある程度行動ができるところ、その他に振り向けられるところというのはあるかと思えます。

ですから、今回の反省点を踏まえながら、やはり災害発生時点、あるいはその発生直後、あるいは安定期に入った場合の対策、こういうものについて柔軟に対応する必要があるんだろうというふうなふうに考えています。

やはり職員も、やはり400人の職員でございますが、2万5,000人の町民を、全部を対象にした対策というのはなかなか難しいわけでございます。そういう部分では、今回、建設業組合の皆さん方、あるいは外からの応援というのもあったわけですが、これらの機動力をどう生かすかというようなことも非常に重要になってくると。

したがって、今後はやはり防災訓練も、これまでは水防訓練と言いますとやはり関係機関だけの訓練になってしまっていたわけですが、やはりその住民、あるいは初動的には自ら自分の身は自分で守るというのが初動的な部分であろうかと思えますので、そういう部分でやはり総合的な訓練というのは必要になってくると思えますし、そういう横の流れ、あるいは縦の命令系統、そういう部分は再度またチェックをさせていただいて、反省できるところ、あるいは修正をしなければならないところについては今後も十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○高嶺実樹雄議員

やはり早目にそういったところは、反省すべき点は反省し、また課題が残ったわけですから、そういうところは早目に対応を図っていただきたい。また、そういう体制づくりが出来次第、また議会のほうにも報告いただきたいと、要請しますし、また、先ほど柏木議員の質問の中で、現地における訓練等も必要ではないかという問いかけがございましたけれども、その答弁で、そういった訓練も必要であるということでした。やはりそれらを、訓練を生かすためにも、その本部等の設置のあり方と連携ですね、体制づくり、こういうのがしっかりしてないと、その現地での訓練も生かされないと思うんですよ。だから、そういったことを生かすためにも、早急にこういった体制づくりというものには取り組んでいただきたいと、要請しておきます。

次に、消防についての反省点と今後の対応ということについての答弁を受けましたけれども、消防団にあつては訓練や実践を踏まえ、動ける体制づくりというものはできていると考えるわけです。いざ有事の際の的確な判断による出動体制、即戦力での機動力といったようなことが求められるわけです。そういった中で、幹部あるいはトップにおける指揮系統が一番重要ではないかと考えるわけです。反省点としていろいろ上げていただきましたけれども、それらを踏まえて、体制づくりについて再度伺っておきたいと思えます。

○消防長（田上 泉君）

ただいまの御質問でございます。私どもも今回の豪雨災害を踏まえまして、消防機関としまして、消防対策部として大きな反省をいたしております。先ほど来からありますように、私ども消防本部と消防団の連携体制のあり方について、情報伝達等を含め、現場出動を含めてやはり反省しなければいけない点が多々あるかと思っております。

消防本部部内では既に反省、検討会はいたしておりますが、消防団の幹部会につきましては10月の第2週の段階で検討会をしたいというふうに考えておりますので、それらの反省を踏まえまして、今後のあるべき体制について検討していきたいと、このように考えております。

いずれにしても、災害はあした来るかも知れません。そういうときに、何が大事かということで、先ほど来、議員のほうからも御指摘がございました防災行政無線のないところはどうするんだということでございます。今回の豪雨災害を踏まえまして、やはり人的な活用が一番であろうということを考えております。当然ローラー作戦でもって戸別訪問しながら避難勧告、避難指示を伝達する以外に方法はないと。そして根気よくやはり避難を呼びかけていくと、説得していくと、それしかないんじゃないかということでございます。

なぜかと言いますと、先般の豪雨災害におきまして人命救助が終わったのが、山崎で20時24分でございます。この方が最終でございました。それぐらいの時間を要していたということでございますので、ここらあたりもしっかりと反省をしていきたいと、このように考えております。

○高嶺実樹雄議員

消防長に伺います。3月定例会時に消防団再編について質問しましたがけれども、今回のような災害において、組織の必要性、重要性というものが改めて出てきたところでございます。短期・中期・長期における再編はすべていいことでありますけれども、消防団の果たす役割というものを考えますときに、今回の質問と関連がございましたので、現時点における進捗と消防長の考えというものを伺っておきたい。

○消防長（田上 泉君）

ただいまの御質問でございます。消防団の再編計画についてでございますが、3月議会の中で町長のほうから、いま申されました短期・中期・長期の段階の計画が示されたところでございます。現段階におきましては、先ほど申し上げました役場分団につきましては18年度廃止ということで検討がなされております。薩摩方面隊につきましては、去る4月の29日に薩摩方面隊会議が開催されまして、その中で一応のたたき台ができております。こうしたたたき台を今後、全薩摩方面隊の団員におろしていただいて、意見を聴取し、そして地域の住民の方、後援会の皆様、そういった方々と十分協議を重ねながら、あるべき方向を今後検討していきたいということでございまして、短期につきましては、18年度からおおむね3年以内ということを目標にいたしておりますけれども、できるだけ早い段階に皆さんが納得いただけるような体制づくりに努めてまいりたいと、このように考えております。

○高嶺実樹雄議員

3月時において、災害はいつ来るかわからないと、来て初めて直面することになると申し上げましたがけれども、今回のような大災害のときこそ、その組織の重要性というものが出てきております。その辺、十分考慮された再編に御努力いただきたいということを要請しておきたいと思っております。

町長に、体制づくりについて、やはり有事の際におけるトップの判断と、それと縦横の連携ですね。先ほどから言ってますように。これを密にとることが早い段階での対策につながると考えますし、これが災害に強いまちづくりへの基礎であると考えます。初動体制をどうするかですから。これらを踏まえ、災害対策について、町長の強い意思というものをお伝えいただきたい。

○町長（井上 章三君）

このような災害というものが、水害だけでなく地震であったり火災であったり、風水害という形、いろいろといつどういう形で来るかわからないという状況はあります。そういう中で、

災害の規模というのは、これは来てみなければわからない面がありますけれども、それを最小限に食いとめるためには、やはりそういう対策本部を中心とした初動体制、あるいはその対応というものが問われるわけでありまして、そのためにも情報の確な把握、収集、そしてまた、そういう体制の中での連携という、御指摘のようなそういうものがしっかりと機能しなければ、やはり最小限に食いとめるということは難しいということでもありますから、そういう点で、今回、内部的にそういう体制の見直しとか、また訓練とかという問題と、やはり状況をまたどう把握するかという問題、そして、この本庁舎と、また総合支所であったり、あるいは他の機関との連携のあり方とか、こういうものをよく整理をしながら体制を整えていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、住民の皆さんにまたその伝達の問題、そして避難指示の問題など、そういうものも的確に進められるようにしなきゃいけないというような問題がございます。

そういう点で、今回の反省が生かされるように、検証するところあるいはまた見直すところ、そういうことはしっかりやらなきゃいけないと。また、特にこの水害の問題におきましては、やはりソフト的な問題だけじゃなくて、ハードの整備というのがこれは不可欠の問題であると思っておりますから、そういう面へのまた対応というものを、これからもしっかりと見届けていきたいと、こういうふうに思っているところです。

○高嶺実樹雄議員

最後になりますが、要請であります。この時期こそ行政・議会・住民が知恵を出し、やはり汗を流して、ともに踏ん張らなければならない時期である。頑張っていかなければならない時期であります。また、自主防災組織についても、今回の災害に対しまして多大な活躍をいただいたところであり、その重要性というものも出てきたところでもありますから、今後においても加入促進、先ほど出ました訓練等、こういうところにも力を入れていただきたい。1日も早く被災者に笑顔が戻りますよう、復興・復旧がかないますよう、さらなる御努力を強く要請いたします。

質問を終わります。

△延 会

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。御苦労さんでした。

延会時刻 午後3時52分

平成 18 年 第 5 回 定 例 会 一 般 質 問
平成 18 年 9 月 26 日（第 3 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
1	(2) 市 来 修	1 豪雨災害で被害を被った商工業者への支援について (1) 再開業される商工業者の機械設備、什器備品等に対する支援は考えられないか (2) 災害借入金に対する本町の利子補給の支援について (3) 再開業される商工業者の広告料の全額支給は考えられないか
2	(3) 平 田 昇	1 本町の再興を願って質す (1) 災害の復旧策について 現在、最も急を要することは、被災者が元の生活を取り戻すことであるが、その対象者を認定する生活再建支援法で定める基準は、非常に込み入っており厳しい。被災者にとっては、例えば天井までの、または床上までの浸水も痛みはそうも変わらない。被災者には、弾力性のある思いやる認定をしていただきたいが、どうか (2) これからの災害復旧策は、このような災害は想定せず策定された総合振興計画の中に割り込んでくることになる。そうすると、現在進められている、または近く着手が期待されている事業は、大きな制約を受けることになる。私たち町民が災害と本町財政の実情をまず理解することである。この理解がなければ協力も生まれない。町長、これについてどんな努力をしているか (3) これからの財政運営を考えると、これまで幾度となく指摘してきたあび〜る館等の指定管理者制度による委託を見直すべきときである。湧水町のように英断しようとする例もある。本町も英断できないか。町民が等しく利用できる本来の公の施設に戻し、ムダな経費は使わない努力をするときだ。その考えはないか。 (4) 耐震構造の基準を満たしていないというつるだ荘が、地震等で来客に損傷でも与えたらどうなるのか。最終責任は町にあるのではではないか。タダでももらい手のないつるだ荘は、町の将来を

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
2	(3) 平田 昇	考えて休眠させ、いずれ解体、撤収すべきである。どう考えるか (5) 至難の道を進むこれからのさつま町の先頭に立つのは町長である。その町長は、町民の信の上に立たなければならない。それでは町民の確かな足取りは望めない。もし町民に町長に対する疑念が生じれば、それを一掃しようとするのが町長ではないか。そうする考えはないか (6) 今年の7月の新聞記事に出た町長の資産公開の内容は、役場に届け出てある内容と大きく異なる。役場に届け出てある平成17年度の井上町長の借金は3,000万円。ところが、新聞記事では同じ平成17年度の井上町長の借金の記載はなく、逆に預金100万円。これは一体何なのか。自分では気づかなかったのか。この新聞記事に首を傾げる町民にどう説明する考えか。新聞社(記者)に抗議はしたのか
3	(7) 米丸 文武	1 豪雨災害復旧について (1) この度の豪雨により虎居地区をはじめ町内全域が甚大な被害を受けたが、その災害復旧の見通しについて伺う ア 農地・農道・農業施設の災害復旧及び支援の見通しは イ 河川改修・県道・町道の復旧計画とその見通しは ウ 実質公債費比率が18⁶/₁₀₀以上の市町村は、都道府県の許可が必要とのことであるが、災害復旧の事業に伴う起債はどのような見込みか
4	(21) 岩元 涼一	1 少子化、定住対策について (1) 国全体の人口が自然減少していく中、本町はそれ以上に人口減が進んでいる。特に周辺部においては、その傾向が著しい。 総合振興計画を基本にさまざまな施策が計画されているが、少子化対策、定住化対策を今後どのように推進される考えか伺う ア 今後の子育て支援について

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 の 要 旨
4	(21) 岩元 涼一	イ 町立永野保育所の廃止に対する基本的な考え方と今後の進め方について
5	(9) 平八重光輝	1 飲酒運転の防止について (1) 最近、飲酒による事件・事故が毎日のように報道されている。特に、飲酒運転は事故を起こさなくても犯罪である。その対策について伺う ア 町民・職員への今後の啓発について イ 職員の懲戒規定の内容について（飲酒運転） ウ 現在までに検挙された職員はいないか。また、その確認方法は エ 全職員と誓約書を交わす考えはないか 2 諸行事の今後の開催について (1) 水害後、町主催の行事をはじめ、ほとんどの行事が中止になっている。町の経済効果を考えると早期に実施すべきと思うが、考えを伺う
6	(8) 麥田 博稔	1 総合事務所の再編について (1) 県への対応策は（農林関係の3事業所の存続について） 2 警察の再編について (1) 町民の安心・安全のために、県へ強化を頼むべきではないか 3 交通対策について (1) 林田バスの廃止に伴う影響と今後の対策は 4 観光行政について (1) 県の新観光百選への対応を図るべきではないか

平成18年第5回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成18年9月26日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 氣 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	スポーツ振興室長	栗 野 明 男 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
鶴田総合支所長	長 福 節 治 君	建 設 課 長	前 囿 義 広 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君	耕地林業課長	脇黒丸 猛 君
企画広報課長	中 村 慎 一 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
定住促進室長	北 原 美 義 君		
鶴田総合支所町民福祉課長	丸 口 憲 一 君		
福 祉 課 長	福 永 城 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

皆さんおはようございます。ただいまから平成18年第5回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（濱田 等議員）

日程第1、一般質問を第2日の会議に引き続き行います。

発言者に申し上げます。発言をされる場合は、規定に基づきまして挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げて議長の許可を求めるということになっておりますので、御協力をお願いします。

通告に従い、まず2番、市来議員の発言を許します。市来議員。

〔市来 修議員登壇〕

○市来 修議員

おはようございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。豪雨災害で被災を被った商工業者への支援についてであります。3点ほど質問をいたします。1点目が、再開業される商工業者の機械設備、什器備品等に対する支援は考えられないか。2点目、災害借入金に対する本町の利子補給の支援について、3点目、再開業される商工業者の広告料の全額支給は考えられないかであります。

初めに1点目であります。再開業される商工業者の機械設備、什器備品等に対する支援は考えられないかであります。7月22、23日の豪雨災害で被害を被った商工業者は、商工会の調査によりますと、9月19日現在で199件、営業再開意向の方は147件、率にして73.8％であります。その中で再開業はいつになるか予想がつかない状況でありまして、その日の生活にも大きな支障をきたしております。被災者におかれましては、まず、住宅の復旧に取り組み、次は、事業所の建物の復旧のための工事、そして、機械、器具、備品等の設備、終わったところで商品及び材料等の仕入れと、復旧のために4段階の資金の投資が必要であります。これだけを成し遂げるには精神的にも経済的にも大変苦勞されておられます。被災者の方々は今日まで本町の財政面にも大きく貢献してこられました。厳しい財政であります。被災者の方々はそれ以上に苦しい状態であります。こういうことでもありますので、再開業される方には、町として支援は考えられないか、町長の見解を伺います。

2点目であります。災害借入金に対する本町の利子補給の支援についてであります。被災された商工業者で再開業を目指して災害貸付の申し込みをされた方は、商工会での受付によりますと、9月19日現在で39件の金額で2億8,730万円であります。県におかれましては、即対応されまして、中小企業の経営安定事業再建への支援として、県制度資金の借入者には、信用保証料は全額免除とするということで、9月の定例会に議案として保証料1億2,300万円を計上されております。また、利子補助として、融資額に応じ段階的ではありますが、利子補助がなされるようになっております。

本町におかれましても、商工業者の災害復興促進及び経営安定を図ることを目的に、中小商工業振興災害融資利子補助金交付要綱ができております。それによりますと、災害資金は1,000万円を上限、50万円を下限として補助対象とする。利子補助金の額は、金融機関に対して支払う利子の50％に相当する額、災害の発生から6カ月以内に融資決定日が到来するものでなくてはならないとあるが、この要綱に従い、利子補助金の支援について、町長の見解を伺

います。

3点目であります。再開業される方の広告料の全額支給は考えられないかであります。最近になって商工業者の再開業のチラシが新聞折り込みに入っております。紹介しますと、営業再開のお知らせ、7月22日の豪雨災害により休業いたしておりましたが、ボランティアの皆様、友人、知人の方々の励ましの御支援により9月8日営業再開の運びとなりました。これからもどうぞよろしく願いをいたします。こういうチラシが入っております。このチラシを出すまでには並みならぬ苦労が想像できます。励ましてやりたい気持ちと、一方では被災地を目の前に見ておりますので、胸が詰まる思いであります。被災者の過失ではないのに、1から10まで自分たちでやらなくてはならない状況であります。チラシの作成費、新聞折り込み料は商工業の育成として商工会と連携をとりながら、町の負担ができないか、町長の見解を伺います。

以上、3点でございます。

〔市来 修議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま市来修議員のほうから、豪雨災害で被害を被った商工業者の方への支援という問題で質問をいただきました。今回の豪雨災害で被害を被った民間の住宅をはじめ、また、特にこの商工業者、特に虎居地区においては商店街であったり、そういう商工業者の集積している地域でもありましたので、そこが非常に大きな被災を被って苦労しておられるということに対しては本当に胸の痛い思いがするわけでございます。ここからのそれぞれの御努力の中で、現在約70分の開業に向けての再開の努力をしておられる方々があるということでありまして、そういう皆さんの御努力に対して心から敬意と励ましをしたいと思っているわけでございます。

ただ、御存知のとおり、本町の財政状況も非常に厳しいものがございしますが、また、他の公共災害というものと異なり、商店の施設や備品に対する支援措置というのは、残念ながら国や県の制度としてもなかなか見当たらないと。今までそういうようなことに対して、国や県も直接の支援制度というのはなかなかなかったわけでございます。そういう意味で、今回の災害に対して特に大きなダメージを受けた我が町のその商店街、あるいは商店の方々に対しても、何か支援をしてもらえないか、そして、我が地域の商店街が復興できないということになっては困るということで、県や国に対しても幾たびとなく要望活動はしてきたところであり、今も続けているところでございます。

ただ、商店の方々の被災の額というのは、個人の住宅の被災と比べましても当然でございますが、非常に規模が大きいという面がございします。大きい方は億を超えるという被害を被っておられる方が2件ほどありますし、平均して2,000万円を超えるという方々が8件いらっしゃいますし、その他におきましても、非常に大きな災害の額をそれぞれ被っていらっしゃると。そういう中で、保険対応で何とか対応ができるという部分と、そういう準備がなかったという方と、いろいろとひきこもごもでもあるというふうに思っているわけでございますが、そういう商工業者の機械設備、什器備品等に対する支援ということにおきましても、これは、なかなか多額に上るものでございます。

国や県の制度として、そういうものが整っていないという現状の中で、町独自でそれを支援するということは、またなかなか困難であるというふうに思っております。

そういうことで、町といたしましては、県がこのたび商店に対して融資資金に対する利子助成というものを新たに立てていただいたわけではありますが、その残りの部分に対して、新規の助成制度の利子補給に対する支援の仕組みというものをしたいということで、町としてはいま考えた

ところでございます。

そういうことで、1点目の機械設備、什器備品に対する支援というのは直接的にはなかなか困難であるということ。しかし、その部分に対して、融資資金に対する利子助成だけでは十分でないということはよくわかっておりますので、国県に対してもその部分をもっと何かつくってもらえないかということの要望はこれからもしてまいりたいということで準備をしているところであります。

本町の利子補給に対する支援の問題であります。今回、仕組みといたしましては、償還期間5年、融資限度額1,500万円の範囲内で、県の助成分に本町独自の助成分を加えることによって、非常に低利で、ある人々にとってはもう無利子になると思いますが、災害融資を受けることが可能となると。このような支援は一応つくらせていただいたところでございます。

内容は細かいことがございますので、また、必要に応じて担当課のほうから説明をさせたいと思いますが、そういうことで、十分ではございませんけれども、本町としての利子補給の支援は今までに対して少しアップした形で対応させていただいたところでございます。

それから、3点目の再開業をされる方の広告料の全額支給は考えられないかということですが、個店の方について、丸々助成をするという制度をつくるというのは、また規模の大小もいろいろあったりもするわけですが、一律にはなかなか難しい面があるという判断でございます。ただ、イベントの開催時期等において、商店街等の復興状況をPRするときにあわせてお知らせをすることはできないかとか、また、商工会との連携の中で考えられることはないかということで、それを側面的に応援できるような努力というのは今後ともさせていただきたいと、考えさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○市来 修議員

1点目の被災者に対する機械設備、什器備品等に対する支援はというところなんです。国、県にもこういう制度がないと。なかなか本町としても難しいということですが、国、県になくても、その考え方としては、本町で独自に私はできないものかと、これが地方分権の時代ではないですかと申し上げたいのであります。それで、金額も大変大きいことはわかっておりますが、これを、町も財政が厳しいですから、気持ちだけでもいいと思います。それによって、例えば、パソコン1台買える助成でもいいと思います。大変な災害の額、商工業者、額でありますから、そういう額は、私は申し上げませんから、そういう町独自で制度をつくり、そして支援をしてあげる。

もう一点は、制度はなくても、これは私の考えでありますけど、予算書の歳出のところに、商工費という款があります。その中に商工振興費という目があります。ここに補正を組んであげて、そして、商工会を通じて被災者の方に支援はできないかとか、ここあたりは町長の考えはどうですか。

○町長（井上 章三君）

この国県の制度がない中で、本町として独自のそういう支援というものを考えられないかと。額は幾らでもいいんだということでございますが、本町独自でということになると、やっぱり一般財源をそのまま充当するという形になりますし、また、商店の方々のいろんな規模というのも、それこそ大小いろいろでありますから、これを、町としての独自の支援制度をつくるということは、なかなか厳しいものがあるというふうに思っているところです。

そういう点で、何とかという気持ちはわかるんですけども、すぐにお答えできる状況に今ないなと思っております。

○市来 修議員

このままでいきますと、この質問はそのまま消えてしまうというような感じがするわけであり
ます。

先ほどもう一点言いました制度が難しいようであれば、商工会を通じて、商工振興費というこ
とで補正は組めないのかと。ここも額は、私は何も申し上げません。これはどうですか。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

7 款の商工費のところ目として商工振興費というのがございます。これは、あくまでも予算
費目上の振り分けの表現でございまして、いわゆる商工振興をこういう備品等を購入する際の助
成を行うとか、補助を行うとか、当然そういうものについても該当しないということは言えない
わけでございますが、今回の場合に、そういう各個店の実情に応じて予算で対応していくという
のは非常に厳しいと。助成金、補助金というのは基本的には公益性というのがございます。例え
ば、その通り会で何かこういう災害に対して行うとした場合に、そういうふうに、例えば、そう
いう器具等を言われる場合には当然そういう部分も若干予算の許す範囲内ではできると思っ
ますが、各個店に対して、幾らでもいいから助成をしていただきたいと。今回は、特に県のほうか
ら 20 万円ほどはそういう見舞金的なものがございましたし、商工連合会のほうからも若干の
そういう義援金等もあったんじゃないかというようなふうに考えております。

ただ、単独でと申しますと、昨日来から論議がございしますが、非常に財政的に厳しいものが
ございます。やはり町の運営というのは今回の被害に限らず、すべてにおいてやはり町民の皆さん
方の支援を行っていかねばならないというのがあるわけでございますし、災害についても、
今後絶対ないということはないわけでございます。そういう部分で、町がそういう形で逐一そこ
ら辺を助成を行うとなりますと、非常に莫大な経費が要しますし、また、財源としてはもう限度
がございますから、なかなか厳しい部分があるということでございます。

ただ、現在、国、県にも、先ほど町長のほうからもございましたように、そういう制度的なも
ので、やはり不公平感というのがあるようでございます。農業に対する助成金の問題と、商工業
者に対する助成金の、そういう絡みというのがございまして、非常に私どもも対応には苦慮して
いるわけでございますが、こういう部分については、国県等にも強く要望してございますし、さ
らにまた継続してこれらについては何とかそういう助成制度を創出できないかということで願
いをいたしているところでございます。

○市来 修議員

話はわかります。いま財政的にも大変厳しいという説明でありました。それは、私も心得てお
ります。そうだと思いますが、ここで、この見直しということをちょっと申し上げますが、普通、
予算を組まれるときに、来年度は一律 5 割のカットするという、こういう話を聞いております。
それはそれとしていいんですが、やはり支出のところ出てきます節のところ、ここあたりを私
はもっと入念にチェックされて、果たして出した予算は効果があったんだろうか、どんな効果が
あったんだろうかと。ここあたりをカットするところはないのか。

もう一つは、こういう大きな災害が起こっておるわけですから、私が要望しているのは何とか
して支援していただきたいということですから、いま組んでおる予算の中で、2～3 年先送り
するものはないのかと。こうして予算をもちっと入念にチェックしていったら、やっぱり幾ら
かまた予算も出てくるんじゃないだろうかと、こういう気がするんです。そうされて、それで、普
通この災害を受けられた方、住宅関係、サラリーマンの方を例にとりますが、住宅が水害に遭っ
たと。サラリーマンはその住宅を復旧すればすぐそこに住めて、そしてまた働きにいけるんだと。
しかし、商工業者の場合はそれはできないわけです。住宅まで復旧した。これは災害を受けた人

の人並み。先ども申しましたそれ以上、機械類、什器備品、そして、商品の仕入れ、材料の仕入れと。４段階にそういった資金を投入せんにゃならんもんだから、普通、それは４倍も苦しい思いをして資金をつくらんといかんという、ここあたりをわかっていただきたいと、そういうことでありますから、何とかして知恵を絞って、１９年度でもいいわけですから、予算をつくり出して、幾らかの、再度のお願いであります、支援はできないものかと、考えられんかと、ここを再度お尋ねしたいわけでありす。

○財政課長（二階堂清一君）

確かに財政状況の乏しい町が、これだけの行政水準を確保するということになりますと、やっぱり事業の選択というのはやってきたつもりであります。特にその中でも、補助事業と言われるやつを重点的に導入しまして、それを保管する形で町単事業を組んできたわけですが、それをもってこれだけの行政水準を確保しているわけでありす。

ですから、やっぱり今回の場合も、そういった形で５号補正を見ていただければわかると思うんですが、今回の５号補正にしましても、とりあえず一般的な事業については御遠慮くださいと。その中で、災害復旧事業を優先させますという形で編成したのが、５号補正であります。

ですから、そういったところの一応は配慮をしたつもりであります、それ以上、一つの部署に重点的に打ち込むということになりますと、ほかの場所をもう少し切り詰めなければいけないということになります。

ですから、切り詰める場所の影響額を考えたときに、やっぱり回すお金というのは限度が出てくるといふふうに考えております。

ですから、今後ともそういった努力はしていきますが、財政力が非常に弱い町では限界があるということも、ひとつ御承知おきいただきたいというふうに思っております。

○市来 修議員

今回の補正予算が出ておりますが、制度のあるものについては借金をしてでも支払いはするんだと。制度のないものはできない。それはそうでしょうけど。この予算書を見てそういうことを感じたわけですね。財政が厳しい厳しいち言うけど、制度のあるものは借金までして支払いをしてあげるんだという、こういうのが見受けられましたので、あえて掘り下げて話を申し上げるわけです。

一概にそう簡単に「はい」ということは言えないでしょうから、ここあたりは先ほど助役のほうからありましたとおり、また、国のほうにも要望されて、検討していただきたいと、このように思います。

それから、利子補給のことなんですが、本町に要綱ができておるわけですので、もうちょっと具体的に、出すということありますから、この要綱にのっとったところでもうちょっと詳しい説明を、もう一回求めます。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

今回の災害によりまして、中小企業者に対する支援の関係、利子補給の関係でございます。先ほど、直接の形では利子補給しかないわけでございますけれども、これにつきまして、通常の金融機関の借りた場合の利子がございます。これはもう御存知のとおり、これにつきましては、国民生活金融公庫あるいは県の資金制度いろいろあるわけがございますけれども、これらに対しまして、今回の集中豪雨に対しましては、県のほうといたしまして、独自といたしまして、利子補助をしようということで、今回の県議会で提案されてるという状況でございます。

そういうことで、一つの例といたしましてですけれども、仮に２００万円借りる場合に、通常の利子は２．１％でございますが、これに対しまして県のほうといたしましては、１．８％は県が

補助しましょうという形で今回、県議会に出てるわけです。

そこで、残りが0.3残りますが、これにつきましては、町といたしましてはできるだけ支援をしていこうということで、基本的な考え方といたしましては、限度が1,500万円ということになりますから、1,500万円を超えた分については、通常どおりの形。1,500万円につきましては、ひとつ計算いたしますと、複雑な計算になりますけれども、本人の負担は一応利子については、無利子でいこうじゃないだろうかという形で、いま話し合いをいたしてるところでございます。

ただ、これにつきまして、次年度以降、負担が生じてまいりますので、詳細にわたって利用者の件数、あるいは額、ここら付近、それと、これはあくまでも審査がなされますので、審査をクリアした最終決定、ここら付近を見ながら、どれだけの利子補給をしていかなくちやならないのかということで計算していきたいと思っておりますけれども、基本的な考え方としては負担を軽減していきたいという考え方を持っているところでございます。

以上です。

○市来 修議員

最終的には無利子になるということでありますので、これは納得いたします。

それから、チラシの件でありますけど、あれは、一つ方法があると思うんです。今、チラシに入ってくるのが、一事業所一枚で来るんです。私が商工会と連携をとりながらと申し上げたのは、もう開業に至ったところを商工会で受け付けていただいて、例えば、10店舗集まった時点で、用紙のB4ですか、ああいうのに裏面刷ってあげて、そして、新聞折り込みをしていただければ、こういうことも考えられるんじゃないかと。そういうことでありますから、再開業する方は全面的にそうして支援をしてやっていただきたいと。

ところで、その資金的なことなんですけど、夏祭りが災害のために中止になっております。あれは夏祭りに300万円の補助を出してありますね。それで、準備に既に入っておったものから、その準備代を払わんとならんということで、約230万円ぐらいあるんじゃないですか。そういう金をやっぱりこの際、そういう被災者に対するために、そういう金をやっぱり組み替えることはできないものだろうか。そして、全額チラシ代を町がみてあげると、ここあたりはどんなもんなんですか。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

広告並びにPR等に対する助成という考え方でございますが、考え方については夏祭り等が中止になりまして補助金が残ったわけでございますけれども、考え方といたしましては、残ったから即それをそのままということについては、これは全体的な立場で考えていかなくちやならないんじゃないだろうかと思っているところでございます。

ただ、先日も虎居町の商店街の方々と夜遅くまで話し合いをいたしました。ほとんどの方が集まっていただきました。その中で話し合いに出てくるのは、これからどうしていくかということで、前向きにいこうという形で、商工会並びに町のほうからといたしまして、一通り再開した、足並みがそろった時点ではそばそとではございますけれども、全町的にチラシを出して、そして、みんなで虎居町は頑張ってるんだという形で、みんなでひとつ買い物に来てくださいという形での通り会として取り組みをしていきたいということで、それについては町としてはどうですか、喜んでやりますという形でお答えしているところでございまして、個々に対してというのはなかなか難しい問題がございますので、通り会あるいは団体、商工会、これらがひとつ、これからの町づくりをどうしていくかということに対して、取り組むというのには、これはもう努力は惜しまないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○市来 修議員

今の答弁は、何にもなかった、平穩無事で過ごしておって、そこにこういう新しい、グループで新しいことをやるんだと、活性化のためにやるんだと、そういうことを前提にした私は考え方ではなかろうかと。今回の場合は事情が違うわけです。大変な災害で、もうゼロというよりもマイナスに落ち込んでいっちゃう。これを、今ゼロの地点に上がっていかうとしている。ゼロ地点に上がってきたところで、これからプラス思考に頑張っていこうという、これは、チラシはその一つなんです。だから、もうこういう大災害の場合は、個々の何のかんの考えなくて、先ほどから言っております商工会と連携しながら、商工会のほうに商工業育成費というようなふうで商工会に出してあげて、商工会のほうでこれは商工業のためにやってくれというようなふうで、こういうことはできないんですか。どうですか。事情が事情ですから。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

議員がおっしゃることについては十分承知してるところでございます。御存知のとおり、生活支援の関係、災害救助法というのは住家を対象にして、人を対象にしたものでございまして、事業を対象にしたものは全然ないところでございます。

そこで、町といたしましても、考え方といたしましては、先ほど町長のほうから申したとおり、参議員の方々、あるいは内閣の副大臣、中小企業の次長とか、九州地方の経済局の産業部長とか、いったときに私も申し上げましたけれども、町としても非常に厳しいと。だから、支援制度、特に立ち上がり資金の問題、あるいは運転資金の問題、設備の充実の問題、ここら付近の制度の創設をぜひお願いしたいということでお願いいたしまして、今回また、いま要望書それぞれでき上がっておりますけれども、近日中にもそれぞれのところにも発送してお願いにあがりたいと考えておりますが、そういった形でいくしかないんじゃないか。

これにつきまして、即、災害が発生したときに全国の関係も全部調べてみました。新潟地震におきましても、個々に対してはなかったということで、長野関係もなかったと。あるいは1年前の垂水の水害においても、やっぱり利子補給しかなかったですよ。鹿児島市の8.6水害においてもなかったというような状況でございまして、おっしゃることは十分わかるわけでございますけれども、だったら、こういうのは国自体で考えていってやっていただかないと、一町の小さな自治体でどうすることはなかなか厳しいということで訴えてるところでありまして、そのところはひとつ御理解いただきたいと思います。

○市来 修議員

このチラシ代を行政でやってくれという、これはもうそう国、県なんかには相談するような事態じゃないんじゃないかなと私は思うんです。町独自でできること。よそにないから、調べてみたらよそにないから、本町もやるわけにいかない。そういうやり方ちゅうのは、私は今後やめていただきたい。でないと、発展性ちゅうのはないんです。よそがやっていないから自分のところはやらないと。これは必要なんだと。よそがやっておらんでも、よし、うちでやろうやないかという、そういった考え方、これはもうチラシに限らずほかのこともなんです、そういう考え方をもって今後運営してやってもらったらなあ、という気持ちもいたします。

なかなかチラシも厳しいようですが、できたら、もっと検討していただいて、そして、商工会あたりと連携をとりながら考えていただきたいと、これをもう要望しまして、私の質問は終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、3番、平田議員の発言を許します。平田議員。

〔平田 昇議員登壇〕

○平田 昇議員

本町が一刻も早く災害から立ち直ることを願って質問する。災害の復旧策につき、いま最も急を要することは、被災者が奪われてしまった生活、もとの生活を取り戻すことである。ところが、被害の程度はいかほどかを認定する生活再建支援法で定める基準は非常に込み入っており、被災者にとっては厳しいものとなっている。例えば、床上までの浸水と天井までの浸水を比較しても、流失した、または廃棄しなければならなくなった必要品、家具等はそうも変わらない。また、家屋が受けた損傷も改修するとなると、浸水までの線にとまらず、全体的な工事にならざるを得ないと、このように被災者の痛みには変わりはない。だから、再度の認定には思いやりを込めて、弾力性のある、柔軟性のある思いやりを持ってあたる方策を取り入れてほしいが、この点について、お考えはあるか。努力されているか。これを伺いたい。1点。

質問の2、これから取り組まなければならない多くの災害復旧策は、このような災害が起きることなど想定せずに策定されたまちづくり計画、つまり総合振興計画に割り込んでくることになる。災害復旧策を優先するとなると、現在進められている、また近く着手が期待されていた事業等には大きな制約を受けざるを得ない。ここで、最も大事なことは何か。町民の皆さんに今回受けた災害の実情と我が町の台所事情をしっかりと説明し、その上で災害からの復旧と、その後の対策、例えば河川改修等、国の政策に対する理解を得ておくことである。大変な借金を抱えてあと何年、年間予算が組めるだろうか。そんな心配をしていたさつま町が、このような大変な被害を受けた。そのさつま町を国がどこまで見てくれるか。そこには限界がある。このことをしっかりと認識しなければならない。

例えば、今後の洪水に備えるため、河川改修にしても、国のすることはここまでですよ、あとはあなた方さつま町の仕事ですということになり、全国どこの例を見ても変わりはない。私はあえて暗いことを持ち出そうとしているのではない。ただ、次にさつま町を待ち構える厳しい現実を私たち町民はしっかりと認識すべきであることを強調するだけです。

ところが、町長が職員とまたは町民と一堂に会する度に、このことを強調しているとは聞いていない。町長は部下である職員に対して、また、町の先頭に立つものとして、町民に対して厳しい現実と直面する自分の町に認識を深め、町民が互いに協力して一丸となって進むべきことの説得に努力すべきだと信じているが、お考えを聞きたい。

質問3、始良郡湧水町の公の施設に関する指定管理契約に関する新聞記事が目をつけた。合併する前の旧吉松町は、建設した公の施設を商工会や観光協会等で組織した管理組合に初年度だけ620万円の委託料を支払い、あとは独立採算で管理を委託してきた。そして、合併してできた湧水町も指定管理者制度の導入に当たって、これまでのやり方で継続しようとしたが、民間業者と同じように赤字の責任を負わされたくないという組合と、一方の管理運営の責任は指定管理者にあるという原則に立つ行政と折り合いがつかず、当分休業することになったという。私は湧水町に出向いて、担当の課長の話を聞いた。いわく、客が減って経営が苦しくなったと。だから、補助金をくださいという申し出に、はいそうですかと応じるのが行政ではないと。経営が苦しくなった原因に何があるのか、それを乗り越えるために今後どう取り組むか、そのデザインを示さない限り全く話にはならない。安易な税金の使い方にはしないと、これが私たち行政で預かる者の方針ですと、誠に毅然とした態度である。職員をそうさせるものは何か、言うまでもない町の最高責任者、町長の姿勢である。これが、これから厳しい時代を迎えようとする地方行政に求められる基本姿勢と言える。

では、一方のさつま町ではどうかと。湧水町と対比させてヘルシーランドつるだを取り上げたその一例。町は施設の管理を委託はしても、施設の維持補修は管理には含まれない。これまで町

の施設補修に要する経費は町が予算化して議会に上程し、議決を経て執行されるのが定石であった。それなのに管理の受託者に施設の内部改造を委ねた。こんな安易なやり方であとに問題を残さないのか。また、この施設が毎年出してきた2,000万円以上の赤字を貴重な町費で埋めてきたのが、その赤字の埋め方は管理する株式会社の年間の赤字見込額を補助金として町の当初予算に計上し、数回の概算払いとし、最後には初めに見込んでいたとおりぴったりに使い切っている。

また、ある年度においては、売上と補助金の合計額から仕入れ額を差し引いた分を経費だとしている。ほかにも理解できない点がたくさんあるが、このようなずさんな会計のやり方で、毎年2,000万円を超える貴重な町民の税金をつぎ込んできている。そんな赤字を出してきた会社の社長の座についていた町長は、無報酬だから責任は問われないのだという考え、これは、ことしの6月の会議録52ページに記載されている。もうこのような施設の運営は見直すべきだ。5年間の委託契約になっているなら、5年後に本来の公の施設に戻し、町が等しく利用できる本来の公の施設に戻すべきである。この施設の現在までの運営は、全く町の実情にマッチしない。今後もマッチしない。町長は、さつま町と同じく災害復旧という重荷を背負う湧水町のこうした厳しい取り組みを見習うべきと思うが、どうか。

質問4、文教厚生常任委員会は、ことし3月の定例議会において、つるだ荘の構造上の危険性について特殊建築物定期検査を3年ごとに受けており、大丈夫であるという説明を受けていた。ところが、驚くことに実はそのつるだ荘は、耐震構造上の基準数値を満たしていないという専門筋からの検診結果を受け取ったのが平成9年の県北西部を襲った地震のあとだったというのだ。文教厚生常任委員会に報告があった3年ごとの検査は、この耐震度は対象にしていないという。つまり、町長は危険な建築物であることを知りながら、宿泊、入浴等にこの施設を利用することを認めてきたのだ。最近ではスポーツ部門の合宿練習で本町を訪れる児童たちも宿泊していたのだという、町長は、つるだ荘がかくも危険な施設であることを知りながら、この施設の活用を認めてきた。全く恐ろしいことです。何も知らないで来る客を罠にかけているようなものだ。この数日、北薩地方では震度1、2の本当の微震があった。これが仮に激震だったのならどうするんだ。人命の損失にでもなればどうするんだ。全責任を負わされるのはさつま町ではないかと。町長の統治能力を疑われるのは当然である。即刻施設を閉鎖して休眠させ、解体撤去を検討せよ。

質問の5、至難の道を進むこれからのさつま町の先頭に立つのは町長である。その町長は、町民の信頼の上に立たねばならない。それでなければ、我が町が進む確かな足取りは望めない。その町が進む過程で、もし町民が町長に疑問を、疑念を持つようなときは、明確な態度、姿勢で証拠をちゃんと示して疑いを一掃すべきであると思うが、そうする考えはないのか。これが、私の質問5についての通告文であった。振りかえると、私はさつま町がスタートしてから、同じ質問を繰り返してきた。その私に何人かの人たちからはもうやめよと。小さなことにこだわって大声を上げずに、他の議員を見習って、そんなことは言うなという声を受けた。もちろん名を告げずの電話が多いが、この人たちの考えは間違っている。議会の使命は二つある。町の進む方向をどう決めるか。これは、きょうあしたが良ければ良いでなく、町の将来を見据えた上での決定でなければならない。この意思決定、政策の決定、これが一つ。次に、決定されたその政策が正しく道をそらさず執行されているかの監視、この二つ。ゆえに議会は厳正な場でなければならない。これが議会の存在理由であるから、議会のあり方を解く本には必ずこのことが記されている。しかし、議場にある者、公人が議場でうそをついてはならない、あるいは自分を選良として選んだ住民に対してうそをついてはならないとは書いてない。なぜなら、当たり前過ぎること、言わなくともわかり過ぎたことだからである。この言わずもがなのこと、公人が世間に対してうそをついてはならないという規則以前の常識をやぶってうそをついた町長の経歴詐称、これが小さなこ

とだろうか。初めは鶴田町民、そして、さつま町町民を相手にしたものだったが、今は県の町村会に出したうその経歴が県民までも欺いていることになる。この私の指摘を証明する法務局発行の謄本を2枚渡した。それでも私の指摘が正しくなければ、その書類が事実でない証拠を出すように言った。それに対する答えは、指摘していることが事実を誤認した情報、あるいはねつ造された経緯であることは人権侵害、名誉棄損に値すると、法律事務所を通じて調査したが、私が思ったとおり、どこかで意図的に情報操作されているようだと、これがあなたの答えだった。

私が町長に議場で手渡した登記簿謄本が事実でないなら、それを証明するものを出せと言ってあるがそれをしない。偽の謄本を発行したと法務局に抗議もしない。それでも町長は6月定例の私に対する答弁の中で、どちらが正しいか、いずれは両方つき合わせてはっきりさせる。これは、ことしの6月の議会報の会議録の51ページに記されている。こう言ってるんです。これをやろう。議会の議運でもよい。議長でもよい。または民間の第三者でもよい。どちらが間違っているかをはっきりさせるため、中に入って中立の立場から調べてもらう。町長、そうしよう。もし私が事実でないことを騒ぎ立てたというのであったら、私は責任をとる。

もう一つ、町長は6月議会で私に対して、衆議院議員の秘書についてからは、統一教会の会社の取締役にはなっている事実はないと言った。これも謄本の内容に反する。秘書就任が、秘書についたのが昭和61年10月なら、登記簿上は平成3年1月17日、出雲商会の取締役になっている。私は、法務局に登録する内容は、あとになってああでもないこうでもないという争いになったときはっきりした証拠にもなるものと信じているので、これについても登記上の内容を信ずる。町長という公人であっても、いや公人であればあるだけに、町民に、そして町民が構成する議会にうそをつくなどの侮辱行為は絶対に許されてはならない。町長としての資質を疑う。私も私人としてではない、公人として許さない。町長もうそつき呼ばわりされれば、町長という公人として黙ってはおれないはずだ。町長が言ったように、二人の言い分をつき合わせて、どちらが正しいか第三者に判断させるのもよいが、まどろっこいのであれば私を訴えよ。町長をうそつき呼ばわりしている私を名誉棄損で訴えよ。

以上、私は質問6については、担当の記者にも連絡したところ、指摘されたように3,000万円の数字を落としていたという電話もあり、おわびも新聞に記載されたので、質問は取り下げを総務課長に伝えてある。

以上、私の質問は1、被災者の受けた痛みは皆一緒である。認定に当たっては融通性を持たせ、方法を取り入れる柔軟な取り入れ方をして努力をしてもらいたい。この努力をしているかどうか。2、町が直面する厳しい現実を正しく認識した上で、町民一体となって進むべきこと。これに指導力を発揮すべきこと。町職員に期待する。これからのあびる館の運営には湧水町を見習い、あびる館にとどまらず、いろんな施設の管理運営には、湧水館を見習い、厳しく取り組むべし。4、危険な建物である建築界の権威筋が診断を下したつるだ荘は即休業にすべし。5、経歴問題で決着をつけようというこの五つ、あなたはこんなことで鶴田町では騒ぐようなことはなかったとよく言うが、私はかつての宮之城の議会では、このようは不透明な町民が疑いを抱くようなことを見過ごすような議会ではなかった。決してそういうことはしてない。必ず究明して議会の責務を果たしてきた。それをつけ加える。このままでは、旧宮之城の元議員の先輩方に申しわけがつかない。五つの質問に答えていただきたい。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平田昇議員のほうから、いつもながら力強い質問をいただいたところであります。5点という

ことでありますが、まず、第1点の災害の復旧策についてということでもあります。

御質問の被災者生活再建支援制度につきましては、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、関係機関等においてさまざまな検討が進められ、最終的に議員立法により、「被災者生活再建支援法案」が国会に提出され、平成10年5月に成立したものであります。

今回の豪雨災害につきましても、被災者生活再建支援法が適用され、これまで147件について、県を通じ財団法人へ進達いたしておりますが、御指摘のとおり、支援制度の支給対象や対象経費など大変込み入っており、すべての被災者が等しく支援を受けられる制度になっていないのが現状であります。

このようなことから、町としましては、被災者に対する各支援制度の適用条件の緩和及び制度の拡充につきまして、国、県へ要望をしてきているところであります。その内容としては、一つは、生活関連経費の適用については、現行の全壊世帯のみならず、大規模半壊、半壊等の区別なく、床上浸水以上のすべての被災者に等しく運用を拡大していただきたい。

二つには、生活再建支援制度及び応急修理制度については、年齢制限、年収制限、所得制限、合算所得、店舗・住居等の制限を撤廃し、被災者を等しく救済していただきたいこと。

三つには、応急修理制度による救済を受けない被災者で、かつ住宅の再建余力のない被災者に対しては、被災家屋の解体・撤去費用についても適用をしていただきたい。

四つ目には、生活再建支援制度の居住関係経費については、現行の支援金の使途を含め、住宅の新築購入等の直接経費も対象として支援をしていただきたい。

こういうことを、要望をしてきているところであります。

今後も引き続き要望してまいりたいと考えておりますが、制度というのはなかなかパッパッと切りかえるということとはなかなか難しい面があります。また、この生活再建支援制度自体も、最初つくってから4年目だったのでしょうか、には見直しをするというようなことも言われておりますから、今回これが適用される中で、感じているいろんな不足点、そして矛盾点というのは、できる限り指摘して、そして早期の改善ということをお願いをし続けたいと、こういうふうに思っているところであります。

ただ、こういう支援制度ですぐにカバーできない部分ということに関しまして、私は町村会長ということもありましたから、町村会の事務局と打ち合わせをしながら、県知事のほうと相談をして、それで救われない人々、特に床上浸水でこの支援の対象にならない人々を何とか救ってもらいたいと、そういう制度、基金をつくってもらいたいと。また、その中に店舗も入れてもらいたいということを要望しながら、各関係団体にもずっと根回しをして、8.6水害のときにはなかった新しい基金制度が、県と市町村でもってできることになりました。

その関係で4億円の基金ができ、そして県と市町村が2億円ずつ出すという形の中で、恒久的な基金をつくり、そして、こういう場合にできるだけそれをカバーできるような制度をさらに拡充していこうということになったということは、これは良かったなあと考えております。

このことによる本町の得た基金の額というのは8,100万円ほどということでもありますから、この分については努力が功を奏したと思っているところであります。

それから、この災害復旧に向けての財政との関係であります。これからの災害復旧を進める上で、計画中の事業が大きな制約を受けることになるが、町民が災害と本町財政の実情を理解するためにどんな努力をしているか。これからしていくかという質問であろうと思います。

本町では、今年の合併以来、国が進めている三位一体の改革等を見据え、将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立を目指して、事務事業の見直しなど、行政改革への取り組みを進めてきました。新町の新しいまちづくりと改革のあり方についても町民の皆さんの理解なしには実現が

困難なことから、町内全地域で説明会を開催し、今まで一定の理解はいただいていたものと感じております。

ただ、国の改革は当初感じていたよりも早く、また、地方団体に対する影響も大きいことから、今年度予算も大変厳しいものとなりましたが、厳しい中にも地域の一体性やバランスを考慮しての予算編成に当たってきたと自負しているところであります。

そんな中での今回の豪雨災害でありました。災害復旧に向けては皆様の御理解と御協力を賜りながら、激甚災害の指定を受けることが叶い、直接的な復旧事業につきましては、町の負担も幾分軽減されると思っております。

やがて、激特という事業の中で、大規模な抜本改修の話も決まってくるというふうに期待をしているわけではありますが、復旧事業とそれに関連する事業がまた復旧とは直接結びつかないと言いますか、関連はするいろんな事業が出てくることを考えるときに、将来の負担というのは、これは軽くないと思っております。

具体的な事業の内容や経費につきましては、また今後の推移を見ながらだんだんと見えてくると思いますが、さらに十分な研究や協議が必要だと考えております。

町の行政経費の財源として、等しく町民に負担していただいております税収入を、長期間他の一般的な事業を圧縮して災害関連経費を中心に充当していくということになりますと、税負担の公平性などからしまして多くの問題を抱えることにもなります。一般事業に配分する財源と災害関連経費に充当する財源の接点と言いますか、割合を町民が理解する範囲内で見出していかなければならないと思っております。

各種計画の整合性を図りながら、少子・高齢化が進む本町では、将来負担のことも十分考慮しながら、実現可能な計画を策定する中で、災害復旧の対策には取り組んでいきたいと。そういう中で、町民の理解と協力を得ていかなきゃいけないと思っております。

次に、あび〜る館等の指定管理者制度による委託を見直すべきではないかという御質問であります。健康ふれあいセンターあび〜る館や観音滝公園等の指定管理者制度の導入につきましては、本年4月3日に各指定管理者と協定の締結を行い、7月1日から施設の管理業務を開始していただいております。この両施設につきましては、以前から幾度となく申し上げておりますように、地域住民の強い要望と期待の中で、町民の福祉の向上、健康の増進、地域住民の交流の拠点となる公の施設として建設され、町民が等しくだれでも利用できる施設として管理・運営がなされているわけであります。

また、管理経費におきましては、指定管理者に移行したことで、これまでより年間経費は削減されていく形で指定を行っておりますので、財政面からいえば幾分か改善されてきたということになっております。

湧水町の例を出されておりますが、指定管理者制度導入の経緯が向こうとは全く違っておりまして、向こうはもう公募をしないという形でされたそうですが、我がほうは公募をしながら、そして、どのようなデザインを持っているのか、将来計画、あるいはこれの運営に対する努力をしようとしているのかという提案をいただきながら、そして、その提案の内容を評価しながら選定したということでありまして、湧水町の制度導入の経緯とは全く違う部分もございますので、一概に比較はできないと思っております。

今後とも公の施設として設置目的に沿った形で管理・運営がなされるように管理状況の確認等を実施してまいりたいと考えております。

それから、つるだ荘の問題であります。つるだ荘は7月22日の豪雨災害により2階部分の約40センチぐらいまで冠水し、大きな被害を受けております。復旧に向けての工事見積りでは、

約2,000万円ぐらいの積算となっているところであります。この施設は昭和42年8月に完成した鉄筋コンクリート造で、既に築後39年を経過し、施設の老朽化も加わり、これまで幾度となく補修工事等を実施してきているところであります。耐震については、地震災害のあと、耐震診断を行い、「強度不足」の報告があったことから、補強計画書の実施設計をしてもらったわけではありますが、その当時で6,200万円ほどという多額の経費を必要としたことから、それと、当時あびる館の建設というのが一方で進んでいる時期でもありましたから、これを補強して継続的に利用するという、利用できる状況にするということは差し控えたところであります。

また、建築基準法上で定められている3年ごとに特殊建築物定期検査というのがありますが、これは構造、衛生、防火などの調査であり、維持管理の適正を期し、安全性を確保するためのもので、3年ごとに検査を受けてまいりましたが、そういう観点からは特に問題もなく、検査結果はいずれも「合格」となっておりまして。

今回の復旧工事に際しては、公共施設の安全性確保という立場からは、耐震補強工事と並行して取り組む必要が出てくるということもありますので、逼迫した財政の中での多額の公費負担は厳しい状況下にあります。

このようなことから、今後については、公の施設としての機能を廃止することも含めて、今後のあり方について、指定管理者と十分な協議を重ねながら方向性を定めてまいりたいと思っております。

それから、5点目の町長に対する疑念が生じれば、それを一掃するべきではないか、そうする考えはないかということでもあります。町長という職は当然ながら選挙によりまして町民から選ばれ、基本的に過半数以上の信の上に立ってスタートをしているわけでもあります。そういう点では、皆さんの率直な、あるいはまた私の今までの行政経験というのを踏まえて判断をしていただいた結果、あるいはこれからの町政に対する期待を含めて、そのような選択をしていただいたということに対しては、私はそのことを受けとめながら、このさつま町の町長として全力を尽くさなきゃいけないと、こういうふうに思っているところであります。指摘しておられますその疑念という問題に対しましては、これは、去年の6月からずっと私なりに説明をしてきました。ですから、もう20年以上前のことになりますが、そのことが町政に対して直接迷惑をかけたり、あるいは支障をもたらしている。そして、そのことのゆえに町政が停滞するというような問題では特にないと。また、基本的な説明はやっておりますので、これ以上このことについて取り上げて争ったり、いろいろこういう場で説明をしたりということは考えておりません。

私も説明はいたしました。それをどう受けとめられるかということは、これは人によってさまざまあります。私は、自分の経験からも選挙のときにもいろいろと言われました。選挙に批判や中傷、デマというのはつきものでもありますし、また、良かれと思ってした政策もみんなを納得させる100%満足させるということとはできないだけに、この批判や反対というのは、これはつきものだというふうに思っております。

そういう意味で、己の心にやましいことがなければ、批判を恐れず信念を持ってことに当たり、結果としてまた評価と審判を受けるのが政治家の務めであろうというふうに思っております。この今回の被災という、また、さらに大きな課題を与えられた今、私として町のために何ができるか、どこまでこの問題に対して取り組めるかということに対して、誠心誠意をもって挑戦したいと思っておりますので、この疑念を持つという方が、あるいはまたいろんな意味で批判があったりということがあっても、それはある面ではやむを得ないと。ただ、私のこれからの行動、努力、そういうものを通じて判断をしていただくしかない、というふうに思っているところです。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言をされる方に申し上げますが、マイクを自分のほうによくつけて、そして発言をしてください。よく聞こえないということもありますので、ひとつよろしくをお願いします。

○平田 昇議員

1番目の答弁は、現在、一生懸命取り組み中であるということで、いろんなケースがあるから一生懸命がんばるということでもあります。いろんなケース・バイ・ケースがあるから、粘り強く続けてほしいと。ここで私は一つだけ、昨日ある被災者から訴えられたことをもう一つ、福祉課長で結構ですが、鉄骨造だと、そして1階の床上まで浸水したと。しかし、これは見舞金で終わってるんだと。壁側は全部やり直さないかとやけど何とかならんだろうかとという願いが届いていますが、これについてお答えできたなら答えていただきたいと思います。検討されるかどうか。まず、それをお聞きしたいと思います。

○福祉課長（福永 城君）

鉄骨で床上浸水以上ということですが、店舗につきましては、この被災者生活再建支援法制度には店舗については該当しませんので。

○平田 昇議員

住宅です。

○福祉課長（福永 城君）

住宅の部分については、半壊以上が、被害の程度の半壊以上ということになっていますので、床上浸水だけでは該当しないと思います。

○平田 昇議員

それだけ伝えておきます。

2番目の質問ですが、これも町民に決して激特が見えてきても、決して甘い期待は抱かせないと、もってほしくないと、正しく認識していただく、このことに留意して、その度に努力していただきたいと、かように思います。

3番の地域住民の要望によるいろいろ言われましたが、私は、湧水町の例を持ち出したのは、この基本姿勢に学べと。厳しい姿勢を持てと。これを強調したつもりだが、町長はそれには触れずに、湧水町は湧水町のやり方がある、こちらはこちらのやり方があるという言い方であった。この基本点をもう一回伺いたいと思います。

○町長（井上 章三君）

私は、湧水町の取り組みについては新聞記事で見ている程度でありますけれども、基本姿勢ということからいえば、私は本町のほうがしっかりしてたんじゃないかなあというふうに思っています。それは、やはり公の施設を最大限に有効活用するという点で、公募制にして、そして、どういう有効活用のどういう努力をあなただったらしますかということを求める。そして、何社も申し込みがあったわけですが、そういう中で競争をしてもらいながら、また内容のいいところを

指定ができたという点においては、競争原理も働き、内容もそれぞれ努力をして、研究して努力をして、そして、町からの負担を少しでも軽くできるような形で、私はこういうふうに取り組みたいというような、そういう申し出の中で選定ができた。湧水町の場合は、それをもう最初からさせなかった。そして、もう今までやってきたところにそのまま、そして条件を厳しくしてやってくださいというふうにされたということの中で、やはりそういう競争原理とか、そしてまた、そこにおけるまた活用の方法において、結果的にはいろいろ厳しい面が出てきたのかなあと。

ですから、我がほうは、そういう点では、それぞれ指定管理者になった方々が、町としても基本的に見るべきところは見た形で移管したわけですがけれども、自助努力においても、自分でもまた改善できるところは改善して、自費も出しながら、そして一番いい形でスタートをしたいということで、民間の努力という姿を見ることができましたし、そのことが指定管理者制度に移行してから、それぞれ今までなかった新しい雰囲気、そして来られる方々に対しても非常にまたいい意味での評価をいただきながら、以前以上の活用が進んでいると。そういう点では、我がほうの基本的な取り組みのほうの方が良かったのではないかとというふうに判断しているところであります。

湧水町は湧水町なりの事情もまたあったでしょうし、それをどうこうということは余り詳しくはわかりませんから言いませんけども、我がほうの基本的な取り組みは、今のところ功を奏しているのではないかとというふうに見てるところであります。

○議長（濱田 等議員）

ちょっと申し上げますが、時間の制限がありますので、簡単にひとつやり取りをお願いします。平田議員。

○平田 昇議員

町長のこれまでの姿勢について尋ねたいと思う。これは指定管理に入ったからと、私は、先ほど言いましたように、受託者が内部の改造をしたと。普通は、今までないことです。これはどういうやり方、そういうやり方ありますか。施設の構造、本来ならば、行政の施設だから行政がやるのが正しいんじゃないですか。だんだん変なふうになってくんじゃないかと。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

今回の指定管理者に基づきますあび〜る館と滝の宿の関係でございます。これらについては、条例で定めます一定程度町長に届けをして一部形状の変更とか構造的なそういう改造というのは認められるわけでございます。

したがって、そういう部分では、将来的に例えばこれを返還となりますと、当然原型に復してまた町のほうに返還していただくということが原則でございます。いわゆる指定管理者側では、そういう利用促進を図るために、やはり景観的な問題と内装等の関係については若干変更されているところでございます。

○平田 昇議員

それと、町長の経営感覚を問うために、私はもうこれは済んだことかもしれんけど、社長をしていた、株式会社の社長だった。欠損を出したけど、赤字を出したけど、私は報酬は受け取ってなかった。責任は問わないはずだというこの感覚。これはまさに経営感覚ゼロです。本当にそういう責任はないと思っているのか。これを心配だから聞いておきます。今後のためにも。

○町長（井上 章三君）

いろんな場所で私が発言したその言葉の部分をとらえて、そこだけをつなぎ合わせて言われると、非常に無責任な感じで発言したようなことになるのかもしれませんが。〔「議会で答弁しているんだ」と発言する者あり〕

私は、やはりこの地域の期待もあり、町としても、この施設の必要性というのを感じながら取

り組んだことでありますから、あび〜る館の場合は、やはりその町の持ち出しが必要になる施設であるということはよくわかった上で、これはスタートをしたのでありまして、ですから、それをできるだけ町の持ち出しが無制限になるとか、野放図になるというようなことがないように、民間的な努力を精いっぱいやりながら、そして節度のある運営をしてもらわなきゃいけないという点でのいろいろな配慮をして取り組みをしてきたということとはございます。

ですから、全くの直営でなくて民間スタイル、民間の経営スタイルをとって、株式会社の形をもって取り組んだということでありまして、無責任な、それを責任がないというようなことを短絡的に思ったり、そういうことで言ってるというふうには思っておりません。

○平田 昇議員

どちらでもとれるようないい方、責任は感じているか感じていないかと、それを言ってるんだ。もう一回。

○町長（井上 章三君）

私は、取り組んできたことに対しては、いつも責任は感じております。

○平田 昇議員

何らかの形で責任をとるべし。

それと、耐震構造上の基準を満たしていない施設を知らながら、そういう事実を知らながら、これまで使用してきた。このことについて、危機管理能力がなかったと私は判断する。何を考えているのか。何もなかったからいいようなものの、激震でも襲われたらどうするんだった。その点について、どう考えられますか。

○町長（井上 章三君）

我が地域は、平成9年に大きな地震災害というのがやってきたということもありまして、地震災害ということを改めて見直さざるを得ないということになったわけであります。また、各地で地震というのが、大きな被害が、災害が起こってくる時代になっておりますから、阪神・淡路大震災を契機として地震に対する耐震構造の見直し、そして、その基準というのは年ごとに厳しくなっている。また、姉齒の偽造事件もありましたように、そういうことも含めてまたその目は厳しくなっているということがございます。

つるだ荘は、あの地震のときにもいろいろ被害は受けましたが、基本的な構造的な面における被害というのはなかったわけであります。それで、耐震的に見れば、これはやはり39年を経過しているという年数を経っておりますから、構造的にはそういう基準にないということはわかっているわけですが、ずっとこの施設を継続して使うということを前提としては、基本的には考えないと。しかし、今のところとりあえず支障のない範囲の中でこれをやっていきたいという委託者もおられましたし、そして、とりあえず当面は大丈夫だという考えのもとで、これは進めてきたところであります。

耐震が、基準にないからもう即刻やめるべきだということに関しては、これは、耐震構造上、基準にない施設、公的な施設は今でもたくさんあります。しかし、それを一度にそういうふうに改造するということはなかなか難しい点があります。ですから、私は、つるだ荘の問題もすぐにこの問題に取り組むということはちょっと難しいけれども、しかし、将来的にはもうある時期を見て、これは廃止せざるを得ない時期は来るだろうなというふうに思いながら、そのところは、いろんな方々とも語っていたわけですが、今回の災害ということを契機にして、これを復旧するのかどうするのかという場面に立ちましたので、耐震ということも改めて見ながら、これは廃止も含めて判断をしなきゃいけない段階であるということで、いま協議を進めているということでもあります。

○平田 昇議員

危機管理能力欠如、私はそう思わざるを得ない。それと、最後に井上町長をうそつき呼ばわりする私を名誉棄損で訴えよと、私は強調した。これを勧めた。あえて争いはしないということだが、ここは、では自分でもはっきり正しいと思っているということですか。間違いはなかったと言うの。自分の、県の会長、町村会に出した経歴、あれは間違いでなかったというんですか。はっきり答えてほしい。

○議長（濱田 等議員）

5分を切りましたので、簡単にお願いします。町長。

○町長（井上 章三君）

私はこの問題に対して、平田議員から指摘された問題を、自分では素直に説明をしてきたつもりですが、いろいろ資料も出されましたので、私も改めて調べてもみました。そういう中で、基本的に私が言ってきたことは、別に間違っていないというふうに判断もしておりますから、ですから、この問題については、私は、それをあくまでもおかしいおかしいと言われれば、そういうふうに思われてもしょうがないと。しかし、そういうことを争っている暇はないと、私はこういうふうに思っておりますから、あとは、〔「一番基本的なことだ」と発言する者あり〕住民の皆さんが判断をされるだろうというふうに思っているところです。

○平田 昇議員

確たる資料を、提出を願う。

以上で質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、7番、米丸議員の発言を許します。米丸議員。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

大変熱の入った議論のあとでございまして、緊張をこちらまでさして、そんなような感じでございます。私も時間をいただきましたんで、一言質問に入りたいと思いますが、まず、質問に入ります前に、このたびの県北部豪雨によりまして、本町は虎居、屋地はじめ、町内全域にわたり甚大な被害を受け、被災されました多くの皆様方に心からお見舞いを申し上げます。また、災害時における救助活動や直後からの被災家具、家財、土砂、ごみ等の撤去や、片付け、清掃、消毒などの救援活動に建設業協会はじめ、地域の皆さん、中学生、高校生、町外からの多くのボランティアの方々の御支援と多大な救援物資、あるいは義援金等をお寄せいただきました皆様方に対して心からお礼と感謝を申し上げたいと思います。

さらには、自衛隊、警察、消防団、そして不眠不休で対応していただきました職員の皆さんの御苦勞に感謝をしたいと思います。

この度の災害について、県全体の被害額は、8月25日現在で285億円に上ると言われておりますし、中でも一番被害の大きかった本町の被害額は、9月15日現在で83億1,700万円以上とのことであります。

これから県、国の支援をいただきながら、町、議会、住民が一体となって力を合わせて復旧復興に早急に取り組んでいかなければならないわけであります。議会といたしましても、日高議員を委員長として、豪雨災害対策調査特別委員会を速やかに設置し、議長、副議長を先頭に、執行部の皆さんとともに、国の関係省庁並びに県、県議会、その他関係先への積極的な要望、陳情活動に当たってこられ、被災者生活再建支援法の適用や激甚災害の指定がなされ、河川激甚災害対策特別緊急事業も10月には採択される見込みのようであり、復旧のメドがつつきつつあることは

大変喜ばしいことであります。

今後、虎居、屋地地区をはじめ、その他の地域が洪水の被害を受けなくて済む町づくりと、川内川の河川改修はぜひ早急に取り組まなければなりません。しかし、目的達成までは一定の期間が必要のようであり、いつ起こるか予測のできない災害に対し、これまでの官の対応を緊急にとらなければならないのも当面の大きな問題でございます。今後もさらなる働きを続けなければならないと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。1問目の農地・農道・農業施設の災害復旧及び支援の見通しについてであります。虎居地区をはじめとする家屋等の災害が余りにも大きく、農地・農道・農業施設の災害を受けられた方々は、家の流出、全壊、半壊、あるいは床上浸水等で避難生活を余儀なくされている方々を思うと、自分たちは、まだまだ住む家がある、日常生活は送られているから、避難生活をしておられる方々の支援が先だと、これまで農地等の災害については、災害の届けをしておけば必ず復旧してもらえるものと言葉を控えておられるような状態でございます。しかし、農業を営む農家の人々にとっては大切な収入源となる農地等の災害は大きな問題であります。米の収穫を目の前にして、農道の復旧や農地の復旧はどうなるのか、支援の対象になるのか、また、いつごろまで待てばよいのか心配されております。

昨日からこれらの件につきましては、同僚議員のほうからもいろいろと質問が出されておりますが、農地・農業用施設を含めて、もう少し具体的な復旧支援と復旧の見通しについてお示しをいただきたいと思っております。

2番目に、河川・県道・町道の復旧についてであります。本町内で県が管理する河川や県道の被害状況とその復旧見通しと、町道の災害状況、また復旧はいつぐらいまでかかるのか、その見通しについてお伺いをいたします。

3番目の実質公債費比率についての質問であります。同僚議員の質問での答弁がされておりますので、この件につきましては、今回の災害に関してしなければならない起債の額と、今後増額される見込みについて、再度確認して私の1回目の質問といたします。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

ただいま米丸文武議員から豪雨災害復旧についての関連の質問を3点ほどいただきました。まず、第1点目の農地・農道・農業施設の災害復旧及びその支援の見通しはどうかということでございます。日高議員の質問にもお答えしたわけでございますが、現在、作物に影響のある農地・農業用施設につきましては、早急に復旧を図るべく、応急工事を実施してるところであります。それ以外については、今週から12月中旬までの間、査定を受けながら随時工事を発注していくということにしており、今年度で完了したいと考えております。

また、今回の豪雨災害により初期投資の大きいハウス等の生産設備が大きな被害を受けており、被害件数で25件、被害額で6,461万7,000円となっております。

このような中で、このハウス等に関しては支援制度がないということでありましたので、国、県に対しても、この農業生産施設の災害復旧について、特例の措置を要望してきたところでありますが、8月下旬に県のほうから支援策として園芸産地復旧緊急対策事業というものの概要が示されたところでございます。これを受けまして、被災農家への説明会の開催や意向調査を実施し、現在取りまとめが終了してきたところであります。今月末の県の審査終了後、早急に着工したいということで、イチゴ、トマト、キンカン、ゴボウ等のこの園芸施設に対しては、県が2分の1を出すというようなこういう支援制度が提示されているところでございます。

それから、2番目の河川改修、県道、町道の復旧計画とその見通しはということでもあります。まず、今回の災害の発生件数と被害額でございますが、6月並びに7月の豪雨により、県の河川が94件、被害額で9億1,000万円、県道が17件、被害額で3億4,000万円、町の河川が95件で被害額が4億7,000万円、町道が162件で被害額が19億6,000万円と甚大な被害を受けております。

これにあわせて、国の直轄河川の被害というのがありまして、これに対しては先般応急的な取り組みをしてる箇所の部分約31億円ということで、その原型復旧をするんだということでの報告があったところでありますし、さらにまた原型復旧だけでなく、抜本改修をしなきゃいけないという部分に関しましては、激特という、河川激特という事業をはじめとする、またいろいろな事業を駆使して、できるだけ5年以内に早急な対策を施すんだと。そして、住家に対する被害は防止するという形をつくりたいということが示されているところであり、さらに、残りのところに対しては、中期的、長期的な計画も立てながら、これを随時また行っていくということが言われているわけであります。

先ほど申しました県河川、県道、あるいは町の河川、町道というこれに関しましては、今後、災害査定が11月末にはすべて終わりますので、予算の割当等を考慮し、早急に発注し、年度内完成を目指したいと思っております。しかし、規模の大きい災害については、一部が来年度まで工事がかかると思われます。また、被害の大きかった町道平江線、ダムの右岸にあります道路が大きく崩落をしたという、ここの部分は、国のほうにもダムの管理用道路という意味合いもあるので、ぜひとも国のほうでということをお願いをしていたわけですが、国土交通省のほうのまた関連の工事と合併施工ということで、これは行っていくということをお願いしております。最終的には平成20年の3月の完成を目指して取り組むんだということが言われているところでございます。

それから、実質公債費比率が18%以上になっているということで、災害復旧事業に伴う起債はどうなる見込みかということでもあります。地方債制度が従来の許可制度から協議制へ改正され、これに伴いまして、公債費に関して地方財政の健全性を示す指標として用いられておりました公債費比率や起債制限比率が、実質公債費比率というものに変更され、地方債の許可制限等を行うことになっております。

制限は18%以上の許可団体に公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債事務が従来どおりの許可制で進められ、地方債発行に許可を必要とすること、また、25%以上の団体には単独事業の地方債が認められなくなることなどが上げられております。

公債費を含め、再建団体等の指定の場合でも、現制度では災害復旧事業については、制限の例外となっていることから、特段の支障はないと考えております。しかし、災害復旧事業はあくまで原型復旧が原則でありますので、附帯する事業や関連事業には自ずと制限が課せられるものと考えております。

今回の豪雨災害は、原型復旧のみでは町の再生は困難であると思われます。河川改修や背後地の問題など、町づくりの基礎部分から検討しなければならない要素を含んでおり、今後これらに対応するためには、実質公債費比率や経常収支比率など町の財政指標に着目し、できるだけ早く改善していく努力をしなければ、大きな意味での災害復旧には着手できないのではと危惧しております。

そういう意味で、今後においては起債事業に一定の制限を設け、体質の改善を図っていきたいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○米丸 文武議員

ただいまいろいろと御答弁をいただきました。それぞれ農業関係、それから道路関係についても、大方大きなもの以外は年度内に完成をして、皆さんの利便性を取り戻そうというような取り組みをされているということで、大変ありがたいわけでございます。大きなことについては、昨日の議員の皆さんの質問の中でも答弁をされておりましたので、私は少し小さいところになりますが、お聞きしてみたいと思います。

まず、農業関係の被害でございます。きのうも小災害が270件に対しまして、町単独で約990万円の補正を組んだという報告がありましたけれども、これらにつきまして、ここに15日現在で上げてきていただきました農地・農業施設・耕地関係の損害額が18億5,700万円というようなことになってきておりますが、この件数が445件という報告がされておりますけれども、施設が445件、それから農地が760件という報告がされておりますが、この件数の中にこの小災害は含まれているのかどうか、この点についてちょっとお知らせいただきたい。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

今回の7月豪雨災害の件数が1,205件ということで、18億5,700万円の被害額でございますが、この中には、40万円以下の小災害につきましては含まれておりません。公共災害のみでございます。

○米丸 文武議員

今回、この小災害についても、町単独での対応をしていただくということで、40万円以下のものに対して本当にどうしようかと、これの中でいま農地を守ってきているんだけれども、これに対してどのようなお金を出して復旧するのも本当に厳しいんだというような状況の中でありましたけれども、このような対応はなされることは大変ありがたいことだというふうに思っておりますので、できるだけかからないんじゃないかというようなことで、きのうもございましたけれども、届けをしてない方もあるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひそういう方にはこれを御利用いただくように、また普及もしていただきたいというふうに思います。

この農地の災害が実はいろんな分けて、要するに山等からの、それから宅地から農地へ流れ込んでいって災害を受けたもの、それからまた河川の氾濫によってこの災害を受けたものというところあるわけでございますけれども、この河川の氾濫によって受けた耕地もたくさんあるわけでございますが、この河川については、県の土木事務所の管轄というようなこともありまして、この復旧に対して、堤防の復旧がされなければ農地の復旧もできないと、通れないというような場所もたくさんあるようでございますが、この点のこの点につきまして県との調整はされているのかどうか。その点についてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

河川との協議の関係でございますが、県河川、それから町河川がございます。その中で、査定を受ける前に二重採択防止ということで、協議を行ってから査定を受けることになっておりますので、当然、県の土木事務所、それから町の土木係のほうと協議を進めながら、災害査定に臨んでいるところでございます。

○米丸 文武議員

いろいろもうすぐ刈り入れをされるわけでありまして、また、来年の植付けまでの間に本当にたくさん件数が災害を受けたわけで、皆さんそれぞれ復旧に取り組まなければならないわけでありまして、早急にそういう作業をしたり、工事をしたりするための道路の復旧を先にさせていただくような要望もぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それから、これは県の関係になるのかなと思いますが、この度の水害の農地へ流れ込んだ一つの中には、転倒ゲート等が雨の量が増えたにもかかわらず落ちずに、それが氾濫して耕地へ流れ込んだというところもあるようでございますが、この管理等については町がするべきなのかどうなのか、そのところについてちょっとお聞きしたいと思いますが、おわかりでしたらお願いいたします。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

この転倒ゲートにつきましては、受益者、多分現場のほうを見てみないとわからないと思いますが、受益者のほうで多分つくられた転倒ゲートだと思います。これにつきましても、災害を受ければ災害の対象になりますし、それとあと修繕ということになりますと、町単の補助の中でも、町単事業の中でもできるようになっておりますので、それらの方向で、もしそういう故障などがあればしていただきたいということで考えております。とにかく受益者が耕作、つくった転倒ゲートであると思います。

○米丸 文武議員

大きいのは、求名の前川でございまして、これは受益者が管理するのか、私ちょっと確認しておりませんので、今お聞きしたんですが、大きな川なんです。これは、果たして、というのはなぜ落ちなかったかと聞いてみますと、要するにチェーンが外れておったというようなことが原因らしいんですが、かねてからのやはりその管理を受益者がするんであれば、その点検等についても、やはりこういう災害が起こる前に、年次的にでもやっぱり管理していただくような御指導もしていただかないと、また、呼びかけもしていただけないと、こういう災害にまたつながる可能性もございます。つくってあげまして、あなた方の責任だから、災害が起こったら知りませんよというわけにもいきませんので、こういうような体制についてもぜひ働きかけをしていただきたいというふうに思います。

大方のことにつきましては、本当に町民の道路の決壊等について、先ほど申しましたように、宮之城の災害を何とかしてから、我々のところはしてもらえらるだろうというようなことで、お待ちをいただいている。復旧をお待ちになってる方々がおられますし、町といたしましても、緊急どうしても通らなければならぬ道路等については、応急の処置もされたようでございますが、そうでない迂回路のある道路等につきましても、毎日、高齢化も進んできておりますれば、迂回路を利用していくのも大変不便だなというような声も聞かれておりますので、年度内ということではございますが、早急に対応をしていただきまして、復旧をしていただくようお願いを申し上げたいと思います。

次に、公債費比率のことでございますけれども、これも昨日も質問がありまして、25分のような超過することは考えられないと。26年ごろから18分以下の起債制限を比率までもっていきけるんじゃないかというような話でございますが、そしてまた、いま町長のほうから災害についての起債については対象から外し、関連にするものはそうなって対象となるけれどもというようなことでもというようなことでありますので、ぜひこの災害が今後の町の発展のもととなって生かして活用しなければならない。この起債額が自由に、また自分たちの計画のもとに進められないという状態に陥らないように、また、後世にこの町民の皆さんに借金というものを残さないように、一生懸命皆さんも取り組んでいただいておりますけれども、災害でございますのでこれは仕方がございませんから、これから努力をして、こういうことにも取り組んでいただければありがたいというふうに思っております。

もう一つ漏れておりましたのでお伺いしたいと思いますが、今回の耕地関係の災害でございますが、もう災害が起きて耕地を復旧してもできないと、復旧してもあと活用できない、そういう

ような耕地等も出てきておるようでございますが、そういうものに対しては、今後、町はどのような形でこれを進めていくような考えがあるのか、いけば負担金もですけれども、復旧しても生かすことができない耕地等については、今後それを放置されていくのか、原野として残していくような形になるのか、そういう点についてお伺いをして、私の最後の質問とさせていただきます。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

その災害ができないということ、これにつきましては、当然受益者からの申請に基づきまして、町単事業につきましても、公共災害につきましても行っているところでございます。とにかく農地・農業施設につきましては、申請主義でございますので、その放置された場合につきましては、昨日の山下助役のほうでも話をされましたが、中山間地域直接支払い制度、そういうのもございますので、そういうのも利用して、中山間地域であれば、そういうのも地元のほうで活用されて、維持を図っていただきたいということで考えているところでございます。

○議長（濱田 等議員）

次は、21番、岩元議員の発言を許します。岩元議員。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

豪雨災害による傷跡が至るところに残る中、復旧に向けまして町一丸となった取り組みがなされているところであり、被災に遭われました方々が少しでも早く、以前の日常生活が取り戻せればと願いながら、その間における職員皆さんの昼夜にわたる努力に対しまして、改めて感謝するところであります。

それでは質問に入りますが、現在、日本全体の人口推移を見てみますと、出生を上回る死亡によりまして、自然減少に転じているとの報道がありました。年齢別による人口比較では、少子高齢化が急速に進んでいることは皆さん御存知のとおりであります。

このことを受けまして、国もいろいろと打開策を検討されているようですが、実を結んでいないのが実情ではないでしょうか。人口減少地域の中には当然我が町も含まれているわけですが、我々の地域、特に周辺部と言われるところでは、人口減少どころか、集落の存亡さえ危惧されているところもあるのではないのでしょうか。

総合振興計画の中で、町の個性と魅力を発揮した住みやすい住んでみたいと思える町づくりを進めながら、若者のニーズに対応した住環境の整備に努め、定住促進を強力に推進するとした定住促進プロジェクト、また将来を担う子供を安心して産み育てることのできる環境づくりや、個性を生かした子育て教育を強力に進めていくとした健康子育てプロジェクトを策定されていますが、実際の施策の実施状況はどうか、その施策が定住化につながっていくのか、子育てしやすい環境づくりができていくのかお伺いするところであります。

7月に起こりました豪雨災害が、我が町に与えた被害は大変大きく、その復旧作業を最優先すべきであります。将来の町づくりに対する取り組みも同時に考えていかなければなりません。そこで、次の点について町長自身の考え方を伺いたします。

今後の子育て支援策について、特に将来を担う子供を安心して産み育てることのできる環境づくりをどのように進められるのか。町立永野保育所の廃止に対する基本的な考え方と今後の進め方について伺いたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

岩元涼一議員から少子化定住対策について、子育て支援問題についての御質問をいただきまし

た。この少子化定住対策についてということでもまず申し上げたいと思いますが、全国的な少子化の進行によりまして、本格的な人口減少時代を迎え、特に地方においてはより厳しい状況にございます。我が町においても、人口減少に対する対策は最重要課題の一つと考えておりまして、総合振興計画の重点プロジェクトとして位置づけながら、生活環境の整備、安全・安心のまちづくりなど、各分野にわたって定住促進を図ってまいることにしております。

中でも、少子化あるいは人口減も含めた基本的なものとして最も力を注いでいるのが、若者の働く場の確保対策ということで、定住促進室をつくって、この問題に対して取り組んでいるところでございます。特に、企業誘致はもちろん、現に立地している企業の工場拡張など、積極的に働きかけや協力をしてきており、若い人たちがこの地域で仕事ができる、定住できる、そういう環境づくりを進めようとしてきているわけでございます。近く日本特殊陶業と工場拡張に伴う立地協定を結ぶことにいたしておりますが、これに伴う最終的な従業員の増は約100名を予定されております。また、このほかにも工場の拡張や進出の情報もありますので、引き続き重点的な取り組みを進めて、我が地域の子供たちが、我が地域で仕事ができる、そして、地域の活性化の担い手となっていただけるという、そういう取り組みを進めたいと思っているところであります。

それから、今後の子育て支援についてという問題でございます。若年世代にとって、経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安など、子供を産み育てることをためらわせる経済的あるいは心理的な負担感は強いと考えられます。国においては、7月7日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006骨太の方針」の中で、幼稚園、保育所の教育機能を強化するとともに、幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図ると明記されました。今後の動向を見極めながら対応していきたいと考えております。

町の支援策としては、町の次世代育成支援行動計画に基づき、要望の高い延長保育事業、一時保育事業、乳児保育事業等の積極的な取り組み、あわせて、すこやか子育て支援手当の支給、保育料軽減の実施等をしているところでございます。また、未就学園児の子育て家庭を対象に育児不安についての相談、指導、子育て支援を行う子育て支援センター事業、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学低学年の児童を預かる放課後児童健全育成事業の実施等に努めてきたところでございます。

子育て支援は、単に親の負担を軽減することのみが目的ではなく、親子の関係を良好にし、子育ての喜びを実感できることを通じて、家族機能や家族の絆を強めることにつながってまいります。また、家事や育児を行うことが極端に制約される職場の働き方を是正し、親子や夫婦がともに過ごす時間を増やすなど、仕事と生活の調和を図る必要があります。総合的な少子化対策を進めるという観点からは、命を次の世代に伝え育んでいくことや、家族の大切さが理解されることが重要であり、子供の誕生を祝福し、子供を慈しみ守り育てることは社会の基本的な責任であると、家族の責任であるとともに、社会のまた責任としても共有できるような、そのような社会であってこそ、各種の支援施策が効果を発揮してくるものと考えております。

次に、町立永野保育所の廃止に対する基本的な考え方と今後の進め方についてお答えいたします。町立永野保育所につきましては、昭和48年10月1日に農山村永野保育所として開設され、平成11年4月1日に「へき地保育所」として、永野校区の3歳児以上を対象に現在に至っております。ピーク時30名以上の入所者数が平成18年度は7名まで減少し、養護に関しては十分に行き届く反面、人とのかかわりの中で人に対する愛情と信頼感、自主、協調の態度、集団活動、集団生活、道徳性の芽生え等の点からは、保育的教育効果が発揮されにくくなってきていると考

えられます。また、保護者の労働形態の変化により、保育所へのサービスの高度化、例えば、休日保育であったり延長保育などを求める中で、永野区から民間保育所へ入所させている方も増加してきております。

今後「へき地保育所」の特異性により入所児童数の増加が見込めないこと、認可保育所として民間が参入することが困難であること、少人数では保育的教育効果が発揮されにくいこと、コストが民間を大きく上回ること、以上を総合的に検討した結果、やむを得ず廃止という結論に達してまいりました。これまで地元で説明会も開催し、平成18年9月13日には保護者全員が来庁されましたので、経緯を説明し、廃止に対して御理解をお願いしたところでございます。今後の進め方については、在園児で保育に欠ける子供の皆さんが待機児童とならないように努力をしてまいりたいと考えております。

また、廃止後の施設の活用法については地域の御意見をお聴きしながら、有効活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時05分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○岩元 涼一議員

午前中の子育て支援の答弁の中でも、いろいろと町が実施している施策を示していただいたわけですが、その中に定住対策と言いますか、地元企業がまた、日特が100名程度ぐらい新しく工場を拡張して雇用があると。他の企業でもそのような話があるようにも聞いておりますけれども、そのような方々は当然、地元採用していただければ地元に残っていただけるという図式が成り立ってくるわけですが、その中におきましては、子育て支援をする前にその子供がいないことには子育て支援もできないわけではありますが、そのような地元で働きたいという希望をお持ちの方、そのような方に町営住宅とか、そういう形で住む住環境を整備して提供するような考えはないか。当然、最初会社に就職されますと一人で親元からということでしょうけれども、結婚されまして、二人、三人となりますと、どうしてもそういう別なところに住むというような考えも出てくるかと思えます。そのときに受け皿となるような町営住宅の提供はできないか。また、それを進んで、それをまた定住化、実際地元に住んでいただくような手立ては考えられないか、そこ辺についてちょっとお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

若い人たちが、仕事ができる環境づくり、そういう環境を広げていくという問題と、そういう方々、雇用環境ができてきましたときに、町内の若者あるいはまた町外からの若者がそこに就職をされることになるわけではありますが、できるだけ本町に住んでもらえるような配慮というのは次の段階として必要になってくると思っております。

町営住宅という形で取り組むという考えはどうかということですが、町営住宅を即ということにつながるかどうかわかりませんが、やっぱり住宅環境を準備しながら、できるだけ町内に住ん

でもらえる施策と、これは定住にまさにつながることでありますから、そういう部分については、民間の活力もできるだけ活用してと言いますか、取り組んでいただくような努力、あるいはまた、その会社と提携するような形で、そういう若い人たちが住んでもらえるような住環境の整備というようなことは、町が直接やるというだけでなく、そういうような民間的な努力というのをとおおいに推進を図っていくということも必要ではないかというふうに思っております。

今、町営住宅というのはどちらかというと、若い人というよりも、やっぱり高齢者であったり、持ち家を自分でつくっていくという資力のない方々に対して、支援するような部分がございますけれども、若い人たちにはさらに、やっぱりそういう人たちが夢を持てるような住環境づくりというのはもっと民家活力をうまく活用するという考え方を進めたほうがいいんじゃないかと、基本的に考えてるところでございます。

○岩元 涼一議員

民間活力をということでございますが、民間活力ができれば、町の持ち出し、そういうものは必要ないわけですから一番いいわけでしょうけれども、民家は採算をどうしても優先しますから、地域によっては民間の力を活用できないというのはあると思います。

ただ、私が申し上げたいのは、ここで、他市町村の例を出すのはどうかと思いますが、本町にも非常に似たようなところがございますので、ちょっと紹介いたしますけれども、行政として建設事業と道路の補修等は住民の方にやっていただければ、行政から原材料費、あるいは重機の借上料は出すと。それを進めるために、町がずっと住民に町の財政状況を説明されたそうです。それで、我が町の財政はこういう逼迫した状態だからどうかわかってくれという形で、住民の方にずっと説明をされて、そして、わかっていただいたと。そして、住民の奉仕によるそういう道路維持活動をされたと。それによって、予算を抑えながら町営住宅を建設したということでした。

これはなぜかと言うと、周囲からの住民の移入を図りたいという、それは、村の考え方の中にそういうのが生かされてきたということでございます。そして、今では若干ではございますけれども、数字を申し上げますと、平成2年には3,859人が、平成15年には4,163人まで増えた。このような実績を持っておられる自治体もあるわけです。ですから、これは、やはりそのトップが、町のトップがどういう考えを持つかによって、実施できるかできないかがあると思います。

ですから、それぐらいの思い切った施策と言いますか、そういうのを町長が考えられないか、そこ辺を伺ってみたいと思います。

○町長（井上 章三君）

振興計画を策定いたしました。そういう中で、定住の促進ということを大きな柱の一つにしているわけですので、いま申されましたようなことに関しましては、今後とも方向としては検討課題の中に入りますので、よくまた関係の課、あるいはまた、いろんな方々と研究をしながら、そこらで方向が決まればまた決断するときは決断すると、いろんな方策は定住促進という方面に向けての方策は探ってみたいというふうに思っております。

○岩元 涼一議員

定住化対策につきましては、いま町長のほうの答弁の中にありましたように、検討していきたいというようなことですので、実施の方向へ向けて、実現へ向けて努力をしていただきたいと思います。

次に、永野保育所の件についてですけれども、子供の数が少なくなって、どうしても維持するのは困難だということでした。しかし、先ほどの定住とも絡んでくるわけですが、

保育所を廃止することによりまして、子供を産み育てる環境づくりという観点からは反するのではないかなというような気がします、そこについて町長はどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

ある面では反することになりますし、今まであったものを廃止するというのは残念だなあという思いが私もしております。ただ、方向として、これだけ少子高齢化が進むという時代のすう勢を見ますときに、今までのものをそのまま継続するというのが、やはり難しい状況、事態というのは当然出てくるわけございまして、ですから、将来を見ながら、保育所あるいは幼稚園、あるいは学校、そういうもののあり方というものは、やはり見直しをする。そして、またそういう中で環境整備というのは、またそれなりに充実させていく努力をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、全く町内になくなる、地域になくなるというわけではございませんので、そういうところを利用しながら、また次のいろいろな工夫を考えていただきたい。そしてまた、あるものをできるだけ盛り上げて生かす工夫をしていただきたいと、こういうふうに思っているところでございます。

○岩元 涼一議員

先ほども町長も申されましたが、国が少子化対策の一環ということで、保育園の無償化、そういうものについて実現していきたいというような方向性が出てきているように思いますが、そこ辺を加味しますと、もう少し続けて良かったのではないかなあというような考えは持たれなかったか伺います。

○町長（井上 章三君）

国のその検討の方向性というのは歓迎すべきことであると思っておりますが、これが、どういうふうに実施されていくかということについては、まだ時間が、見通しがまだわからないわけでありまして、ただ、この永野保育所の問題につきましては、もう来年度からをどうするかということで、特にもう11月ごろからは来年度の入所をどこに決めるかということでの検討をもう皆さん進めなきゃいけないことになりますので、先ほど申しましたように、いろいろな観点から永野保育所の継続ということについては、これを断念して、今ある民間の保育所を生かす形で考えていただきたいというふうにお願いをしたところでございます。

○岩元 涼一議員

少ない子供、貴重な子供でありますから、それこそ行政が手厚く支援してやらないといけないのではないかなあと、私自身は思うわけですけども、町の財政、そういうのもまた考えますときには、苦渋の決断をせざるを得ないというところがございます。その中で現在、在園している子供たちは、そうなりますと別な園へ通園せざるを得ない。保護者の方もそういう道を選ばざるを得ないというようなことになるかと思いますが、それで、仮に民間の保育所へ通園させるとなった場合、いま在園している子供たちが果たして全員が受け入れてもらえるのかどうか。そこ辺が保護者の方の懸念される場所ですが、その点についてお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

今、永野保育所に通園している子供たちが、次のところに行こうとしたときに、新入園児ということで、その扱いが後回しにされてしまうんじゃないかという心配をされていらっしゃる保護者の方々がおられます。この民間の保育所は、これはそれぞれ独立した経営をしておられるわけでありまして、町のほうでどうしてもというふうなことが言えない面がありますけれども、在園児扱いということで、その方々を全くの新規の入園ということではなくて、在園児扱いということをお願いしますということは申し入れることができるんじゃないかということで、そういう

並びの中で、ぜひ配慮していただきたいということについてはお願いをしたいと。そして、できるだけそういう方々が行くところがなくなってしまったということがないように、また、できる努力はしたいということで考えてるところでございます。

○岩元 涼一議員

行ける努力をというのはわかりますけれども、定数、希望される園の定数との絡みも出てくるのではないかなあという気がしますが、それと、その保護世帯の家庭環境、そこ辺との絡みですべて入れられるのかどうか。それが確約できるのかどうか。一方では園を廃止しますと、一方ではどこの園にでもどうぞ御自由ですよというようなことになって、しかし、実際、保育園にお願いして、あなたのところは預かれませんかというようなことが出てくる恐れはないのか。そこ辺についてはどうですか。

○助役（経済）（山下 彦志君）

永野保育園関係については、それぞれいま町長のほうから説明があったとおりでございますけれども、やはり在園児扱いということで、保護者のこの前打ち合わせに参加さしていただきまして、在園児扱いということで御説明を申し上げました。

ただ、地域に二つの民間の保育園があるわけですが、園児の枠というのもそれぞれ今おっしゃるようにあるわけですが、それぞれ父兄の方々のそれぞれ希望もあるかと思っておりますけれども、いま定数が、今のところ園児が7名ですが、その7名の方については、選択しなければある意味では町内のその地域のほうに入れるんじゃないかというふうにも考えておりますので、そういうところについてはまた打ち合わせも、主管課と一緒に打ち合わせをさせていただきたいと思っておりますけれども、在園児扱いという、今できるところの在園児扱いという取り扱いをさせていただきながら、やむなく廃止ということになりますけれども、そういうことで御理解をさせていただきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

保護者の方ともいろいろと話をさせていただきました。その中で、やはり一番懸念されているのが、今のこの、じゃあ保育所廃止を受け入れるとして、じゃあ次の園に確実に入れるのかというのが、これはどうしても保護者の考えられる一番せっぱ詰まった状況だと思います。それに、ある程度道筋をつけてやらないと、先ほども言いましたけれども、はい廃止します、あとはどこへでもどうぞというような受け取り方を保護者の方はどうしてもされてしまいますよね。今まで永野保育所では預かっていただいたわけですから。そこ辺を、道筋をつけておかないことには、それこそ不公平感が出てくるのではないかなあと。申し込みをしたけど、私は外されたとか、そういうのが出てくる恐れはないのか、そこ辺について聞いているところです。

○福祉課長（福永 城君）

今ありましたように、在園児扱いということで対応してまいりたいということでございますが、保育園の入園につきましては、自宅で保育に欠けることが条件でございますので、こういうことをクリアできた場合に、在園児扱いということで取り扱っていききたいというふうに考えているところです。

○岩元 涼一議員

私が申し上げたいのは、廃止をするということでございますので、今まで通園していた子供を預かってもらえるような確約と言いますか、そこがないことには、保護者としてはどうしても納得はできないわけです。廃止についてはこのような状況であるという状況を、私もそのような説明をしましたし、わかってくれと、町の状況もこうこうなんだというような説明をしました。であるならば、じゃあ、今、私の子供は希望するところに入れるんですかという保護者の意見があ

るんです。そこに応えてやらないと、ひょっとすれば基準に合致しないからあなたのところはいれませんかというのでは、ちょっとかわいそうと言うか、せめてそこ辺の道筋というか、そういうのができないものかどうか、再度お願いします。

○町長（井上 章三君）

できるだけ希望のところに入れるのが一番いいわけではありますが、定数の関係もございますから、入れない方も出てくる可能性があるということでもあります。しかし、先ほど助役のほうからありましたように、旧薩摩町の地域でも二つの保育園がございますし、その範囲で考えれば定数はカバーできるのではないかと。あるいはまた、お仕事の関係などで、もうどうせだったらほかのところという考え方をされるところもあるかもしれません。そういう点で、いろいろ選択肢は各家庭によって違って来る面もあると思われましますが、第一希望のところ全員の方を保障するという事は難しいかもしれませんが、その場合はどこかに入っていただきながら、またその園もそれぞれに特色があって努力をしておられることだと思いますので、その園を一層充実するように、保護者として盛り上げていただいたり、また一緒になって努力をしていただけるとありがたいなあと。町としても、またそういう点でできる方面からは努力をさせていただきたいと思うところでもあります。

○岩元 涼一議員

園が2園、確かに旧薩摩町内にあります民間保育所が。しかし、そこに通わせるか通わせないかは保護者の判断であって、いい園ですよというのは、それは行政としては、町長としてはそう言わざるを得ないかもしれませんが、それを選択するのは保護者であります。保護者はその永野保育所が廃止されることによって一つの選択肢を奪われた一面もあるわけです。

この点から考えますと、廃止する以上は、次の園も世話するというか、そこ辺まで考えてやらないと、はい、あなたは行けませんよというのでは、これはあんまりにもひどくないかという気がします。こっちは定数がいっぱいですから、こっちの園へどうぞというのは、それはこっちの言い分であって、保護者の言い分ではないわけです。保護者としては園を選びたいわけですから、その園がすばらしい園であればあるほど、そういうふうになっていくわけです。そこで、もうここはいっぱいです、こっちにお願いします、それで保護者が納得するかどうかです。答弁をお願いします。

○町長（井上 章三君）

保護者の方々のお気持ちを代弁しておられるというふう理解するわけでございますが、しかし、一つの園が廃止されるということになった場合に、どこを選択していくか、そして、思うところに入れなかったという、そういうような事例が出てくると。これは、残念ではありますがやむを得ないことでもあり、みんなが希望の方向に入れるとは限らないと、これはやっぱり、いろんなところで出てくる問題だというふうに思います。

ですから、非常に申しわけないとは思わけておりますけれども、そのところは御理解をいただきながら、それぞれに努力をしていただくということでない、すべてをいい方向にというふう、この場合に、町としては進めることは難しいのではないかと、やはり限界もあるというところも御理解をいただきたいと思うところでございます。

○岩元 涼一議員

行政としてはもう、はっきりとここに、じゃあ入れられますという相手が民間保育所ですから、経営の相手の都合もありましょうし、先ほど言いましたように定員の都合もありますので、そういう方が出てくる恐れも否定はできないということですが、在園児扱いとして優先的に入れるというようなお答えを、町長は保護者の方にされたようでございます。それを受けて、保護者はも

う希望する園に入れるんだという考えをお持ちなんです。それで、地元の説明会でもどうにかならないかという意見が保護者の中から出ておりましたし、その中では、努力はするけれども、はっきりとすべての方に入っていただけるというのは、行政の側からは当然言えないというようなことでございました。その中で、また保育所の存続を保護者が要望されたときに、町長のほうから在園児扱いとして優先的に入れる処置をするようなニュアンスの話がございました。それを受けて、保護者はもう優先的に入れるという受け取り方をしたわけです。

これは先の話に戻りますけれども、お腹の大きいお母さんに言わせますと、永野保育所を廃止されることによって、私は3人目はもう産まないと、はっきりと申されたお母さんもいらっしゃるわけです。定住を図りながら、子供を育てていきたいと言いながら、そういうお母さんが出てくるということは、町の判断としてどうなのかなあと。町づくりに関して、先ほど私が言いましたように、保育所、あるいは定住化、そういうものは一体であると、幾ら定住化を進めてもそういう施設がなかった、それが直接いま住んでいらっしゃる方に、もう第3子はつくりたくないと言わせる。これぐらいのやっぱりインパクトがあるということですよね。保育所を廃止するのは。

その一方で、在園児をすべては受け入れられないかもしれないと、要望に応えられないかもしれないと。そこ辺がちょっと矛盾と言いますか、納得していただく努力をするべきであると。先ほど言いましたように、町長が優先的にとおっしゃった、そこについて、町長の見解をお伺いいたします。

○町長（井上 章三君）

優先的にという表現というのは、在園児扱いということで、その民間の保育園に要望をした場合に、新規の入園者よりも優先されるという面があるというふうに聞いておりますので、できるだけそういう配慮をしていただきたいという、また、そのことが決定的なものではありませんけれども、少しでも有利な選択につながるのではないかと。そこらのところが町としては精いっぱいのところだというのが実際の状況でございます。

そういう点で、保育所が廃止されるということは、地域にとっては残念なことでありますし、また、希望の在園児扱いということであっても、希望のところに入れられないという方も出てくるかもしれないと、定数のことを考えた場合には、その可能性はあるなあというのは保護者の方も既に感じておられる面もあると思います。

しかし、そのところは、時代のこういう厳しい中での措置として、やはり事前の策を選択しながら努力をしていただくということも、我々としてはもうお願いせざるを得ないということでございますし、また、そのことのために3人目をもう産めないと、あるいは産まないというふうにつながるかどうかということは、これはお気持ちとしてはわかりますが、やはりその3人目の選択というのは、御家庭のその気持ちの中で考えられることでありますし、そういう育てる環境の問題も当然その中では考えの一つにあると思いますが、そのところは御家庭でそれぞれに判断をしていただくところではないかと思っております。

今後とも、この永野保育園に通っておられた方々が、できるだけいい方向にそれぞれ入っていただけるように、できる努力はまたさしていただきたいというふうに思うところでございます。

○岩元 涼一議員

精いっぱいの努力をするということでございます。今、通所している園児は、在園児扱いをして、なるべく便宜を図っていききたいと、町のほうからもそのように言われたと。しかし、聞いてみますと、願書と言いますか、町長も先ほどおっしゃいましたけれども、10月までには次のその保育所を決める、保護者が選択しなければならないという時期が迫っているということでした。仮にそれを出した場合に、在園児扱いというのがどれだけの力と言いますか、継続性があるのか、

1年1年の更新ではないかというような話を聞いておるんですが、ですから、仮にことし在園していても、また来年度の募集の人員、家庭の状況によってはまた白紙と言いますか、そこになってゼロからまた入る園児の選択じゃないですけど、すみません、あなたの家はもうことしは定員オーバーですので、ちょっとうちには入れませんというような判断を、保育園側はされるという話なんです、そこにいきますと、町長がどれだけの努力をされるのかわかりませんが、永野から希望を出される園児で、行けない子供が、園児が出てくるという点が考えられますが、町長がされる努力というのは、今の在園児に対してどれだけの努力なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

どういう努力があり得るのかということは、もう少し内部でも検討もしてみたいと思います。それとともに、また保護者の方々がどこを望まれるものかということは、またそれぞれ必ずしも一律でないと思いますので、そういう点で、その願われるところに、それぞれに、どういう努力の方法があるかと。これは、もう少しそのお考えなんかもまた探してみないといけない面もあるだろうと思いますが、どういう努力がどこまであるのか、ここで即答はちょっとできませんが、そこらをもう少しまた内部的にも詰めてみたいというふうに思っております。

○岩元 涼一議員

もう町長の努力に期待をするしかないのかなあと考えますが、今度の件につきましては、理解と納得という言葉がございすけれども、保護者の方も理解はする、しかし納得はできないと、それが本音だと思います。経済的にも当然保護者の負担が高くなるわけです。その中では、別な園に通っていらっしゃる方は、これだけの負担なんだという説明も保護者の方にはしてありますし、高くなるのは当然仕方ないと、今までは町のほうでこういうふうにして努力をしていただいて、割安で、町立保育所ということで割安でしていただいたんだと、そのためには担当の係の方なんかの今までの努力、そういうものに対しても説明を保護者の方にもしてまいりました。保護者の方もその理解はされていらっしゃると思います。しかし、納得はしないということでした。私も納得はしないわけですが、もうここに至ってはという気がいたします。

先ほど言いましたように、保護者が次に考えられるのは、新しい園、次の園に果たして私の子は入れるのと、もうそこだけが保護者が一番考えておられるところですので、その点については、町長の努力に期待をいたしたいと思います。

跡地利用の件につきましては、先ほど地元の要望等を受け入れながら活用していきたいということでございました。町として具体的に利用というのを考えておられないのか、実際、今度の定例会で議案が可決された場合には、こういう方向であるというような案はないのか、一応確認だけしておきます。

○福祉課長（福永 城君）

跡地利用につきましては、まだ、現在、具体的な利用を考えてはいないところでございます。今後検討をしていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

それから、もう一点ほど、仮に別な園に子供さんたちが通園された場合、制服、カバン、そういうものが若干違うのではないかなあというような考えがあるんですが、そこ辺については、その相手の園と言いますか、そこに対して、こうこう理由ですからこういう制服でも構わないのかというか、そういうのを、こちらの行政のほうからその園に対して了解をもらうというか、そういう考えがおありかお伺いいたします。

○福祉課長（福永 城君）

その件につきましては、今後、希望される園と協議をしまいたいと思っております。

○岩元 涼一議員

ぜひ保護者の負担が増加しないように、いま着用しているものが着用できる間は、これでどうかというような話添えを行政のほうからもやっていただきたいと。なるべく保護者の負担を少なくしてやってほしいと思います。そういう努力をお願いいたします。

先ほども申しましたが、何かこうさつま町に本当に住みやすい、住んでみたいというような町づくり、若者とか団塊の世代、そのような方が定住していただけるような、そのような町づくりというものをぜひやっていただきたい。これからは、災害復旧対策が、我が町の最優先課題としてとらえなければなりませんけれども、総合振興計画の中に示してある重点プロジェクトもあるわけですから、それは実現するために向けて、町長が強力なリーダーシップを発揮していただきたいと、そう申し上げて私の質問を終わります。

○議長（濱田 等議員）

次は、9番、平八重議員の発言を許します。平八重議員。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

まず最初に、飲酒運転の防止についてお尋ねいたします。最近、飲酒運転による事件・事故のマスコミ報道が毎日のようにされております。ほんの1杯が悲惨な事故を起こすこともある飲酒運転。被害者やその家族はもちろんのこと、加害者の家族の心にも深い傷を残します。また、自損事故を起こしても社会的にも大きな損失となります。本人は酔っていないと思っても、酒を一口飲んだときから、動体視力の低下、視野の狭まり、反射神経や集中力、平衡感覚の鈍化が始まります。また、スピードの出し過ぎやブレーキの踏み遅れから重大事故を起こすことも考えられます。飲酒における自動車運転はそれだけでも犯罪であります。飲酒運転による事故は偶発的な事故ではなく、明らかに自分が認識できる故意的な犯罪ではないかと思います。少ししか飲んでいないからとか、あるいはこれくらいなら大丈夫と思って運転される方もおられるかもしれません。安心・安全の町づくりの一環として、我が町から飲酒運転事故による被害者、加害者を出さないために、また、飲酒運転者を出さないために、次の4点についてお伺いします。

1点目が、町民の皆さん、町職員への今後の啓発についてお尋ねいたします。2点目に、飲酒運転の職員の皆さんの懲戒規定があると思いますが、この規定についてお尋ねいたします。3番目に、飲酒運転による事故、あるいは検挙された職員の有無、今までにあったかなかったかと、その確認の方法についてお伺いします。4番目に、全職員と飲酒運転は絶対にやらないという誓約書を交わす考えはないかについてお伺いいたします。

次に、町の諸行事の開催についてお尋ねいたします。水害のあと、町で予定されておりましたいろんな町主催の行事、あるいは公民館や地域における行事が、町の行事の主催の自粛により、被災地域の方はもちろん中止が多いんですが、それ以外のところでもほとんど中止となっております。水害被害者の方の心情を考えると、自粛もいた仕方ないところもありますけれども、せっかく被害を受けた虎居地区の商店街の方が、一生懸命努力されて店を再開されましても、この自粛によって物が売れない。その反動で屋地の商店街も売れないというような現象が起きております。町が元気になるため、また、被災をされても商業を再開された方にとって、励ましの言葉も大事でありますけれども、やはり商品を買って、そこの商売が成り立つようにしてあげるのも大きなやはり我々の支援の一つではないかと思います。そういう中で、これから予定されております町が主催する行事、これについて、できるだけ早い再開を願うところではありますが、町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

〔平八重光輝議員降壇〕
〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

平八重議員のほうから２点の質問をいただきました。まず、第１点目の飲酒運転の防止についてということでございます。その中で、まず町民あるいは職員への今後の啓発についてであります。職員への啓発については、これまでも年１回の法令講習並びに課長会や飲酒の機会が多くなる時期、年休の前など、機会がある度に職員には飲酒運転禁止の徹底、あるいは交通法規の遵守など、綱紀の保持について注意を喚起しているところであります。

また、「交通法令違反に対する処分基準」につきましては、合併時に見直しを行い、職員への注意を喚起しているところでありますが、今後におきましては、交通関係法令の改正や他の団体とも連携をとりながら、処分基準の強化を含めた見直しを図り、さらなる綱紀粛正に努めてまいりたいと思っております。

また、町民に対しましては、警察、交通安全協会、町交通安全専門指導委員などとも連携をとりながら、法令講習会や免許更新時あるいは町民が多く集まる機会などをとらえ、啓発に努め、飲酒運転の撲滅に努めてまいります。

次に、職員の懲戒規定の内容についてであります。現在、職員の交通法令関係の処分基準といたしまして、「さつま町職員の交通法令違反に対する処分基準」というものを定めております。その中で、飲酒運転による場合で、過失致死の場合には懲戒免職処分、過失障害の場合はその程度によりますが、懲戒処分として免職、停職６月以内、または減給６月以内となっています。また、器物破損やその他の違反行為については、懲戒処分として停職６月以内、減給６月以内、または戒告処分となっております。

次に、現在までに検挙された職員とその確認方法についてということですが、昨年３月に合併し、さつま町になってから飲酒運転で検挙された職員はおりません。また、旧町時代においても、過去１０年間でさかのぼって、そういうことで検挙された職員はいないと聞いております。

検挙者の確認方法については、飲酒運転については警察署から通報していただくこととしてるところであります。また、軽微な事故等については、現在は職員の自己申告により把握をしているところであります。

次に、全職員と誓約書を交わす考えはないかと、飲酒運転をしないという誓約書を交わす考えはないかということですが、議員の質問にもありましたように、自治体によっては全職員から誓約書を取り、飲酒運転の防止に努めている団体もあるようですが、法令等は厳に遵守しなければならないことは当然であり、また職員の場合は採用時において地公法に基づく宣誓もしているところであります。

したがって、現段階では、誓約書をあえて交わすという考えは持っておりませんが、これにつきましては、職員としての自覚の問題でありますので、あらゆる機会をとらえ注意を喚起し、自覚を高めていきたいと考えております。

それから、２点目の諸行事の今後の開催についてという件でございます。７月２２日の豪雨災害後におきましては、速やかに復旧作業を進めるため、関係機関、団体の御協力をいただくとともに、全職員でその作業に当たってきたところでありまして、豪雨災害後に予定いたしておりました町主催の行事等につきましては、復旧作業を優先するとともに、被災地区の住民の心情に配慮し、中止あるいは延期の処置をとったところであります。

具体的には、イベント関係では「森と湖に親しむ集い」「さつま町夏まつり」「鶴田龍泉祭」

「お月見コンサート」「川内川まるごと体験ツアー」などが、スポーツ文化関係では「町民バレーボール大会」「町駅伝競走大会」、11月に予定しておりました町文化協会の各支部による文化祭、これらが中止となっておりますが、文化祭については、5月に合同の文化祭を開催してるところでございます。

また、区の公民館主催の敬老会は、被災地区の虎居、湯田及び山崎が中止、運動会は、虎居及び屋地地区が中止となっております。

今後の開催についてであります。議員の質問にありましたように、被災地区も復旧作業が進み、徐々にではありますが、飲食店を中心に再開されてきておりますし、商店街にも活気を与えることも重要なことと認識いたしております。

このようなことから、第2回さつまフェスタは、豪雨災害の復興に向けた支援と、災害で精神的に沈みがちな町民に元気を与えようと、予定通り11月19日に実施する予定であります。また、お月見コンサートに代わる催しとして、「がんばれ！さつま町！みんなでコンサート」と題し、9月23日に北薩広域公園で開催がされました。

いずれにいたしましても、今後は災害復興を進めながら、商店街に活力を取り戻し、被災住民はもとより町民にも元気と勇気を与えるためにも、延期としたイベントなどは内容検討を行い、理解を得られるものは積極的に実施していいのではないかと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○平八重光輝議員

質問の順番が前後しますけれども、簡単なほうからいきまして、行事は再開するというふうに理解いたしました。せっかく店を開けられても、物が売れない。また、夜の盛り場のほうもお客さんがいないというようなことで、大変沈んでおられますちゅえば失礼になりますけれども、商売上大変であるというお話も聞いておりますので、職員の方をはじめ、我々も含めて、できるだけ経済活動が活発になるように、行事も含めて、今後は特別な事情がない限りやっていただきたいと思います。

最初の飲酒運転についてお尋ねいたしますが、道路交通法を余りこんなのは読むなどと言われましたけれども、私も知らなかったものですから、警察からいただいて、このことを少し説明してから質問に入りたいと思います。

道路交通法に酒気帯び運転等の禁止というのがあります。いろんな点数等があります。法65条第1項、何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならないと、酒気帯び運転で捕まった方は詳しく御存じかもしれませんが、ここの中ではそういう方はいらっしゃるなくて余り御存じないかもしれませんが、ちょっと説明いたしますけれども。罰則が、酒酔い運転、3年以下の懲役または50万円以下の罰金。酒気帯び運転は1年以下の懲役または30万円以下の罰金。点数は、酒酔いは25点、酒気帯びは呼気1リットル中に0.25ミリグラム以上または血液1ミリリットル中に0.5ミリグラム以上あった方は13点。呼気1リットル中に0.15ミリから0.25ミリ未満の方と血液1ミリリットル中に0.3ミリグラムから0.5ミリグラム以下の方が6点となっております。

それともう一つが、酒類の提供の禁止。何びとも酒気帯び運転等をすることのおそれのある者に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはならないとなっております。

私は、酒酔い運転ちゅうのは、相当呼気の中にたくさん出た人かと思ったら、これは0.15以下の方でも酒酔い運転になるんだそうです。と言うのが、酒に非常に強い方は、道路を真っすぐ歩いて、ふらふらもしないで言葉も明瞭であれば、0.5あっても酒酔い運転にはな

らないんだそうです。弱い方はコップ1杯、2杯でもろれつが回らなかったり、道路を真っすぐ歩けない方は、これは酒酔い運転になるんだそうです。だからその呼気中の量のたくさん少ないは関係ないんだそうであります。

それともう一つは、二日酔いについての質問をあとでしますけれども、日本酒を5合飲んだときの血液中の濃度が0.31ミリリットル中0.3ミリグラム以上あれば違反だそうですが、これは何時間ぐらいでぬけるとお思いですか。10時間かかるそうです。これがぬけるのは。だから、夜中の12時ぐらいまで飲んどった方は10時までには危ないんです。

それと、酒酔い運転による事故の致死率ちゅうのは、普通の事故の35倍だそうです。それを踏まえてちょっと質問いたします。

町長、昨年度と今年度の、このさつま町で、酒気帯びで検挙された方がどれぐらいいらっしゃるか御存じですか。御存じなければいいです。17年度で16名いらっしゃるそうです。そのうちの4名が逮捕されたそうです。18年度が4月からこれまでに9名の方が検挙されているそうです。鹿児島県内では非常に少ない数だそうです。数としてはですね。

1番目の啓発についてであります。町長はいろんな啓発や職員研修などで行っているということですが、啓発は1年ぐらいすると大体、啓発というか物事は忘れることが多いです。で、飲酒運転については、もちろん一般の事故もするといけませんけれども、これはしょっちゅうやっていただきたいと思います。

それと、懲戒についてですが、ちょっと具体的に違反を挙げてお尋ねします。これは事故を起こした場合の懲戒基準になっておりますが、例えば今まではいらっしゃるということで、大変いいことなんです。酒気帯び運転で例えば捕まった場合、検挙された場合、どの程度の処分になるもんですか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

飲酒、それから無免許運転の場合の法令違反でございますが、事故を起こさなくてもその他の違反ということで、一番重いのは停職6月以内という処分でございます。そしてまた、減給につきましても9月から12月昇給を延伸されまして、勤勉手当の減率を100分の20というふうに規定してございます。

○平八重光輝議員

飲酒については、自分が認識できるわけですから、できるだけと言いますか、厳しい処分で臨んでいただくようにしてもらいたいと思います。

ある会社では、酒気帯びで捕まったら免職だということで、あるところで私が聞いたら、免職はかわいそうじゃないのと言ったら、実質は懲戒免職ではないけれども、飲酒運転をされた方はもう依願退職になるんだと。出さなければ免職ですよというふうになって、そのぐらい民間においては厳しくなっておりますから、職員の中にはこういう方はいらっしゃると思いますけれども、やはり厳しくやってもらいたいと思います。

この誓約書についても、ここに職員に採用されたときに書いているということですが、啓発と一緒に、書くことによって、また意識も新たになりますから、できましたらぜひやっていただきたいと思います。と言いますのが、話は少し変わりますけれども、「落石注意」という看板がありますけれども、あれはもう落ちてきたらどうもできんじゃないかと思われそうですが、あの一つで、もし落ちてきたときの対応が全く違って、命が助かる場合もあるそうですから、ぜひこれはやっていただきたいと思います。

あと、ちょっと2～3お尋ねしますが、飲酒運転をやらないという一番の基本は、飲ん方の席に車で行かないことなんです。車で行かんでおれば、まず飲酒運転、帰ってからまた乗ったちゅ

うのは、これはどうしようもありませんけれども、飲んだ席から車で乗って帰らんちゅうのは車で行かないのが一番でありますから、それはぜひ飲ん方の席にはもう行かないように、徹底して指導をしてください。

もう一つお尋ねしますが、車両がたくさんあるところは、安全運転管理者ちゅうのを置かんといかんと思いますが、そういう方の役割と言いますか、今までにどのような、その方だけでもなくていいんですけど、講習とか指導とかされているかお尋ねします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

それぞれの職場には、安全運転管理者というのを設けておりまして、年1回は必ずその講習を受けなければならないということで、つい先日も講習会がございました。行かなければ次のところに行くというようなことで、大変毎年の講習が必要な職務柄になっております。そういう方々が総合支所、それから本所にいて、その集うごとに、我々職員全体に対しても交通安全、それから安全運転の呼びかけをしたり、注意を喚起しているところでございます。

○平八重光輝議員

この講習指導等は小まめにやっていただきたいと思いますのですが、次に、先ほど申しましたアルコールがぬける時間の関係ですが、結構職員の中でもアルコールが好きな方もいらっしゃると思います。あした土曜日だ日曜日だとなれば、夜遅くまでおいしくたくさん飲まれる方も結構いらっしゃるようですが、仕事でないときは、チェックはちょっと難しいかもしれませんけれども、例えば平日、二日酔い状態等で、もし職場に見えた場合のチェックというのはされているかどうか。できるもんかどうかも含めて、全く二日酔い状態であってもそのまま運転をされているのか、午前中は休みなさいというふうに指導されているか、その辺をお尋ねいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいま申されましたように、人のアルコールの分解度というのがそれぞれ違うわけですが、いま言われましたように、時間を遅く飲んだり、量を多く飲んだりすると、明くる朝残る方が職員もいると思います。そういう中では、チェックはしておりませんが、このような飲酒運転の事故、それから凶悪な犯罪という状況を受けながら、職員には、そういう自分は大丈夫だと思っても、やはりアルコールはぬけきれないんだということで、そういう恐れのある方は、ある職員は、だれかに乗せてきてもらったり、あるいはぬけるまで休暇をとって安静にするようにというような指導をしておりますので、今後はさらにそうしたことを徹底しながら、特に、平八重議員が言われたように、翌日のアルコールの残量というのが非常にこれからも課題になってくるのではないかなあと思っておりますので、またさらに注意を喚起しながらしていきたいと思っております。

○平八重光輝議員

次に、ちょっとこれは提言なんですけど、宴会等で飲酒をされない方ちゅうか、車で来たから私はきょうは飲みませんとか、体調がよくないから飲みません、あるいは全く飲めないから飲みませんという方用に、バッジかシールを作って、つけるのはどうでしょうかと、ぜひやっていただきたいと思います。

ちゅうのが、これから飲食店も車で来た方に、必ず車でお見えですか、見えてませんか、来たんだったらかぎを預けてください。あるいはタクシーで帰るか代行で帰るか約束してくださいという方でないと出しませんよと、言うたけど、出したけれどもお前のところが提供したんだからちゅうことになって、罰を受けるようなことがあってもいけないし、例えば皆さんで飲み方をやったときに、1回1回あなたは飲みますか飲みませんか、飲まないんだったら署名をしてくださいというぐらいでないと、仮に私が、町長にうらみはないですけど、もしあって、ほかの方が来ても、いや車ですから飲みませんと。町長が来たときにどうぞちゅわれれば、はい、いただき

ますと、ぐっと飲んだら、町長は人がいいから、また次もつがれると思いますから、また飲んで、捕まって、町長がどうしてもすすめたもんだから飲みましたと言え、明くる朝、警察と新聞社の方が、町長室に一番にみえることがあるかもしれないですよ。

だから、そういうことを考えたら、もうそれぞれ署名でも書いてもらうか、あるいはもう自分で飲むのは自分で、手酌で飲みますというぐらいしないと、人にすすめた人も罰を受けますよとなれば、おいしくもないし、楽しくもない酒の席になりますから、最初からシールをつけとった方にはもう絶対進めません。それをつけてない方については、車を運転しないという意思表示だから、その後されても、私はそういう意思表示を見ましたから、私に一切責任はありませんというぐらいの気持ちを込めたのを作ったら、私は非常に楽しく愉快に、おいしく酒も飲めると思うんですけども、町長いかがですか。

○町長（井上 章三君）

おもしろい提案をしていただいたわけですが、飲酒拒否のバッジということ、その飲酒しない人、飲めない人、きょうは車で来たから飲めないんだと、そういう人への強要はしないことなどを、お互いにもっとフランクに語れるような雰囲気をつくらないかん、そういうところを理解し合えるような雰囲気をつくらないかんのではないかというふうに思うところでございます。

そういう点で、お互いに宴会前に言うべき人は言う、そして言われた場合には、そこは遠慮するというようなムードを広げていきながら、やはりこの飲酒運転をしない、させないというムードづくりというのをお互い声をかけ合いながら、言っていただきたいものだというふうに思っております。

飲酒の拒否のバッジというのを、作るかどうかということについては、まだ今のところ作るという考えは持っておりませんが、一つのアイデアであるなあとことは思っておりますので、とにかく我が町から飲酒運転を追放する、そういうことに対しては、もっとお互い理解を深め合う町であるようにしたいものと、こういうふうに思っております。

○平八重光輝議員

私は、すばらしいデザインのシールを作って、「若葉マーク」とか「もみじマーク」とかありますように、あれを商標登録をして全国に売り出せば相当金が入ってきて、ここの借金も相当早く返せるんじゃないかと思っておるんですけども、世の中のためになって、お金もうけができれば、これ以上いいことはないんですけども。個人的にもちょっとやってみようかなと思っております。

次に、我が町でも今のところ、職員はもちろんです、住民の方で昨年度19人の方が検挙されております。しかし、実際飲んで運転された方は、これよりはるかに多いんじゃないかと思っております。私の周りでも、たくさんと言うといけませんけれども、何人か見かけることもありましたが、もうここ1カ月ぐらいは、私も徹底的に若い人たちをしかって、絶対乗るなど、乗ったらいかんよと。特に運転を仕事にされる方は、全くもう仕事になりませんので、厳しく思っております。

例えば出水市は、先日の議会で、同乗者ももう、ここの職員は処分しますよというふうになっております。程度はわかりませんが、あと、どこだったですかね、佐賀の市議会は、これは議員の皆さんですけども、飲酒運転をした場合は、もう即辞職をしますというようなふうに決議されております。だから、我が町でもできたら、100円ゼロにちゅうのは、本当は100円ゼロでないといけないんですけど、難しいところもあります。

先日テレビを見ておりましたら、ある市で、その広報誌に名前とか住所とか書かないけれども、

例えば50歳代男性捕まりました。20歳代女性検挙されました。ちゅうのをずっと載せたんだそうです。そしたら1年ぐらいでその半分ぐらいに減ったと、その検挙者数がですね、というのを放送しておりましたけれども、そこまではいろいろプライバシーもあって、難しいところもあるかもしれませんが、我が町で、飲酒運転追放撲滅の町宣言をしたらどうかと思いますけど、その辺については町長いかがでしょうか。

○町長（井上 章三君）

飲酒運転の撲滅ということは、趣旨としては、これはもうお互いよくわかることでございますが、そういう町の宣言ということに對しましては、まだちょっとそこまで考えておりませんが、今後やっぱり飲酒運転撲滅ということを推進を図る中で、その必要性などは検討をしてみたいと思うところです。

○平八重光輝議員

飲酒運転は乗ったときから犯罪であります。事故を起こす起こさないに関係なく、これはもう限りなくゼロでないといけないと思います。そのためには、一義的にはその運転者の意識であり、責任でありますけれども、我々を含めて、町執行部を含めて、この我が町から飲酒運転事故、また飲酒運転者を絶対という言葉はちょっと使い切らんとですけど、やっぱりもうここは絶対出さないというような決意をしないとけないと思います。そのためには、我々も最大限の努力をする必要があろうかと思えます。そのような町長の決意をお聞きして、私の質問を終わります。

○町長（井上 章三君）

福岡での市職員の飲酒運転事故、悲惨な事故の発生をはじめ、昨今、非常に痛ましい飲酒運転による事故が、連日のように報道されておりますし、またそういう中で、地方公共団体の職員がまたそうであったと、県の職員であったり、いろいろ国家公務員であったりという、そういう公務員による痛ましい事故があちこちで起こっているということを通じまして、いま本当に厳しい目が注がれているというふうに思っているところであります。

そういう点で、同乗者に対しても、厳しいやっぱり指導がなされ、あるいはそれを問題にする時代になっておりますし、時代の目は非常に厳しくなっておりますから、一応それなりのそういう飲酒運転等の違反を行った、そして、いろいろ事故につながったという者に対する懲戒処分の内容は一応定めてありますけれども、そういうことも含めて、もっと厳しく見直していく必要があるんじゃないかというふうに語り合っているところでございます。

そしてまた、いま議員のほうからいろいろ言われましたように、お互いそういう飲まない、飲めない人に対しては無理をしてすすめない、あるいは車で運転をしてきた人に対しては乗って帰らない、あるいはまたそういう人には飲ませない、そういうところにはまた同乗しないという、そういうことがどんどん進められていくような町、そして、こういう面での悲惨なニュースの発信地にならないように、そういう点では、この機会に見直しをしたり、一層の啓発をする必要があるというふうに思っておりますので、この件に對しましては、役場の内部をはじめとして、町内に対して、そういうような飲酒運転、あるいはそういう事故の撲滅ということに向けての発信をしていきたいと、こういうふうに思っております。

ひとつ御協力をよろしく願いいたします。

○議長（濱田 等議員）

次は、8番、麥田議員の発言を許します。麥田議員。

〔麥田 博稔議員登壇〕

○麥田 博稔議員

私は、先に通告いたしました4点について町長にお伺いいたします。

まず1点目、県の総合事務所の再編についてお伺いいたします。

県では昨年、県政刷新大綱を策定して、これを踏まえて組織機構改革方針を昨年12月に発表されました。県内の保健所や土木事務所など、83の県出先機関を七つの総合事務所に再編するとのことであります。私たちの町でも農林事務所や農業改良普及センター、耕地事務所など設置されており、今後の町政に多大な影響があるとの認識のもと、6月に町長や議長、関係5団体長の連盟で、県へ3事務所の存続について要望書を提出されています。

9月8日の南日本新聞によりますと、「県は8日以降、市町村に説明を行い、正式公表。県議会などと意見調整した上で、総合事務所の位置や名称、スケジュールなどを盛り込んだ総合事務所設置計画を策定する」とあり、「一部地域から機能の存続を求める要望書が出されており、県の基本的考え方を受け、各地で論議が交わされそうだと書いてあります。私たちの町も要望書は出していますが、予断を許さない状況であると思います。町長は今後3事業所の存続について、どのように対応されていかれるのか考えをお伺いいたします。

次に、警察の再編についてであります。

町村合併の影響により、10月1日より県下の警察署の管轄区域、名称等が変更になり、町民に長い間親しまれてきた宮之城警察署もさつま警察署となり、旧祁答院町域が薩摩川内警察署に管轄区域が変更になります。旧祁答院町の人たちは運転免許更新や各種の許認可事務手続など大変だろうなあとと思います。管轄区域変更により、さつま警察署の体制は、現在の39名体制が2名減の37名体制になるとのことであります。警察署では2名減で済んで良かったとほっとされていましたが、駐在所7カ所、交番1カ所、それにパトカーでの巡視、深夜勤務、事件・事故、災害、イベント時の警戒など、大変な仕事量であります。

私たちの町では、3月に町民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とするさつま町安全・安心まちづくり条例を施行しました。自らの安全は自らが守るという意識のもとに、私たち町民や事業所などが自主的な活動を基本に活動するのは当然であります。警察の協力がなければ安全・安心の町づくりはできないと思います。

国は、国家公務員の減を言う中で、治安維持のために警察体制は強化しなければいけないと言っているようであります。警察官の団塊の世代の退職問題や県の行政改革等を考えますと、町民の安全・安心を守るためには、これ以上の警察官の減がないように、できれば強化を県に頼むべきではないかと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、交通対策についてであります。

このことにつきましては、6月議会で別府議員が質問され、15日の全協でも説明がありましたので、重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

岩崎グループが11月8日をもって県内328系統の赤字路線バスを廃止すると発表してから間もなく5カ月になろうとしています。新聞報道によりますと、伊藤知事は19日に県庁で廃止路線代替バス運行などに伴う県の財政負担は年間最大で1億6,500万円になることを明らかにし、今回決定した措置で、市町村分と合わせると県全体での公的資金の負担は4億数千万円規模になる。セーフティーネットとしての住民の足は最低限確保できたと話したとありました。全協での説明では、私たちの町ではすべて廃止やむなし、南国バスの増便やダイヤの調整で対応するようになっているようでありますので、財政的な負担は増えないようですが、総合振興計画では高齢者や学生などの交通手段を確保するため、公共機関と連携を図り、地方バス路線の維持存続に努めます。また、高齢者などの買い物や医療機関等への交通の確保に努め、利便性の向上に努めますとなっています。林田バスの廃止に伴う影響と今後の対策について、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、観光行政について伺います。

交流人口200万人を目指した振興計画が策定され、商工会の合併、観光協会の合併など、官民挙げて頑張ろうという機運ができたときに、先の豪雨による大災害は誠に残念でなりません。しかし、商工業の現状や町の財政状況を考えたときに、嘆いてばかりではられません。前向きに考えて前進していくことも、また大事ではないでしょうか。

鹿児島県が新幹線の5年後の前線開通を前に、本年度から3カ年計画で新観光百選を選定するために、県民から風景、食、イベントなどの観光情報を募集しています。計画では四季、ロマン、食彩、躍動、海道の五つの旅それぞれで百選を選定、本年度は四季、ロマンの旅を製本化、1万部を首都圏など各地で配布し、来年度は残り三つのうち二つの百選を選定、最終年度は残りの一つの百選を決め、さらに五つの中からベスト100を決定するというものであります。我がさつま町も振興計画に地域の特色、資源を最大限に生かし、町内広域観光ネットワークを築き、年間を通じて誘客できる地域性にこだわった観光地づくりを進めますと決めています。

私たちの町には、宮之城温泉や紫尾温泉、標高1,067メートルの原生林の紫尾山、今回は災害を起こしましたが、南九州一の大河である川内川、竹やお茶、梅、薩摩牛などの農産物、いま観光で一番求められている都市では味わえない温泉、山、川、食の自然の宝庫であると、私は思います。また、各地域で行われているイベントや伝統芸能など、今度の県の計画は、我が町を県内や全国にアピールする絶好の機会だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔麦田 博稔議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。再開はおおむね2時45分とします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時43分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

麦田博稔議員から幾つかの質問をいただいたわけですが、順次回答をしてみたいと思います。

まず、総合事務所の再編問題であります。

昨年の動きから経過を説明してみたいと思いますが、県の組織機構改革に対する要望につきましては、昨年12月14日、知事に対して意見書を送付した経緯がございます。

意見書には、大口・伊佐地区も北薩総合事務所、当時はそういう呼び方であったわけですが、北薩総合事務所に加えた再編計画を要望したところでございます。大口・伊佐地区は、食糧基地として農林業及び畜産業の結びつき、日常生活圏における結びつき、歴史、地理的条件に加え、川内川流域で県の「奥薩摩構想」もあることから、再編計画を強く要望したところであります。

その後、12月26日付で、県より「組織機構改革方針」について送付がなされ、内容につきましては、農林・耕地・普及センター、それから総務・土木・福祉・保健・港湾事務所、8事務所を総合事務所化しようとするものでありました。それから以降、このままでは現在本町にある

農林・耕地・普及センターなど、農林業関係の３事務所も別の場所へ統合されるという危機感がありましたので、議会議長、農業委員会会長、農協の組合長、森林組合長、土地改良区合併準備委員会会長、畜産振興会長、そして町長、あわせて７名の連名で６月６日、知事に対し見直しを強く要望した次第であります。

内容につきましては、既存庁舎の活用を基本としながら、分庁方式などにより地域のニーズに即したものとなるよう配慮をしていただきたいこと。本地域は農林業を基幹としており、存在している３事務所の存続にはぜひとも配慮をしていただきたいと。また、先般９月１２日、県から総務部次長、総務事務所長が来庁され説明をされました基本的な考え方についても、ただいま述べましたことを中心に、豪雨災害の復興、農林業振興への取り組みなど、本町の置かれている立場を強力にアピールし、存続に向けて再度、意見・要望をしてきた次第であります。

今後におきましても、それを踏まえて１０月６日までに再々の要望をまとめて出してくださいということでございますので、それをさらにまとめた形で要望書を提出しようとしてるところでございます。

また、現在、県議会でもこの問題について議論がなされることになっておりますので、本地域を代表する県議とも連携をとりながら、この問題でぜひとも強い要望を出してもらいたい、意見を出してもらいたいとお願いをしてるところでございます。

次に、警察の再編の問題であります。

町民の安心・安全のために県へ強化を頼むべきではないかということではありますが、今般の警察署管轄区域見直しにつきましては、県内の市町村合併に伴い、警察署の名称変更に加え、所轄の管轄が見直されるところであります。

今回の改革では、薩摩川内市祁答院町駐在所の管轄が薩摩川内警察署管内に区域替えされ、宮之城警察署はさつま警察署と名称変更されるものであります。職員の数につきましては、祁答院の２駐在所の職員が薩摩川内警察署へ異動になり、現宮之城警察署の実数は変わらなかったと署長から報告を受けたところであります。

いずれにしましても、安全・安心のまちづくりを推進するためには、警察の力は重要でありますので、そのような自体にならないように、絶えず緊密な情報を入手しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、交通対策の問題で、林田バスの廃止に伴う影響と今後の対策への御質問であります。去る４月６日、いわさきグループが国や市町村の補助金が出ていない赤字路線を対象に、県内１９５のバス路線廃止を発表し、このうちさつま町に関係するのは林田バスの１３系統となっております。入来方面、永野金山方面、湯田方面、霧島方面の全便及び薩摩川内方面の一部の便が１１月から廃止されることになります。

利用者への影響であります。薩摩川内方面につきましては、林田バスの路線は平日２２便、休日１４便存続しますので影響はないと考えております。霧島方面につきましては、休日午後１往復運行しておりますが、利用人数も少なく影響はないと考えております。

入来・永野金山・湯田方面につきましては、林田バスの路線はすべて廃止されますが、南国バス・ＪＲバスの路線が現在運行しており、代替は図られると考えております。

今後は利用者の利便性を考慮し、永野金山方面につきましては増便を、また入来・湯田方面につきましては通学に利用できるようダイヤの変更を南国バス、ＪＲバスと協議していく考えでございます。

総合振興計画と今後の交通体系との関係でございますが、総合振興計画にも高齢者や学生等の交通手段の確保について、地方バス路線の維持存続や高齢者の買い物、医療機関への交通確保な

ど、利便性の向上に努めるとしております。

しかしながら、今回の林田バスの路線廃止を受けて、隣接する都市間という広域的な部分での公共交通機関の位置づけとか、町内の生活実態を勘案した交通機関という部分について、全体の体系化を検討していく必要があると考えております。

これまで説明してまいりました乗合タクシーでの制度化については、コンサルの結果から準備を進めたいと考えておりますが、定期バス路線との競合部分や運行体系、財源確保と利用者の需要の問題について、もう少し検討が必要かと考えております。方向づけを行うにはしばらくの時間がかかると思っているところでございます。

それから、最後に観光行政の問題でございます。県の新観光百選への対応を図るべきではないかという御質問でございます。

鹿児島県では、県観光連盟と連携して、5年後の九州新幹線全線開業に向けて、域内観光の促進及び県外からの観光客の誘致促進を図る観光地づくり事業に取り組んでおります。今年度からその一環として、県民自身が「直接行ってみたい」「実際体験してみたい」など、観光かごしまの魅力が詰まった「かごしまよかとこ百選」を選定することになっております。この計画では、先ほど言われましたように、四季、ロマン、食彩、躍動、それから海道の五つの旅について募集されており、百選に選定されると製本化され、首都圏など各地に配布されるとなっております。

本町におきましても、交流人口の増、または地域活性化の上からも、自然風景や温泉、食、歴史、遺跡、各種イベントなどを推薦していただけるように、町のホームページ上で「さつま町のとっておき・イチオシ」として広く応募を呼びかけております。

また、本町には優れた観光資源も多いことから、町でも観光協会とも十分連絡をとりながら、「さつま町のよかとこ」を応募したいと考えているところでございます。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○麥田 博稔議員

まず最初に、総合事務所の再編についてお伺いしますが、先般、全協の中で、総合事務所設置に向けた基本的な考え方というのを、課長に説明を受けたんですが、その中で、これは新聞にも載ってたんですけども、総合事務所2007年度に設置、10年度をメドに最終的な体制を確立すると。ただし、行政サービス水準維持の観点から残すことが望ましい総務事務所や保健所、農業改良普及センター、土木事務所の一部事務については、10年度以降も駐在機関などとして最小限の組織が残されるとありますけれども、そのような話が町長あったのかどうか。今度、再々の要望をするというようなことですが、その辺まで具体的な、これに書いてあるようなことがあったのかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

○町長（井上 章三君）

先般、県の総務部次長、総務事務所長が来庁されて説明をされた中においては、一応文書としてはそういうことも書かれておりますけれども、その内容はよくわからないと、まだ見えないと。それで、我が地域は、薩摩川内市とさつま町、それから阿久根、出水市、それから長島町と、この地域を網羅する形で北薩総合事務所という形に言われているわけですが、薩摩川内市とさつま町に、この川薩地域の場合は県の機関が二つに分かれる形ですが、一方では、出水のほうに1セットそういうような事務所があるということの中で、これが今後どうなるのかということに対しては、大変我々としても危機感を感じていたところであります。それで、具体的にどこにどこまで残すというようなことは、まだ全く明示もされてないし、まだそこまで決まっていはいないというのが実態でございます。

○麥田 博稔議員

それと町長、新聞によりますと、この大隈合庁の4機関の存続。町長は私たちの町の町長ですから、さつま町に残してくれというのは当然ですけれども、やはり町村会長として、地方とその都市との価格差、日本でも問題になってますけれども、やはり私たちも県も行革はしなければいけないという中で、町長も行革の委員とか参考人で、いろいろ意見を言われてると思うんですけれども、やはり県全体のことについても発表される、意見を述べられる機関があると思うんですけれども、そのようなときにどのような意見を述べられて、そしてここに残すことをやはり県に理解してもらうのか、そういうことも大事だと思うんですけれども、どのように県全体の行革について述べられているのか、お伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

私は、この問題に関しましては、県の町村会長という立場から、県の組織機構改革検討委員会の委員ということで、昨年来、何回かその委員会に出席をしましてまいりました。そういう中で、県がこういうような出先機関の再編の計画を持ってるということがわかってびっくりしたわけでありまして、それで、せっかく農林関係の機関は我が町にと、そして土木と保健所関係、教育事務所は川内のほうにということで、すみ分けをした形で、いい形になったなあと感じておりましたし、それに関連してまた、北薩森林管理所もこちらのほうにやってくるということになったり、あるいはその農林事務所関係と関連して、土地改良連合会の川薩支部の事務所もこちらに新たに建設されるとか、いろいろそれに付随する動きも実際にあったわけでございます。そういうものが今回の再編でせっかくいい形になりつつあるものが、ぐちゃぐちゃになってしまうのではないかと大変懸念も持ちながら、そういう意味で、ただ一律に一本化するというような短絡的なことはやらないでもらいたいと。やっぱりその地域性、そして地域の復興につながるような考え方というのを、やはりその中に含んでもらいたいということは強く要望をしておったところでございますが、大枠としての一つの方向性としてはこういう形で示されてきたということでございます。

○麥田 博稔議員

職員数からいっても、川薩農林事務所で31名、それから改良普及センターで26名、うち2人は甑島在住だそうですけれども、それから、耕地事務所で19名、計76名、74名がさつま町に勤務に来られていると。そして、こっちのほうに居住されてる方もいらっしゃるということになると、やはり本町の経済に与える影響というのは非常に大きなものがあると思うんですね。いろんな会合があっても、やはり近いところで、そういうことがあると思いますので、自分勝手な言い方かもしれませんが、やはり行革は進めなければいけないけれども、先ほど言われたように、農業の中心地で、やはり県民が一番行きやすいところというようなことで、ぜひ町長には頑張ってこのことをすすめていただきたいと。そして、私たちの町も農業を基幹産業としてというようなことですから、これだけは、先ほど言われた森林管理所とともに残してもらうように、鋭意努力をしていただきたいと、要望をしておきます。

次に、警察の再編についてですけれども、先ほど町長のほうから減らされる事態にならないように絶えず緊密な連携をとりながらということで、対応するというので安心はしたんですが、今の勤務状況を聞いてみますと、39が37になった、先ほど町長も言われましたけれども、やはり署長、次長おって、交通課が5名なんです。それで先ほど平八重議員のほうから、酔っ払いの、そういうのが捕まる人が少ないとかあったんですけれども、やはりそういう警戒態勢というか、取締りにも非常に、私は、あれをきたしてるんじゃないかなというふうに思います。それで、泊まり勤務が大体事務所に3名、そしてパトが2人、1日5名ぐらいが深夜勤務というか泊まり宿直になってるわけです。それで1カ月に7回から8回泊まり勤務があるというような状況

です。ですから、そういう取締りとかそういうことは、非常に難しく私はなってるのかなあと思うんです。それがまた抑止力にもつながるんじゃないかと思うんです。パトが夜は2人おって、2人で巡回されてるそうですけれども。だから、その辺を考えたときにもやはりもっと強化していただくことをお願いしたいと。

それから、月に3～4日は自宅待機。泊まりがないときにはうちにおらんないかと、5名ですから、あと何人かは自宅で待機と。これも「だいやめ」もせずに自宅にいなさいというときと、軽い「だいやめ」はいいですよというときとあるらしいんですけれども。そうしますと、もう1カ月ずっと勤務状態というか緊張のあれがあって、入院されてる方とか、体調を崩される方が結構いらっしゃるそうですので、その辺は十分また連携をとりながらということでしたのでお願いしたいと思います。

それから、先の水害のときに、女性警官の方がいろいろ回ってくださいました。そして湯田のほうにも見えたんですけれども、非常に感触がいいんですね。2人で見えて、相談事を、何か心配事はないですかと。やはりこれはもう私たち男にはちゅか、男性にはできない女性のあれじゃないかと思うんです。ただ、女性警官の方は深夜勤務とか、そういうのがいろいろ制限をしなければいけないんじゃないかと、私は思うんですね。やはり男女同権でどうと言いますけれども、一人でパトロールとか、二人でパトロール、いろんなことにもきたすと思うんですけれども、その辺の女性警官をちょっと増やしてもらって、この辺の朝の取締りとか交通指導とか、そういうことを考えたらどうかと思うんですけれども、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

いま麥田議員のほうから、女性警官の効用というのを言われましたし、なるほどなあと思ったところでございます。また、その点に対しましては、私もまた状況を把握しながら、必要に応じてそういうような意見も出してみたいと思ったところでございます。

○麥田 博稔議員

それと、いま子供の安全を守るために自主的な防犯組織というんですか、これが町内に27団体ぐらいできてると。31団体警察管内にあったそうですけど、4団体が祁答院ということなんですけれども、やはり先ほども質問のときに言いましたが、自主防犯も非常に今後は大事なことになるんですけれども、繰り返しになりますけれども、やはり町民の安心・安全を守るためには、やはり町長、充実策を、先ほど減になるような事態にならないようにと言われたんですが、現に串木野警察署は東市来が抜けて狭くなったんでしょうけれども、人口が6,000人か7,000人ぐらいですか、10名ぐらい減になったというようなことをちょろっとうわさで聞いたんですよ。それで、いま宮之城警察署は、去年の交通事故があってから交通事故は減ってきていると。ただ、軽犯罪がちょっと増えていると。だから安定した状態にあると。この安定した状態になると、今度は反対に、これだけの人数は要らんのではないかちゅて、異動が来る可能性があるというようなことを、ちょっと聞いたんです。ですから、その辺を考えながら十分対応を、これもくどくなりますが、町村会長の立場として、そういう県のあれで発言をされる機会に、さっき組織機構の委員ですか、改革の、そういうところで意見を言っていだきたいと思うんですが、その決意をお伺いしておきたいと思います。

○町長（井上 章三君）

昨年度、宮之城警察署は、非常に検挙率とかいろんなことで、大変県内でも優良の警察署として表彰を受けたということを聞きました。大変地域の安全・安心のために頑張っていたというのを改めて認識をしたわけでありまして、治安の安定のために頑張っていたいなあというふうに思ったところでございます。

そういう点で、いま一生懸命頑張ってもらっているものが、その署員の数が、だからといって減ることにつながらないように、そこところは、また機会があれば私もそういう要望はしたり、またそういう点での考え方などいろいろと情報を探してみたいというふうにも思うところでございます。

やはり警察、あるいは消防とか、こういう地域の安全・安心のためのという機関というのは、これは大切でありますから、そういうような努力をさしていただきたいと思います。

○麦田 博稔議員

住民の安心・安全のために、ぜひ町長にも力を入れていただきたい。特に、逮捕者が出ると、拘留はあるんですけども、看守がないから、だれか駐在所から来て、二人でなければいけないとか、非常にせっぱ詰まった状況もあるようですので、ぜひ町長にはその辺を理解してもらって、県のほうへ対応をお願いしていただきたいと思います。

次に、交通体制についてお伺いしますけれども、全協で説明を受けたんですけど、その資料によりますと、荒瀬内を運行する系統はなくなると、山崎の荒瀬ですね、そこを通るバスがなくなると書いてあるんですけど、その対応をどうされるつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

林田バスが、現在、入来線でございますが、荒瀬地区内にバス停3カ所持っておりますが、これがなくなりますと、JRバスの鹿児島線、これに代替をされるということになりますが、これにつきましては、荒瀬口、それから草田の荒瀬の入口、そして途中1カ所バス停がございますので、そちらのほうを利用していただくというようなことになるということでございます。

○麦田 博稔議員

やはりそうすると、私も詳しくは地理がわからないんですけども、非常に高齢者の方にとってはバス停まで遠くなるということがあると思うんですよ。それで今、現に久富木バス、いろんな許認可の問題がありますけれども、やはりその辺で対応するか、先ほど町長が言われた乗合タクシーというか、何かそういうので対応ができるのかどうか、その辺の検討を進めないと、余りにも草田と荒瀬口、国道のあそこですから遠くなるんじゃないかと思うんですけども、その辺の検討はされなかったのか、お伺いしておきます。

○企画広報課長（中村 慎一君）

今おっしゃいますように、乗合タクシー等につきましては、久富木バス等の絡みもございしますが、こういうバスが通っていない、例えば鶴田地域とか、そういうところの福祉バスのようなコミュニティバスの運行というのを考えておったわけですけども、この定期路線バスとの競合部分といったようなこと、それからコミュニティバスに対します町民の皆様方の利用したいという皆さん方の希望というのが、自分たちの住んでいるところから宮之城の屋地・虎居への利用というのがほとんどでございまして、その定期バス路線との兼ね合いといったものから考えますと、どうしても乗合タクシー等の利用と、運行というのが非常に難しいというようなところもございます。

そういった部分は、また今後、先ほど町長のほうからもございましたように、地域内の運行体系というのを再度検討していきたいというふうに考えておりますので、ただいまのこのお話につきましては、今後また検討させていただきたいというふうに思います。非常に利用者も少ないです、そこらは非常に難しい部分がございます。

○麦田 博稔議員

私たちは、林田バスが11月8日に廃止になると発表されて、どんどん動いてるんですけども、私は今のこの問題があつて、林田バスに電話したんですよ。何とかならんのかなというよう

な話をしたんです。そしたら、まだ11月8日に廃止にするというあれはしたけど、白紙の状態だと言われるんですね。今後いろいろ検討するんだと言われたんですよ。それでびっくりして、今度は南国バスに電話したんです。そしたらここに書いてありますように、南国バスにはお願いはきてると。乗り継ぎとか増便をしてくれと。ただ、私たちも林田バスがどうなるかわからないのに、今のところはできないというような話をされたんですけども、その辺の林田バスとの折衝はどうなったのか。本当にここを残してくれという話までされたのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいんですけど。ただもう県もどんどん走ってますけれども、本当に林田バスちゅか岩崎を入れて、そういう自分たちの町でいろんな折衝をされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

このバス問題につきましては、県のほうで、バスの協議会、それから該当のバス会社の重役の方が入りまして、特に専務でございますが、直接入っております、廃止を届け出をされました部分につきましては、どういった対応をするかというのを個々に具体的に資料を出して、検討をいたしております、いろいろコミュニティーバスで替えるものとか廃止されるものとか、それから、市町村で独自でされる部分、そういったものをすべて出されております、その市町村の対応につきましては、すべて会社の方は御存じでございます。

で、ただいまの話につきましては、私どももちょっと真意はわかりませんが、11月8日以降、林田バスが陸運局に出した部分につきましては廃止されると。で、これに向けて各市町村対応をしておりますので、私どもは今週月曜日には南国バスさんと協議をしまして、ダイヤの調整をいただける部分の資料をいただいております。で、金曜日にはJRバスさんにこの資料をお見せしながら、ダイヤ調整をお願いしていくということをする予定にいたしております。そういったことを県のほうも、市町村の対応については急いでやってくれといったようなことでっておりますので、そういうつもりで、一応私どもとしましては対応しているというところでございます。

○麥田 博稔議員

私がお聞きしたいのは、県は言われてきて、多分市町村も早く対応してくれと言われたと思うんですよ。ただやはり私たちの町は、林田がなくなること、私も湯田ですけれども、直通の入来バスもなくなると。乗り継げばいいということで、ここにもそれが問題だと書いてありますけれども、やはり乗り換えというのは非常に子供にとっても負担になると、雨が降ったりなんかすると。だから、そういうきめ細かなことをするためには、町で林田バスと本当にどうなんですかと、ここだけは残してくれませんかとか、この系統だけは残してくれないかという話をしたかどうかということです。

なぜかと言いますと、今までにもこの地方交通対策でバス運行に、久富木線等に200万円、すこやか巡回バスに約300万円、それからスクールバスに300万円ぐらい使ってるじゃないですか。だからこれ以上出費を増やせとは言いませんけれども、やはりある程度のことは、町独自で相談をされた経過があるかどうかということです。その中で、さっき言われた全体的な見直し、バスシステムを来年度からどうするのかという、そういう高齢者のすこやか巡回バスとか、それから久富木のバス、登尾線のバス、その辺も全部ひっくるめた交通体系をつくらないかと思うんですけれども、ですから林田バスにできれば残ってもらえれば、補助金を出すだけで、国も県も補助をするというわけですから、できると思うんですけど、その辺をされたかどうかお伺いします。

○企画広報課長（中村 慎一君）

このバス路線の存続部分につきましては、林田バスさんとしては、市町村のほうからそういう希望があれば対応しますということでありまして、ただ、その場合は見積書をもってみえるといったようなことになります。で、この南国バスさん等の、ＪＲバスさんとの競合路線になっておりますので、そこらが今回の林田バスの路線廃止で、ある程度整理をされると、純化されるといったようなことになろうかと思えます。

今後この利用等の実態を見ながら、それぞれＪＲバスさん、南国バスさんのほうで、今後の対応をされていくと思いますが、ＪＲバスさんにつきましては、鹿児島から宮之城路線につきましては、もう先の議会でも説明しましたように、１９年度から生活維持路線ということで、市町村の補助金対象路線としての申請が上がってくるといったようなことでございますから、この南国バスさんにつきましては、もう単独での町内の運行というふうになりますので、補助路線といったようなことでの該当しないわけでありまして、これが利用が少なくなっていくと、もう路線の縮小・整理というのが、見えてくるかなあというふうに思っております。

この久富木バスにつきましても、入札をした段階で、林田バスさん、南国バスさん、それぞれ金額の提示がありましたが、南国バスさんのほうにということで、当時、対応されておりますので、そういう意味では、それぞれ競争がなされたというふうに思っております。

今後ともそういう企業間の競争というのは必要なんですけど、ただこれが、今度は路線の都合上、そういう競争ができないような状態になっておりますので、今後はこの利用の実態等でまたどういったふうに推移をしていくかわかりませんが、それらにつきましては、財源的な手立てをして残してほしいといったようなことで要望をすれば、そういった対応はしていただけるということでございます。

ただし、今回の場合は、そういうところまでは必要ないというような判断をいたしておりますので、既存の路線で対応ができるというふうに見ておりますので、それにつきましては御理解いただきたいというふうに思います。

○麥田 博稔議員

私は、林田バスにどのようにお願いされたんですかという話をしたら、いろいろ補助金の問題とかあるというような話だったんですけども、やはり既存にあって、今まで使われてるわけですから、そこをまずしないよちゅわれたときには、どうなのかなあと。いろいろやっぱり財政的にも考えて、どのような方法が一番町民にとっていいのかと、なくなればやはり困るわけですから。

それから、きょうの新聞報道によりますと、宮之城農高のほうと、それから入来商業が影響を受けると、これは入来商があのに残りますから、非常にうちのさつま町がどうなのかわかりませんが、宮之城農業高校は、あと１２月、１月で２カ月ですから、何とかかんとかですけども、１４校７０人に通学に影響とかと出てますけれども、先ほど課長と話をしたように、農高の子は一人影響を受けると。宮之城高校のほうも行ったんですけど、何とか車でとか単車で送り迎えと、それで２カ月ぐらだから対応するというようなことでしたけれども、今後の宮之城農高の子供が影響を受けるとなると、必然的にあそこに薩摩中央高校ができますから、影響を受けるんですね。となると、学生が今年度も見てみたら定員割れしてますけれども、やはり子供の足ちゅうか、交通弱者の足となりますけれども、その辺も考えないかと。高校の子供が減りますと、今度も学校再編で１学級減ですけども、１２０名減るわけですけども、そうすると町内の経済に与える影響は非常に大きいと思うんですよ、部活とか。

だから、今後、薩摩中央高校の定員とかそういう問題を考えたときにも、このバスの問題というのは、さっきちょっと話が出ましたが、ほかの地域からうちというあれもありましたけど、

中だけじゃなくて、やっぱその辺も考えないかん。そうやってきたときに私は、乗り継ぎもあるけど、やはり湯田からここを通って入来商業に行くとか、それで入来から川内に行くという方法ですかね、そういう路線だけはある程度残してもらえる、朝と夕方でもいいんですけども、そういう考えはなかったのかどうか。こういう学校の状況なんかも全部調べられたのかどうかもお伺いしたいと思います。

○企画広報課長（中村 慎一君）

今お話がありましたのは、樋脇から農業高校に通学をする子供が一人いるというようなことでありまして、これは川内から入来線に乗り継いで、入来から宮之城のほうに来るという子供であります。川内入来線につきましては、生活維持路線になっておりまして、補助対象路線でございます。これにつきましては、一応残されるというふうに聞いておりますので、時刻表ですか、タイムテーブルの調整というのがなされていくのではないかとというふうに思っております。私どものほうの、さつま町管内の部分につきましては、宮之城駅を、鉄道記念館を中心としまして乗り継ぎがスムーズにいくような時刻表の調整をお願いをしているところでございまして、今後、鉄道記念館をキーステーションに、そういう各それぞれＪＲバス、南国バス、林田バス等がうまく連携できるような、そういうことをそれぞれお願いをしていきながら、そういう交通弱者の皆さん方の足の確保というのは対応していきたいというふうに思っております。

○麥田 博稔議員

このことについては、非常に今後の、いま言われたように交通弱者対策というのは大事な問題で、そしてまた財政にも絡んできますし、ただ、私はやはり、さっき少子化もありましたけれども、高齢者もありますけれども、やはり自分たちも年をとっていくんですよね。そういうときに、高齢者にやさしい町、そういうものの、いま日本の政策も道路をつくるとか、いろんなことから、そういう社会福祉という方向にずっと来てますから、いろんな見直しも必要でしょうけれども、やはりそういうところも考えていただきたいと。そして、やっぱ自分たちの町を今まで支えてくれた先輩の方々が、無理がないように、先ほど町長も言われた総合振興計画に書いてありますように、高齢者、学生などの交通手段を確保して、買い物や医療機関等への便に努め、そして町民の福祉向上に努めるというようなことを総合振興計画にも書いてあるわけですから、先ほど全体的に、別府議員のときにも言われましたけれども、今後の対策として、やはり十分な配慮をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、観光行政についてですけれども、これは先ほど町長もぜひというようなことで、納得はしたんですが、やはり私たちの町には、個別に言ってもホテルとか、それからいろんなイベント、先ほど中止になりましたけれども、中津川の金吾様祭りですね、ああいうのもカメラマンとかいろいろ見えてます。それで、ただそれが商売というか、そういうのにまだ結びついていない面はありますけれども、やはり今後そういうのをして、商工業、農業の発展に期するように、何かの手立てをせんといかんと。カメラマンはもういろんなところから見えてて、びっくりするぐらい見えてますので、使う必要があると。彼岸花まつりもそうですけれども、町長はイベントとかその辺をトップセールスとしてというような話もありましたけれども、どのようにお考えになるのか。ちょっと時間が押し迫ってますので、短めをお願いしたいと思います。

○町長（井上 章三君）

これからの新町の町づくりに対しましては、いろいろ素材としてはいいものがあると思っておりますが、まだそれを十分に魅力的な形に、そしてまた連携したり、いい形で紹介できるようにはまだまだ磨きがかかってないというふうに思っていたところです。そういう点では、今回の災害対応の中で被害を受けた部分もありますし、そこらの取り組みが少し緩慢になる面があるのか

なあとっておりますが、基本的に、こういう問題に対しましては今後とも努力をして、やはり観光客を呼べるような町づくりというのは努めてまいりたいと思っております。

○**麥田 博稔議員**

NHKの大河ドラマが2009年、「篤姫」ですか、これもいつかの新聞に投稿ですか、広場欄に出てましたけれども、何か宮之城島津にも縁があるとかというような話もありましたので、やはりその辺も発掘して、ぜひそういうのに使って、そして大きく宣伝をしていただきたい。

その宣伝といえば、KKBがコマーシャル大賞を例年募集してますよね、発表して。そして無料で、うまくいったら何十回かしてる。それに応募される考えはないか伺います。

○**企画広報課長（中村 慎一君）**

このコマーシャル大賞につきましては、本年度つくろうということで準備をいたしております。これは、9月の初旬まで募集ということでしたけれども、こういう水害の関係がございまして、断念をせざるを得なかったといったようなことでございます。

機会があれば、また次回、対応してまいりたいというふうに思っております。

○**麥田 博稔議員**

ぜひ対応をお願いしときたいと思います。

それから、ホテルといえば、今度の災害で、非常に大きな災害を受けてどうなるのかなあと。だけど、やりたいというようなことでありますけれども、これはホテルにしても、おしどり橋の下にいるオシドリもそうなんです。私は旧宮之城のときからオシドリを何とかオシドリを何とかち、こう酸っぱくして言ってるんですけども、なかなか実現はしなくて、県があそこに観測所をつくってくれて、非常に見た人は感動されるオシドリです。だから、そういうのもひっくるめてですけども、この河川改修をするときに、やはり昔みたいに治水を考えてだあっとやると、もう景観も何もないんですよ。

それで今、景観行政団体がどうかというような話もあったんですけども、その辺をひっくるめて町長の考えをちょっとお伺いしたいんですけども。

○**町長（井上 章三君）**

今度の振興計画の中にも「景観」という言葉を入れてあるわけでございますが、県のほうも、この景観法に基づく取り組みというのを推進されておられると。それで、我が町としては、こういう先ほどからのホテルのまちづくりということもあり、また、川とか、あるいはダム周辺であったり、山であったり、農村であったりという、こういうものをもっと魅力的に引き出していくということ、あるいはまた町並みにおいても、景観ということを考えたまちづくりを進めたいものだというふうに、基本的に思っているわけでございます。

それで、災害復旧におきましても、そういうことを踏まえて、景観に配慮した災害復旧、あるいはまた自然環境の保全ということを配慮した災害復旧をしてもらいたいという要請をしてるところでありまして、今回の災害復旧の中で、そういうものが変なふうにならないように、これはまた要望を続けてまいりたいと思っております。

○**麥田 博稔議員**

ぜひこの景観行政というか、その辺を考えて、ホテルなんかはほんと全国に売れてる私たちの町の極端に言う唯一の財産かなあというような気持ちもしますので、改修のときに十分配慮していただければ、災害がないのが一番ですけども、やはりその辺まで、大きな望みかもしれませんが、要望だけは出していただきたいと。

それから、30何年前でわからなかったんですけど、湯田が流れて、そのあとをずっと埋めて、もう御存じだと思うんですが、河原敷きに温泉が出てきたと。それは流されて、土の中に出

てきたんですけれども、前のあとがですね。新聞、テレビで取り上げられたら、やっぱり結構見えてるんです。だから、あの辺の今後の開発もですけど、それで埋めてるのもあるんですね、私たちが子供のころ温まった温泉なんかも、多分そのまま改修のときに埋めたと思うんですけれども、その辺もひっくるめて今後に生かしていただきたいというふうに、これは要望をしておきます。

それから、新町建設計画で、町の観光推進基本計画を策定して、観光行政の推進を図るようになってるんですけれども、まだ新町ができて、もう1年半ぐらいなるんですけれども、音さたもないんですが、これは商工観光課長にやはり責任として答弁を、町長の指導がないちゅうえばそこまですけれども、商工観光課長に、どのような状況になってるのかお伺いしたいというふうに思います。

○商工観光課長（橋之口幸男君）

本町の観光の振興の一つの基本計画ということで、新町建設計画並びに総合振興計画で示されているわけですが、合併いたしまして早急にその素材等をいま調べているところでございます。御存じのとおり、合併いたしまして3町一つになりましたけれども、それぞれすばらしい素材があるということで、其田県のプロデューサーも指摘していただいて、指導もいただいているわけですが、これをどう最大限に発揮していくか、そして交流人口の増、あるいは活性化につなげていくかということで、いま素案を課としてつくっているという状況でございます。

なお、今後においては策定委員会、ないし観光協会、関係団体等にも審議していただきまして、本年度中にはこれを策定して、そして来年度から具体的な実施に入っていきたいと考えております。

○議長（濱田 等議員）

5分を切っているようですので、時間内にお願いします。

○麥田 博稔議員

今、課長から答弁がありましたように、本町には私も先ほどから口を酸っぱく言ってますけれども、3町合併して非常にいろんな素材があります。そして郷土芸能も、山崎も3年に1回する郷土芸能、それから船木もありますね、3年に1回。非常に立派な郷土芸能がありますので、これは町長にもお願いしなきゃならない。もう地域が高齢化して、そして後継者不足、それと資金不足、残したいんだけど、もう人もいなければ金もないと、そういう状況に陥ってます。ですから、今後こういう観光推進基本計画の中に、やはりそういう、これは社会教育のほうに入るのかもしれませんが、やっぱり郷土芸能を残していったって、そういうののイベント、もう金吾様祭りなんかも先ほどから言いますけれども、私も2回、3回ですか見に行きますけれども、非常によくて、ことは中止になったのが非常に残念なんですけれども。それから柊野の彼岸花ですね、やはり非常に地域を挙げてされて、そして人の心を打つものがあると。これはやはり、いま流行のいやしのあれになると思いますので、ぜひ力を入れてやっていただきたい。そして先ほど言われた、其田さんという方が、やはり今度の観光百選のこれも、アイデアマンだというようなことですので、ぜひ一緒になってやっていただきたいというふうに思います。

町長に最後に決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。町長、よろしくお願いいたします。

○町長（井上 章三君）

この観光百選への対応は、先ほど言ったとおりであります。やっぱり我が町のいいところ、いい取り組み、魅力的なところを発信できるような町でありたいなあと、それがやっぱり光を放

つということでございますから、そういう面に向かって今後とも、いろいろとやらなきゃいけないことはありますけれども、やはりいいところは生かすと、そして伸ばすということで取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも御指導をいただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

これで本日の日程は全部終了しました。９月２７日は午前９時３０分から本会議を開き、一括質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後３時３３分

平成18年第5回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成18年9月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 氣 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	永 田 清 信 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	日當瀬 修 二 君
鶴田総合支所長	長 福 節 治 君	耕地林業課長	脇黒丸 猛 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君	農 政 課 長	赤 崎 敬一郎 君
福祉課 長	福 永 城 君	建 設 課 長	前 囿 義 広 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君	水 道 課 長	楠木園 建 雄 君
消 防 長	田 上 泉 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
健康増進課長	中 村 政 己 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|-----|---------|---------------------------------|
| 第 1 | 議案第100号 | さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第102号 | さつま町水道事業条例の一部改正について |
| 第 3 | 議案第103号 | さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について |
| 第 4 | 議案第104号 | 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号） |
| 第 5 | 議案第105号 | 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 6 | 議案第106号 | 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 7 | 議案第107号 | 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第 8 | 議案第108号 | 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第 9 | 議案第109号 | 土地改良事業の施行について |
| 第10 | 議案第110号 | 川薩地区介護保険組合の解散について |
| 第11 | 議案第111号 | 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について |

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総 務 (第2委 員会室)	103 104	さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 10款 地方交付税 19款 繰越金 21款 町債 歳 出 1款 議会費 2款 総務費 7款 商工費（関係分） 9款 消防費 第2条 地方債の補正
文教厚生 (第1委 員会室)	100 104 105 106 110 111	さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 15款 県支出金（関係分） 18款 繰入金 歳 出 3款 民生費 4款 衛生費 10款 教育費 11款 災害復旧費（関係分） 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） 川薩地区介護保険組合の解散について 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について
建設経済 (議 場)	102 104	さつま町水道事業条例の一部改正について 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）関係分 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金 15款 県支出金（関係分） 20款 諸収入 歳 出

委員会	議案番号	件名
		6 款 農林水産業費 7 款 商工費（関係分） 8 款 土木費 1 1 款 災害復旧費（関係分）
	1 0 7	平成 1 8 年度さつま町水道事業会計補正予算（第 1 号）
	1 0 8	平成 1 8 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
	1 0 9	土地改良事業の施行について

【参 考】 陳情

- 「『非核・平和都市宣言』について」
- 「全天候型ゲートボール場建設について」
- 「泊野地区の簡易水道布設を求める陳情書」

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成18年第5回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1 「議案第100号 さつま町立保育園条例を廃止する条例の制定について」、日程第2 「議案第102号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第3 「議案第103号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について」、日程第4 「議案第104号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第5 「議案第105号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6 「議案第106号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7 「議案第107号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第8 「議案第108号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第9 「議案第109号 土地改良事業の施行について」、日程第10 「議案第110号 川薩地区介護保険組合の解散について」、日程第11 「議案第111号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「議案第100号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」から日程第11「議案第111号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」まで、以上の議案11件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから一括質疑を行います。質疑はありますか。平田議員。

○平田 昇議員

補正予算を見ますと、巨額な災害復旧費を捻出するために、大変苦勞されていることは想像できますが、その捻出もとが、捻出先が職員の職員給、諸手当、共済組合費に集中していることがわかるわけですが、この操作の仕方、理由等について御説明願います。

○財政課長（二階堂清一君）

災害復旧事業の関係につきまして、非常に多額な経費を計上させていただいておりますが、この中で、災害復旧事業費全体の中で、人件費の計上を努めてたくさんするように編成したところであります。ですから、災害復旧事業の中で人件費を計上しますと、その分については人件費であっても補助対象のほうに回っていきますので、一般財源を一般的な義務的経費の人件費を圧縮できるわけであります。その分の経費が大体、今回の分を含めまして、大体5,000万円ぐらゐは事業費支弁分という形で、普通の人件費を圧縮できるというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ありませんか。新改秀作議員。

○新改 秀作議員

今ちょっと平田議員のほうからもあったわけでございますけれども、23ページの災害復旧費の時間外勤務手当のことについてちょっとお尋ねしますが、いろいろこれを決めるのに、いろいろな形とか、基準とかあるようでございますが、それはどのようにされたものか、そしてまた、このほかにもまだ補正を考えられるものか、それをお聞きしたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいま職員の時間外勤務手当の関係でございますが、説明の機会を与えていただきましたので、ここでは詳しく説明を申し上げますが、職員につきましては、いかなる場合でも、当然、町民のために職務を遂行するという義務がございます。

今回の豪雨災害では、被災者のことを思いながら、また考えながら職員一人一人が行動したと考えております。そうした中で、当然、時間外勤務が発生するわけで、手当という予算措置をしなければいけないわけですが、その中で、7月、8月、時間外のトータルの積算をしてみますと、約4,400万円に上がるということでありまして、災害関係の業務分が3,700万円、それから、避難所への待機分が約700万円という形になってまいります。

そうした中で、特別委員会でも要請がございましたとおり、被災者の心情でありますとか、あるいは財政状況を考慮していただきたいというようなことでありまして、そのような中でありましたが、そうした中で、土、日に出勤した者については振替休日を与えると、あるいは夜間の場合にも一晩中ずっと続いていたわけなんですけれども仮眠の時間を差し引くとか、その辺の措置をして、一応3,270万円という金額を算出したわけでございます。

当然ではございますけれども、職務の内容といたしまして、災害当時でありますが、避難でありますとか、救援、それから連絡、交通誘導、それから現場への、町民からいろんな電話等がありまして現場への出動要求、そういったもの。それから、避難所への設営でありますとか、食料品の調達、それから、災害後の一棟調査でありますとか、そういった被害調査の集約業務、それから、被害者が多数出ましたので、それらのいろんなケアの問題、それから、保健師によります事後の巡回相談、それから、いち早く被災者のために総合窓口を設置しようということで、土、日も開設いたしましたし、一部時間外においても平日設定をいたしました。

それから、ごみ捨て場の誘導でありますとか、消毒班の配置、それから、ボランティアの配置、誘導、そのような多くの仕事が発生しておりまして、それらにつきましては、私が言うべきではないかも知れませんが、非常に職員が一生懸命働いた結果であるということで御理解をいただきたいと思います。

今後につきましては、台風13号等がございましたが、一応、既定予算の中で対処するということにはしておりますけれども、場合によりましては、一部組み替えをしたり、追加が必要になってくるのではないかなというふうに考えております。豪雨災害の関係では、ほぼ全額をみていくというような状況でございます。

○新改 秀作議員

ここでちょっと町長にお尋ねしますが、今度の災害におきまして、もう何千人ものボランティア、あるいは消防団、建設業界いろんな方にボランティアで出てもらったりしたわけでございますけれども、今われらが行財政改革を進める中で、もちろん職員の意識改革というものも何回か勉強されていらっしゃると思いますけれども、その辺をこの辺にどれぐらいの反映されたものか、町長の気持ちとして反映されているものか、職員によっては私たちはもうボランティアじゃっと思っちゃったとかいう職員もおったわけですけども、今度は、その辺をどのように考えていらっしゃる

やるものか、町長にお聞きします。

○町長（井上 章三君）

今回の災害対応というのは、本当に職員は先ほど総務課長のほうからも報告がありましたように、時間を問わず、やらなきゃいけないことはたくさんありましたし、そういうことに対して、職務命令でいろいろと避難所に配置、あるいはまた、いろんなことに従事ということで、やった部分がたくさんあります。それと、そのボランティアとしてやった部分、これはもうみたほうがいいんじゃないかという部分はそれはそれでまたみてやると、基本的に職員はこういう事態の中で、自らの住宅が被災に遭った職員もたくさんいたわけでありましてけれども、もうそれを省みず、一生懸命とにかく取り組んだという姿もたくさんあります。もう全員がそういうような姿勢の中でいろんな配置について、協力体制を組んだという点では、非常に努力をさせていただいたんじゃないかというふうに思っております。

しかし、こういう中で、住民の皆さんも被災を受けたりいろいろ苦しんでおられるわけですから、それを通常の仕事として全部をみるというのではなくて、総体的に言えば7割ぐらいをみたのかなと、後は、職務命令で基本的にやっていますから、それを全部ボランティアに振り替えるということはできませんので、そういう点での配慮をしながら頑張ってもらったという形になっておりますから、基本的には意識も高く、一生懸命頑張ったということを私も認識しているところです。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

いま少し、新改秀作議員と平田議員のほうの質問とも関連をしますけれども、いま総務課長、町長、答弁をいただきましたけれども、今回のこの職員の残業手当につきます金額につきまして、いま説明があったわけでございますけれども、私は先ほどにも専決処分の問題についてもちよっと聞きましたけれども、タベもでしたけれども、こういう形が、説明をしますと、町民は納得でけんということが、大方タベも聞きました。中身は先ほども出ておりますように、ボランティアの関係いろいろあって、被災者の関係、本当に苦しんでいるという中で、職員は災害があって、だんだん残業手当ももろやなっとやというところに結論としてくるわけでございます。

いま説明を聞いて、職員は頑張っている姿ということを知りまして、納得する面もありますけれども、ここらあたりを町民に対して、広報紙なりに載せながら、職員もこういう不慮の災害に向けて、本当に復興に向けて残業手当も返上して頑張ってやりましたという形で、町報あたりに載せながら、広く町民にわかっていただくという形を取らんと、これから先いろんな形の中で不満がずっと残っていくんじゃないかということを、私はタベつくづくいろんな人と話をしながら考えたところでございます。

職員は、もう一番皆さんが知ってらっしゃいますから、職員は町民のために最大の奉仕をするということでございますから、仕事の中身云々はわかりますけれども、どうもここあたりがしっくりこないところが私の今の気持ちでございます。

町長はリーダーシップの中で、こういう苦しい災害の中で、せめて6カ月ぐらいの残業手当は全職員返上しってくれというぐらいの気持ちで、職員に叱咤激励をしながら頑張ってくれということと言われたのか、そこあたりを、町長の考え方をお聞きするところでございます。

○町長（井上 章三君）

職員は基本的にはそういう気持ちの中でやっておりますけれども、具体的なそこらの処理については、いろいろな考えなきゃいけない部分がありますので、そこらのところについては、助役

のほうから、もう少し説明をさせたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

今回の時間外でございます。御指摘のとおり、確かに職員につきましても、議会議員の皆さん方につきましても非常に御協力いただきまして、何となく復興については、応急的な復興はスムーズにいったというふうに考えております。

今回の時間外でございますが、基本的には補助債、この補助事業でもって災害復旧をいたします。この人件費に充当できます範囲内での時間外の配分ということで考えております。したがって、一般財源で賄いますこの人件費を、事業費支弁で賄える分の範囲内において時間外を手当てをするということで、時間外と、それから人件費と充当いたしておきまして、一般財源からその補助事業に該当する部分を振り替えられる部分だけを、時間外として手当てをさしていただいたということでございます。

したがって、職員によってはかなり5割程度の支給になるかというふうなこともございますし、また、今回の災害の応急的な復旧作業に限らず、今後査定がことしいばい入ってまいります。こういう査定業務につきましても、かなり時間外等が多額に上るわけでございますが、現在、その事業課のほうでは、土曜、日曜も返上してそういう災害査定の準備等も入っております。そういう作業の中も全部含んだ形での今回の時間外の計上をさしていただいたと、今後の見込み額も含めて計上さしていただいておりますので、まだ今後どの程度の時間外に上るかというのはわかりませんが、今後はそういう一定程度、今回の補正の中で計上さしていただいておりますので、災害の応急的なそういう復旧に対する時間外勤務手当と本来の災害復旧事業に伴いますそういう準備等にかかわります事務の分も含んでるということで御理解いただければというようなふうに思っています。

いずれにいたしましても、その土曜、日曜の関係で、職務命令で従事をした職員以外についてはほとんど、作業に入ってる職員はボランティアでやってるということで、御理解をいただければいいかと思っておりますし、また、消防団のほうにつきましても、費用弁償等の問題があるわけでございますが、今回の災害等につきましては、非常にそれぞれ各地域において従事をいただいております。これについては、必要な経費についてはまた、後ほどまた補正等をお願いをしたいというようなふうに考えております。

それとボランティア作業等で、町民の方々、あるいは町外の方々もいろいろ協力をいただいておりますが、こういう部分については、そういう部分のお礼というのは当然申し上げてるわけでございますが、制度的になかなかこういうボランティアを救済する措置、この時間外にかわるようなそういう手当てというのはございません。それぞれみんなが奉仕の気持ちでやっていただいております。基本的には御指摘のとおり、私どももそういう気持ちで、今後も従事する必要があるんだろうというようなふうに考えますが、職務命令でどうしてもやる部分について、必要最低限の時間外については手当てをさしていただくということで、なかなか今後のそういう組織の維持、職員のそういう意識の低下というのも若干懸念をされるところでございます。こういう部分で、一般財源にしわ寄せがいかない範囲内で手当てをさしていただいたということで、御理解をいただければというようなふうに考えております。

○新改 幸一議員

ただいま答弁をいただきまして、自分なりに納得する面、まだちょっとできないところもあるわけでございますけれども、とにかく町民に対して、また被災者に対して、そこあたりのところを本当に納得いただけるような町報、広報紙なんかにも、きちっと今回のこの時間外手当の支給の内容等を町民にわかっていただけるような流れの中に、ぜひ載して、理解をしていただくよう

な対策もとっていただきたいということをお願い申し上げます。

以上でございます。

○宮之脇金次郎議員

1件だけお伺いします。自分の委員会外ですので、この28ページの農林水産業費の中の目の治山事業のところですが、補正前の額が3,574万円ということで組んであったわけですが、今度はまた災害で大分箇所も増えてきたと思いますし、予算もそれだけ補正をしてあるわけですが、当初の年度はじめに計画されました箇所はそのまま実行されるのか、あるいは災害のほうで急がなければならないという形の中で後回しにされた箇所があるのか、そこら辺の説明をお願いします。

○耕地林業課長（脇黒丸 猛君）

28ページの治山事業費の関係でございますが、これにつきましては、当初の事業につきましては、当初のとおり契約をするということで、現在、事業のほうも進めております。

それと後、今回、工事請負費で追加いたしました8,598万4,000円につきましては、6月豪雨、それから今回の7月豪雨に対する治山の工事の関係でございまして、全部で19件分を計上したところでございます。

以上でございます。

○木下 敬子議員

さつま町立のこの保育所条例、この件についてなんですけども、行政改革の中に短期実施ということで、平成17年度、18年度にかけて検討するとうたってありましたので、私どもも地域の方には恐らく19年度からは廃止になるだろうといった情報は流しておりました。しかし、実際に保護者にこの説明があったのは、ことしの7月中旬でありました。もう少し早い時期からの説明がほしかったという声もあります。また、幼稚園の統廃合、このことも当分の間は現状維持でいくけれども、これもまた統合するか、廃止の方向であるという行革の中にうたってございます。管轄が違っておりますけども、保護者にとってはずっとこれから尾を引いていくというか、ずっとつきまってくる問題ではないかと思しますので、こういう件に関しては本当にもうちょっと町民の立場に立った保護者の立場に立った思いやりのある対策を講じていただきたいと存じます。

以上です。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

御指摘のとおりでございます。直接住民にかかわるこういう施設等につきましては、説明の期間、あるいは準備ができる期間というのを一定程度みながらやはり進めるのが当然であろうというようなふうに考えますし、幼稚園の問題等も今後、当然検討の中に入ってくるかというようなふうに思っております。総体的には中長期的な運営というのを考えますと、そういう部分で全体的な施設の運営等も、そういう経費軽減等を図る必要もあるわけでございますが、関係する住民等への説明というのは、確かに御指摘のとおり、来年の3月いっぱい閉園ということになりますと、せめて1年ぐらいの余裕というのは取るべきではなかろうかというふうに考えております。

今回の場合には、どうしても昨年の合併の後のいろんな精算事務とか、そういう内部的な調整の関係、そういうものがありまして若干時間が遅れたような感じがいたしますし、今後は十分留意しながら、そこら辺については進めさしていただきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

一般会計の8款土木費の道路新設改良費が1億5,697万1,000円減額になってます。それぞれの事業でこの工事請負費が減額になっていますけれども、災害復旧費との絡みなのか、その減額になった件数、箇所、あるいはその理由等について一応伺っておきたいと思います。

○建設課長（前園 義広君）

ただいまの道路新設改良費の関係でございますが、ただいまありましたように、今回の災害等を踏まえまして事業費の調整を一部行っております。

道路新設改良の中で一応概要を説明していきますが、過疎対策道路整備事業の関係が8路線、本庁が3路線、鶴田総合支所が1路線、薩摩総合支所が4路線で調整を行いまして、工事請負費だけでいきますと、5,154万円の減額。それから、合併特例道路整備事業費の関係でございますが、ここにつきましては6路線事業費の調整を行っております。本庁の関係が2路線、それから、鶴田総合支所が1路線、鶴田総合支所につきましては減額じゃなくて増額になっておりますが、それから、薩摩総合支所の関係が3路線、合わせまして減額の5,144万円ということでございます。

それから、地方道路整備臨時交付金事業の関係で4路線の事業費の調整を行っております。本庁の関係が3路線、本庁につきましては、工事費でいきますと一部金額的には増えております。それから、薩摩総合支所につきましては観音滝線の関係でございますが、内示額が減額になった部分の減額でございます。これが合わせまして3,551万1,000円ということで、総体でいきますと1億3,841万9,000円の減額でございます。ただ、このほかに県単急傾斜が今度、災害等の関係がありまして、工事費で約1億円ぐらい増えておりますので、こちら辺を、ここだけで調整しますと、もうどこも大体プラマイゼロぐらいの金額でございます。そのほかに災害関係は相当増えておりますので、やはり工事の関係、それから業者の能力等を考えますと、どうしてもこういう事業の中で調整をしながら、この事業についてはまた来年度のほうでしていきたいというふうに考えているところでございます。

○中尾 正男議員

災害関連の工事で、経費的な理由で先送りになった分であれば、一応私たちもどこの部分がどう先送りになって減額になったのかかわからないんですよ。住民側にも当然減額される場合は、地元あるいは関係者説明をしておかないと困る部分が出てくる。一覧表にして、ちょっと配付をしていただきたいんですが、そしてその分、来年度先送りと言われましたけど、来年度確実にできるのか、そこ辺のところは来年のことでしょうけれども、表で、一覧表でちょっと路線名等知らしてほしいと思うんですかどうでしょうか。配付していただきたいんですが。

○建設課長（前園 義広君）

ただいま説明しましたが、路線名等については後もってまた議会の方々にはお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○中尾 正男議員

減額される路線等については、事前にある程度その連絡とかそこあたりの手順は踏まれてあったのでしょうか。どの路線がちょっとなったのか確認をしてないもんですから、減額になったのか、そこあたりの手続きはもう財政的な理由でもう一方的にどこどこというようなピックアップをして建設課のほうでやられたのか、一応確認をしておきたいと思います。

○建設課長（前園 義広君）

ただいまの質問でございますが、この路線の減額等につきましては、本庁、総合支所一緒に会いまして、それぞれ協議をしながら、今回こういう災害が起きましたので、災害が最優先ということで、各支所、それから本庁につきましても、少しでも先送りできるものについてはしていた

だきたいということで、それぞれの本庁、支所の意思を尊重しまして今回減額したとでございます。

○議長（濱田 等議員）

資料の要求につきましては、議長のほうに要求をしていただければ、はっきりとここで申し上げまして、執行部のほうに資料提供を要求したいと思います。

先ほどの中尾議員の資料につきましては、準備をして、後で配付をしてください。

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

介護対策費、一般会計で104号、一般会計についてお伺いしますが、介護対策事務費で3,062万5,000円増えてるわけですけども、この件費については当初でも4,300万円ですから、包括支援センターができたりしていろいろ事情があると思うんですけども、その辺の事情をお知らせいただきたいと思います。

それから、議案の110号と111号の、川薩地区介護保険組合の解散についてお伺いしますが、全協でもる説明があったわけですけども、1市7町4村で一部事務組合をつくって、そして解散すると、そうすると薩摩川内市のほうが、こっちは3町でしてるわけですから、1市4町4村ですよ。それで、そのメリットとして経費面で、薩摩川内市が670万円解散するとよくなると、さつま町は年額820万円の経費の縮減が可能である。人口からいってもその規模からいっても、これは逆なら私も納得するんですけども、私の頭で考えたときに、どうしても納得できないものですから、その辺の説明をお願いしたいというふうに思います。

そして、この件に関しては、森永さんという方が書かれた「ミツロー通信」の中に、「川薩地区介護保険組合の今後のあり方について」という資料を議会に出して市民には開示しなかったと、そして開示請求をして出したと、最後に一部事務組合の問題では、何というんですか、処理場の問題があって、その確執がまだあるから、神経を使ってそういう態度になってるのかなというようなことが書いてあるんですよ。ですから、この人はNHKの記者で、ずっとこういうことを取材されてましたから、やはりその辺のことが私もひっかかるわけですね。解散して本当に、長くなりますが、うちのほうがその820万円年間ずっと得して、薩摩川内市は670万円だと、これは逆じゃないかというような気がするんです。その辺の説明をお願いいたします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

20ページの介護保険対策費の人件費の関係でございますが、これにつきましては、当初の段階で、2月ぐらいまでで計算をしておりまして、3月の段階で機構改革、それから、この介護保険包括支援センターのほうにどういう職員を配置ということで、まだ通常の段階での積算をしておりましたために、この部分が大幅に増えたような格好になっておりますが、全体的には先ほど財政課長のほうからも説明がありましたように、4月当初から機構改革、そして人事異動、それに伴う全体的な調整ということで御理解をいただきたいと思います。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

お答えいたします。

川薩介護保険組合の解散に伴いますメリットの中で、縮減額ということで補足資料のほうにも記載しておりましたが、市のほうが縮減額が小さく、町のほうが大きいということでの質問でございますけれども、これにつきましては、総体的には組合の予算の中で9割以上占めます認定審査業務費、それから人件費の実質割合、例えば人件費は出向人数です。本町は8分の3ということで3人出向しておりますが、そういう実質割合と負担金割合の格差による影響というのが第一因であります。影響額が一番大きいのは認定審査費でありまして、実質申請割合が市が76.1％、

町が23.9銭、これに対しまして負担金割合は市が69.49銭、町が30.51銭ということで、実質割合と比較しまして市が6.61ポイント低い、それから町が同ポイント高くなっております。これが解散によりますと負担金がなくなりますので、逆転現象が起りまして市が6.61ポイント分の増額ということで、プラスの511万6,000円、町が同ポイント分の減額ということでマイナスの276万3,000円ということになります。

後そのような形で、議会費とか、一般管理費とかそういうものはそう変わりませんが、一番大きいのが認定審査費、それから人件費の関係ということで、そういう実質割合と負担金の割合の格差による分についての増減が生じてくるということで、市のほうが総体的に796万9,000円ですが、全体的に市が796万9,000円、町が375万6,000円という縮減額ということになっているところでございます。

○麥田 博稔議員

今の説明で、納得というまではいきませんが了解したいと思います、このデメリットについて、デメリットへの対応、これで一応システムが変わってくると、そのときの出費が一部事務組合ですと出すのが少ないから私はいいと思うんですけども、これだけ制度がころころ変わってくると、非常にそのシステムに、ここに書いてある以上に経費がかかるんじゃないかという危惧を持ってるんですね。ここにデメリットへの対応ということで、解散するときにはこの基金で何とか対応できるけれども、先の経費、削減ですね。820万円、これで今後ずっと対応ができるか、この経費が縮減された分で改修費についてはカバーできるものとも書いてあるわけですが、その辺がどれぐらいの見込みになっているのか、一応試算とか何かそういう話があったもんだったら、お知らせを願いたいというふうに思います。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

解散いたしますと、現在の介護認定申請システムが薩摩川内市のほうで使うということ、それから新規につきましては、さつま町のほうに新規立ち上げということで、その経費につきましても補足資料のほうに、現在の見込みでは416万3,000円程度ということで見込んでいます。

これは基金、または18年度の予算等の中で対応するというので、その後また制度につきましては3年ごとに改正がありますので、それに伴うシステム改修というのが出てまいります。そうしましたときに、それに伴う経費につきましては、先ほどの縮減額、本町につきましては820万4,000円で対応できると、これが年間の縮減額が800万円ですので、これが3年分としますと、数字的には2,400万円という形になることになりまして、それで3年ごとのシステムには対応できるということで、見込みの中で算定をしているところでございます。

○麥田 博稔議員

今416万3,000円ぐらいでということでしたので、半分ぐらいは残るということで了解したいと思いますけれども、やはり今後の問題として、認定審査、こういうことも小さくなるという危惧されますので、その辺も十分配慮しながら、町民の方に迷惑をかけないように努力していただきたいと、要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

議案の102号の関係の水道事業の関係でございますが、これに関連をいたしましてお尋ねいたしますけれども、先般も同僚議員のほうから水道の未普及事業についてお尋ねもあったんですけども、まだこの町内にも幾つかそういう地域が存在をしておるわけですが、その辺の今後の計

画を具体的に立てて推進を図る必要があるんじゃないかと思っております。

特に、今回はまた泊野地区から陳情も出されておりますけれども、これについて、事情が事情だけにそのまましておくということもかなわないんじゃないかと思っております。ただ、水道課だけでこれを対応することについてもまたいろいろ難しい面もあるだろうし、これについては一般会計という総合での町全体の中で検討をする必要もあるかと思っておりますけれども、これについて今後どのような対応をしていくか十分検討もされているかと思うんですけれども、その辺をお聞かせをいただきたいと思っております。財政的に非常にまた事情が急変しておりますので、なかなか一挙にはいかないと思っておりますけれども、その辺の今後のところも含めてお答えをいただきたいと思っております。

○水道課長（楠木園建雄君）

水道の未普及地域の解消につきましては、先の一般質問も行われておるわけですが、水道課といたしましては、現在の給水区域内の方の未給水をどうしていくかという問題、それから水道が全く布設されていないところの給水、未普及地域をどうしていくかと、この大きな二つの考え方の中で進めていかなければならないのではないかとこのように考えております。

そういう中で、水道が給水区域の中に入っておりますところの水道普及地域については、水道事業者の責任として給水の申し込みがあれば、これを布設していくということになってくるわけでありまして、ただ、この場合におきまして当然その水道事業会計に与える影響というものがありますので、計画的に推進をしていかないと水道事業の財政ももたないということでございます。

17年度、18年3月末の給水普及率をみますと、行政区域内人口に対しまして90.59という数字になってきております。昨年度からしますと1.68ポイント増えておりますが、これは旧薩摩町の永野地区の給水が開始されたことによって、こういった数値が上がってきてるわけでございます。全国平均が97.1ポイントという状況の中で、この未普及地域に対する水道の給水区域内の未普及地域に対する給水を上げていくために、現在、今年の水道週間にあわせて旧薩摩町内のこのアンケート調査も実施をしております。このアンケート調査につきましてもまとめつつありますので、まとまった段階でまた議員の皆さん方にもお知らせをし、その結果に基づきまして、この未普及地域、給水区域内の未普及地域の解消を図っていきたいということでございます。

それからもう一つは、この現在の水道の給水区域に含まれてない全くの未普及地域、これがまだ、今回陳情も出ております泊野地区をはじめ旧薩摩町の狩宿とか、こういうところにもございます。こういうところに水道布設をしていくということになりますと、これは水道事業だけで対応できる問題ではないということでございますので、これにつきましては一般会計の財政負担をどうしても仰がないと給水原価が相当高くなる。また不採算地区の水道でございますので、こういったことを考えますと、やはり一般会計の財政負担を仰いでいくということも必要でありますから、この問題については、今後、十分なこの一般財政の関係、また今回の災害に伴いますこの災害に伴う財政需要というものも考慮をしながら考えていく必要があるのではないかなあというふうに思っております。

以上です。

○日高 政勝議員

事情は非常によく理解をいたしておりますが、ただ、泊野地区については事情が事情だけにこの何らかの対策をしていかないといかんのではないかなあという感じをしております。

確かに地元においても公民会によって同意率が、差異があるようでございますけれども、やはり水道の必要性というのは十分啓発をしながら、皆さんが100ポイントに近い形で参加できるような形

の努力もまた必要でありましょうし、今ありましたとおり、財政的な問題というのが今にわかに出ておりますので、急にはいかないと思いますが、地元とも十分協議をしながら、そしてまた財政の状況ともならみ合わせて、できるだけ何らかの方策が明らかにできるような手立てを考えていただきたいと思います。

それから、一般会計の104号についてでございますが、農業費の6目、農業農村施設費の中の鶴田の農産物処理加工施設の備品の関係が出ておりますけれども、ここについては直営でいま管理をされていらっしゃるようではございますけれども、薩摩の農産物加工センターについては3月議会ですか、指定管理をされておりますけれども、町の梅振興会ということで、ここについては指定管理の考え方とか、指定をするような団体がないのか、その辺の研究のところはどうなってるのかお尋ねしたい。

それから、現在の利用状況がいろいろ調理実習室とか、研修室とか、農産加工室、洗濯室というのがありますけれども、利用の状況はどうなっているのか、わかっておりましたらお知らせいただきたいと思います。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

鶴田の加工センターにつきましては平成元年に開設されておまして、今回、みその加工用のミンチ機械の業務用がもう修繕不能ということでございます。月に3グループの方が、大体3グループの方が15日程度利用されていると、そのほかに2～3名のグループ、グループというか2～3名で来られて、その方がやはり月に15日程度ということでございまして、みその機械を大体月に900キロから1,000キロぐらいつくっていらっしゃるということでございまして、薩摩の加工センターみたいに年中、梅振興会というグループが常時いるというところでございますので、大体半分程度が交互に使ってるということでございますので、今のところ指定管理になっていただけるような団体がいないということで、町で直営でやってるところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（小椎八重廣樹君）

先ほど麥田議員の質問に対しまして、最後の総体的な数字を市が796万9,000円、町が375万6,000円と申し上げましたが、これは職員給与費でございまして、総体的には市が671万6,000円、町が820万4,000円が総体的な縮減額でありますので、お詫びし訂正をさせていただきますと思います。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。

○麥田 博稔議員

はい。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。岩元議員。

○岩元 涼一議員

第100号についてでございますが、昨日、私の質問の中で、跡地につきましては地元の要望について最大限努力するというような町長の答弁をいただいたわけですが、施設敷地と施設があるわけですが、例えば、敷地施設につきましてはそのままの利用、あるいは要望によりましては改修が必要な点があったりするかも知れませんが、その辺に対しましてどの程度まで考えておられるか、そのままでないともう施設だけ貸すと、あるいは要望があればある程度の改修ということまで考えて地元の要望に応えたいという気持ちを持っておられるかどうかです。

ね。

それと制服等につきましては、希望される園に相談をお願いしたいということで申し上げておりましたが、相手の園につきましては、いやそれは認められないよというようなことになった場合、町がある程度考えていく用意があるかどうかですね。そこをお伺いしたいと思います。

○福祉課長（福永 城君）

永野保育所の跡地利用につきましては、まだ今のところ要望とかが上がってきていないわけですが、改修等が必要な場合というようなことですが、今のところは改修をするということは考えておりません。

それと、きのうの一般質問の中でありました希望する園の制服とか、そういうものについては、今後、相手の保育園等にも協議をしていきたいということで考えておりましたが、そういう相手の園が拒否した場合は、町が考えているのかということですが、今のところ考えてはおりません。

○岩元 涼一議員

施設については考えていないということでございますけれども、地元の要望を最大限応えたいということであれば、そのままで地元の要望に応えられないならば施設はそのまま遊休化してしまうということも考えられるのではないかなという気がします。それは大幅な改築、相当な予算を伴うようなことであれば別ですが、考えられる範囲内であれば、皆さんが納得できるような範囲内であれば、そういう改築をしてでも有効利用を図ったほうがいいのではないかなという気がします。

それと、その制服の問題でございますが、以前町立保育所を旧宮之城町時代に廃止されたときには助成をされたというような話も聞いておりますので、そこ辺もぜひ考えていただきたいということを申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

この施設の閉鎖等に伴います活用の問題でございます。従来からいろいろこう話題になっておりまして、行政としての立場で申し上げますと、施設を地元がいかに関有効活用されるかということについては、施設の活用方策のそういう問題等を含めて必要な部分については改修をさせていただくということになるかと思っております。ただ、遊休化するということを前提にするのであれば、これは当然、施設の解体等を含めなければならないというようなふうに考えております。ですから、地域の方々と十分協議をしながら、その有効活用が図れるかどうかということは判断をして、そういう必要な最低限の補修、改修等については行うべきかというようなふうに考えております。

制服等の問題でございますが、基本的には短期間の1年程度のそういう入園であるとすれば、従来の制服等で可能じゃないかと思っております。ただ、その園として必要になりますいろいろな個人で購入いたします備品とか、消耗品とかあるかと思うんですが、そういう部分については再度検討させていただくということで、御理解いただきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

跡地利用につきましては、地元の区が当然ありますので、そこ辺に持ちかけてと言いますか、区長とかおられますので、そういうところで協議会、跡地利用協議会みたいなものを立ち上げてほしいというような投げかけをされて、地元の意見を十分酌み取って、有効利用できるように、本位ではございませんが、よろしく頼みたいと思います。

終わります。

○木下 賢治議員

話をぶり返すようですが、昨日の岩元議員の一般質問を聞いて本当に、地域にとっては切実な問題だなあということを感じて帰ったわけですが、実はある園の経営者とタベ話す

機会があったわけですが、今の施設の問題も出たわけですが、今の施設をそのまま残して分園方式でできないもんだらうかちゅうことを感じたわけですが、そういうことは執行部としては考えられなかったですか。

○福祉課長（福永 城君）

今の永野保育所の施設につきましては、認可保育所の基準に該当しておりませんので、また、この分園方式というのも認可保育所と同様に基準を満たしていないと分園方式も可能ではないということです。また、施設の改修を行わないと分園方式もできないということです。今のところはもう考えていないところです。

○木下 賢治議員

施設の改修ちゅうのは厨房とかだらうかと思えますけれども、今の園から給食を配給するとかちゅうことはいけないわけですか。

○福祉課長（福永 城君）

給食室とか、そういう面積の基準とかがございますので、そういうのがございまして、認可保育所の施設でないということでございますので、相当改修費には金額がかかると思っております。給食を運んでの分園方式ということですけど、それは可能だと思うんですけど、本来の永野保育所のほうの面積、認可保育所の規定に合っていないということです。給食としてはできると思うんですが、永野保育所自体が認可保育所の基準に合っていないということで、分園方式ができないというふうに考えます。

○木下 賢治議員

分園ちゅうことは本園があつてちゅうことですので、そこを含めた中の施設ということで、私はどういう面積でちゅうような施策は知らないわけですが、出張所みたいなような格好になるわけですので、本園を含めた認可ということで認められないもんですかね。当然、園生活の中でも、分園だけの園生活じゃなくして本園との交流とかをすれば、広い範囲で園としての申請が認められないものか。

○福祉課長（福永 城君）

保育所の設備の基準についていろいろ制約がございますので、調査をしてみたいと思っております。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

分園の関係でございますが、基本的には今回の廃止後の経営というのは民間に移譲することになるかと思えます。当然、現在の在園者については民間の保育所に入られると、いわゆるその分園の方式というのが、その民間の保育所の分園という形になりますので、これについては、その民間の経営効率という観点からは非常に無理がくるというふうに考えておりますし、また、現在の町の直営の経営というのも非常に保育単価というのが高くなっておりまして、そういう部分とその園児数の問題から今回は閉園をさせていただくということでございます。したがって、分園ということについては、かなり厳しいだらうというふうなふうに考えているところでございます。

民間の分園ですが、民間の場合でも、民間の分園をお願いをするというのが非常に、協議は当然すべきかと思うんですけども、経営効率の観点からはかなり厳しいだらうと、園児数からいたしますと厳しい経営になるだらうと、そうするとすれば、分園という方式は難しくなるんじゃないかと、ただ、協議だけはさせていただくということでお願いしたいと思えます。

○議長（濱田 等議員）

調査をするということになれば、これは議案との関係があつて、ここで議決をした後に調査を

出すのか、そこら辺なんですよ。〔「町としては廃止するわけですので、すれば問題ないわけです。」と発言する者あり〕ですから、答弁が調査をするちゅうことだったから、その調査の結果をどの時点で出すのかですよ。だから、ここで議決をすればその報告の必要はないのか。委員会までに……

そいじゃしばらく休憩します。開会はおおむね１０時４５分とします。

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時４３分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。福祉課長。

○福祉課長（福永 城君）

先ほどの保育所の認可基準についての調査をしますという答弁につきましては、取り下げさせていただきたいと思います。分園につきましては、この永野保育所の条例を廃止をした後に、民間保育所等から希望がございましたら協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。木下敬子議員。

○木下 敬子議員

今までいろいろお話をされておりましたけども、「廃止ありき」から始まった話だと思うんです。そして保護者の方たちに見えたら、目に見えない部分の負担がたくさん出てくるわけです。時間的な問題、それこそ交通費、ガソリンの問題、皆さん仕事に就かれております。そういうときに、今まで５分で済んだところを１５分かかって送り迎えしなければならない。そういうところが一番負担になってくるわけです。そういうところを何か町のほうで考えて、措置を取っていただけないものをお尋ねいたします。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

確かに廃園をいたしますと、その地域内に園がなくなるわけでございます。そういう部分では、やはりその通園に対するいろんな保護者への負担というのが生じてまいります、これについては、これまでの旧鶴田での紫尾保育所の関係とか、いろいろあるかと思うんですが、そういうもののバランスというのが当然必要かというようなふうに思います。特に、今回の永野保育所の園児だけを優遇を図るというわけにはまいらないというふうに考えますので、そういう全体的なバランスを考えながら検討させていただくということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

よろしいですか。平八重議員。

○平八重光輝議員

永野保育園の今ありましたように、こちらの都合で廃園するわけですが、園児の父兄にとりましては、今お話がありましたように、いろんな負担と言いますか、経費的なもん、時間的なもんあるわけですが、先ほど制服を何とか補助してもらえないかという話がありまして、私はしてやるべきだと思っております。と言うのが、あくまでも父兄の方の都合で行かれるんだったらそれはいたし方ありませんけれども、やはりこちらのほうが、いろんな財政的な面でするわけですから、父兄の方にいろんな負担をかけることになりますから、その一部分としてやはりこちらでみるべきではないかと思います。

昔の話になりますけれども、久富木がなくなりましたときに、私が制服ぐらいはやっぱり買ってやるべきじゃないかと言ったら、当時の町長は「いや、そんなのはやらん」というお話でしたけれども、実際は買ってやっておられます。やると言ってもやらんじゃ私も怒りますけれども、やらんと言っていいほうにやったんだから我慢しようと思って後は言いませんでしたけれども、そういうのはみてやるべきではないかと思いますが、だから、先ほど「やりません」という回答じゃなくて、「今のところはやる考えはないけれども、検討はしてみます」ぐらいの回答にしかんという、後からやったら、何だ話が違ふんじゃないかということにもなりかねませんので、その辺はお考えはありませんか。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

確かに今ありましたように園が変わりますと、制服の関係とかいろんなバックの関係とかいろいろ負担が生じる部分がございます。これまでのそういう廃園をいたします場合の措置というのは、当然そういう制服等が非常に多額に上る場合等については若干の補助を、全額ではなかったというようなふうに考えますが、そういう部分での助成というのは行っておりますが、今回そういうふうに、例えば卒園者が手配ができる部分、卒園者から譲り受けられる部分、そういう部分も確かにあるかというようなふうに思います。もしどうしても多額にそういう負担が上るようであるとすれば、その時点でまた検討させていただくということで、御理解いただきたいと思います。

○平八重光輝議員

もう一つお尋ねいたします。

教職員住宅の補修費が出ておりますが、直接、私がお尋ねするところを補修されるわけじゃないかもしれませんが、総合運動場の隣に教職員住宅があります。2戸ほどあります。長いこと使っていらっしゃらないんですが、もし入るとすれば相当な補修費がかかるし、私は先日新聞で水害の被災者の方が仮設住宅をつくれれば非常に金がかかるけれども、民間借り上げで1戸100万円ぐらいで済むと、非常にいいことだと思いますが、できたらああいうところを使っていたきたいと、あそこならタダでできると思ったんですが、長く使っていらっしゃらないのであれば、もう手をかけていろいろお金をかけるのもムダなような気がするんですが、あそこは相当古いですが今後どのようにお考えかお尋ねいたします。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

あそこのちょうど総合グラウンドの2棟分であるかと思いますが、あれについては、へき地教職員住宅かと思います。これについてはもう既に償還が済んでおりまして、普通財産としての切りかえも可能であろうというように理解をいたしております。従来からこういう施設については、教職員住宅については非常に老朽化が進んでいる地域がございますので、それをそのまま再築をするか、あるいは廃止をするかということについては段階なそういう調整と言いますか、地域の実情、学校の実情等を調査をしながら対応いたしてきておりますが、あその場合に非常にこう、グラウンドの使用の関係から、従来からソフトボール協会とかいろんなそういう野球の関係とか、そういうグラウンドのその狭隘の部分についての改修というのも要望がございます。これは中長期的に検討しなければならないわけですが、あれを手を入れて再度また使用可能な状態にするというのはかなりの費用がかかります。そういう部分でまた、そういう解体等を含めてグラウンドとのそういう整合性というのを考えながら検討させていただきたいと思います。

○久保 道夫議員

47ページ、11款災害復旧費の備品購入の300万円補正を組んでおられますが、この説明

方をお願いいたします。下のほうに公用車が200万円、保管庫が100万円とございますが、ちょっと内容を詳しく説明方をお願いいたします。

○建設課長（前園 義広君）

備品購入費の関係でございますが、公用車を2台ということで考えております。軽貨物を2台ということで考えておりまして、現在、車が薩摩総合支所のほうにトヨタカローラの平成4年に買った分がありまして、これが17万キロ、それから本庁のほうの日産が、平成6年に買っているわけですが、これが18万1,000キロということで非常に車のほうが傷みがひどくてようやく走ってるというような状況でございますので、今回、この車の買い換えをするということでございます。

それから、保管庫につきましては、書庫のほうを購入したいということで考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新屋敷議員。

○新屋敷 浩議員

26ページの6款です。中山間の支払い事業の交付金のことで、今回329万1,000円の増額になっておるようでございます。これは先般の説明の中で、交付単価のことであつたようですけれども、この内容ですね。どの程度地区が10割の単価にきたのか。その説明をする中で、私どものところでもいろいろ検討しましたがけれども、なかなか厳しい採択条件であるというようなことでしたけれども、ここ何箇所ぐらいができたのか、まずこれを質問いたします。

○農政課長（赤崎敬一郎君）

今回の補正をお願いしております329万1,000円の内訳でございますが、これは通常単価に取り組む地区が、今まで18地区だったんですが、これが9地区増えまして、この9地区、面積にいたしまして150ヘクタール分が8割から10割になったということでございます。まだ120地区ありますので、そのうちの27地区が通常単価ということになると思います。

それから、今回面積を追加したいと、編入したいということの地区が4地区でございまして、これが8町9反ほど、約9町ということでございます。特に取り組みの内容といたしましては、必修じゃなくて選択事項といたしまして、やはり非農家との連携、これが集落の農道を整備したりそういうのに非農家も入れてやろうとか、それから機械、農作業の共同化、こういうのに多くのその通常単価にいかれた地区はですね、そういうところが多いようでございます。二つ以上しなきゃいけませんので、選択を。そういうことで、一番多かったのはその二つの選択をされた地区が多い状況でございます。

○新屋敷 浩議員

なぜこの質問をしたかと申しますと、私は9年度、旧町からですけれども、ある地区をほ場整備をいたしました。そしたら今回は中山間地域をこの直接支払いの地域を除外をしてくれと、傾斜がかわるわけですから、それは了解したということで住民の方にも、受益者ですね、説明をしながら完成したわけですが、次年度にこうなったから再度編入をしてくれとお願いをいたしましたところが、もう勾配がダメだからできませんと、勾配を計ったかと言ったら計っておりませんと、図面でできていますということでしたので、私はどうしても納得しませんでした。

そういうことで、計ってやらないのなら我々は自分ででも計るよと言いましたところが、計ってくれました。そして1町8反が傾斜にかかるということで取り組まれますよと、なぜそれは、最初、私が言った時点で取り組まなかったかということで厳しく言いました。しかしながら、厳しい中でそういう1町8反は編入できますよと、これで良かったと。受益者のほうにもいろいろ負担金がある。高齢化の中で負担金があるわけですから、そして今回も災害に、大きな災害を被

っております。

そうした中で、先般、ここは農振除外地でしたと、今度は農振除外地でしたからできませんということでしたので、ほ場整備をするのになんで農振除外地かと、これも私は納得できないと言ったわけですが、ここは、ほかの係がこうですからと言った。あんた達が、町の吏員としては、こういうのがあれば次を勉強してこういう編入の方法を1年間かかるんだよと、農振編入をすれば1～2年かかると私は思う。そこらは、町民の利便に立つのがあんた達の行政の吏員の仕事じゃないかということで厳しく申しましたけれども、その後どのようになったか返答はきておりませんが、ここらあたりをどのようにとらえておられるのか、ほ場整備をすれば本当に大きな負担を伴います。高齢化の中で私どももようやく説得して始めたのに、1年間休んでくれといったのが、もうダメだと、そして今こういう形になっているわけです。

そこらあたりを基本的に、どのように考えておられるのかを伺ってみたいと思います。

○助役（経済）（山下 彦志君）

ただいまの御質問ですが、境田地区のほ場整備地区じゃないかと思います。農振除外のときについては、もともと丘の部分と言いますか、新屋敷さんもよく御存知のところであると思いますが、総体的に面積の中で丘の土を取る場所であったと思っておりませんが、そこも編入されたところで農振除外地と、そこがなっていたというふうに考えております。ただ、中山間地のその件については、それぞれ1町8反部が編入されたということで、また職員のほうにもそういうことで指導もいたしますけれども、補助の関係、この前新屋敷さんのほうからもお聞きしておりますので、災害の取り方の関係等についてもそれぞれ聞いておりますので、この前職員のほうにもちょっとつないで調べはさしておりますので、そういうことでおつなぎをさせていただきたいと思います。

○新屋敷 浩議員

先般、助役のほうにもお話をいたしまして、いま回答があったとおりですけど、私が最初申し上げたいのは、我々が相談した時点で上司から言われなくても、これは、ここでダメであったら次のこういう法律があるんだと、こういう制度があるんだというのを職員は、私は勉強していただきたいと、私は素人ですけども、こういう制度があるじゃないか、こうじゃないかということで取り組んでいくわけですから、そこあたりプロではありませんけれども、我々にもせめて、いろいろ研修にも行っていらっしゃるし、そういうことはあるんじゃないかと、私はなぜこのような厳しいことを言うかと申しますと、やはり受益者が負担が高いと、これをどうしてカバーしてやってくれるのかというのが私、代表としての仕事であると、本当に国は厳しいことも言いますけど、そこらあたりが取り組む姿勢だと思うんですよ。

助役の回答でこの件は了解しましたので、砂取り場であったから農振除外地であったと、ほんなかやこれはほ場整備をしたんだから耕地になったんだ、これをこうしてやるのが次の仕事だと私は感じておりますから、このことを申したところでございますので、助役の回答で了解しましたので、やはりこういうものは、町民に本当に利便を図ってやるというのが職員の仕事だと思います。

終わります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

別にありませんので、これで一括質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案１１件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から２９日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第２委員会室、文教厚生常任委員会が第１委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（濱田 等議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。１０月６日は午前９時３０分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前１１時００分

平成18年第5回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成18年10月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(28名)

1番	高 嶺 実樹雄	議員	2番	市 來 修	議員
3番	平 田 昇	議員	4番	新屋敷 浩	議員
5番	肥 後 紀 康	議員	6番	木 下 敬 子	議員
7番	米 丸 文 武	議員	8番	麥 田 博 稔	議員
9番	平八重 光 輝	議員	10番	新 改 秀 作	議員
11番	楠木園 洋 一	議員	12番	宮之脇 金次郎	議員
13番	柏 木 幸 平	議員	14番	久 保 道 夫	議員
15番	別 府 静 春	議員	16番	舟 倉 武 則	議員
17番	日 高 政 勝	議員	18番	田 中 伸 一	議員
19番	柳 田 隆 男	議員	20番	山 崎 文 久	議員
21番	岩 元 涼 一	議員	22番	新 改 幸 一	議員
23番	中 尾 正 男	議員	24番	東 哲 雄	議員
25番	川 口 憲 男	議員	26番	内之倉 成 功	議員
27番	木 下 賢 治	議員	28番	濱 田 等	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	和 気 純 治 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主幹	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助役(総務)	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	永 田 清 信 君
助役(経済)	山 下 彦 志 君	教委社会教育課長	日當瀬 修 二 君
鶴田総合支所長	長 福 節 治 君	建設課長	前 園 義 広 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君	耕地林業課長	脇黒丸 猛 君
環境課長	桑 園 憲 一 君	商工観光課長	橋之口 幸 男 君
福祉課長	福 永 城 君	水道課長	楠木園 建 雄 君
健康増進課長	中 村 政 己 君	税 務 課 長	下 市 真 義 君
すこやか長寿課長	小椎八重 廣樹 君	代表監査委員	下大迫 次 男 君
消 防 長	田 上 泉 君		
企画広報課長	中 村 慎 一 君		
財 政 課 長	二階堂 清 一 君		
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第100号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について
- 第 2 議案第102号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 3 議案第103号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について
- 第 4 議案第104号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5 議案第105号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第106号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第107号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第108号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第109号 土地改良事業の施行について
- 第10 議案第110号 川薩地区介護保険組合の解散について
- 第11 議案第111号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について
- 第12 議案第112号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第6号）
- 第13 議案第113号 平成17年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第15 議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第16 陳情第 5号 全天候型ゲートボール場建設について
- 第17 陳情第 7号 非核・平和都市宣言について
- 第18 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただいまから平成18年第5回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1 「議案第100号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」、日程第2 「議案第102号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第3 「議案第103号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について」、日程第4 「議案第104号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」、日程第5 「議案第105号 平成18年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6 「議案第106号 平成18年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7 「議案第107号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第8 「議案第108号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第9 「議案第9号 土地改良事業の施行について」、日程第10 「議案第110号 川薩地区介護保険組合の解散について」、日程第11 「議案第111号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「議案第100号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定についてから、日程第11「議案第111号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」まで、以上の議案11件を一括して議題とします。

これから、それぞれの各常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。平八重議員。

〔平八重光輝議員登壇〕

○総務常任委員長（平八重光輝議員）

おはようございます。総務常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず「議案第103号 さつま町消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について」であります。

消防組織法の一部改正に伴い、本町における関係条例の一部を改正するものであり、同法の条項変更による改正との説明であります。

次に、「議案第104号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」の関係分につ

いてであります。

歳出の職員の時間外勤務手当について質しましたところ、今回の豪雨災害に伴う職員の時間外勤務手当の総額を4,400万円と算定したが、多くのボランティアの方々にご協力をいただいたこと、被災者の皆様の心情、ほかの被災地自治体の状況等も考慮しながら、できる限りの精査を行い約1,200万円について、休日の振替等で調整を行った、職員の自主的なボランティア活動等も含め、全体的には6～7割程度の措置であるとの説明であります。

委員からは、多くのボランティアの協力、また被災店舗への支援制度等の不十分さが指摘される中で、職員の献身的な活動は認めるものの、町民の理解を得られるよう今後の災害復興等に関し、さらなる努力を求める意見が出されたところであります。

また、今回の歴史的災害において、災害対策における反省点や教訓とすべき事項等について早急に総括を行い、地域防災計画の見直しや現実的な実効性のある防災マニュアルづくりに早期に取り組むよう意見が出され、加えまして、豪雨災害に関し、後世の貴重な資料となるよう、必要な資料の保存、記録誌編さんの推進について意見が出されたところであります。

次に、歳入の地方債において、本町の公債費負担適正化計画について質しましたところ、今回の災害が激甚災害に指定されたことで復旧事業における自己負担分は幾分か軽減される見通しであるが、自治体財政の健全性を示す経常収支比率、実質公債費比率が高い数値を示していることに変わりはない。当該計画に基づき、19年度から7カ年かけて実質公債費比率を18％台にする計画を策定した。特に、19年度から21年度までを適正化重点年度と位置付け、単年度の起債額を災害復旧を含め15億円以下に事業調整する手法を執っていききたいとのことであります。

このほか次の点について、特に町長の見解を求めたところであります。

今回の豪雨災害の経験を踏まえ、確実な情報伝達の推進を図るための検討を早急に取り組む考えはないか質しましたところ、災害時の対応において、町と消防本部との情報伝達、町からの各地域等に対する情報伝達などさまざまな問題点や課題が明らかになった。

町民の生命と財産を守る観点からも確実に正確な情報伝達手段の確保が必要との判断に立ち、現在の防災行政無線を本庁ですべて統括できる方法での整備検討を進めていきたい。また、戸別受信機が設置されていない地域をどうするかという問題については、公民会放送の無線化推進を図り、特に、被災地区を中心に無線化を推進していきたい。

このように当面は、既存の設備を最大限に有効活用して対応を図り、これら情報伝達の諸課題に対処していきたいとのことであります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

総務常任委員会関係の審議を一応中止しておきます。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。宮之脇議員。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（宮之脇金次郎議員）

文教厚生常任委員会の審査の過程と結果について、ご報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第100号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」「議案第104号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）関係分」「議

案第１０５号 平成１８年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」「議案第１０６号 平成１８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」の議案４件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第１１０号 川薩地区介護保険組合の解散について」「議案第１１１号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」の議案２件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第１００号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」であります。

この条例は、さつま町立永野保育所を平成１９年３月末日をもって廃止しようとするに伴い、町立保育所条例を廃止しようとするものであるとのことであります。

質疑の中で、廃止になった場合、現在の入所児童については在園児扱いで、薩摩地域の二つの保育園にお願いするとのことであるが、確実に入園できるよう町としても対処できないか質しましたところ、入園希望の確認はしていないが、在園児扱いとして何とか保護者の希望どおり入園できるよう努力したいとのことであります。

また、地元では、保育園存続の願いがあることから、廃止後についての考えを質しましたところ、町としても条例廃止後に地元の意向を聴き、対処していきたいとのことであります。

次に、「議案第１０４号 平成１８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」の関係分についてであります。

歳出予算の３款３項１目災害救助費の中で、まず、被災住宅応急修理工事の申請状況について質しましたところ、今回の補正は２２０件分であり、専決処分の１３０件と合わせて３５０件の応急修理を計画しているとのことであります。

次に、応急仮設住宅借上と町営住宅の入居の取扱いについて質しましたところ、町営住宅の場合は、住宅全壊をはじめ被災者を対象に３か月間は免除という取扱いをしている。民間の賃貸住宅の場合は、全壊世帯を対象に２年間の家賃は全額助成されることから、町営住宅についても関係課と協議を行うこととしており、希望があれば町営住宅から民間の賃貸住宅へ移ることも可能である。ただ、民間住宅は期間が過ぎた後、家賃が町営住宅より高額になることから、町営住宅か民間住宅かの選択については希望者と協議しているとのことであります。

次に、「議案第１０５号 平成１８年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」についてであります。

質疑の中で、高額医療共同事業等の内容について質しましたところ、これまで県国保連合会が事業主体となりレセプト１件当たり７０万円を超える高額医療費について互助事業が行われてきたが、この高額医療費共同事業費の対象医療費が１８年４月から８０万円に引き上げられ、さらに今回、新たに３０万円を超えるレセプトのうち８万円を超え８０万円までの医療費を対象とする「保険財政共同安定化事業」が創設され、１８年１０月から実施されることから、関係する経費を補正するものであるとのことであります。

次に、「議案第１１０号 川薩地区介護保険組合の解散について」及び「議案第１１１号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」であります。

平成１９年３月３１日をもって川薩地区介護保険組合を解散すること、それに伴う財産処分について、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めようとするものであるとのことであります。

質疑の中で、解散した場合の認定審査会委員の確保について質しましたところ、現認定審査会委員は基本的には白紙になり、今後、実施主体の町から医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係

団体に委員の選出を依頼し、組織を立ち上げていくことになるとのことであります。委員から、解散してスムーズに運営していくためには、現委員を優先的に選任すべきではないかとの意見が出されたところであります。

このほか、次の点について町長の見解を質したところであります。

「さつま町保育所の保育の実施に関する条例」は、昭和22年に制定された児童福祉法に基づき、保育の実施基準を規定しているが、この基準で認められる場合でなければ、保育所に入所希望があっても入所できない状況である。少子化対策が国全体で取り組まれている中、この保育の実施基準を見直す必要はないか、町長の考え方を質しましたところ、現制度では、児童の保育に欠ける場合でないと国県の負担金が交付されない。そうすると一般財源での対応となり、現段階で政策的に実施するのはなかなか厳しいと判断している。ただ、今後の流れとして、国自体が制度的に少子化支援という方向に制度を変えようとしている動きがある。私も機会をつくり、できるだけそういう声が高まるよう努力したいとのことであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。麥田博稔議員。

○麥田 博稔議員

申しわけありませんが、1点だけお聞きしたい。議案第100号についてですけれども、ただいまの報告では、「地元では保育園存続の願いがあることから、廃止後についての考えを質しましたところ、町としては条例廃止後に地元の意向を聴き対処していきたい」ということでありますけれども、条例を廃止すると町立の保育所でなくなるわけですが、本会議で質問があったように、私立保育所の分園とか何とかそういうことを町が対処していくということだったのかどうか、その点をお伺いしておきたいというふうに思います。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（宮之脇金次郎議員）

この件につきましては、あとの陳情を含めてという意味でございます。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

文教厚生常任委員会関係の審議も一応中止しておきます。

次は、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。市来議員。

〔市来 修議員登壇〕

○建設経済常任委員長（市来 修議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重なる審査を行った結果、「議案第102号 さつま町水道事業条例の一部改正について」「議案第104号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）の関係分」「議案第107号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」「議案第108号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」以上の議案4件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第109号 土地改良事業の施行について」は、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第104号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」の関係分についてであります。

6款、農林水産業費についてであります。農業農村振興費の中で、中山間地域等直接支払事業の対象地域内で、水害によりほ場等が流失しているが、引き続き事業の対象になるのか質しましたところ、この事業は平成17年度から平成21年度まで実施されるもので、平成21年度までに復旧される見込みがあれば、引き続きこの事業の対象になるとのことです。

次に、8款、土木費についてであります。道路新設改良費の中で、災害により予算減額や組み替えを行うとのことであるが、予算減になった路線の今後の整備の考え方について質しましたところ、災害復旧を優先しなければならないことから、本庁、両総合支所で協議し、先送りできる路線の予算減額を行った。今回、予算減額した路線は、ほとんどが工事に着手していることから、次年度以降で対応していきたいとのことです。

次に、11款、災害復旧費についてであります。農地・農業用施設災害復旧費の中で、災害復旧申請件数が約1,200件とのことであるが、今後の対応について質しましたところ、農地・農業用施設の災害復旧については、個人からの申請カードに基づいて調査を行い、その中で1件当たりの事業費が40万円以上については一般補助の災害復旧事業で、事業費が5万円以上40万円未満については町単独の災害復旧事業で実施することになる。個人への結果通知は、災害査定後になるとのことです。また、壊れたビニールハウスの撤去に要する経費について質しましたところ、ビニールハウスの撤去をしないと農地の災害復旧ができないことから、撤去に要する経費についても事業対象となるとのことです。ただし、ビニールの処理費用は、農家負担になるとのことです。

次に、道路橋梁河川災害復旧事業費の中で、今回の河川災害は、「寄り州」が影響したのではないかと質しましたところ、「寄り州」除去については、毎年、県にも要望しているが、要望の3割程度の除去実績となっている。今回の場合は、場所によっては「寄り州」があることにより水が堤防を越える可能性もある。一方、「寄り州」を除去したことにより、堤防ブロックが被害を受けたところもある。「寄り州」除去については、現状を踏まえながら要望を行っていくとのことです。

次に、「議案第107号 平成18年度さつま町水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

質疑の中で、今回の水害による水道使用料の減免について質しましたところ、水道使用料の減免期間は、8月から10月までの3か月間で、減免の対象は、被災者台帳で確認できたものについては、すべて減免の取扱いをした。災害発生から9月のメーター検針までの約2か月間で、一般世帯で300トンを超える水を使われたところもあり、減免額で580万円程度になる見込みであるとのことです。まだ、10月分が残っていることから相当な減免額になるとのことです。

次に、「議案第108号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

質疑の中で、災害復旧費の支出が新たに出てきたが、将来の水道使用料金に影響はないか質しましたところ、災害復旧に伴いすべてを国庫補助金等で対応できないため、一部は減価償却費を課していくことから影響がないとは言えないが、ほかの資産において償却が済んでいくものもあり、相殺していくと大きな影響はないと思われるとのことです。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔市来 修議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの経済建設常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただいままで審議を中止しておきました議案第100号から議案第111号までの議案11件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、「議案第100号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

お諮りします。「議案第100号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」の文教厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第100号 さつま町立保育所条例を廃止する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第102号 さつま町水道事業条例の一部改正について」から「議案第108号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案7件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第102号から議案第108号までの議案7件を一括して採決します。

お諮りします。「議案第102号 さつま町水道事業条例の一部改正について」から「議案第108号 平成18年さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案7件について、各常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり、原案可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第102号 さつま町水道事業条例の一部改正について」から「議案第108号 平成18年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」ま

での議案7件については、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第109号 土地改良事業の施行について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第109号を採決します。

お諮りします。「議案第109号 土地改良事業の施行について」、建設経済常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第109号 土地改良事業の施行について」は、建設経済常任委員長報告のとおり可決されました。

次は、「議案第110号 川薩地区介護保険組合の解散について」及び「議案第111号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第110号及び議案第111号を採決します。

お諮りします。「議案第110号 川薩地区介護保険組合の解散について」及び「議案第111号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」、文教厚生常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第110号 川薩地区介護保険組合の解散について」及び「議案第111号 川薩地区介護保険組合の解散に伴う財産処分について」は、文教厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

△日程第12 「議案第112号 平成18年度さつま町 一般会計補正予算（第6号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第12、「議案第112号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上 章三君）

〔町長 井上 章三君登壇〕

おはようございます。「議案第112号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、7月の県北部豪雨災害に係るものが主で、社会教育施設災害復旧費に要する経費及び災害対策費、諸費、公債費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,726万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ181億3,436万9,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○財政課長（二階堂清一君）

「議案第112号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について、内容を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第112号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第112号は委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第112号について、質疑はありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

9ページの総務管理費、諸費の無線放送施設整備事業に関連して質疑をいたします。60戸に近い被災世帯を出した1公民会からの声が届いておるわけです。今回の洪水で、有線放送の無力さを痛感させられたが、これからも起り得る予測できない事態に備えるため、当公民会でも無線放送に切りかえる方針を決めました。しかし、被災世帯が全体の50分に達していないので、補助率は災害が出なかったところと同じ扱いということですと。物事の取り決めに線引きが必要であることは理解できます。しかし、今回、当公民会を無線化に決定させたのは、たくさんの被災世帯を出した水難なのですよ。その被災世帯が負担する分なりとも、特別な配慮はいただけないでしょうか。悲痛な思いで沈み込んでいる被災された方々に、思いやりを込めた助成をしてもらえないかという声です。

私も、この声を理解した上で質します。特に、被災地区を中心に無線化を推進するという方針の執行部、ぜひ検討していただけないでしょうか。

以上です。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいまの件でございますが、先ほど財政課長のほうから説明がありましたとおり、今回、4公民会ということであります。要綱の中では、今回補正をお願いするのはおおむね半数以上の被災を受けた公民会ということでございます。

これにつきましては、防災時の緊急連絡の方法、それから公民会の機能の早期回復でありますとかコミュニティの機能の回復ということを念頭に置いて、まだ被災地も復興途中でありますから早く整備をしてあげたいという中で今回提案をしたものでございますが、皆様方のお手元に今回の交付要綱の改正を、裏表刷でお配りしておりますが、この中で、いま言われたことにつきましては、公民会のおおむね半数以上または10世帯以上が被災し、新たに無線放送施設を設置する場合ということであります。発生の日から起算して2年以内ということでありますから、年度的には3カ年度でできるような形にしております。それから、第3条の第3号の中で、前2項の規定にかかわらずということですが、中段ほどに被災世帯が半数に満たない場合で、10世帯以上の場合には被災世帯のみ当該経費の8割以内としということですので、

そうした今、平田議員の言われましたそうした地域についてはカバーできるものと思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

2～3お伺いしたいと思います。ただいまのこの行政無線で言うか、無線放送施設の件についてでもありますけれども、これと、次の行政無線ですね、無線設備。これが、防災行政無線13ページ、9款1項4目、これの戸別無線機が187万円ですけれども、これの関連はどのようになるのかお知らせ願いたいと。その補助のあり方とかその辺。

それから、この無線の場合に書いてありますけれども、有線の場合で、お金がないから有線にするときには補助はどうするのかということ。今度は、無線にしたら出るということですから、有線の場合には今のこの、これは無線ですから、有線の場合にはその適用はないのか、10戸か2～3戸だから、あとはもう何戸かしよとなったときに、有線の場合はないのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、8款2項2目道路維持費ですけれども、道路維持作業車を購入するということですが、17年度のこの監査意見書に、作業班の貨物自動車及び建設作業機械に関しては、老朽化している建設機械は安全管理の問題と保有車両の年間維持費が多額であることから、早目の更新が課題であると、もう監査意見書でも指摘されてるんですよ。ですから、建設課長にそのような車両が何台ぐらいあって、やっぱ今後の早急に結局更新が課題であるということですが、どのようにお考えなのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、虎居公民館、これはいつごろの完成予定になるのか、もうやはり相当困っておられるようですので、いつごろ完成予定なのか。

以上、3点お願いします。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいまの戸別無線機の購入の件でございますが、これにつきましては、鶴田・薩摩支所管内の戸別無線機の場合で、今回の水没によります購入、それからもう故障して使えなくなった機械等ありまして、今回50機ほど購入をして貸与という形で設置をするものでございます。

それから、有線放送の場合は、有線放送の設置及び更新に係る委託金という形で、従来の補助要綱に基づいてやっていくということで御理解をいただきたいと思います。

○建設課長（前園 義広君）

ただいまの質問でございますが、今回の維持費の中で作業車を購入するということで予算を計上してございます。この道路作業車につきましては、2トンのダンプと4トンのダンプの買い換えをしたいというふうに考えております。

これにつきましては、鶴田総合支所の関係でございまして、現在、平成元年度に購入しました2トン車、それから昭和63年度に購入しました4トン車でありまして、非常にこう修理代がかさんでいるということで、期間も伴うということで、先ほど言われましたように、今回につきましてはこの2台を買い換えをさしていただきたいということであります。

今後につきましては、非常に本庁のほうも、ダンプについても平成2年に買いました2トンダンプがいるわけですが、これがもう21万2,000キロ車が走っておりまして、非常に修繕等がかさんでおりますので、毎日ほとんどダンプについては使っておりますので、こちら辺の買い換えは今後は検討しなければならないというふうに思ってます。

それと、あとショベルなんかもあるわけですが、こちらについては借上料との考えがございま

すので、購入したほうがいいのか借り上げをしたらいいのか、そこら辺はまた検討させていただきたいというふうに思っております。

○教委社会教育課長（日當瀬修二君）

虎居地区公民館の完成予定日の関係でございますけれども、床面より3メートル4センチというふうなふうに浸水いたしておまして、天井裏まで水が浸水したわけでございますので、今回は床、あるいは壁、それから天井等を解体して撤去をして、改修を行っていくという関係で、一応私どもの予定日といたしましては、19年の2月末日を一応予定をいたしているところでございます。

○麥田 博稔議員

道路維持については、町民の要望も多いことですから、支障がないようにやっぱり計画的にしてもらうようお願いをしておきたいと思えます。それから虎居公民館も同じですけれども、できるだけ早くやはり使えるようにしていただきたいと。

それからこの無線については、行政無線、この50機貸与ですけれども、貸与となるとタダですよ、片っ方は金を取ってすると、やはり、これは町長にお伺いせないかんと思うんですけれども、町民の平等とか、公正、税負担のとかいろいろ考えますと、片っ方はタダで貸与すると、片っ方は8割補助とか2割、それからほかのところはもう50機とかいろいろあるんですけれども、今度のこれに関連しますと、例えば1回設置して、この要綱でいきますと、あと公民会が増えて、1個戸とか2個買うときにはもう補助はないわけですよ。公民会に入ってくださいと言って、ようやく入ってもらうように相談をしたときに、無線をつけないかん。子機が大体2万円ちょっとするんですよ。その子機の2万円を公民会で負担ができればいいんですけど、公民会のあれも非常にいま切迫してますので、2万円出してつけるということが非常に難しいんですね。今つけられるところも、大体積み立てをしたり、これから一括で借りて今後分けて払うとかいろんな問題があると思うんですけれども、その辺の基本的な考えをどのようにされるのか。

これには、4項に町長が特に必要と認めるときにはいいというようなことが書いてあるんですけれども、その辺が、町長が特に必要と認めるときに当たるのかどうか、その辺をお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（井上 章三君）

この行政無線の問題と公民館の無線の問題は、またちょっと内容が違いますので、そのところは担当のほうから説明をさせたいと思えます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただいま町長が申されましたとおり、防災行政無線につきましては旧町の薩摩、鶴田、宮之城の無線をいま最大限活用するということでしてあります。

ですから、鶴田、薩摩の場合は、全戸数に貸与という形で配付してございます。旧宮之城の場合は、公民会長、館長、それから消防団職員、そして議員の皆様もですが、あとまた危険地域に配付してございます。

そのようなことで、町長が一般質問で申しましたように、それはもう全体的な部分については将来、デジタル化も含めて統合をしていくということでございまして、麥田議員が言われるその関係は、公民会の無線の放送施設とはまた考え方が異なるものでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

申し上げますが、旧町鶴田、薩摩の場合は、それぞれのところでまた公民会の有線放送なり無線というのは設置をされておりますので、やはり今回いわゆる先ほど言いましたように公民会の部分とその防災行政無線とは別であるということでお考えいただきたいと思えます。

○麥田 博稔議員

結局、旧薩摩と鶴田については、防災無線と公民会の行政無線が2個あるちゅうことでしょう。その防災の無線については町が無料で貸与してると。だから、今度の私が言うのは、今まで旧宮之城は、ちょっと言葉が通じなかったのかもしれませんが、行政無線と防災と一本化されてるんですね、しかもそれが有線になってるんですよ。それで、今度の場合も聞こえなかったんですね、有線で一本になってれば。

だから、合併して旧鶴田と薩摩は、そりゃあもう町のつくり方、いろんなお金の使い方が今まで違ったと思うんですけども、一緒になって片や有線だけしかない地域があるわけですよまだ。片っ方のほうは、防災無線については町が全部買い上げて無料で貸してるわけでしょう。

私が思うのは、公民会の行政無線は聞こえんでも、あした、まあ何だかんだ死ぬとかちゅうことではないんですよ。防災無線については、今度の場合も逃げ遅れたどうのこうのちなって、やっぱり無線化がされてないと。

だから、旧宮之城については、防災行政兼ねて無線化をなさいよと、それには最大、被害に遭ったところは8割あるけれども、ほかのところは5割ですよと、合併したら7割ですか。だから、その差が余りにもひどいんじゃないかということなんですよ。合併して2年もなってくると、町民の公正、公平いろんなことを考えて、水道に固執しますけど水道は統一しましたよね。やろうと思えばできると思う。

だからその、防災無線を、旧宮之城にも金がかかる何だかんだちゅうけれども、やっぱり危険地帯で今度できないところにもそういう設置ができないものかなあと、これは総務委員会のところでもちょっといろいろ話しが合って、今後いろいろそういうセッティングにするということでしたけど、やっぱりこうして予算に187万円とか出てくると、非常に差があり過ぎるんじゃないかというふうに私は思うんですよ。

だから、その辺の考えを町長にお伺いしておきたいと。やはり、総務委員会では今後できるだけ早くというようなことだったんですが、二本立てになってるところと、一本しかなくて、しかもその一本は自分たちも金を出しなさいよというところをどうするのかということを、再度確認しておきたい。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

麥田議員の御指摘はごもっともなことでございます。いわゆる旧鶴田、旧薩摩につきましては、公費でもって全部を購入して無償貸与ということでやっておりますが、旧宮之城町の場合には、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、一定程度減としながら貸与を行っているという実情でございます。

現在のこの無線化の問題につきましては、いわゆる現在の防災行政無線のシステムでございますが、旧3町のシステムそのものが、行政サイドから一方的な通信手段になってるということでございます。

今回の省電力タイプの、各公民会が事業主体になって設置いたします無線につきましては、やはり防災行政無線の内容も聞こえますし、当然、公民会でも活用ができるわけでございますが、そういう戸別の防災行政無線の端末にかかります受信機購入費がかなり多額になるということで、この省電力タイプに切りかえさしていただいております。ですから、これを100円という論理が成り立つか成り立たないかという問題でございますが、やはりその通常は公民会でもこの省電力タイプの無線については使用されておまして、旧薩摩、旧鶴田につきましては、公民会で活用ができないというようなシステムになつてきますので、そういう部分については公民会が活用される部分で、ある程度負担をしていただくということで考えているところでございます。

したがいまして、今回の災害等を踏まえまして、その省電力タイプで将来的にデジタル化が出た場合でも、この省電力タイプの2波用のタイプについては防災行政無線も使えますし、また公民会の放送も使えると、そういう多面性をもっとりますので、そういう部分でカバーをしていきたいと。ですから、そういう負担部分を含めて今回はそういう改善を図っていくということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。中尾議員。

○中尾 正男議員

私も無線のことについて2点ほど伺っておきたいと思います。まず、今回この導入される有線の種類ですが、この前の、私聞いたところ、質問の中で有線放送も集落の有線の無線化も防災行政無線と同時受信が2局できると、改正法ですね。そういう機種の導入になってるのか、そのところが大事だと思うんですが、それであるのかお伺いしておきたいと思います。

それと、もう1点、今回の要綱を見ますと、災害救助法が適用されるような災害はそうしょっちゅうないわけですが、あっても困るわけですが、それに準ずる大規模な災害とありますけれども、これは読みかえてこうしてみますと、あとのほうにある10戸以上の世帯が被災、半数以上、こういうことがこれに準ずる災害というふうに理解していいのか、そこんところを確認をしておきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

まず1点目の2局受信でございますが、旧町宮之城の地域については、町の防災無線とそれから公民会の無線と両方受信ができるようにということで実施をしていただいております。

それから、先ほどのこれに準ずる災害というのは、災害救助法は適用されなくても、いま言われましたように集落ごと、例えば土砂、土石流でありますとかそういう水害にしても発生が予想される、予想というか実際にあった場合は、やはりこの集落の半数以上とか、あるいは10戸以上という、半数以上については適用をしていかなければいけないと思いますが、この10世帯以上につきましても、それに準じた形で適用していかなければいけないというふうに今考えているところです。

○中尾 正男議員

今回のこの交付要綱に適用する災害を受けながら、今回予算に上がってない地区もあります。そして、災害を受けてから2年間ということですから、ここあたり有利な補助でありますから、そういう地域にはやはりこういう条例ができたということを知らせて、早急にやっぱい導入、知らせないかんと思うんですが、そういう周知方をぜひ公民会長さん宛に出していただきたいと思うんですが、その周知方について伺っておきたいと思います。

○総務課長（湯下 吉郎君）

今年度は、この公民会無線につきましても初年度ということでありまして、4月の段階で希望を取り入れながらしてきました。今回、災害ということでこのように措置をしていただいたわけですが、来年度の分からにつきましては、大体12月、当初予算の編成の前までに、こういう被災地域、そして普通の地域も含めて十分周知をしながら推進を図っていきたいと考えております。

○柳田 隆男議員

私もこの無線放送に関連してお尋ねをしたいと思います。と申しますのは、今回のこの災害でもそうでありましたが、携帯電話についてであります。携帯電話というのは、かなりこの緊急時にも、あるいは普段のこの生活にも、もう生活必需品というぐらいな一つの大きな役目をこうして果たしておるようになってきておりますし、もう小学生までもこうして携帯電話を持てると

というような時代であります。

そうした観点から、この緊急時にもそうした役目を果たすわけではありますが、この町内にはかなりエリア外、受信できない、携帯電話を使用できない地域というのがかなりあります。私の近くにも、もう平坦地でありますのに全然入らないという地区が大きく広くあるようであります。

そこで、この中継基地と申しますか、そうした一つの要望というのはどこがどうして行うのか、できれば町当局から、そうしたエリアに入るように要望、要請をしていただきたいというふうに思うんですが、そこらあたりをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○助役（総務）（宮之脇尚美君）

柳田議員の御指摘でございますが、確かに今回の災害が非常に町全域にわたっておりまして、そういう問題が生じております。実はこの携帯電話の問題につきましては、やはり有線等がそういう途絶をされた場合の唯一のそういう情報伝達手段ということになるわけでございまして、私どもも今回のそういう災害等を踏まえながら、携帯電話を取り扱います各社についても、町でもってお願いをしていこうということで考えているところでございます。

現在は、その地域をある程度クリアできる、いろんな携帯電話がございますから、会社等がございますから、そういうものが全部クリアできるかどうかというのはなかなか把握がつかないわけでございますが、極力、町内全域にわたってそういう今回の災害踏まえて、そういうお願いはしていきたいというふうに考えております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。新改幸一議員。

○新改 幸一議員

10ページの、埋め立て処分場管理費の250万円の計上をしてあるわけでございますけれども、説明の中では処分場整備の設計料ということで、説明を受けたところでございますけれども、もう少し具体的に、どういう形に変わっていくんだという中身を教えていただきたいと思います。

○環境課長（桑園 憲一君）

10ページの、250万円のこの処分場整備設計業務の委託料でございますが、現在、今回の水害によりまして出ました一般ごみを全部、最終処分場のほうにいま入れております。

遮水シートが、大体今の現状が3メートルから4メートルぐらいしかありません。ですから、この遮水シートを上の方に、もう1回また新たに整備をしないと、全体にこれを、あそこに埋めるちゅうのはちょっと厳しいんじゃないかということで、そのための事前の設計業務を発注をしたいということでお願いしたところでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから議案第112号を採決します。

お諮りします。ただいまの「議案第112号 平成18年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第１１２号 平成１８年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開はおおむね１０時４５分とします。

休憩 午前１０時３３分

再開 午前１０時４４分

○議長（濱田 等議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第１３ 「議案第１１３号 平成１７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第１４ 「議案第１１４号 平成１７年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第１５ 「議案第１１５号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（濱田 等議員）

次は、日程第１３、「議案第１１３号 平成１７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、日程第１５、「議案第１１５号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」までの議案３件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 井上 章三君登壇〕

○町長（井上 章三君）

「議案第１１３号 平成１７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」「議案第１１４号 平成１７年度さつま町水道事業会計決算の認定について」「議案第１１５号 平成１７年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」、以上３件について一括して提案の御説明を申し上げます。

まず、「議案第１１３号 平成１７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

本決算につきましては、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付し、同法第２３３条第３項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

平成１７年度の国の予算及び財政投融资計画は、構造改革を一層推進するため、改革断行予算という基本路線を継続し、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図るため、歳出改革を一層推進し、歳出の水準について実質的に前年度水準以下に抑制してきた従来の歳出改革路線を堅持、強化することとして編成されました。

また、歳出改革の柱の一つである三位一体改革は、平成１８年度までに実施する改革の全体像にかかる政府与党協議の合意を踏まえ、５兆円の国庫負担金の改革とそれに伴う３兆円の税源委譲をはじめ、５兆円の臨時財政対策債を含む地方交付税改革などが合意に沿って実施されてきました。

こうした状況に合わせ、地方財政計画は改革断行予算の中で策定されました。国とともに簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることに主眼が置かれ、地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するとされてはいるものの、国庫補助負担金改革、交付税改革、税源委譲を柱とする三位一体の改革と合わせて、行政のスリム化を図った徹底した節減合理化による歳出の削減など、行財政改革を盛り込んだ厳しい内容で策定されたところであります。

このような状況の中で、本町は大きな改革の一つと言える合併を成しえて誕生した新しい町であり、平成16年度末での合併であったことから、平成17年度は実質的な調整の初年度と言えると考えております。

町の合併に当たりましては、大きな期待と展望をもってその事務を進め、初年度を迎えたわけではありますが、折からの三位一体改革の影響などもあり、地方、とりわけ過疎地であります本町にとりまして、大変厳しい時代の到来に直面したのも事実であります。

しかし、厳しい財政状況下ではありましたが、さつま町建設計画をもとに、町民の一体性を図ることに傾注しながら、また旧町各地域の特色を生かしながら、各種の事務事業の推進を進めてきたところであります。また、国の三位一体改革をはじめとする改革路線等に対応すべく、行政改革大綱の策定をはじめ、行財政改革に本格的に取り組む具体的な種々の計画を策定し、効率的で持続可能な行財政基盤の確立を目指したさまざまな取り組みにも着手してまいりました。

このように、環境は厳しい状況下での出発となり、順風満帆の船出というわけにはまいりませんでした。町民の一体感の醸成や地域の特色を生かしたまちづくり、調和のとれたまちづくりなど、新町建設のための一歩は確実に踏み出せたものと確信しております。これもひとえに、議員各位をはじめ、町民の皆さんがそれぞれに御支援、御協力をいただいた賜物と、ここに改めて厚く感謝を申し上げる次第であります。

平成17年度の一般会計予算は、繰越分を含め156億7,802万円となったところであります。町民の一体感や新町の活性化に向けての取り組みや、新町の出発に当たり必要な合併関連の諸事業、旧町での継続事業など、調整を行いながら取り組んできたところであります。

歳入決算額は、一般会計で162億8,854万4,000円、普通会計で162億7,899万円となり、比較可能な普通会計で、前年に比較しますと22億7,725万2,000円、12.3%の減となっております。また、自主財源と依存財源の割合で見ますと、町税や使用料及び手数料などの自主財源が39億7,059万円で、全体に占める割合が24.4%、地方交付税や国県支出金などの依存財源が123億1,795万4,000円で75.6%となっており、国県などへの依存財源の割合が高くなっております。

一方、歳出決算額は、一般会計で156億9,306万8,000円、普通会計で156億8,351万4,000円となり、普通会計で、前年度に比較しまして23億5,474万3,000円、13.1%の減となっております。

決算の規模の減少につきましては、昨年度合併に関する直接的な経費を含んでいたこともありまして、単純に比較できないところではありますが、平成16年度決算において基金新設に関する経費が13億円程度、事業主体が民間で町予算を経由した資源循環型畜産確立対策事業関連経費として9億6,000万円程度が含まれていたことなどが上げられます。

性質別経費の増減では、積立金が97.6%の減、物件費が21.0%の減、普通建設事業が7.4%の減となる一方、増加した経費として主なものに扶助費の11.5%の増などがあります。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は5億9,547万6,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源4,054万8,000円を控除した実質収支は5億5,492万8,000円の黒字となりました。また、当該年度だけの収支を示す単年度収支につきましても1億142万

6,000円の黒字となったところです。

平成17年度におきます施策の具体的な内容、成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明資料のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

次に、特別会計であります。まず国民健康保険事業特別会計であります。歳入決算額31億8,830万9,000円、歳出決算額28億7,074万9,000円、差し引き3億1,756万円の黒字となっております。

近年の医療を取り巻く環境は、医療技術の高度化、疾病構造の変化等により医療費は伸び続け、さらには医療サービスに対するニーズが多様化し、医療、介護、福祉による一体的なサービスが求められてきています。

今後におきましても、健全な事業運営を目指し、財政対策や医療費適正化対策、保険税収納率向上対策への取り組み強化に努めるとともに、疾病予防など保健事業に力を注いでまいります。

次に、老人保健医療特別会計であります。歳入決算額52億2,022万2,000円、歳出決算額51億5,433万2,000円、差し引き6,589万円の黒字となっております。

平成14年10月から受給対象年齢が75歳以上に引き上げられたことにより、対象者数は減少しているものの、一人当たり医療費は大きく伸び続けており、医療費自体は増加傾向にあります。

今後におきましても、保健、医療、福祉などとの連携により、老人保健事業の充実を図りながら医療費の適正化に努めてまいります。

次に、町立薩摩診療所特別会計であります。歳入決算額1億5,242万1,000円、歳出決算額1億4,878万3,000円、差し引き363万8,000円の黒字となりました。

診療所は、地域医療施設として多くの町民に親しまれ、利用され、町民の健康保持に大きな役割を果たしています。今後におきましても、町民の地域医療確保と健康増進のため、業務受託者と連携しながら診療所の運営に努めてまいります。診療所については18年度で施設整備等に要した起債償還が終わること、また医師との業務委託契約が期間満了となることから、19年度からの施設運営について検討を進めているところであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額25億1,462万2,000円、歳出決算額24億559万1,000円、差し引き1億903万1,000円の黒字となっております。

本年度、介護保険料を3,600円に設定し、介護サービスを提供してまいりましたが、おおむね計画通りの介護給付額となりました。また、歳出決算額の大部分を占める保険給付費の総額は22億8,625万1,000円で、前年度と比較して476万4,000円、0.2%の増となりました。今後におきましても介護予防サービスの充実を図りながら、早い段階での高齢者の自立支援体制強化に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入決算額7,157万9,000円、歳出決算額6,747万9,000円、差し引き410万円の黒字となっております。

現在の加入戸数は316戸で、前年度と比較しまして14戸の減となっておりますが、さらに加入促進を図りながら、農業用水の水質保全と農業集落における生活環境の向上に努めてまいります。

次に、「議案第114号 平成17年度さつま町水道事業会計決算の認定について」であります。

給水量は116万2,083立方メートルで、前年度に比べ7,612立方メートルの減で、一人1日当たりの使用量は312リットルで、前年度に比べ4リットルの増となっております。ま

た、給水人口は1万204人で、給水区域内の普及率は99.1％であります。

経理の状況ですが、収益的収支においては収入額が1億5,671万9,000円、支出額は1億3,213万3,000円で、当年度純利益は2,458万6,000円となっております。

資本的収支においては、収入額が2,048万9,000円、支出額は4,754万9,000円で、不足する額2,706万円については、当年度分損益勘定留保資金ほかで補てんいたしております。

施設整備につきましては、水源地着水槽上屋工事や配水管改良工事などを行い、施設の整備充実を図ったところであります。

次に、「議案第115号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

本年度より、宮之城、鶴田中央、鶴田及び薩摩簡易水道事業を一つの会計にまとめて、地方公営企業法の財務規定等の全部を適用し、運営を行ってるところであります。

給水量は133万452立方メートルで、前年度に比べ2万3,385立方メートルの増で、一人1日当たりの使用量は約272リットルとなっております。また、給水人口は1万3,388人で、給水区域内の普及率は91.3％であります。

経理の状況ですが、収益的収支においては、収入額が3億1,587万4,000円、支出額は2億8,695万8,000円で、当年度純利益は2,891万6,000円となっております。

資本的収支においては、収入額が7,710万6,000円、支出額は1億6,170万1,000円で、不足する額8,459万5,000円については、当年度分損益勘定留保資金ほかで補てんいたしております。

施設整備につきましては、薩摩金山地区の区域拡張工事や配水管改良工事などを行い、施設の整備充実を図ったところであります。今後におきましても災害に強い水道施設を目指し、安心・安全な水の供給に努めてまいりますとともに、健全な経営に努めてまいります。

以上、平成17年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、社会資本の整備及び住民福祉の向上並びに水道事業の健全経営に努めてきたところであります。ここに改めて議員各位の御理解と御協力に対し深く感謝を申し上げますとともに、あわせてよろしく御審議を賜り、認定いただきますようお願いいたします。提案の説明を終わります。

〔町長 井上 章三君降壇〕

○議長（濱田 等議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。日高議員。

○日高 政勝議員

昨年の決算におきまして、旧町ごと、そしてまた新町分が幾ばくかの期間がございまして、それぞれまた議会の決算特別委員会のほうからも指摘がありまして、執行部におかれましては、それぞれ改善をされてきたと思っております。

そこで、ただいま提案になりました決算について、監査の審査意見書の10ページでございしますが、指摘をされている事項がございます。真ん中ほどに、定住促進事業、旧鶴田町まちづくり定住促進事業、ふるさとづくり定住促進事業の返還金の収入未済額が440万円となってるというようなことで、返還者が1名あったということでございまして、これについては主要施策の13ページの末尾のほうに、それぞれ1名、8万円あったということで記載をされておりますけれども、この実態調査をやっぱしっかりやってくれというような指摘があるようでございしますが、あとこの表によりますと31名の返還予定者、440万円ですかね、未済額が残っておりますけれども、これは貸付金の未収ということになっておるのか。財産の、この決算書の15ページで

すか、財産収入の財産貸付収入、この中を見ましても貸付収入の未済額というのは101万1,000円しかございませんけども、ここで監査指摘は440万円となっておりますが、この分はどこにあらわれているのかお示しをいただきたいと思います。

○鶴田総合支所長（長福 節治君）

このまちづくり定住促進事業、ふるさとづくり定住促進事業でございますが、まちづくりのほうは、平成8年の4月1日から平成13年3月1日までの5年間の事業でございます。それから、ふるさとづくり定住促進事業でございますが、これは平成13年4月1日から平成17年3月21日までの事業でございます。

両事業とも六つの事業がございまして、それぞれ交付要領を設けてございます。事業によって違うんですが、3年以内に転居され鶴田町から出られた場合には全額、5年以内に出られた場合は半額の返還というような規定が設けられております。

昨年度は8万円の返済があったわけですが、雑収入で受け入れたいと思っております。

○日高 政勝議員

雑収入ということになっておるといことでございますが、収入済額のところに、雑入のところに8万円、3,700万の中に入っているといことで理解してよろしいわけですかね。

○鶴田総合支所長（長福 節治君）

そのとおりでございます。

○日高 政勝議員

そうしますと、18ページのこの収入未済額は85万6,300円しか計上してございませんけれども、この監査意見書のほうは440万円ですね、この辺はどうなっているのかお示しいただきたいと思ひます。

○議長（濱田 等議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○鶴田総合支所長（長福 節治君）

大変この事務に不手際がございまして、今までずっと歳入があった場合に同時調定というような格好で調定を立ててきておりまして、今後については改めていかなければならないと考えているところございまして、この85万6,300円の中には、このまちづくり定住促進事業の未済額というのは入っておりません。同時調定をしたということです。

○日高 政勝議員

この決算調製に、確かにこの不備があるということ指摘をして、このことについては、あとで設置をされます決算特別委員会の中で十分審査をいただきたいということで、お願いして終わります。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。舟倉議員。

○舟倉 武則議員

ここで動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案3件につきましては、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とされるこ

とを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ただいま舟倉議員から、ただいま議題となっております議案３件については、１３人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありましたので成立いたしました。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案３件については、１３人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするものの動議は可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前１１時１２分

再開 午後 １時２８分

○議長（濱田 等議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

１６番、舟倉武則議員から、本日の会議に途中退席する旨届出がありましたのでお知らせいたしておきます。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって、木下敬子議員、麥田博稔議員、平八重光輝議員、中尾正男議員、川口憲男議員、平田昇議員、米丸文武議員、宮之脇金次郎議員、田中伸一議員、高嶺実樹雄議員、楠木園洋一議員、山崎文久議員、内之倉成功議員、以上の１３人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました１３人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

△日程第１６ 「陳情第５号 全天候型ゲートボール場建設について」

○議長（濱田 等議員）

日程第１６、「陳情第５号 全天候型ゲートボール場建設について」を議題とします。

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。宮之脇議員。

〔宮之脇金次郎議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（宮之脇金次郎議員）

当委員会に付託されました「陳情第５号 全天候型ゲートボール場建設について」審査の経過と結果について報告申し上げます。

本陳情は、さつま町宮之城屋地９９０番地、宮之城地区ゲートボール協会会長内山文高氏、さつま町求名７０２２－２、薩摩地区ゲートボール協会会長島崎秋男氏、さつま町鶴田５２４７、

鶴田地区ゲートボール協会会長若松義明氏の連名により、平成18年7月6日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、3地区のゲートボール協会では高齢者の健康づくり仲間づくりを目指し、年間計画に基づき競技大会等を実施しているが、雨天時や酷暑の時期の屋外での開催に非常に苦慮している実情であることから、町に対し全天候型ゲートボール場の建設を求めるものであります。

審査に当たり、町当局に対しても同趣旨の陳情書が提出されていることから、関係課に説明を求め、審査したところであります。

説明の中で、ゲートボール場は3地区にそれぞれ設置されており、屋根付は湯田のいぬまき荘の隣に「ふれあい広場」があり、月平均14日、1～2団体が利用している状況である。また、700名程度の参加があるクオラ主催の大きな大会は年2回、4月と11月に宮之城総合グラウンドを利用して開催されているとのことであります。

また、競技人口は、平成18年度の町ゲートボール協会登録チームが24チーム、173人であるとのことであります。

今回の陳情を受け、町当局でも協議・検討を行ったところであり、財政面からも非常に厳しい状況にあることや豪雨災害の復旧を急ぐ必要があることから、既存の施設を有効活用していただきたいとの考えがあるとのことであります。

以上のようなことを踏まえ、審査した結果、本町の財政運営は極めて深刻な事態であり、町民の理解を求めながら財政の健全化と安定した財政基盤の確立に向けさらなる努力が必要であることから、実現の可能性があるかの判断において、非常に難しい現状であり、当委員会としては、本陳情については不採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔宮之脇金次郎議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。

お諮りします。「陳情第5号 全天候型ゲートボール場建設について」に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「陳情第5号 全天候型ゲートボール場建設について」は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

△日程第 17 「陳情第 7 号 非核・平和都市宣言について」

○議長（濱田 等議員）

日程第 17、「陳情第 7 号 非核・平和都市宣言について」を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。平八重議員。

〔平八重光輝議員登壇〕

○総務常任委員長（平八重光輝議員）

当委員会に付託されました「陳情第 7 号 非核・平和都市宣言について」審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町広瀬 870-1、外山一正氏から、平成 18 年 8 月 2 日に提出されたものであります。

陳情の趣旨は、広島・長崎に原子爆弾が投下されてから 61 年を経過し、被爆国として私たち日本国民は核兵器を廃絶し、世界の恒久平和の実現を願っており、国際的にも包括的核実験禁止条約など、核軍縮に向けた対話と協調の時代へと転換しようとしている。しかし、核兵器不拡散条約再検討会議などにおいて核軍縮の課題が前進せず、逆に核拡散の動きも生じている現状である。このように、大量の核兵器が存在している中であって、世界最初に原子爆弾に被爆した国民として、世界に広島・長崎の惨禍を再び繰り返さないよう、核兵器の廃絶を全世界の人々に伝え続けていかなければならない。地方自治体において、核兵器の廃絶と軍縮を世界に訴える「非核・平和都市宣言」を行うことは意義深いことであり、さつま町においても早期に「非核・平和都市宣言」をされるようにとのことであります。

当委員会といたしましては、執行部からの資料等を参考に慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨を了として、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（濱田 等議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから陳情第 7 号を採決します。

お諮りします。「陳情第 7 号 非核・平和都市宣言について」に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、「陳情第 7 号 非核・平和都市宣言について」は、委員長

の報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第18 閉会中の継続審査・調査について

○議長（濱田 等議員）

日程第18、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成18年第5回さつま町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

△閉 会 午後1時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 肥 後 紀 康

さつま町議会議員 平八重 光 輝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長

さつま町議会議員

さつま町議会議員